

Ⅲ 令和元年度 事務事業評価書

事業名	県庁モバイルワーク推進事業	部課(室)	総務部 行政経営企画課	事業 開始年度	H30
-----	---------------	-------	----------------	------------	-----

総合計画	10の事項	11	計画推進の基盤づくり	中項目	2	行財政改革の推進
	小項目			施策		

1 事業のねらい・目的

モバイルワーク導入により、仕事の生産性の向上(県民サービス向上、業務効率化等)を図る。

2 事業概要

○ モバイルワークの試験導入(90台)

- 出張先等からモバイル端末等を通じて、庁内システムに安全にアクセスできる環境を構築する。
- モバイルワーク導入により、出張、現地業務における県民サービスの向上や、業務の効率化を図る。
- 導入結果を全庁的に情報共有し、各部におけるモバイルワークを活用した効果的、効率的な施策立案、事業運営を推進する。

①システム
・リモートアクセス
・セキュリティ対策

②ネットワーク
(閉域網)

③端末

①端末を安全に接続するしくみ
・庁内の情報を端末に直接送信しない
・端末にデータを残さない
・2種類以上の情報を組み合わせる認証(なりすましの防止)
・遠隔で端末の監視・制御が可能
・端末紛失時に遠隔で初期化可能

②効率的・安全管理が可能な端末
・セキュリティを考慮し端末は貸出し(BYOD不可)
・文書作成や資料の問題に備えた操作性

②モバイルを考慮したおとりく
・「情報漏洩」「なりすまし」「覗き見」等、モバイル全般に配慮したおとりくが必要
・仮想化された専用ネットワークであってもおとりくを最適するものは好ましくない

凡例
— : 既存の状況
— : 新規構築の状況
--- : 接続の成り

【事業スキーム図】

行政経営企画課

情報政策課

モバイルワーク導入所属

端末配布、実施状況調査等

実施計画、実績報告

技術的支援、助言等

執行委任

システム、端末等の調達・管理

○ 県民サービスの向上
・説明・指導の質の向上
・レスポンスの向上
・処理時間の短縮
・緊急時の迅速な対応

○ 業務効率化
・転記作業削減
・職場への移動時間の削減
・すきま時間の活用
・出張準備の削減

<導入業務>

- 訪問・指導
- 工事施工管理等
- 許認可等
- 広報
- 企業訪問・PR
- 監査、検査
- 情報収集

3 事業目標等

成果指標		H30	R1	R2	R3	R4	R5
モバイルワークにより生産性が向上した業務数	目標	17	17	17			
	実績	17			試験導入を踏まえて検討		

【指標の考え方】

事前調査により導入効果が高いと見込まれる17業務についてモバイルワークを導入し、業務の生産性向上を図る。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

17業務についてモバイルワークを導入し、端末1台あたりの効率化効果時間が約9時間/月あり、業務の生産性向上が図られた。

4 有効性・効率性	【事業の有効性】 モバイルワークの導入先を入れ替えながら、さまざまな業務で事業の有効性を検証中である。
	【事業の効率性】 リース契約している端末90台の範囲内で導入先を入れ替えることにより、効率的に検証している。

5 事業費（千円）	H30決算	R1当初	R2当初	人件費	H30	R1	R2
歳出	8,982	15,647	15,685	時間	1,023	930	1,023
（うち一般財源）	8,982	15,647	15,685	人件費（千円）	4,203	3,821	4,203

6 見直しの内容	<input checked="" type="checkbox"/> 継続 （ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） <input type="checkbox"/> 一部改善 縮小 ） <input type="checkbox"/> 終了 （ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ）
【上記の理由】	令和3年度の本格導入に向けて、様々な検証を行う必要がある。
【見直し内容】	令和3年度の本格導入に向け、モバイル端末90台を様々な職場への導入や共同運用を試行し、システム環境の拡充や端末の必要台数について検討していく。

(様式1号)

R1年度 事務事業評価書(既存事業分)

事業名	県税収入確保特別対策事業 (個人住民税対策強化事業)	部課(室)	総務部 税務課	事業 開始年度	H23
-----	-------------------------------	-------	------------	------------	-----

総合計画	10の事項	11	計画推進の基盤づくり	中項目	2	行財政改革の推進
	小項目			施策		

1 事業のねらい・目的

市町村の税の徴収力向上を支援するとともに、個人県民税の収入未済額を縮減するため、滞納の防止から徴収までを総合的に取り組むもの。

2 事業概要

- 総合的税収対策
- 課税対策と徴収対策が一体となった集中的・専門的な組織による取り組み

①特別徴収制度の実施促進の取組み(現年度滞納防止対策)

- ・滞納がほとんど発生しない特別徴収(収入歩合99.84%)への移行を図るため、平成29年度課税分から個人住民税に係る特別徴収義務者の「一斉指定」を実施。事業者への周知・広報や関係団体への協力要請、市町村への支援を行い、制度を定着させることにより、効果の拡大を図る。

②政令市との徴収連携の強化

- ・政令市(北九州市・福岡市)の全区と徴収連携を実施することにより繰越滞納事案の滞納整理を促進する。

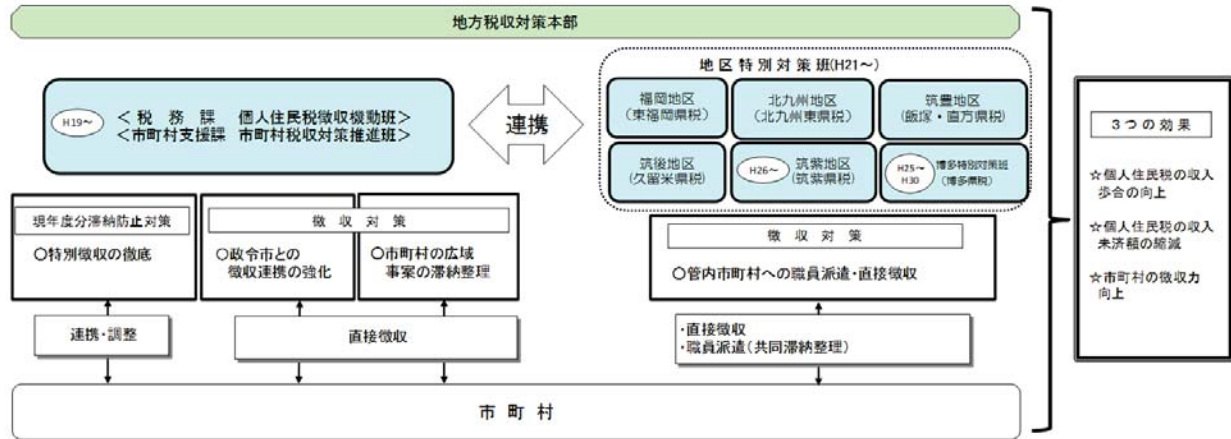
③広域に係る個人住民税の滞納対策

- ・広域滞納事案(県外及び市町村区域外)の集中的専門的滞納整理。

④徴収連携の強化事業

- (1)5特別対策班による市町村の徴収支援(職員派遣・直接徴収)
- (2)地方税収対策福岡県連絡会議による意識喚起
- (3)県内13地区税務連絡協議会徴収対策会議による実践的対策策定

【事業スキーム図】



3 事業目標等

個人県民税の増収効果額

成果指標		H26	H27	H28	H29	H30	累計
個人県民税の増収効果額 (H23ベースによる算定)	目標	10億	12億	12億	12億	12億	58億
	実績	13億	18億	22億	31億	23億	107億

【指標の考え方】

・平成26年度の組織強化の際に設定した、個人県民税の増収効果額(特別徴収推進による効果を含む)を指標とする。

成果指標		H29	H30	R1	R2	R3	累計
個人県民税の増収効果額 (H28ベースによる算定)	目標	7億	6億	7億	7億	8億	35億
	実績	20億	13億				33億

【指標の考え方】

・福岡県財政改革プラン2017の際に設定した、個人県民税の増収効果額(特別徴収推進による効果を含む)を指標とする。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- ・増収効果額は平成26年度以降、継続して目標を上回り、順調に推移している。
- ・平成29年度は、特別徴収義務者の一斉指定の実施により、増収効果額が大きく伸びた。

4 有効性・効率性

【事業の有効性】

・地方税収対策本部で毎年確実に徴収している

地方税収対策本部の徴収額

(億円)

地方税収対策本部徴収額合計	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
	2.3	2.9	7.2	9.7	9.9	10.4	11.2	13.1	14.2	16.8	15.3	13.4

・個人県民税の現年度課税分の収入歩合は上昇傾向にあり、それに伴って翌年度に繰り越される収入未済額も減少

個人県民税(現年度課税分)

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
収入歩合(%)	97.8	97.1	97.4	97.4	97.6	97.5	97.7	97.5	97.7	97.9	98.1	98.8	98.8
収入未済額(億円)	17.9	43.8	43.2	42.5	36.6	36.8	36.2	38.9	37.1	33.9	31.0	20.9	15.8

・対策本部の取組みにより、平成19年度の税源移譲後増加していた滞納繰越分収入未済額は平成24年度以降減少

個人県民税(滞納繰越分)

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
収入歩合(%)	20.4	21.5	28.0	24.7	24.9	24.9	28.1	29.2	34.0	36.3	37.3	37.7	33.0
徴収額(億円)	12.9	13.8	25.1	25.6	28.4	29.4	33.6	34.6	38.3	36.9	33.9	30.4	21.4
収入未済額(億円)	44.9	45.8	60.1	71.6	79.9	82.0	78.4	73.1	63.9	56.1	49.0	43.4	38.4

・平成24年度～26年度に実施した特別徴収未実施事業者への個別訪問の取組み及び平成29年度から実施した特別徴収義務者の一斉指定により、特別徴収実施率は上昇

特別徴収未実施事業所に対する個別訪問件数

成果指標		H24	H25	H26	H27	累計
特別徴収未実施事業所に対する個別訪問件数	目標	2,500件	2,500件	2,500件	2,500件	10,000件
	実績	4,524件	3,295件	3,755件	—	11,574件

特別徴収実施率(特別徴収に係る給与所得者数/給与所得者総数)

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
特別徴収実施率	73.4%	73.5%	74.9%	76.0%	77.0%	78.2%	84.9%	85.8%	86.1%
(参考)全国平均特徴率	71.9%	72.8%	73.8%	76.0%	79.0%	81.3%	83.2%	84.4%	調査中
(参考)全国順位	16位	20位	20位	27位	34位	37位	21位	21位	調査中

【事業の効率性】

・県が個人住民税の徴収に係る方針・対策を一本化することで、県全体(県と市町村)の連携が図られ、効果的・効率的な徴収対策が実践できる。

5 事業費(千円)	H30決算	R1当初	R2当初	人件費	H30	R1	R2
歳出	16,782	22,015	23,239	時間	58,373	58,373	58,373
(うち一般財源)	16,774	17,049	18,185	人件費(千円)	239,797	239,797	239,797

6 見直しの内容

継続 (拡充 改善(実施方法の大きな変更等を伴うもの) 一部改善 縮小)
 終了 (完了 再構築(他の事業に組み替え) 廃止)

【上記の理由】

・個人県民税の収入未済額は平成24年度以降、連続して減少しているものの依然として多額であり、また、県税全体の収入未済額に占める割合も6割を超えている状況であるため、当該事業の取組みを更に拡充していく必要がある。

【見直し内容】

・平成29年度課税分から実施した個人住民税に係る特別徴収義務者の「一斉指定」を定着させることにより新たな滞納発生を防止し、徴収対策として市町村と県との徴収連携を継続して実施するとともに、市町村の相互併任体制を確立させるための組織的な働きかけを行うことで近隣市町村間の連携を促進することにより、収入未済額の圧縮を図る。

(様式1号)

R1年度 事務事業評価書(既存事業分)

事業名	情報バリアフリー向上事業		部課(室)	総務部 県民情報広報課	事業 開始年度	H28
総合計画	10の事項	5	高齢者や障がいのある人が安心してはつらつと生活できること	中項目	3	障がいのある人が自立して生活できる社会をつくる
	小項目	2	障がいのある人の地域生活支援	施策	4	障がいのある人の権利擁護

1 事業のねらい・目的

障がいのある人が県の機関を訪れるにあたり最初に必要とされるのは、適切なコミュニケーションの確保である。そのため、県が障がいのある人との適切なコミュニケーションを行うことができるよう体制を整備する。

2 事業概要

広報窓口案内業務における障がいのある人へのサービス充実
 (1) 各戸配布広報紙の点字版作成
 県政情報を広報する中心的媒体である各戸配布広報紙「福岡県だより」の点字版を作成し、視覚に障がいのある人への情報提供を拡充する。
 (2) 「ふくおかインターネットテレビ(知事記者会見)」における字幕付与
 県政発信の重要な機会である知事記者会見の「ふくおかインターネットテレビ」での配信に際して、字幕を付与し、聴覚に障がいのある人への情報提供を拡充する。

【事業スキーム図】

(1) 各戸配布広報紙の点字版作成

```

    graph LR
      A[県] -- ①委託契約 --> B[点字版製作者  
(社会福祉法人福岡県盲人協会)  
③点字版製作]
      A -- ②原稿送付 --> B
      B -- ④点字版送付(郵送) --> C[視覚に障がいのある人]
  
```

(2) 「ふくおかインターネットテレビ(知事記者会見)」における字幕付与

```

    graph LR
      A[県] -- ①委託契約 --> B[インターネットテレビ製作者  
③動画製作、字幕付与、公開]
      A -- ②原稿送付 --> B
  
```

3 事業目標等

【事業目標】
 県が、障がいのある人との適切なコミュニケーションを行うことができるよう体制を整備するため、希望する全世帯へ「福岡県だより」の点字版を配布することを目標とする。

成果指標		H27	H28	H29	H30	R1	R2
各戸配布広報紙の点字版作成部数	目標	—	600	600	600	700	700
	実績	0	600	600	600	526	

【指標の考え方】
 希望する世帯数全てに配布できるよう、必要部数の確保を図る。なお、必要部数については、社会福祉法人福岡県盲人協会が所管する配布希望リストをもとに設定している。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】
 目標700部に対して、実績は526部であり、目標達成していない状況。未達成の理由は、配布希望者の死亡や転居の件数が、新規配布希望者の人数を上回っているため。

4 有効性・ 効率性	<p>【事業の有効性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 視覚に障がいのある人の多様なニーズに応えるため、点字版を作成している。 ・ 知事記者会見は会見の翌朝には視聴できるようにするなど、迅速な情報発信を行っており、聴覚に障がいのある人への配慮として、平成28年4月分から字幕を付与している。 									
	<p>【事業の効率性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (各戸配布広報紙「福岡県だより」の点字版は現在、社会福祉法人福岡県盲人協会が作成、視覚に障がいのある人への送付を行っており、他に製作者者がいないため、経費の削減は困難である) ・ 経費を上昇させることなく実施している中、動画再生数は増加しており、効率性は向上している。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>月平均動画再生数(回)</td> <td>24,903</td> <td>28,626</td> <td>36,587</td> <td>39,589</td> </tr> </tbody> </table> <p>※再生数については、知事記者会見を含む全ての動画の再生数。また、R1の再生数については9月末時点。</p>		H28	H29	H30	R1	月平均動画再生数(回)	24,903	28,626	36,587
	H28	H29	H30	R1						
月平均動画再生数(回)	24,903	28,626	36,587	39,589						

5 事業費(千円)	H30決算	R1当初	R2当初	人件費	H30	R1	R2
歳出	7,041	6,122	6,208	時間	60	60	60
(うち一般財源)	7,041	6,122	6,208	人件費(千円)	247	247	247

6 見直しの内容
<p>継続 (拡充 改善 (実施方法の大きな変更等を伴うもの) 一部改善 縮小)</p> <p>終了 (完了 再構築 (他の事業に組み替え) 廃止)</p>
<p>【上記の理由】</p> <p>○ 平成28年4月に「障害者差別解消法」が施行され、行政機関には差別的取り扱いの禁止、合理的配慮の提供が義務化された。障がいがある人に対する情報提供体制の充実を図ることにより、障がいの有無によって分け隔てられることなく、障がいがある人もない人も共に生きる福岡県を今後も目指していく必要があり、さらなる取組みが必要である。</p>
<p>【見直し内容】</p> <p>○ 広報ラジオ番組「FM福岡 福岡県だより」なども活用し、視覚に障がいのある人に対し、各戸配布広報紙の点字版の周知を図るとともに、市町村に対し視覚障がい者手帳保持者への周知依頼を行いさらなる需要の掘り起しにつなげる。</p> <p>○ 福岡県庁Twitterに加え、平成29年度から新たに取り組んでいるLINE公式アカウントなども活用し、聴覚に障がいのある人に対し、インターネットテレビ番組(知事記者会見)の周知を図る。</p> <p>○ 様々な障がいのある人に対応できるよう、障がい者関係団体あてのアンケート調査を通して、視覚に障がいのある人が求める情報の把握に努める。</p> <p>○ 北九州市内を管轄する北九州市視覚障害者就労支援センターあいず、福岡市内を管轄する福岡市視覚障害者福祉協会に対し会員への周知依頼を行い、さらなる需要の掘り起しにつなげる。</p>

(様式1号)

R1年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	特別広報事業 (戦略的広報展開事業)	部課(室)	総務部 県民情報広報課	事業 開始年度	H17
-----	-----------------------	-------	----------------	------------	-----

総合計画	10の事項	11	計画推進の基盤づくり	中項目	2	行財政改革の推進
	小項目			施策		

1 事業のねらい・目的

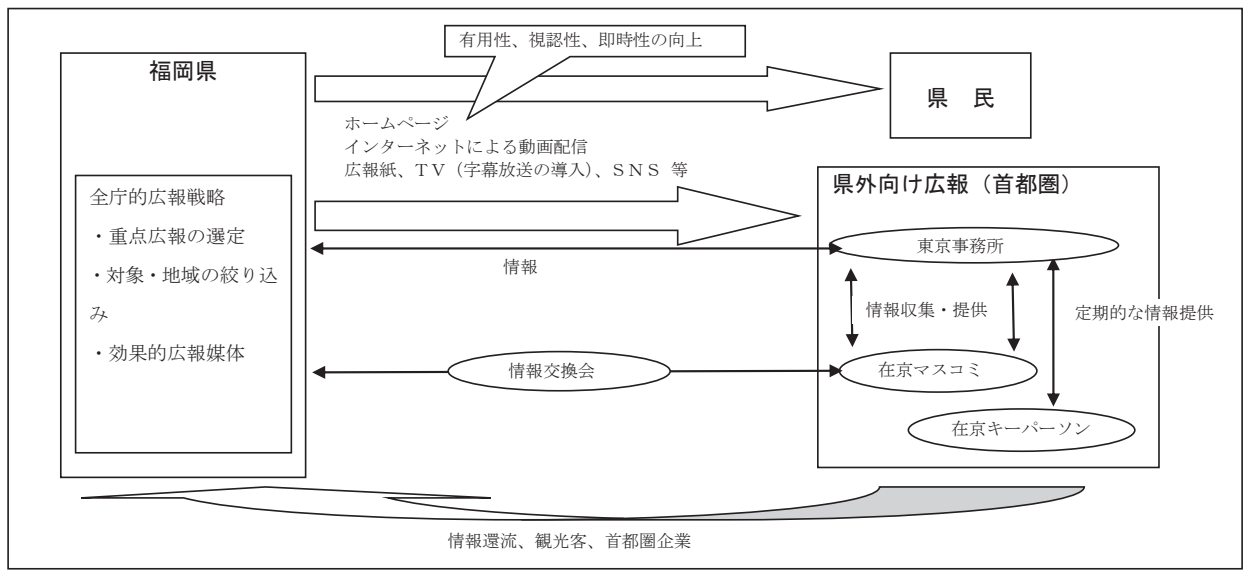
県広報は、本県の施策や魅力を発信していくことにより、県民に対しては施策の浸透や理解、生活利便性の向上を、県外に向けては観光、企業誘致、県産品販促等につなげ、県を日本、アジアの経済・文化・情報の中心地として持続的に発展させていくことを目的として展開している。

県広報を効率的・効果的に実施するため、県の全体的な広報方針・広報計画を策定し、紙媒体やテレビ・ラジオでの広報に加え、インターネットによる動画配信等を行い、総合的な広報体制の構築を図る。

2 事業概要

- 県全体の総合的な広報戦略を展開する。
- ① 県の推進している施策・事業の中から、重点広報テーマ・事業、対象地域、広報媒体等を盛り込んだ全庁的な広報方針の策定
 - ② インターネットによる動画配信の実施
 - ③ 産業政策、観光、福岡ブランドにテーマを絞った首都圏広報活動の強化
 - ④ SNSを活用した効果的な広報

【事業スキーム図】



3 事業目標等

成果指標		H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
動画再生数（月平均）	目標	20,000	22,000	22,000	26,000	33,000	40,000	43,000
	実績	28,187	20,137	24,903	28,626	36,587	39,589	

- 【指標の考え方】
- 動画再生数を指標とし、目標を設定する。
 - 平成30年度からは、facebookを活用した「お知らせ動画」の配信を開始し、これも再生回数に含めてカウント。堅調に再生数を伸ばしている。
 - 令和2年度は、令和元年度目標値に平成30年度と令和元年度上半期実績の差約3,000件を加えた43,000件とする。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- 令和元年度上半期までの再生数は、facebookを活用した「お知らせ動画」により堅調に増加しており、令和元年度目標に到達する見込みである。
- 今後とも動画コンテンツの充実を図るとともに効果的なお知らせ動画の配信を行い、動画再生数の増加を目指したい。

4 有効性・効率性	<p>【事業の有効性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 時間や場所の制限なく視聴できるインターネットの特性を生かし、県の事業や魅力を県内外や海外に発信している。 ○ 多くの人の興味を引くよう、次のような工夫を重ねており、動画再生数の増加につながっている。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 最新の動画情報を県HPのトップページ上に表示させたり、観光・匠の技・グルメチャンネルの動画を県観光情報サイト（クロスロードふくおか）に表示させたり、また民間の無料動画サイト（YouTube）からも視聴できるようにするなど、他サイトとも連携し、動画再生数向上を図っている。 ・ 知事記者会見は会見の翌朝には視聴できるようにするなど、迅速な情報発信を行っている。 ・ 蓄積する動画を見やすくするため、画面のリニューアルや検索機能の追加、人気動画ランキングの表示を行うなど、利用しやすいように工夫している。 ・ いつでもどこでも気軽に視聴できるよう、携帯端末での視聴に対応している。 ・ 聴覚に障がいのある人への配慮として、知事記者会見（平成28年4月分）については字幕を付与している。 ・ 一部動画についてドローンによる撮影を行い、通常見ることのできない視点からの映像を動画に盛り込むなど、より多くの人に動画を見てもらえるよう工夫している。
	<p>【事業の効率性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 経費を上昇させることなく実施している中、日常的なコンテンツの更新や他サイトとの連携などにより、動画再生数が増加しており、効率性は向上している。

5 事業費（千円）	H30決算	R1当初	R2当初	人件費	H30	R1	R2
歳出	15,998	17,303	56,576	時間	5,287	5,287	5,287
（うち一般財源）	15,998	17,303	56,576	人件費（千円）	21,719	21,719	21,719

6 見直しの内容	<p>継続（<u>拡充</u> 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） 一部改善 縮小）</p> <p>終了（完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止）</p>		
【上記の理由】	<p>○ インターネットが急速に普及する中、広く迅速に情報を発信できるインターネット広報の役割は増大しており、今後もこの傾向は続くと考えられるため、さらなる取組みが必要である。</p>		
【見直し内容】	<p>（費用対効果の向上）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成17年度から、インターネット広報の活用、充実を図るため、インターネットテレビによる広報を実施し、動画再生回数が増加するなど充実が図られた。 ○ SNSでの広告機能付き動画「お知らせ動画」のさらなる活用により、インターネットテレビの動画再生数増加及び認知度向上を図る。 <p>（インターネット動画コンテンツの充実）（+11,654千円）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ リポーターを起用した体験型動画などを制作し、動画コンテンツの充実を図る。 <p>（ターゲットに応じた広報の実施）（+27,773千円）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 令和2年度よりインターネットテレビ及びSNSでの動画配信に加え、年齢や性別等の属性に応じた配信が可能な「プッシュ型」でのSNS広告やユーザーの過去の閲覧履歴などに応じて広告が表示される「ウェブ広告」を実施する。 ○ また、自分が必要とする情報のみを受け取ることができるLINEセグメント配信を導入。 <p>（部局間の調整・連携）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 広報に当たっては、各部局と調整の上、より効果的な広報手法の選定・実施に努めている。 		

(様式1号)

R1年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	防災危機管理体制強化推進事業 (防災情報伝達推進事業)		部課(室)	総務部防災危機管理局 防災企画課	事業 開始年度	H18
-----	--------------------------------	--	-------	---------------------	------------	-----

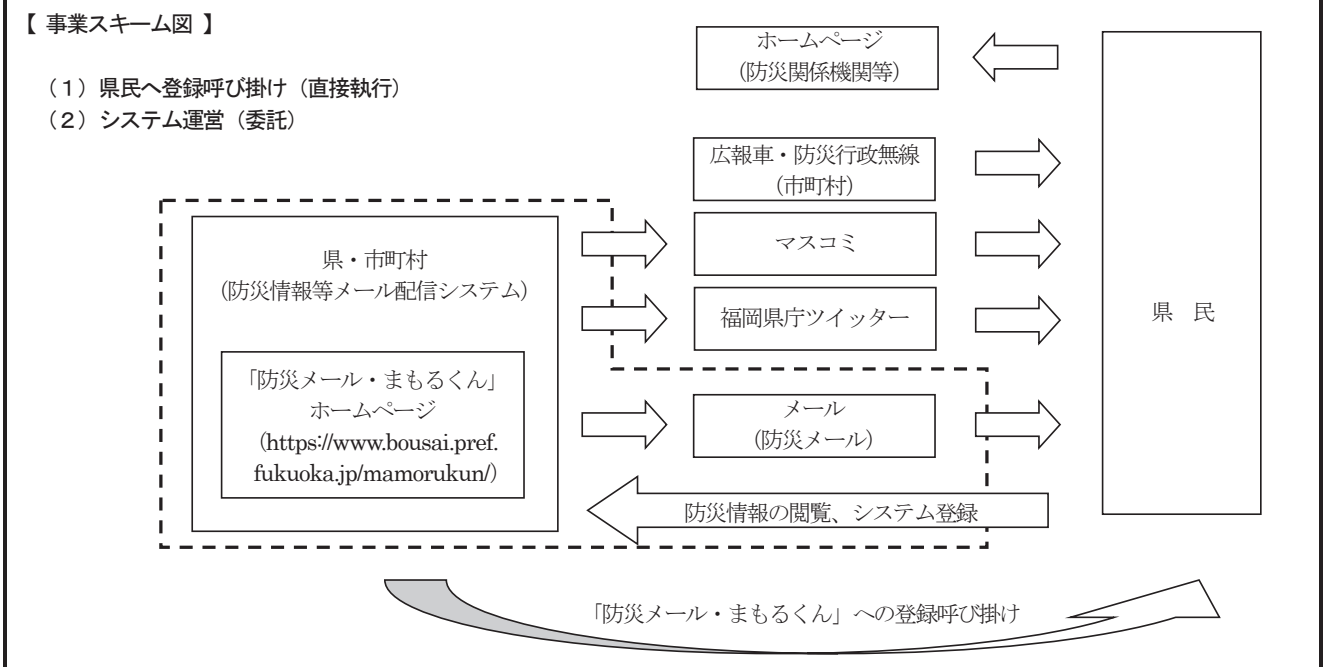
総合 計画	10の事項	9	災害や犯罪、事故がなく、安全で安心して暮らせること	中項目	1	災害に強いまちをつくる
	小項目	1	防災・減災対策の推進	施策	1	防災危機管理体制の強化

1 事業のねらい・目的

災害時における県民への防災情報伝達手段を拡充し、防災情報の迅速・確実な伝達を行う。

2 事業概要

(1) 防災気象情報、避難勧告等の避難情報、地域の安全情報、災害時の安否確認通知などをメールで配信
(2) メールで配信した情報の詳細内容や、避難場所等を地図上で確認できる避難支援マップ等をホームページで提供
(3) 避難情報の発表時にマスコミに自動的に情報を配信 → マスコミはテロップへの表示等により県民へ伝達
(4) 避難情報及び防災気象情報(地震情報、各種警報等)の発表時に、福岡県庁ツイッターに自動的にアラートを投稿
(5) 市町村にも配信権限を付与することで、市町村から住民へ直接防災情報を伝達する手段としても活用



3 事業目標等

成果指標		H29	H30	R1	R2
配信所要時間	目標	5分以下	5分以下	5分以下	5分以下
	実績	約 3.8分	約 3.3分	約 3.5分	
(参考) 配信速度	—	28,500件/分	34,200件/分	34,200件/分	34,200件/分
(参考) 「防災メール・まもるくん」登録者数	—	107,174件	113,591件	121,743件	

R1実績は9月末時点

【指標の考え方】

- ・ 情報伝達の迅速化の観点から、配信所要時間 5分以下を目標とする。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- ・ 配信所要時間は目標値内に保たれている。

4 有効性 ・ 効率性	<p>【事業の有効性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「防災メール・まもるくん」を使ったメール配信により、自治体から県民に対する直接的な情報伝達や、マスコミに対する情報提供を通じたテレビへのテロップ表示等の迅速化など、災害時における迅速な情報伝達に効果を発揮している。 ・県及び市町村から配信されるメールは年間1,200件を超えており、情報発信ツールとして有効に活用されている。 ・簡易な操作で、いつでも直接県民に防災情報を提供できる点でメール配信は効果的である。
	<p>【事業の効率性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・効率よく登録者を増やす工夫として、一般的な防災意識の普及・啓発に加え、市町村の広報や県広報誌への掲載、リーフレットの配布、各種イベントを通じた周知・啓発の実施等に取り組んだ。

5	事業費（千円）	H30決算	R1当初	R2当初	人件費	H30	R1	R2
	歳出	5,736	5,802	5,855	時間	948	948	948
	（うち一般財源）	5,736	5,802	5,855	人件費（千円）	3,895	3,895	3,895

6 見直しの内容	
<input checked="" type="checkbox"/> 継続	（ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの）
<input type="checkbox"/> 終了	（ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ）
<p>【上記の理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 様々な情報手段を使って、気象情報や避難勧告等の情報を迅速かつ確実に県民に伝達することは非常に重要であり、本事業は継続する必要がある。 ・ 登録者数の維持のため、普及啓発活動についても改善を行う。 	
<p>【見直し内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 福岡県庁ツイッターを利用した緊急情報の配信等により、幅広い年齢層へ向けて広報を行う。 ・ コンビニやスーパーマーケットなどの企業へのリーフレット、ポスター配架を行い、広報先の拡大を進める。 ・ 若年層へのPRのため、インターネットを活用した広報を行う。 	

(様式1号)

R1年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	市町村における防災情報の伝達強化事業	部課(室)	総務部防災危機管理局 防災企画課	事業 開始年度	H30
-----	--------------------	-------	---------------------	------------	-----

総合計画	10の事項	9	災害や犯罪、事故がなく、安全で安心して暮らせること	中項目	1	災害に強いまちをつくる
	小項目	1	防災・減災対策の推進	施策	1	防災危機管理体制の強化

1 事業のねらい・目的

【平成29年7月九州北部豪雨における課題】

■事例
土砂災害等により孤立した地域において、固定電話と携帯電話が途絶したため、外部との連絡が取れなくなる事例が発生した。

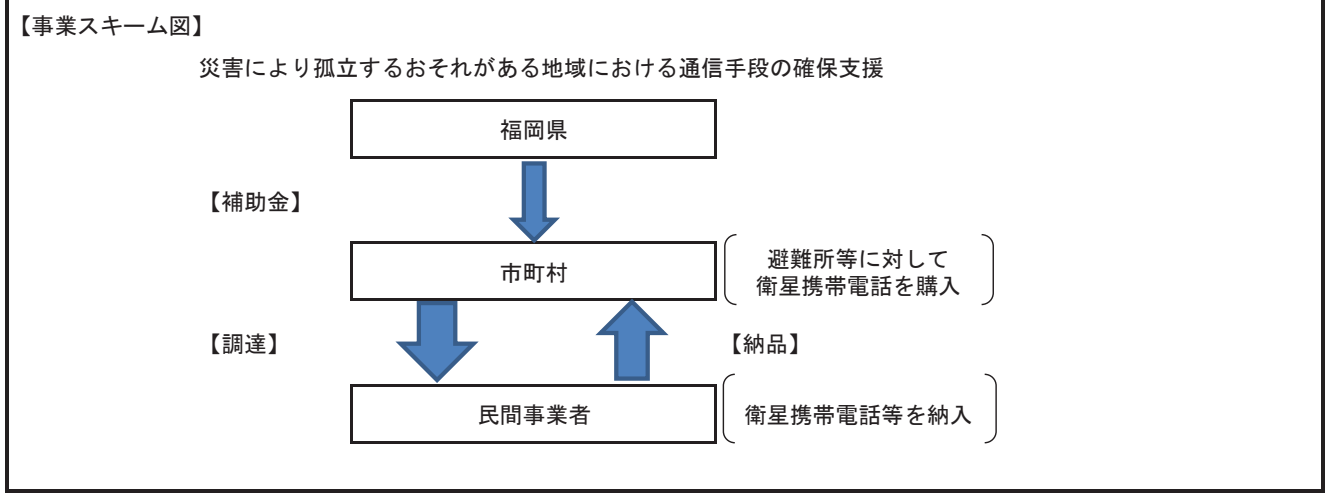
↓

災害により孤立するおそれがある地域における通信手段の確保支援

2 事業概要

■災害により孤立するおそれがある地域における通信手段の確保支援
情報伝達・収集手段の多様化として有効な衛星携帯電話等の普及促進を図る。

(対象自治体： 孤立するおそれがある集落・避難所を持つ市町村
利用者： 避難所運営者、自主防災組織代表者等
対象経費： 市町村が、通信手段確保を目的として衛星携帯電話等を整備する導入経費
(維持費は市町村負担)
補助率： 1/2)



3 事業目標等

成果指標		H30	H31/R1	R2
衛星携帯電話等の整備 (累計)	目標	88か所	176か所	220か所
	実績	64か所		
本事業活用市町村 (累計)	目標	8市町村	16市町村	20市町村
	実績	6市町村		

【指標の考え方】

- 整備台数、活用市町村数を事業の妥当性評価の指標とする (年度ごとの導入数は市町村の意向を踏まえ設定)。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- 目標は未達成であるが、その理由は市町村への事業の必要性の周知不足が挙げられる。

4 有効性 ・ 効率性	【事業の有効性】 ・ 発災直後の被災地内での防災情報伝達・収集の信頼性が向上し、適時・適切な救助活動、避難所支援が可能になる。
	【事業の効率性】 ・ 市町村への周知にあたっては、メールにて通知を行ったほか、副市町村長会議や防災担当課長会議において、事業の概要等について説明を行った。

5 事業費（千円）	H30決算	R1当初	R2当初	人件費	H30	R1	R2
歳出	2,806	9,380	8,084	時間	1,074	1,074	1,074
（うち一般財源）	2,806	9,380	8,084	人件費（千円）	4,412	4,412	4,412

6 見直しの内容	
<input checked="" type="radio"/> 継続（ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） <input checked="" type="radio"/> 一部改善 縮小 ） <input type="radio"/> 終了（ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ）	
【上記の理由】 ・ 災害時に備え、孤立するおそれがある地域における通信手段を確保することは非常に重要であり、本事業は継続する必要がある。	
【見直し内容】 ・ 孤立するおそれがある集落・避難所をもつ市町村に直接出向き、事業の必要性について説明する。	

(様式1号)

R1年度 事務事業評価書(既存事業分)

事業名	国民保護体制推進事業		部課(室)	総務部防災危機管理局 防災企画課	事業 開始年度	H17
-----	------------	--	-------	---------------------	------------	-----

総合計画	10の事項	9	災害や犯罪、事故がなく、安全で安心して暮らせること	中項目	2	犯罪や事故のない社会をつくる
	小項目	1	安全・安心を実感できる治安の確保	施策	7	テロ対策の推進

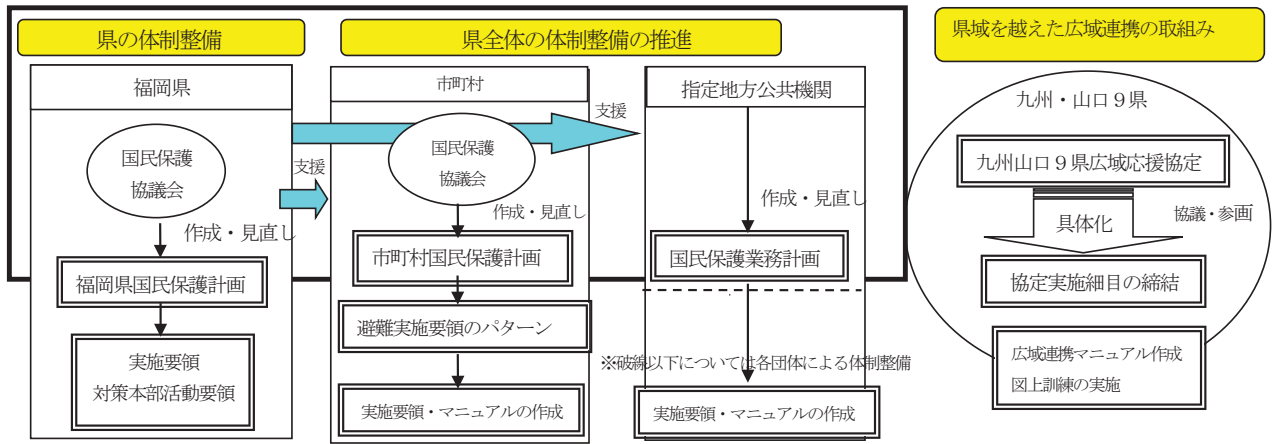
1 事業のねらい・目的

福岡県内における国民保護に関する体制の整備推進を行うとともに、市町村国民保護体制の整備に対する支援を行い、併せて、避難、救援などに関して、県国民保護計画を具体化するものとして実施要領を作成し、事態発生時において迅速かつ適切な対応ができるようにする。さらに、九州・山口各県との協議を行い、県域を越えるような広域的な避難、救援措置などについての連携体制の強化を図る。

2 事業概要

- 福岡県全体としての国民保護体制整備の推進
 - 県計画の見直し及び国民保護協議会の開催・運営
 - 市町村・消防本部・指定地方公共機関等関係機関の体制整備に対する支援
 - 九州・山口各県及び指定都市との連携
 - 国民保護に関する情報収集
- 福岡県国民保護計画の実効性の確保
 - 実施要領の作成及び見直し
 - 国民保護訓練の実施
 - NBC (Nuclear (核・放射性物質), Biological (生物剤), Chemical (化学剤)) テロ対策の推進
 - その他実効性の確保

【事業スキーム図】 国民保護体制整備の推進



3 事業目標等

成果指標		H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
避難実施要領のパターン作成市町村数	目標	24	27	30	30	30	30	36	36
	実績	18	18	18	21	23	32	調査中	
国民保護訓練の実施	目標	1	1	1	1	1	1	1	1
	実績	1	1	0	1	1	1	※1	

※実施予定

【指標の考え方】

- 国民の保護に関する基本指針における市町村の作成努力義務である「避難実施要領のパターン」作成市町村数を指標とする。令和2年度の目標数については、作成率の全国平均(56%)を勘案のうえ、県内市町村数の60%である36市町村を目標とする。
- 福岡県国民保護計画に掲げている対処能力の向上を目的とした訓練の実施を目標とする。毎年1回の実施を目標とする。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- 避難実施要領のパターン作成については、県内市町村の半数近くが未作成の状況であることから、引き続き、市町村への支援が必要である。

4 有効性・効率性	【事業の有効性】 <ul style="list-style-type: none"> 平成18年度から、原則、毎年度国民保護図上訓練等を実施し、国民保護体制整備の検証を行ってきている。 本事業による支援の結果、県内市町村でも、作成した計画に基づいて、国民保護訓練（単独のテロ対策訓練や安否情報システム訓練）、J-ALERTの整備及び職員研修会の開催に取り組んでいる。
	【事業の効率性】 <ul style="list-style-type: none"> 市町村と共催で国民保護訓練を実施し、市町村が訓練の経験を活かして避難パターンを作成することで、個別指導に要する経費を節減している。

5	事業費（千円）	H30決算	R1当初	R2当初	人件費	H30	R1	R2
	歳出	4,799	5,022	4,940	時間	3,584	3,584	3,584
	（うち一般財源）	2,838	3,528	3,411	人件費（千円）	14,724	14,724	14,724

6	見直しの内容
	<input checked="" type="checkbox"/> 継続 （ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） <input type="checkbox"/> 一部改善 縮小 ） <input type="checkbox"/> 終了 （ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ）
	【上記の理由】 <ul style="list-style-type: none"> 市町村毎に避難パターンをあらかじめ作成しておくことは、緊急対処事態が発生した場合に住民を素早く避難させるために非常に重要であり、本事業は継続する必要がある。 また、県の国民保護訓練についても毎年度実施し、万が一の事態に備える必要がある。
	【見直し内容】 <ul style="list-style-type: none"> 令和2年度は、令和元年度の訓練成果を踏まえ、訓練内容を決定の上、自衛隊を始めとする関係機関との連携強化に加え、県の防災危機管理体制、地域防災力の充実・強化を図る。 市町村が「避難実施要領のパターン」を作成するよう、個別訪問・相談対応、作成パターンの共有により支援の強化を図る。

(様式1号)

R1年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	市町村受援計画策定促進事業		部課(室)	総務部防災危機管理局 消防防災指導課	事業 開始年度	H29
総合計画	10の事項	9	災害や犯罪、事故がなく、安全で安心して暮らせること	中項目	1	災害に強いまちをつくる
	小項目	1	防災・減災対策の推進	施策	1	防災危機管理体制の強化

1 事業のねらい・目的

平成28年熊本地震では、市町村の災害対策本部において、市町村災害対策本部の機能不全が発生した。(平成28年熊本地震に係る初動対応のレポートより)
 本県で大規模地震が発生し複数の市町村が被災した場合を想定して、県、市町村及び各関係機関が合同で災害対策本部設置運営訓練(図上訓練)を実施し、迅速かつ的確な災害対応、円滑な受援態勢の確保を目的とする。
 訓練を検証し、市町村の受援計画策定を促進する。

2 事業概要

○ 災害対策本部設置運営訓練の実施

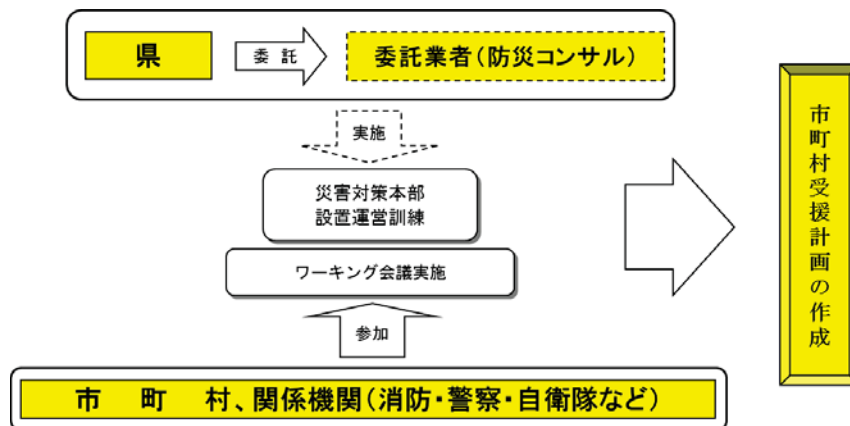
県の地域防災計画及び平成30年度に策定した県の受援計画に基づき、市町村と県、自衛隊、消防本部、物流事業者等の関係機関と連携し、大規模地震発生想定時における被害の情報収集・伝達、避難所の状況把握、応援職員の要請、支援物資の適正配布などの図上訓練を実施する。

(対象) 小郡市、嘉麻市、朝倉市、遠賀町、川崎町、大任町
 ※平成29年度：宗像市、桂川町、平成30年度：大牟田市、吉富町

(内容)

- (1) 市町村の防災態勢の強化を図るため、市町村が実施する災害対策本部設置運営訓練の支援を行う。
- (2) 訓練を検証し、市町村受援計画の策定を促進する。

【事業スキーム図】



3 事業目標等

成果指標		H29	H30	R1
受援計画策定済みの市町村数	目標	—	→	60
	実績	3	14	調査中

【指標の考え方】

県内すべての市町村において受援計画を策定する。

成果指標		R2	R3
受援訓練実施地域数	目標	2	2
	実績		

【指標の考え方】

県内4圏域で市町村が策定した受援計画に基づく訓練を実施する。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- ・平成29年、30年と続く災害の影響により、平成30年度末時点で市町村災害時受援計画を策定している市町村は14市町にとどまっている。
- ・本事業を実施するとともに、職員が市町村を直接訪問し適宜指導すること等によって、令和2年3月までに、すべての市町村において、受援計画の策定が終了する予定である。

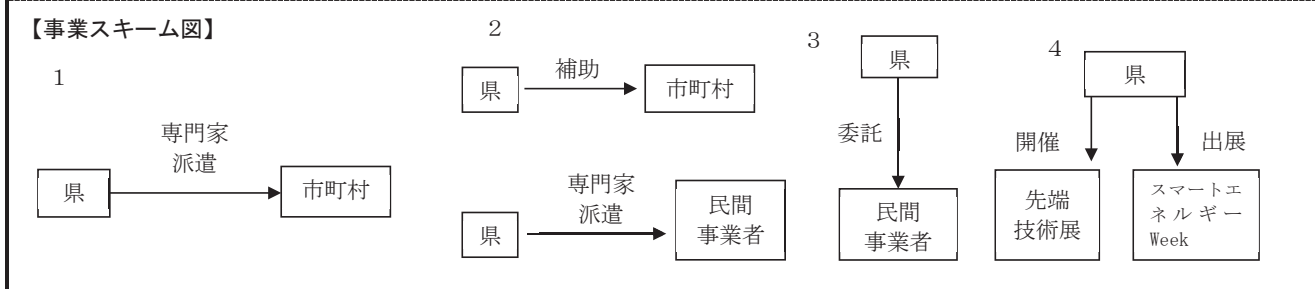
4 有効性・ 効率性	【事業の有効性】 訓練を通じ、県・市町村・関係機関間の役割や災害対応手順・受援活動の手続きを確認し、大規模災害発生時における連携強化を図ることができる。 訓練を検証し、市町村の受援計画策定を促進し、市町村の災害対応能力の向上につながる。
	【事業の効率性】 平成30年度の実績等を勘案し、委託内容の見直しを行うことで委託料の削減を行った。 平成30年度委託料（予算額）：3,232千円

5 事業費（千円）	H30決算	R1当初	R2当初	人件費	H30	R1	R2
歳出	2,980	3,337	2,450	時間	1,884	896	896
（うち一般財源）	2,980	3,337	2,450	人件費（千円）	7,740	3,681	3,681

6 見直しの内容
<input checked="" type="radio"/> 継続 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） <input checked="" type="radio"/> 一部改善 縮小) <input type="radio"/> 終了（完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ）
【上記の理由】 ・本事業を実施するとともに、職員が市町村を直接訪問し適宜指導すること等によって、令和2年3月までに、すべての市町村において、受援計画の策定が終了する予定である。 ・今後は、災害対応力向上に向け、市町村が策定した受援計画の実効性を高める取組みが必要である。
【見直し内容】 ・受援計画を策定していない市町村に対し訓練を実施してきた。その結果、すべての市町村において、受援計画の策定が終了する見込みとなったことから、今後は、市町村の策定した受援計画の実効性を高めるために、市町村の受援計画を基にした訓練を実施する事業に見直す（△ 887千円）

事業名	再生可能エネルギー等導入促進事業		部課(室)	企画・地域振興部 総合政策課エネルギー政策室	事業 開始年度	H24
総合 計画	10の事項	10 環境と調和し、快適に暮らせること	中項目	2 環境に優しく安価で安定的なエネルギー需給構造を実現する		
	小項目	2 多様なエネルギーの導入促進	施策	3 再生可能エネルギーの普及促進		

1 事業のねらい・目的													
<ul style="list-style-type: none"> ○ 再生可能エネルギーの導入支援のための各種施策を展開し、市町村・民間事業者による県内への再生可能エネルギーの導入を活性化することにより、エネルギー源の多様化・分散化を図る。 ○ 再生可能エネルギー分野に関する市町村・民間事業者の取組みを支援することにより、地域経済の活性化を図る。 													
2 事業概要													
<p>1. 市町村における検討・事業計画の立案への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 再エネの取組みが進んでいない市町村に、再エネの導入メリットや先進事例の紹介等を行うことで、地域資源を活用した再エネ事業や、公共施設への再エネ設備導入等の取組みを働きかける。 ○ 地域の実態に即した再エネの導入を進めるため、市町村が組織する庁内検討会議へ専門家(大学教授、コンサル等地域エネルギーに関する有識者)を派遣し、地域資源の活用方法、事業手法等の検討を行い、地方創生総合戦略や総合計画等への位置づけ、事業計画の策定を支援する。 <p>※年間6市町村へ専門家派遣を予定</p> <p>2. エネルギー利用モデルの構築</p> <p>(1) 市町村等によるエネルギー利用モデル構築への支援</p> <table border="1"> <tr> <td>市町村等</td> <td>①エネルギー利用モデル構築促進事業費補助(可能性調査への支援)</td> <td>市町村等が行う、①地域資源を活用した再エネ発電設備導入、②再エネ熱利用、③省エネモデル、④エネルギー関連産業の地域振興・雇用創出モデルの実施検討(事業計画の作成)に対する支援(定額補助)</td> <td>12,000千円 (3市町村程度) (調査委託費、先進地視察等)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>②「地域で取り組む再エネ・省エネ促進セミナー(成果報告会)」の開催</td> <td>エネルギー利用モデル構築に関する情報共有を図るため、県内外の先進事例等の紹介を内容とした市町村・民間事業者・県民向けのセミナーを開催(1回)</td> <td>492千円(報償費、旅費等)</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>③審査委員会経費等</td> <td>採択事業を決定するための委員会経費等</td> <td>504千円(報償費、旅費、委託費等)</td> </tr> </table> <p>(2) 民間事業者等への再生可能エネルギー導入支援アドバイザーの派遣</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ エネルギーに関して専門的知見を有するアドバイザーを県内の民間企業等に派遣し、助言・指導を行うことにより、再生可能エネルギーの導入に向けた事業構築、課題解決を支援する。 6民間事業者等 × 1回 = 計6回 <p>3. 再生可能エネルギー導入支援システムの運用・改良</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 再生可能エネルギー導入検討に必要な基本データを提供する「再生可能エネルギー導入支援システム」をインターネット上において運用することにより、民間企業等における再生可能エネルギー導入を支援する環境整備を図る。 ○ 支援システムの利便性を維持するため、データ更新作業を行う。 <p>4. エネルギー先端技術展の開催</p> <p>(1) エネルギー先端技術展の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ エネルギーに特化した産業界向け(BtoB)の展示会を、西日本総合展示場(北九州市)で開催する。 <p>(2) スマートエネルギーWeek出展</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 2月に東京で開催される「スマートエネルギーWeek2020」に県内中小企業ブースを出展する。 <p>5. 再生可能エネルギー総合調整事務費</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 再生可能エネルギー普及促進に向けた施策の方向性検討・庁内調整、事業者・市町村等への助言・支援、エネルギーに関する情報収集等を行うための事務費 		市町村等	①エネルギー利用モデル構築促進事業費補助(可能性調査への支援)	市町村等が行う、①地域資源を活用した再エネ発電設備導入、②再エネ熱利用、③省エネモデル、④エネルギー関連産業の地域振興・雇用創出モデルの実施検討(事業計画の作成)に対する支援(定額補助)	12,000千円 (3市町村程度) (調査委託費、先進地視察等)		②「地域で取り組む再エネ・省エネ促進セミナー(成果報告会)」の開催	エネルギー利用モデル構築に関する情報共有を図るため、県内外の先進事例等の紹介を内容とした市町村・民間事業者・県民向けのセミナーを開催(1回)	492千円(報償費、旅費等)	その他	③審査委員会経費等	採択事業を決定するための委員会経費等	504千円(報償費、旅費、委託費等)
市町村等	①エネルギー利用モデル構築促進事業費補助(可能性調査への支援)	市町村等が行う、①地域資源を活用した再エネ発電設備導入、②再エネ熱利用、③省エネモデル、④エネルギー関連産業の地域振興・雇用創出モデルの実施検討(事業計画の作成)に対する支援(定額補助)	12,000千円 (3市町村程度) (調査委託費、先進地視察等)										
	②「地域で取り組む再エネ・省エネ促進セミナー(成果報告会)」の開催	エネルギー利用モデル構築に関する情報共有を図るため、県内外の先進事例等の紹介を内容とした市町村・民間事業者・県民向けのセミナーを開催(1回)	492千円(報償費、旅費等)										
その他	③審査委員会経費等	採択事業を決定するための委員会経費等	504千円(報償費、旅費、委託費等)										



3 事業目標等									
【事業目標】再生可能エネルギー普及促進による地域のエネルギー自給力向上									
【県計画・成果指標等】「福岡県総合計画」									
(細) 事項名	成果指標		前 計画		福岡県総合計画 (H29.3月策定)				
			H27	H28	H29	H30	R1	R2	KPI (R3)
再生可能 エネルギー 発電設備	累積導入量 (単位: kW)	目標 KPI	519,000	580,000	2,050,000	2,140,000	2,210,000	2,250,000	2,300,000
		実績	1,727,713	1,919,646	2,115,185	2,283,290			
(指標の考え方)									
※ 前総合計画では、令和2(2020)年度までに、再生可能エネルギー導入容量を90万kW(平成22年度比の3倍)まで向上させることを目標としていた。									
※ 目標値の達成状況を踏まえ、現総合計画では、R3までに230万kWまで向上させることを目標とした。									
【目標達成状況、未達成のときはその理由】									
前総合計画で定めた目標値は達成しており、新たな目標の達成に向け再エネの普及拡大に努める。									

4 有効性・ 効率性	【事業の有効性】
	<ul style="list-style-type: none"> 再生可能エネルギー導入促進に向けた県の役割は、①エネルギーに関する県民意識の改革、②市町村・民間事業者による再生可能エネルギー導入のための環境整備の2つと考えており、本事業において重点的に取り組んでいる。 (市町村・民間事業者による再生可能エネルギー導入のための環境整備) <ol style="list-style-type: none"> 市町村における検討・事業計画の立案への支援 市町村等によるエネルギー利用モデル構築への支援、民間事業者等へのエネルギーアドバイザー派遣 再生可能エネルギー導入支援システムの運用・改良 (エネルギーに関する県民意識の改革に向けた施策) <ol style="list-style-type: none"> 市町村等によるエネルギー利用モデル構築への支援(再掲) ※モデル事業の構築 エネルギー先端技術展の開催 これらの取組みにより、事業目標(令和2年度目標)を既に達成したほか、再生可能エネルギー固定価格買取制度に基づき新たに県内に導入された発電設備の容量も平成30年度末時点で全国第6位(約221万kW)となるなど、再生可能エネルギー先進県として高い評価を受けている。 なお、再生可能エネルギー導入支援システムについては、複数の基本情報をワンストップで提供し、再生可能エネルギー導入の可能性を検討する支援システムとして優れている」との評価を受け、平成26年度新エネ大賞の新エネルギー財団会長賞を受賞している。
	【事業の効率性】
	<ul style="list-style-type: none"> 「2. 市町村等によるエネルギー利用モデル構築への支援(補助事業)」については、その対象を広く公募するとともに、採択審査を外部有識者で構成する委員会で行うなど、事業の効率的・効果的な執行に努めている。 また、その他の事業についても、参加者・利用者からのアンケートを行うとともに、それらの結果を踏まえ、実施内容を毎年度見直すなど、事業の効率的・効果的な執行に努めている。

5 事業費(千円)	H30決算	R1当初	R2当初	人件費	H30	R1	R2
歳出	25,839	24,292	16,924	時間	6,930	4,860	4,163
(うち一般財源)	24,531	22,826	16,551	人件費(千円)	28,649	19,965	17,102

6 見直しの内容	
(継続) (拡充 終了 (完了	改善 (実施方法の大きな変更等を伴うもの) 再構築 (他の事業に組み替え) 廃止)
(一部改善) 縮小)	
【上記の理由】	
<ul style="list-style-type: none"> これまでの取組みにより、本県においては再生可能エネルギーの普及が進んでいるが、平成27年7月に決定されたエネルギーミックスでは、2030年には、再エネの電源構成を2013年比で倍増させていくこととされている。また、平成30年7月に閣議決定された第5次エネルギー基本計画では、再エネを主力電源化していくと明記された。これらを基に地球温暖化対策における温室効果ガスの削減目標が設定されていることから、県として継続して普及拡大に努める必要がある。 太陽光発電を中心に導入が進んできていることから、多様な再エネ導入を促進していく必要がある。 	
【見直し内容】	
(1. エネルギー利用モデルの構築) 《一部改善》 ・セミナーにおける配布資料について、印刷方法を見直す(外注→執務室での印刷)ことで、事業費の縮減を図る。 (▲297千円)	
(3. 再生可能エネルギー導入支援システムの運用・改良) 《一部改善》 ・システムの更新情報の一部について、更新頻度の見直しを行うことで、事業費の縮減を図る。(▲1,376千円)	
(4. エネルギー先端技術展の開催) 《一部改善》 ・エネルギー先端技術展における展示会開催経費の見直しを行うことで、事業費の縮減を図る。(▲4,006千円) ・スマートエネルギーWeek出展について県内中小企業の販路拡大という目的の効果が上がってきたため、出展を終了する。 (▲1,648千円)	

事業名	筑豊地域活性化事業 (田川地域)	部課(室)	企画・地域振興部 広域地域振興課	事業 開始年度	H24
-----	---------------------	-------	---------------------	------------	-----

総合計画	10の事項	1	活力にあふれ成長力に富んだ経済と魅力ある雇用の創出	中項目	6	魅力にあふれた暮らしやすい地域をつくる
	小項目	1	地域の活性化	施策	1	広域連携プロジェクトの推進

1 事業のねらい・目的

- 田川地域の数ある魅力に満ちた資源を広域的に繋げ、地域全体を一つのバーチャルな博物館になぞらえて、「田川地域全体がまるごと博物館」であるという統一コンセプトの下で戦略的なイメージ発信や、展示物である地域資源の整備を行ってきた「田川まるごと博物館プロジェクト」。これまで取り組んできた当プロジェクトで整備した地元の人的ネットワークや地域資源を最大限活用し、この事業が地域で自立・自走していきような様々な取組みを展開する。また、地域住民にも地域が一体となって観光による地域づくりを進めているという認識を持ってもらい、地域全体で観光客を受け入れていくという意識の醸成を図っていく。
- 田川地域の喫緊の課題である人材育成を図るため、将来のリーダーとしての資質や生きていくためのたくましさ、地域への愛着・誇りを持った地域に貢献する人材育成プログラム「田川飛翔塾」を実施する。「日本の次世代リーダー養成塾」との連携や、卒塾生同士の交流を図るための同窓会等の取組みを加えていき、地域に貢献する若者を輩出し、地域内で人材力育成の自主的な取組みが継続していく機運を醸成していく。

2 事業概要

I プロジェクトの推進

1 田川まるごと博物館プロジェクト

(1)「田川はひとつ」発信事業	①ホームページによる情報発信
	②田川地域共通の資源をPRする情報誌の作成
	③「田川はひとつ」都市圏プロモーションの開催
	④田川地域共通の資源をめぐる「あったがわの旅」の開催
	⑤田川地域共通の資源をめぐるスタンプラリー、PRイベントの実施

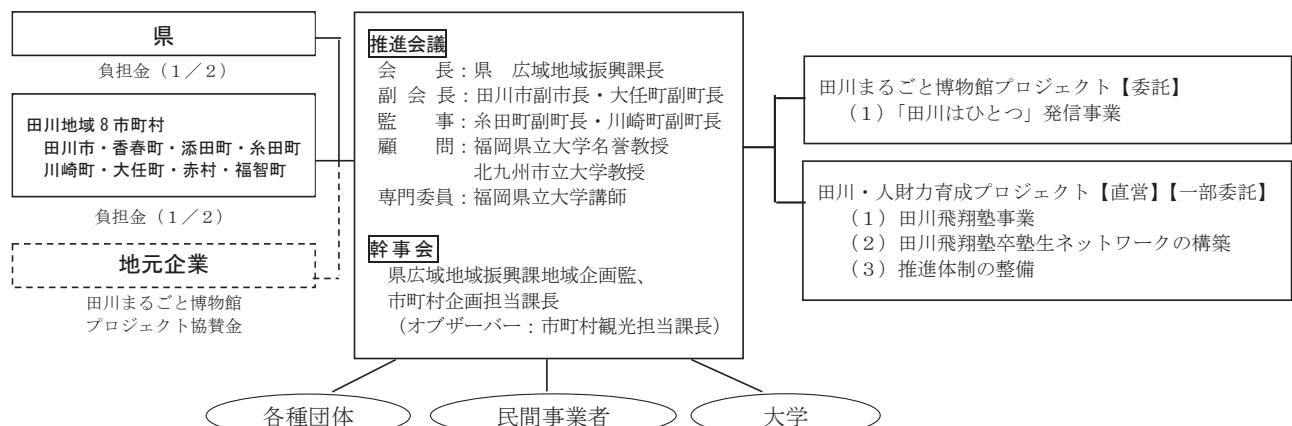
2 田川・人材育成プロジェクト

(1)田川飛翔塾事業	田川地域の将来を担う中学生を、地域リーダーとして養成する4泊6日のサマースクール
(2)田川飛翔塾卒塾生ネットワークの構築	卒塾生のネットワークづくりとフォローアップのための同窓会
(3)推進体制の整備	民間、行政で構成する会議の開催、地域住民へのプロジェクトのPRのための活動事例集の作成

II 田川広域連携プロジェクト推進会議の運営等

顧問への謝金、茶代等、消耗品。事務局(県)の活動旅費等。

【事業スキーム図】



3 事業目標等		成果指標	H27	H28	H29	H30	R1	R2
1 田川まるごと博物館プロジェクト	観光入込客数(千人)	目標	4,415	4,435	4,455	4,475	4,495	4,515
		実績	4,675	4,541	4,340	調査中		
(1)「田川はひとつ」発信事業	参加者の参加後の田川地域に対するイメージの変化の割合(%)	目標	—	90	90	90	90	90
		実績	—	76	72	64	調査中	
2 田川・人財力育成プロジェクト	参加者の参加後の将来の夢や目標に対する意識の変化の割合(%)	目標	90	90	90	90	90	90
		実績	86	94	93	93	94	

【指標の考え方】

- 田川まるごと博物館プロジェクト
 - 「福岡県観光入込客数」(観光・物産振興課(現観光政策課)調査)におけるH24～H25年の1年間の県全体の増加率0.46%により、R2年観光入込客数を4,515千人と設定。
 - 「田川はひとつ」発信事業は、イベント参加者に対してアンケートを実施し、地域の疲弊したイメージの払拭につながった割合を、目標「平均90%以上」と設定。
- 田川・人財力育成プロジェクト
 - 「田川飛翔塾事業」は、参加者に対してアンケートを実施し、参加後の将来の夢や目標に対する意識が好転した割合を、目標「平均90%以上」と設定。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- 「田川はひとつ発信事業」は、目標を下回っているものの、一方、参加者の満足度は非常に高く(「満足」「ほぼ満足」で90.7%)、自由記述欄でも田川地域へよい印象を持っていることがうかがえる意見が多く見られることから、今後アンケートの設問の見直しを検討したい。
- 「田川飛翔塾事業」は目標を上回っている。

4 有効性・効率性	【事業の有効性】	各プロジェクトにおける事業を通じて、地域住民や地域団体等の有機的な結びつきが始まっており、地域力が全体的に高まってきている。
	【事業の効率性】	事業の計画及び実施に当たっては、前例踏襲にせず、地元へのノウハウの蓄積のためにも可能な限り委託を行っているが、効率的に実施する必要がある場合は直営で行うなど、事業実施の工夫に努めている。

5 事業費(千円)	H30決算	R1当初	R2当初	人件費	H30	R1	R2
歳出	6,198	6,078	5,875	時間	5,280	5,280	5,280
(うち一般財源)	4,305	3,240	3,141	人件費(千円)	21,691	21,691	21,691

6 見直しの内容	<input checked="" type="checkbox"/> 継続 (拡充 改善(実施方法の大きな変更等を伴うもの) <input type="checkbox"/> 一部改善 縮小) <input type="checkbox"/> 終了 (完了 再構築(他の事業に組み替え) 廃止)
【上記の理由】	<p>事業の実施に当たっては、地元市町村や地域住民、地域団体等の意見、事業実績を十分に踏まえながら、事業の見直しを行う予定。広域連携の取組みにより、地域団体等が有機的に結びつき、全体の地域力が向上しつつあるところであり、今後も継続が必要である。</p>
【見直し内容】	<p>○ 費用対効果の向上 「田川まるごと博物館プロジェクト」では、今後の自立・自走も見据え、さらに地元企業からの協賛金を得ていく予定。</p> <p>○ 部局間の調整及び連携 「田川まるごと博物館プロジェクト」では観光政策・観光振興課、市町村の観光部門、福岡県観光連盟、「田川・人財力育成プロジェクト」については、青少年育成課及び筑豊教育事務所、英彦山青年の家、市町村の教育部門との調整や連携を図る。いずれの事業も、これまでどおり、関係部局との調整及び連携を行う。</p> <p>○ その他 「田川まるごと博物館プロジェクト」のホームページによる情報発信は、委託先の自主財源による運営に変更。(▲126千円) 「田川飛翔塾事業」については、地元市町村や地域住民の意見を踏まえ、カリキュラムの内容の拡充及び効率化を行っている予定。</p>

(様式1号)

R1年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	糸島地域活性化事業		部課(室)	企画・地域振興部 広域地域振興課	事業 開始年度	H27
総合 計画	10の事項	1	活力にあふれ成長力に富んだ経済と魅力ある 雇用の創出	中項目	6	魅力にあふれた暮らしやすい地域をつくる
	小項目	1	地域の活性化	施策	1	広域連携プロジェクトの推進

1 事業のねらい・目的

- 九州大学、中村学園大学と糸島市との連携協定を活用して、「いとしま学プロジェクト及び「農業振興プロジェクト」を実施。プロジェクトを通じ、九州大学、中村学園大学の地域貢献への意識醸成、教育力向上に取り組む糸島地域のイメージ向上を図る。
- 糸島地域の歴史や自然、未来の姿などについての学習を通じ、子どもたちの郷土への誇りや愛情を育み、将来、同地域を支えることのできる人材を育成する。また、糸島地域における農業振興に係る取組みを通じ、同地域の農業の人材育成、農産物のPRを行う。

2 事業概要

1 プロジェクトの推進

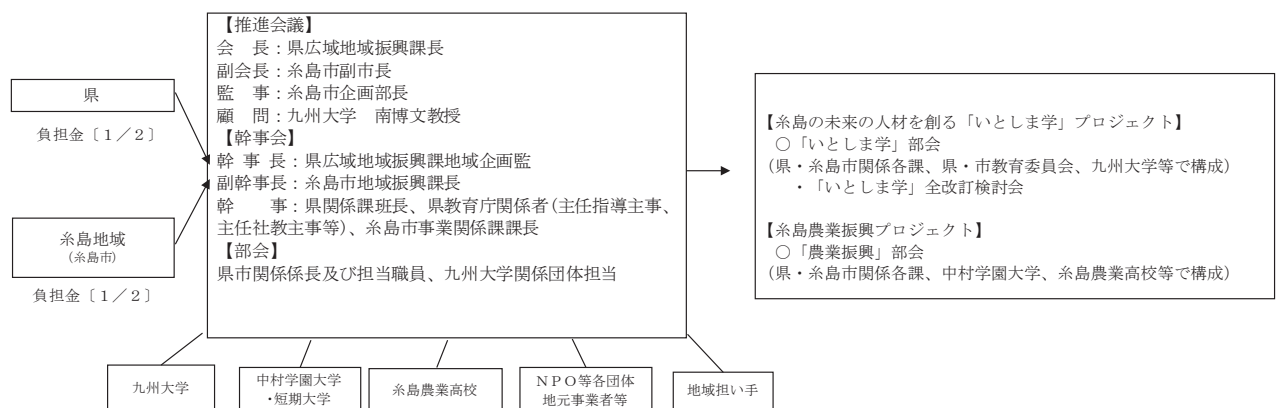
県、糸島市及び地域の多様な主体が連携して、次のプロジェクトを実施する。

事業名	事業概要
糸島の未来の人材を創る「いとしま学」プロジェクト	(1) 未来の糸島を創る「いとしま学」チャレンジ教室 糸島市内6中学校を対象に実施(九州大学伊都キャンパス等で実施) 九州大学の研究者、糸島出身、在住の各界で活躍している方を講師として招聘し、講義、グループワーク、現地見学を実施し、糸島の歴史、自然などのテーマを過去、現在、未来の視点で多角的に学習する
	(2) 「いとしま学」生涯学習講座 県民を対象として講義と実地体験を組み入れた講座の実施。テキスト「いとしま学」を活用し、糸島の歴史や文化、自然をテーマにした講座の開催
糸島農業振興プロジェクト	(1) 糸島農業高等学校との連携事業 糸島農業高等学校の生徒による糸島産農作物を使った料理講座や小物づくり講座「糸農講座」の開催
	(2) 中村学園大学・短期大学との連携事業 学生による農作業や商品開発の実施

2 糸島地域広域連携プロジェクト推進会議の運営

会議、幹事会等の開催(顧問への謝金、消耗品、事務局(県)の活動旅費)。

【事業スキーム図】



3 事業目標等						
○糸島の未来を創る「いとしま学」プロジェクト						
成果指標			H29	H30	R1	R2
郷土に対する愛着や誇りに思う気持ちが深まった人の割合	目標		90%	90%	90%	90%
	実績		95%	87%	調査中	
○糸島農業振興プロジェクト						
成果指標			H29	H30	R1	R2
講座参加者数（延べ数）	目標		—	120名	130名	130名
	実績		—	128名	調査中	
糸島地域の農業に対する理解が深まった割合（郷土愛醸成につながったか）	目標		—	90%	90%	90%
	実績		—	86%	調査中	
【指標の考え方】						
<ul style="list-style-type: none"> ・郷土に誇りや愛情を持ち、糸島地域に定住して、同地域を支える人材の育成を目指しており、「いとしま学」チャレンジ教室実施後のアンケートにおいて、糸島地域に対する興味・関心度の向上など郷土に対する愛着度の割合90%を目指す。 ・糸島の農産物を活用した「糸農講座」の受講を通じ、糸島産食材の魅力を学ぶ契機づくり、地産地消を高めることが目標であることから、講座参加者数を指標にするとともに、実施後のアンケートにおいて、糸島地域の農業に対する理解が深まったと回答した人の割合90%を目指す。 						
【目標達成状況、未達成のときはその理由】						
各プロジェクトにおいて、H30年度は概ね目標を達成している。 R1年度実施中分については、調査中。						

4 有効性・効率性	【事業の有効性】 各プロジェクトを通じて、教育機関や地域団体等の有機的な結びつきが始まっており、大学等と連携し中学生が自分たちが暮らす地域について考えを深めることに繋がっていることや、地域内外に幅広く糸島地域の地域資源や農業の魅力をPRできており、地域力の高まりがみられる。
	【事業の効率性】 県、市が予算を折半し、連携して事業を実施することにより、効率的かつ効果的な事業展開ができています。

5 事業費（千円）	H30決算	R1当初	R2当初	人件費	H30	R1	R2
歳出	5,172	4,600	4,166	時間	3,830	3,830	3,830
（うち一般財源）	2,960	2,705	2,492	人件費（千円）	15,734	15,734	15,734

6 見直しの内容	
<input type="checkbox"/> 継続（ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） <input checked="" type="checkbox"/> 一部改善 縮小 ） <input type="checkbox"/> 終了（ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ）	
【上記の理由】	
<ul style="list-style-type: none"> ・事業の実施に当たっては、糸島市や地域住民、団体等の意見や事業実績を十分に踏まえながら、事業の見直しを行っていく。 ・事業を通じて、市や関係団体等との有機的な結びつきにより、糸島地域における地域力が向上しているところであり、今後も継続していく必要がある。 	
【見直し内容】	
<ul style="list-style-type: none"> ・「いとしま学」生涯学習講座について、今後の自立・自走を見据えた形になるよう実施内容を一部見直す。県が直営することで培った講座運営に関するノウハウを委託先に引き継ぎ、円滑に実施されるよう支援する。 ・市や関係団体（九州大学、中村学園大学、農業高校、市内中学校、農協、観光協会等）、講師及び参加者等の意見を踏まえ、内容の改善、運営の効率化を図っていく。 	

(様式1号)

R1年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	ソフトバンクホークス・ファームを活用した 筑後七国活性化推進事業	部課(室)	企画・地域振興部 広域地域振興課	事業 開始年度	H29
-----	-------------------------------------	-------	---------------------	------------	-----

総合計画	10の事項	1	活力にあふれ成長力に富んだ経済と魅力ある雇用の創出	中項目	6	魅力にあふれた暮らしやすい地域をつくる
	小項目	1	地域の活性化	施策	1	広域連携プロジェクトの推進

1 事業のねらい・目的	<p>【現状・問題点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ソフトバンクホークス・ファーム球場の筑後市での開業（平成28年3月）以来、試合期間中（3月～9月）に多数の観客が球場へ来場している。 ○ 来場者のうち、試合前後に近隣市町など球場以外の場所へ足を運ぶ観客は少数であり、その理由として「情報が無い」ことが挙げられている。 ○ 筑後七国の市町、経済団体は、来場者を各市町に誘導していく取組みを一体となって実施していくこととしており、県がこの取組みを支援し、早期に効果的に実施する必要がある。 <p>【事業のねらい・目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 福岡都市圏など他地域や他県からの来場者に「筑後七国」（柳川市、八女市、筑後市、大川市、みやま市、大木町、広川町）の魅力をPRし、交流人口の増につなげる。
-------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

2 事業概要	<p>1. 「筑後七国観光フェスタ」の開催 土日の試合日に、球場敷地内で「筑後七国観光フェスタ」を開催し、七国の観光情報の紹介やグルメ・特産品などの販売を行う。また、試合観戦者も地域住民も楽しめるイベントとして、試合開始前にステージイベントを開催する。</p> <p>(1) 観光・物産ブースの設置 土日の試合日に球場敷地内に七国の観光・物産ブースを設置する。</p> <p>(2) ステージイベントの実施 試合観戦者も地域住民も楽しめるステージイベントを実施し地域の魅力を発信する。</p> <p>2. 筑後七国の観光情報の発信 既設のHPを活用し、地元ホークスファンによるおすすめ情報のインターネットの発信を行う。また、筑後七国の季節ごとの旬の観光・物産情報を満載した季刊情報誌の制作や体験型観光ツアーを実施する。</p> <p>(1) 地元ホークスファンによるおすすめ情報のインターネットによる発信 各団体のホームページ、SNSを活用し地域イベントや観光スポット等を発信する。</p> <p>(2) 季刊情報誌の発行 筑後七国の季節ごとの旬の情報やスタンプラリーを掲載した季刊情報誌を発行する。</p> <p>(3) 季刊情報誌等を活用した県外観光PR活動の実施 ホークスカンパ地にPRブースを出展し、季刊情報誌等を配布するなど観光PR活動を実施する。</p> <p>(4) 体験型観光ツアーの実施 筑後七国の地域素材を活用した体験プログラムツアーを実施する。</p>
--------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

【事業スキーム図】	<p>福岡都市圏などの他地域または他県からのホークスファーム来場者に「筑後七国」の魅力をPRし、訪問につなげる。</p> <pre> graph LR A[県 負担金 (1/2)] --> C[筑後七国活性化協議会 (構成員) ・ 7市町、県 ・ 筑後七国商工連合会 ・ アドバイザー (ホークス)] B[筑後地域7市町 負担金 (1/2)] --> C C --- D["○筑後七国観光フェスタの開催 ○筑後七国の観光情報の発信"] </pre>
-----------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

3 事業目標等					
成果指標		H29	H30	R1	R2
筑後七国への観光入込客数	目標	6,400千人	6,500千人	6,600千人	6,700千人
	実績	6,574千人	調査中	調査中	
観戦者のうち筑後七国の主な観光（物産）施設への立ち寄り者数（スタンプラリー参加者数）	目標	1,000人	1,200人	1,400人	1,600人
	実績	878人	1,092人	調査中	
【指標の考え方】					
<ul style="list-style-type: none"> 筑後七国の交流人口の増加を図るため、「筑後七国への観光入込客数」を指標に設定。※実績は2年遅れで判明する。関係7市町のH25年度からH26年度の観光入込客数の伸び率及びホークスファームの移転効果を考慮し、100千人/年の増を目標とする。（H25実績：6,242千人→H26実績：6,305千人（1.01%、約63,000人の増）） 筑後七国における周遊を促進するため、「スタンプラリー参加者数」を指標に設定。年間200人の増を目指す。 					
【目標達成状況、未達成のときはその理由】					
<ul style="list-style-type: none"> H30スタンプラリー参加者数は、目標値には達していないが、平成30年3月中旬から始めたアプリ版の導入で増加している。 					

4 有効性・効率性	【事業の有効性】
	<ul style="list-style-type: none"> 事業を通じて、関係市町や経済団体等との有機的な結びつきが始まっており、「筑後七国」としての取組みの推進により、試合観戦前後に観光スポットに立寄る人（又は立寄る予定）の割合が増加※するなど、本地域の魅力向上等につながっている。 ※参考）来場者へのアンケート結果 <ul style="list-style-type: none"> 試合前後に観光スポットに立寄る（または立寄る予定）7.7%（H28）→30%（H30）
	【事業の効率性】
	<ul style="list-style-type: none"> 県及び市町が予算を折半し、連携した事業を実施することにより、効率的かつ効果的な事業展開ができています。

5 事業費（千円）	H30決算	R1当初	R2当初	人件費	H30	R1	R2
歳出	4,148	4,161	2,183	時間	1,953	1,953	1,953
（うち一般財源）	2,074	2,081	1,092	人件費（千円）	8,023	8,023	8,023

6 見直しの内容	
継続（拡充	改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの）
終了（完了	再構築（他の事業に組み替え） 廃止
	一部改善 縮小
【上記の理由】	
<ul style="list-style-type: none"> H29年度からR1年度までの3年間の実績を踏まえ、来場者に向けた七国のPRをより鮮明に打ち出す事業を行う。事業を通じて、関係市町や経済団体等の連携が促進されるとともに、ファームに来訪する多くの方への情報発信により、筑後七国の知名度が向上しているところであり、今後も継続していく必要がある。 	
【見直し内容】	
<ul style="list-style-type: none"> 事業実施から3年が経過し、筑後七国の知名度は向上しつつあるが、更なる周遊促進のため、関連自治体と協議し、次のとおり見直し予定。 筑後七国観光フェスタについては、民間主体の取組みとなるよう促すため、今年度で終了（▲1,754千円）。 観光情報の発信については、一部事業を見直した上で、球場内でのPRの充実やスマートフォンを使ったスタンプラリー等を実施する（▲224千円）。 	

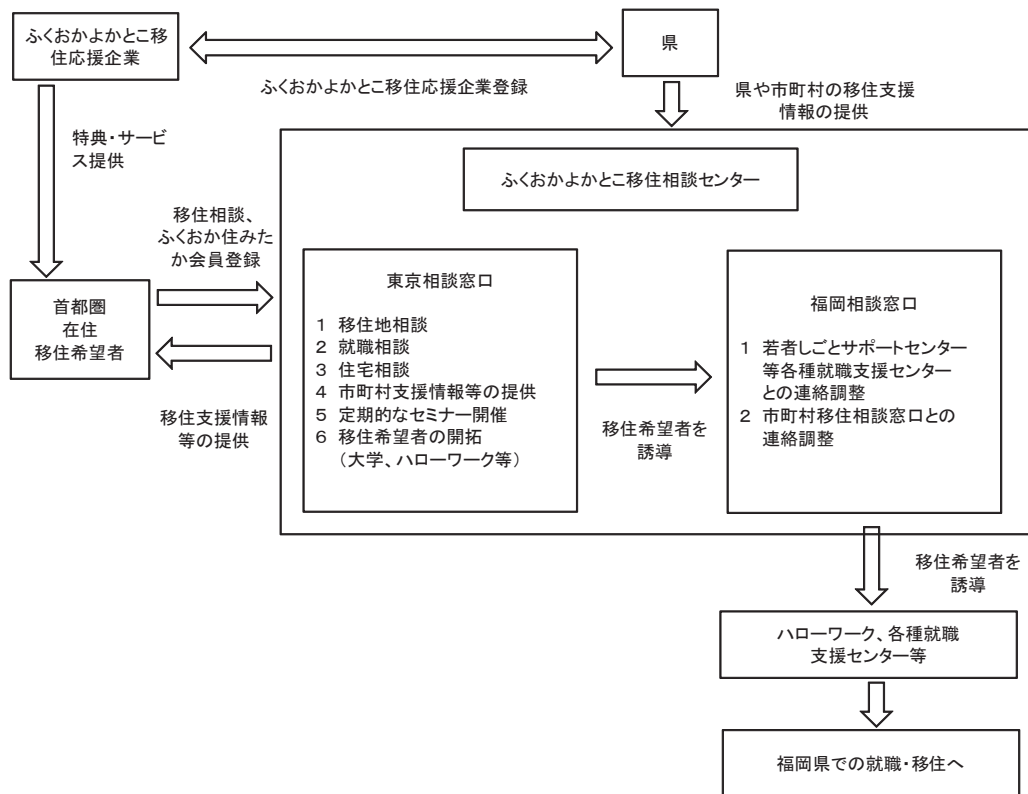
(様式1号)

R1年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	福岡県移住・定住促進事業		部課(室)	企画・地域振興部 広域地域振興課	事業 開始年度	H26
総合計画	10の事項	1	活力にあふれ成長力に富んだ経済と魅力ある雇用の創出	中項目	6	魅力にあふれた暮らしやすい地域をつくる
	小項目	1	地域の活性化	施策	2	移住定住の促進

1 事業のねらい・目的	情報の共有とネットワーク構築による効果的な情報発信、首都圏の移住相談窓口の運営等により、移住・定住を促進する。
2 事業概要	<p>(1) 移住相談窓口「ふくおかよかこ移住相談センター」の運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 東京窓口：「ふるさと回帰支援センター」内に設置（39道府県が同様に設置）…移住相談員を3名配置 ○ 福岡窓口：「若者しごとサポートセンター」内に設置…移住相談員を1名配置 ・幅広い世代に対する相談対応、情報提供業務 ・「ふくおか住みたか会員」募集：協力事業者「ふくおかよかこ移住応援企業」による特典・サービス（レンタカー料金の割引、「移住者向け金利優遇住宅ローン」適用など。） ・首都圏での移住相談会・セミナーの開催 等 <p>(2) 福岡県移住・定住ポータルサイト「福がお〜からし」の開設</p> <p>(3) 福岡県移住・定住ガイドブック「福岡移住読本」の作成・配布</p>

【事業スキーム図】



3 事業目標等							
【事業目標】							
一元的な窓口体制の整備、情報の共有とネットワーク構築による効果的な情報発信、移住希望者への積極的な誘致策の展開等により交流人口、移住・定住人口の拡大を図る。							
成果指標	H27 H28 H29 H30 R1 R2 R3						
移住相談件数	目標	650	700	750	900	2,000	
	実績	1,038	1,993	3,114	調査中		
ふくおか住みたか会員の登録数	目標	325	350	375	450	1,000	
	実績	388	548	625	調査中		
移住者数	目標	10	40	100	150	200	
	実績	49	120	187	調査中		
「お試し居住」を実施している市町村数（総合計画）	目標	19	21	25	30	35	40
	実績	12	19	21	22	調査中	
【指標の考え方】							
移住相談窓口を運営することで福岡県への移住・定住に対して興味を持つ人を増やし、移住者の増加を目指す。							
<ul style="list-style-type: none"> ・移住相談件数：移住には決定までに時間がかかるため5年間累計5,000件 ・ふくおか住みたか会員登録数：5年間累計2,500人（移住相談件数の半数） ・移住者数：移住相談件数の10%として5年間累計500人 ・「お試し居住」を実施している市町村数（総合計画）：令和3年度末までに県内市町村の3分の2での実施 							
【目標達成状況、未達成のときはその理由】							
ほとんどの成果指標において、目標を大きく上回る実績を達成した。							
お試し居住の導入については、H29年までは移住施策に積極的な市町村が導入を実施し、実績を伸ばしたものの、その他の市町村においては、予算措置にあたり、費用対効果の側面から慎重に検討している市町村や、導入前に首都圏等における市町村の知名度向上のためのPRが優先という考えから、導入を見送る市町村が多く見られた。今後も、市町村担当者勉強会や、補助制度の周知を図り、目標達成のため、導入の呼びかけを継続していく。							
4 有効性・効率性	【事業の有効性】						
	東京都及び福岡市で相談窓口を運営することで、潜在的な福岡県への移住希望者が、具体的な行動に踏み出す大きなきっかけとなる。さらに来所者の「ふくおか住みたか会員」への登録により、セミナー開催等の情報提供やその後のフォローが可能となり、実際に移住するまでの過程に深く関与することが出来る。						
【事業の効率性】	専任の就職・移住相談員を配置することにより、相談者に対して専門的な観点から効率的なアドバイスが出来る体制が整備でき、移住者の増加に繋がっている。						
5 事業費（千円）	H30決算 R1当初 R2当初 人件費 H30 R1 R2						
歳出	56,107 57,066 54,137 時間 10,080 10,080 10,080						
（うち一般財源）	46,251 46,136 44,029 人件費（千円） 41,409 41,409 41,409						
6 見直しの内容							
継続（ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） 一部改善 縮小 ） 終了（ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ）							
【上記の理由】							
本県への移住をさらに促進するため、関係部局や団体等との連携を進めるとともに、新たな移住希望者の発掘を行う。							
【見直し内容】							
（ポータルサイト、移住読本等に係る経費削減）							
これまで、移住定住ポータルサイトや移住読本については、継続的に内容の改善・充実を図りつつも、ポータルサイトの拡充内容、移住読本の更新内容や発行部数等を見直すことにより、事業費3,379千円を削減。							
（関係部局・団体等との連携による新たな移住希望者の発掘）							
移住セミナーにおいては、関係部局はもちろん本県の移住施策に協力的な団体や企業と連携し、仕事、住宅、子育てなど幅広い分野からPRを行ってきたところであるが、より一層の連携強化を行い、新たな移住希望者を発掘する等、更なる移住施策の推進を図る。							

(様式1号)

R1年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	鉄道整備促進対策事業 (第三セクター鉄道等補助)	部課(室)	企画・地域振興部 交通政策課	事業 開始年度	H13
-----	-----------------------------	-------	-------------------	------------	-----

総合 計画	10の事項	1	活力にあふれ成長力に富んだ経済と魅力ある 雇用の創出	中項目	6	魅力にあふれた暮らしやすい地域をつくる
	小項目	2	地方創生のためのまちづくりと交通網の整備	施策	5	地域公共交通の強化・広域化

1 事業のねらい・目的

- 経営基盤の脆弱な第三セクター鉄道・中小民鉄に対し、沿線市町村と協調して、鉄道軌道安全輸送設備等整備事業に要する経費の一部を補助することにより、安全性の向上に資する設備の整備を促進し、鉄道軌道による輸送の安全の確保を図る。
- 第三セクター鉄道の協議会等に対し、事務費補助を行うことにより、鉄道の円滑な運行と沿線地域の振興促進を図る。

2 事業概要

1 事業概要

事業名	事業内容	事業費
鉄道軌道安全輸送設備等整備事業費補助	国及び地方公共団体が鉄道事業者が実施する鉄道軌道安全輸送設備等整備事業（安全性の向上に資する設備の整備及び法定点検）に要する経費の一部を補助	30,119
甘木線推進事業費補助	甘木鉄道の円滑な運行を確保し、沿線地域の振興を促進するための協議会事業に対する補助（補助率：定額）	6,100
平成筑豊鉄道推進事業費補助	平成筑豊鉄道の円滑な運行を確保し、沿線地域の振興を促進するための協議会事業に対する補助（補助率：定額）	3,600
平成筑豊鉄道事業費補助	平成筑豊鉄道の事業を円滑に推進し、筑豊地域の振興を促進するための同鉄道が行う事業に対する補助（補助率：定率）	4,510
計		44,329

2 鉄道軌道安全輸送設備等整備事業費補助

(1) 令和元年度事業費 三セク：47,496 中小民鉄：11,164

補助対象事業者	事業内容	R元当初	H30補正	計
甘木鉄道線（三セク）	○線路設備（レールの重軌条化、軌道道床の改良）、継電運動装置更新、全般検査、重要部検査	5,222	15,712	20,934
平成筑豊鉄道線（三セク）	○踏切支障報知器更新、信号機LED化、踏切制御子更新、踏切保安設備改良、通信ケーブル更新、運転状況記録装置新設、s重要部検査	13,733	12,829	26,562
筑豊電気鉄道線（中小民鉄）	○車両設備（補助電源装置更新、電動空気圧縮機装置更新）、変成機器更新	11,164	0	11,164
計		30,119	28,541	58,660

※令和元年度鉄道軌道安全輸送設備等整備補助については、一部平成30年度に前倒し実施（H30補正対応）

(2) 補助制度の概要

- 補助対象事業者 次の①～④を除いた鉄道事業者
 - ①地方公共団体（第三種鉄道事業者を除く）、②JR西日本及びJR貨物、③大手民鉄及び大手民鉄に準ずる大都市周辺の民鉄事業者、④鋼索鉄道のみを経営する事業者
- 補助対象事業 下記の補助対象設備の整備等であって、「安全輸送設備等整備事業」に該当するもの
- 補助事業の種類 安全輸送設備等整備事業：鉄道及び軌道による輸送の安全を確保するために、県・市町村等で構成される協議会の承認を受けた生活交通確保維持改善計画等に基づいて実施される事業
- 補助対象の範囲 「安全輸送施設（レールやマクラギ交換、信号保安（踏切）設備の取換等）」の新設・改良・更新に対する従来分の補助の拡充に加え、H23の制度改正において、新たに国庫補助の対象となった車両に対する「法定点検（車両の全般検査（1回/8年）、重要部検査（1回/4年）、車輪取替等）」の経費の一部に対する補助を追加実施（第三セクター鉄道のみ）
- 補助対象設備（新設、改良、更新に係るもの（一部〈〉において整備内容を限定）を補助対象とする）

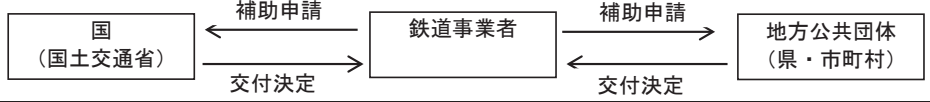
①信号保安設備	自動列車停止装置、自動閉そく装置、運動装置、踏切保安設備（新設を除く）、運転士異常時列車停止装置、運転状況記録装置など
②保安通信設備	列車無線設備、通信線、落石等警報装置
③防護設備	落石防護設備（法面固定など）、防風設備、融雪設備、雨量計、地震計
④停車場設備	ホーム（新設を除く）、駅構内通路、誘導ブロック
⑤線路設備	レール、マクラギ、橋梁、トンネルなど
⑥電路設備	電柱、き電線、電車線、吊架線など
⑦変電所設備	変成機器、遮断装置
⑧車両設備	車両（新設を除く）（冷暖房化を除く）、制動装置
⑨その他設備	保守用車両
⑩法定点検	車両の全般検査（1回/8年）、重要部検査（1回/4年）、車輪取替等 ※第三セクター鉄道のみ

○補助率

	国	県	市町村	事業者
三セク	1/3	2/9	1/3	1/9
中小民鉄	1/3	1/6	1/6	1/3

※第三セクター鉄道の場合は、設立経緯や県・自治体が出資・出捐等の措置が講じられていることから事業者負担を軽減している。

【事業スキーム図】



3 事業目標等

【県計画・成果指標等】

●甘木鉄道

事業者名	項目	成果指標		H28	H29	H30	R1	R2
甘木鉄道㈱	安全施設等の整備	安全輸送設備整備数	目標	7	14	20	28	36
			実績	7	14	20	—	—
	利用促進	利用者数(千人)		H28	H29	H30	R1	R2
			目標	1,390	1,390	1,390	1,390	1,390
実績	1,366	1,384	1,415	—	—			

●平成筑豊鉄道

事業者名	項目	成果指標		H28	H29	H30	R1	R2
平成筑豊鉄道㈱	安全施設等の整備	安全輸送設備整備数	目標	8	22	37	53	65
			実績	8	22	37	—	—
	利用促進	利用者数(千人)		H28	H29	H30	R1	R2
			目標	1,722	1,722	1,722	1,722	1,722
実績	1,658	1,657	1,595	—	—			

●筑豊電気鉄道

事業者名	項目	成果指標		H28	H29	H30	R1	R2
筑豊電気鉄道㈱	安全施設等の整備	安全輸送設備整備数	目標	4	6	10	13	17
			実績	4	6	10	—	—

【指標の考え方】

- ・「安全施設等の整備」については、鉄道軌道安全輸送設備等整備事業計画における設備の整備数とした。
※成果指標について、これまで安全輸送設備整備進捗率（事業計画における各年度の予算額）としていたが、進捗を管理しやすいよう、事業計画に盛り込んだ設備数へ変更。
- ・甘木鉄道及び平成筑豊鉄道における「利用促進」については、両企業の各年度における利用者数を指標とした。
※成果指標について、両事業者の各年度における鉄道事業の経常損益としていたが、各種取組により利用促進策を推進していることや、事業目的と達成度を比較しやすい指標となるよう、利用者数へ変更。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

安全施設等の整備については、平成30年度は甘木鉄道、平成筑豊鉄道及び筑豊電気鉄道ともに目標を達成。令和元年度も全事業者が目標を概ね達成する見込み。
平成筑豊鉄道の利用者数については、沿線人口の減少や少子高齢化等の進展により未達成が続いているが、沿線市町村と協力し、観光列車や沿線の観光資源のプロモーションを行うことにより利用者増につなげる。

4 有効性・効率性

【事業の有効性】

経営基盤が脆弱な第三セクター鉄道や中小民鉄にとっては、安全運行を確保・維持するために必要な鉄道施設の適切な更新や改修が困難な状況にある。
国、県及び市町村が協調して補助を行うことにより、概ね計画通りに整備が進み、安全な輸送を確保できている。

【事業の効率性】

平成28年度から、県の補助上限額を市町村の合計補助額としており、沿線市町村の鉄道事業者に対する支援を強化するようにしている。また、沿線市町村や鉄道事業者、県によって構成される協議会において、事業計画を立て、その計画に従い、事業額を決定し、各年度の予算額の平準化を図っている。

5 事業費(千円)	H30決算	R1当初	R1 2月補正	R2当初	人件費※	H30	R1	R2
歳出	46,329	44,329	29,633	44,957	時間	1,480	1,480	1,480
(うち一般財源)	17,629	25,429	33	26,657	人件費(千円)	6,080	6,080	6,080

※人件費は、予算細事項である「地域鉄道緊急支援事業」を含んだ鉄道整備促進対策事業（第三セクター鉄道等補助）全体分。
※当事業のR2予算の一部は、前倒しでR1 2月補正予算で計上。

6 見直しの内容

継続 (拡充 改善 (実施方法の大きな変更等を伴うもの) 一部改善 縮小)
終了 (完了 再構築 (他の事業に組み替え) 廃止)

【上記の理由】

○ 地域鉄道は、通勤・通学等の重要な移動手段として沿線地域の人々の暮らしを支えているが、依然として、経営基盤が脆弱で厳しい経営状況が続いているため、国・沿線市町村とともに支援を継続していく必要がある。

【見直し内容】

○ 県及び沿線市町村で構成する協議会において、安全運行を確保・維持するため、老朽化が著しい設備を優先的に更新するなど、計画の見直しを実施（事業計画は毎年度見直しを実施）。

事業名	地方バス運行確保対策事業 (生活交通確保事業)		部課(室)	企画・地域振興部 交通政策課	事業 開始年度	H23
総合計画	10の事項	1	活力にあふれ成長力に富んだ経済と魅力ある雇用の創出	中項目	6	魅力にあふれた暮らしやすい地域をつくる
	小項目	2	地方創生のためのまちづくりと交通網の整備	施策	5	地域公共交通の強化・広域化

1 事業のねらい・目的
<ul style="list-style-type: none"> ○ 広域的な観点から、市町村と連携したコミュニティバスや路線バスの維持確保 (より効率的な交通モードへの転換) ○ 市町村域を跨いだ広域的な移動手段の確保 ○ 公共施設等と集落を結ぶアクセスの充実 ○ コミュニティバスの広域化による住民利便性向上と収益性の向上 ○ NPOや地域住民による地域コミュニティ運送の普及

2 事業概要

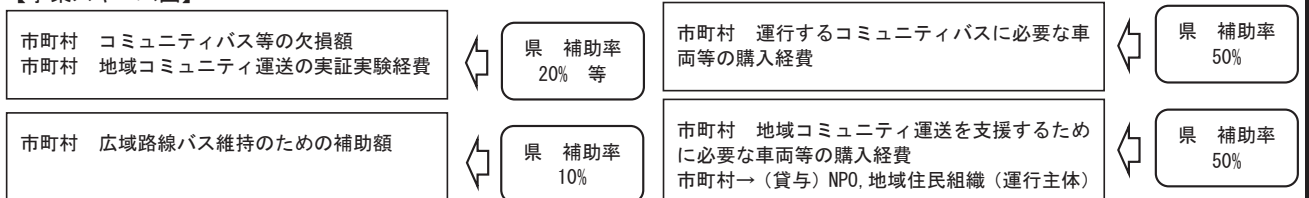
1 コミュニティバス及び路線バスの維持・確保を実施する市町村への助成措置				
助成内容、要件等			補助率	
運行経費	地域コミュニティバス	○市町村が運行するコミュニティバスの欠損(赤字)額の一部を助成	①収支率50%以上	20%
			収支率25%以上50%未満	14%
		○他の交通モード(デマンド交通等)への転換路線	②収支率25%未満【激変緩和策】	8%
			・収支率が25%未満になってから3年間は補助対象 ・収支率が前年度から2%以上改善した場合は3年間補助対象 ※ただし収支改善に取り組むことを条件とする。	
		○コミュニティバスの新規開設路線への優遇措置	③他の交通モードへの転換路線について、3年間補助率を優遇	50%
	○市町村が行う地域コミュニティ運送の実証実験に係る費用の一部を助成 補助期間:1年間、補助上限額:65万円	④単一市町村内の路線 新規開設路線の内、単一市町村内の地域生活拠点等と集落を結ぶ路線については、収支率に関わらず導入後3年間は補助率を優遇。 ※免許返納対策を実施する市町村が開設する新規路線にも適用	30% (2年目25%) (3年目20%)	
⑤複数市町村間を結ぶ路線 新規開設路線の内、複数市町村を結ぶ路線については、収支率に関わらず導入後3年間は補助率を優遇 ※広報費を含む		50% (2年目40%) (3年目30%)		
路線バス	○市町村が広域路線バスを維持するためにバス事業者に対して補助する経費の一部を助成 【要件】1日当たりの輸送量15人未満のもの。ただし、生活交通路線維持費国庫補助金(国県各1/2)の対象路線を除く。	10%		
車両購入等	車両更新	○市町村が運行するコミュニティバス、地域コミュニティ運送の車両の買い替え経費の一部を助成 【要件】原則、車令10年以上の車両の買い替えが対象。ただし災害・事故等により車両が損壊し、安全運行に支障が生じている場合を除く。	50%	
	新規車両	○市町村が運行するコミュニティバス、地域コミュニティ運送の車両、車両管理システム、停留所等の新規導入経費の一部を助成		

※市町村毎の運行経費等及び車両購入費等の合計額は、10,000千円を上限とする。(⑤は除く)
 ※補助対象期間は、前年度10月～当該年度9月。
 ※国庫補助対象となる場合及び地方債を充当する場合は、対象外とする。

2 生活交通確保対策事業

県が委員又はオブザーバー等に就任している、市町村が設置する道路運送法施行規則第9条の3に基づく地域公共交通会議、又は地域公共交通活性化再生法第6条に規定する法定協議会等への出席。

【事業スキーム図】



3 事業目標等

成果指標	成果指標		H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
「収支率25%以上」の県補助対象路線の拡大	路線数	目標	1路線増	1路線増	1路線増	1路線増	1路線増	1路線増	1路線増	1路線増
		実績	5路線増	9路線減	1路線増	4路線減	2路線増	調査中		
赤字コミュニティバスの市町村負担額の削減	補助額削減	目標	約2%減	約2%減	約2%減	約2%減	約2%減	約2%減	約2%減	約2%減
		%	実績	約19%増	約8%増	約7%増	約4%減	約5%増	調査中	
地域コミュニティ運送の普及	団体数	目標	-	-	1団体増	1団体増	1団体増	1団体増	-	-
		実績	-	-	0団体増	1団体増	1団体増	調査中	-	-
デマンド交通導入市町村数の拡大 (地方創生総合戦略によるKPI) (総合計画によるKPI)	市町村数	目標	-	1市町増	1市町増	1市町増	1市町増	1市町増	1市町増	1市町増
		実績	-	0市町増	1市町増	2市町増	1市町増	調査中		
コミュニティバス等の広域運行の路線数 (地方創生総合戦略によるKPI) (総合計画によるKPI)	路線数	目標	-	27路線	29路線	32路線	34路線	37路線	39路線	40路線
		実績	24路線	28路線	28路線	31路線	33路線	40路線 (見込)		

【指標の考え方】

コミュニティバス等生活交通の維持確保、地域コミュニティ運送等自治体及び住民が運行する生活交通を普及させることを目標とする。この目的を達成するため、以下の指標を設定する。

- ①コミュニティバスの経営改善努力を示す指標として、「収支率25%以上」の県補助路線数
- ②赤字コミュニティバスに係る市町村の財政負担軽減を示す指標として「赤字コミュニティバス市町村負担額」
- ③自治体及び地域住民が運行する生活交通の普及を示す指標として、「地域コミュニティ運送の団体数」
- ④地域生活拠点等と集落を結び小さな拠点づくりの推進を示す指標として「デマンド交通導入市町村数」

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- ・収支率「25%以上」の県補助路線の拡大については、2路線増となっており、目標を達成としている。
- ・赤字コミュニティバスの市町村負担額の削減について、H30年度実績は、前年度から約5%増となっており目標未達成となっている。車両等の購入に係る費用の増によるものであり、年度ごとに実績に増減が生じるためやむをえないもの。
- ・地域コミュニティ運送の普及について、H30年度実績は、前年度から1団体増加しており、目標を達成している。
- ・デマンド交通導入市町村数の拡大について、H30年度実績は、前年度から1市町増えており、目標を達成している。
- ・コミュニティバス等の広域運行の路線数について、H30年度実績は、33路線となっており目標にわずかに及ばなかった。しかし、現在、広域運行について検討・調整を行っている市町が存することから、R1年度中に7路線運行開始する予定。

4 有効性 ・ 効率性	【事業の有効性】	<ul style="list-style-type: none"> ・収支率に応じた補助率の設定により、自助努力により経営改善を行った市町村が見られる。 ・コミュニティバスの車両更新やバス停新設等の初期投資に対する手厚い支援や新規開設路線への補助率優遇により、市町村におけるコミュニティバスの運行ルート見直し・再編等が円滑に行われ、効果的・効率的な経営に寄与している。
	【事業の効率性】	<ul style="list-style-type: none"> ・住民の広域移動を支える生活交通の維持確保及びNP0や地域住民による生活交通の普及を推進できる。 ・市町村が主催する地域公共交通会議などを通じて、コミュニティバスの効率的な運行、住民の利便性向上策について助言を行うことにより、補助事業との相乗効果が図られる。

5 事業費（千円）	H30決算	R1当初	R2当初	人件費	H30	R1	R2
歳出	81,113	116,628	141,199	時間	3,735	3,735	3,735
（うち一般財源）	81,113	116,628	141,199	人件費（千円）	15,344	15,344	15,344

6 見直しの内容

継続（ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） 一部改善 縮小 ）
 終了（ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ）

【上記の理由】

少子高齢化やモータリゼーションの進展により、県内の路線バスは、平成23年度から30年度までの8ヶ年で118区間が廃止されており、また、免許を返納した高齢者の移動手段の確保という観点からも、地域における生活交通確保対策は引き続き喫緊の課題であることから、市町村と連携してより有効な対策を講じる必要がある。

【見直し内容】

H30年度の制度見直しにより、補助対象路線を原則、収支率25%以上の路線に限定し、補助率を14%まで引き上げることで、市町村の収支改善の取組みをさらに促進するとともに、コミュニティバスとして持続性に欠く路線については、行政コストが少ない、又は効率的な交通モード（デマンド交通等）への転換を促進することとした。これらはR2年度までの措置であるため、R3年度以降は、以下の内容で見直しを行う。

- 補助率の引き上げ・一本化、低収支路線に対する救済措置の撤廃
 - （～R2）収支率50%以上：補助率20%、収支率25%～50%未満：補助率14%
 - 収支率25%未満：補助率8%（ただし①又は②を満たす場合）
 - ①H30年度までの時点において収支率が25%未満になってから三年間
 - ②H30年度までの時点において収支率が前年度から2%改善してから三年間
 - ※ 収支率25%未満の路線については、収支改善の取組を行うことを条件とする。
 - （R3～）収支率25%以上：補助率20%
- なお、R2当初予算の主な増加要因は、補助対象路線の新規開設による。（+19,267千円）

(様式1号)

R1年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	離島航路運航対策事業	部課(室)	企画・地域振興部 交通政策課	事業 開始年度	H28
-----	------------	-------	-------------------	------------	-----

総合計画	10の事項	1	活力にあふれ成長力に富んだ経済と魅力ある雇用の創出	中項目	6	魅力にあふれた暮らしやすい地域をつくる
	小項目	2	地方創生のためのまちづくりと交通網の整備	施策	5	地域公共交通の強化・広域化

1 事業のねらい・目的

島民の唯一の公共交通機関である離島航路の維持・改善を図り、離島住民の民生の安定と向上に資することを目的とする。

2 事業概要

1 福岡県離島振興対策航路事業補助金の交付 (運営費補助 (欠損補助))

	要求額	H30 予算額	増減	増減理由
当初予算	84,195	97,516	▲ 13,321	玄界島(福岡)、相島(新宮)航路等の欠損額の減少

【欠損補助算定額】

事業期間：平成29年10月1日～平成30年9月30日 (過年度補助)

(単位:千円)

	実績欠損額 【A】	県補正後 欠損額 【B】	①県補正後欠損額 の20% 【C】=【B】×20%	国補助金 (カット前の額※) 【D】	②補助上限額 【E】=(【A】-【D】)/2	①と②の いずれか低い方 【F】	経営改善カット		県補助金交付額 【F】-【G】
							カット率	【G】=【F】*カット率	
宗像市									
地島	77,940	75,938	15,188	49,143	14,399	14,399	0.0%	0	14,399
大島	116,440	105,192	21,038	84,183	16,129	16,129	0.0%	0	16,129
新宮町									
相島	57,278	42,621	8,524	26,912	15,183	8,524	1.8%	153	8,371
福岡市									
玄界島	152,911	132,609	26,522	74,010	39,451	26,522	7.5%	1,989	24,533
小呂島	65,976	64,124	12,825	40,578	12,699	12,699	0.0%	0	12,699
糸島市									
姫島	58,723	41,362	8,272	30,595	14,064	8,272	2.5%	207	8,065
計	529,268	461,846	92,369	305,421	111,924	86,544	0	2,350	84,195

※国は経営改善カットとして、収支率が基準に満たない航路は5%を上限に補助金をカットしている。

【算定方法】

「①認定欠損額の20%」 (= 【C】) もしくは 「②補助上限額」 (= 【E】) のうちいずれか低い方から、経営改善カット額を除いた金額を補助。

認定欠損額…実績欠損額のうち一部の費目 (船員費、減価償却費、税金・利子、店費(営業所費用)) を標準化補正し算出した欠損額

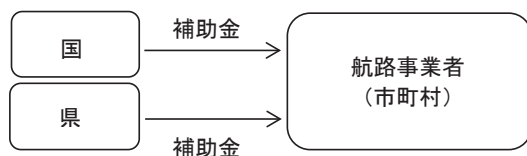
補助上限額…欠損額【A】 から国補助金を除いた額の1/2

経営改善カット…収支率の対前年度伸び率の3ヵ年平均が悪化している場合、悪化した率分を補助金カットする

2 福岡県離島振興対策航路事業 (航路事業者への現地調査)

【事業スキーム図】

■福岡県離島振興対策航路事業補助金



3 事業目標等							
成果指標		H26.10～ H27.9	H27.10～ H28.9	H28.10～ H29.9	H29.10～ H30.9	H30.10～ R1.9	R1.10～ R2.9
経営改善カットを受けない航路数	目標	6	6	6	6	6	6
	実績	2	1	3	4	2	
※年度は、航路事業（補助対象）年度							
【指標の考え方】 航路改善カットを受けない航路数を増やすことで、航路運営の改善を図る。							
【目標達成状況、未達成のときはその理由】							
<ul style="list-style-type: none"> 島民主体の催し物や離島留学などの島外交流人口の増加、世界遺産や猫などの観光資源を活用した観光需要の取り込みによる利用促進、省エネ運航、自主点検の徹底、船舶点検時の機関解放省略によるコスト抑制策により、収支改善を図っている一方、既存船舶の老朽化により更新時期を迎えている事業者の新船建造が相次いでおり、減価償却費等の経費増が続いている。その結果、収支が悪化し経営改善カットを受けている。 (例) 建造年：平成26年10月新宮町、平成27年11月福岡市、平成28年4月糸島市、平成29年9月宗像市 収支改善に向け、さらなる利用者増に取り組む。 							

4 有効性・ 効率性	【事業の有効性】 ・国とともに、離島航路の運航経費に対する補助を行うことにより、航路事業者の負担を軽減し、離島航路の維持・確保に寄与している。
	【事業の効率性】 ・補助対象航路については、国から認定を受けた計画航路であり、計画に位置づけるためには、航路改善に向けた目標等の設定が必要となる。計画策定は、航路事業者（市町）を中心に、国（九州運輸局）、福岡県、島民代表者で構成する協議会で協議、承認されたものであり、関係者の同意の下協力して経営改善に取り組んでいる。

5 事業費（千円）	H30決算	R1当初	R2当初	人件費	H30	R1	R2
歳出	74,035	84,234	118,147	時間	370	370	370
(うち一般財源)	74,035	84,234	118,147	人件費（千円）	1,520	1,520	1,520

6 見直しの内容
<input checked="" type="checkbox"/> 継続 (拡充 改善 (実施方法の大きな変更等を伴うもの) <input type="checkbox"/> 一部改善 縮小) <input type="checkbox"/> 終了 (完了 再構築 (他の事業に組み替え) 廃止)
【上記の理由】
<ul style="list-style-type: none"> 離島航路は、離島住民にとって島と本土を結ぶ唯一の公共交通手段であり、その役割は陸上交通における県道の幹線道路網に相当する海上交通機能である。 一方で、島民人口の減少や高齢化に伴う外出機会の減少により、航路利用者は減少する傾向にあり、事業者単独で航路を維持していくには困難な状況にある。 離島航路は、島と本土間の移動の確保、生活物資等の輸送、島の活性化等の観点から、島民の生活に直結する問題や、今後さらに離島振興施策を推進していく点においても、必要不可欠なものである。そのためには、引き続き運行経費の負担軽減が必要。
【見直し内容】
<ul style="list-style-type: none"> 観光需要の創出など、島外からの交流人口増を目指した取組みを協議するため、国（九州運輸局）、福岡県、島民代表、事業者（市町）からなる協議会の場等を活用するとともに、現地視察や航路事業者へのヒアリングを行い、航路改善に向けた目標設定を計画に積極的に反映していくよう航路事業者に働きかける。 県内関係部署（観光や地域振興等）とも連携し離島に関連した企画を実施し、利用者増を図る。 北九州市馬島・藍島～小倉航路の国庫補助航路化に伴い、R2年度より福岡県の補助対象航路となる（補助額の増21,176千円）。

(様式1号)

R1年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	地方バス運行確保対策事業 (福岡県バス運行対策費補助金) (路線バス生産性向上事業費補助)	部課(室)	企画・地域振興部 交通政策課	事業 開始年度	H30
-----	--------------------------------------------------	-------	-------------------	------------	-----

総合計画	10の事項	1	活力にあふれ成長力に富んだ経済と魅力ある雇用の創出	中項目	6	魅力にあふれた暮らしやすい地域をつくる
	小項目	2	地方創生のためのまちづくりと交通網の整備	施策	5	地域公共交通の強化・広域化

1 事業のねらい・目的

地域住民の生活交通の確保・維持 (地域間幹線系統の維持・確保)

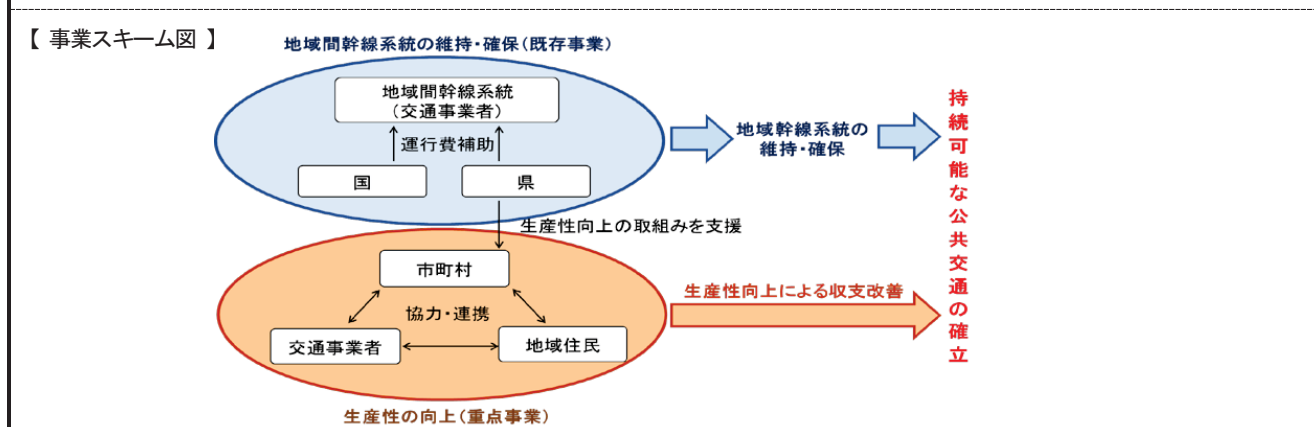
2 事業概要

○路線バス生産性向上事業費補助金の交付
市町村や交通事業者、住民が協力・連携して実施する生産性向上に向けた取組みに必要な経費を補助する。

①補助対象者 市町村 (地域間幹線系統がある31市町村)
②補助率 1/2 (上限: 1市町村当たり250千円 (500千円/市町村×1/2))
③補助対象経費
・潜在的な利用者を掘り起こすための住民アンケートに要する経費
・乗継の利便性を高めるための鉄道やコミュニティバス等との接続改善の検討に要する経費
・路線バスの待合環境やルート改善のための検証に要する経費

[参考: バス運行対策費補助金 事業費 145,143千円 (前年度 144,647千円)]

①補助対象者 バス事業者 (西鉄バス北九州など9事業者 (42路線))
②補助対象経費 路線維持費補助 (補助対象経常費用ー経常収益) ※補助対象経費の額は経常費用の9/20が限度
車両減価償却費等補助 (車両の減価償却費 (償却期間5年) 及び金融費用 (年2.5%上限))
・ノンステップバス 1,500万円
・ワンステップバス 1,300万円
・小型 (ワンステップ) バス 1,200万円



3 事業目標等

成果指標		H29	H30	H31	R2	R3
乗合バス利用者数 (総合計画) (単位: 千人)	目標	270,000	270,000	270,000	270,000	270,000
	実績	275,057				
平均乗車密度 (単位: 人)	目標	3.4	3.4	3.4	3.4	3.4
	実績	2.9	3.0			

【指標の考え方】

- 乗合バスの利用者を維持することにより、路線の維持を図る。
※乗合バスは実績公表が2年後であるため、H30年度数値は、R2年度公表予定
- 生産性向上の取組みを推進することにより、平均乗車密度 (運送収入/実車走行キロ/平均賃率) の維持・向上を図る。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- 乗合バスは実績公表が2年後であるため、H30年度数値は、R2年度公表予定
- 平均乗車密度については、利用者1人当たりの乗車距離が短くなり、運送収入が減少したため伸び悩んでいる。引き続き生産性向上の取組みを推進する。

4 有 効 性 ・ 効 率 性	<p>【事業の有効性】 地域幹線系統の生産性を向上させる取組みを支援することによって、バス利用者の増加や収支改善等につながり、地域住民の移動手段の維持確保を図ることができる。</p>
	<p>【事業の効率性】 地域間幹線系統の維持・確保により、地域の生活環境、生活基盤の向上及び定住促進を図ることが可能となる。</p>

5 事業費 (千円)	H30決算	R1当初	R2当初	人件費	H30決算	R1当初	R2当初
歳出	250	5,578	1,781	時間	1,110	1,110	1,110
(うち一般財源)	125	2,827	905	人件費 (千円)	4,560	4,560	4,560

※人件費は、地方バス運行確保対策事業全体分

6 見直しの内容	
<input checked="" type="checkbox"/> 継続 (拡充 改善 (実施方法の大きな変更等を伴うもの) <input type="checkbox"/> 一部改善 縮小) <input type="checkbox"/> 終了 (完了 再構築 (他の事業に組み替え) 廃止)	
<p>【上記の理由】 地域間幹線系統は、地域住民の買物や通院・通学といった日常的な移動、JR駅へのアクセスなど、地域間の交通ネットワークを形成するうえで重要な役割を果たしている。一方で、モータリゼーションや少子高齢化の進展などの影響により利用者数は減少しており、不採算バス路線の廃止が続いている。また、高齢者の運転免許返納が増加する中で、高齢者を含む交通弱者に対する移動手段の確保が課題となっている。路線バスを維持し、かつ持続可能なものとするためには、バス利用者を増やしていくことが重要であることから、生産性向上（収支改善）に関する各種取組み（以下、「生産性向上の取組み」という。）を促進していく必要がある。</p>	
<p>【見直し内容】 H31.4には、国の要綱改正により、生産性向上の取組みの実施が正式に国の補助要件に位置付けられており、引き続き生産性向上の取組みを検討するワーキンググループの開催や生産性向上の取組に対する支援を通じて、地域間幹線系統の維持・確保に取り組むこととする。 今年度はより実施可能性の高い市町村に補助対象数を限定し、各種会議やワーキングの際に、本補助金の活用事例を紹介する等の周知方法の見直しを行うとともに、生産性向上の取組みの検討を行う市町村のワーキングに出席し本補助事業の活用について助言を行うこととしている。（▲3,797千円）</p> <p>(生産性向上の取組事例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・西鉄バス筑豊（株）が運行する後藤寺中谷線において、地域住民へのアンケート調査を行うことで潜在的なニーズを把握するとともに、新たな施策を検討する際のデータ収集を行った。（北九州市） ・西鉄バス久留米（株）が運行する羽犬塚線において、観光地である恋木神社まで路線を延伸するとともに、SNSを活用したPRやバス停のラッピング、駅からの乗車無料キャンペーンを実施した。（筑後市） 	

(様式1号)

R1年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	北九州空港対策事業 (路線拡大支援事業)	部課(室)	企画・地域振興部空港対策局 空港事業課	事業 開始年度	H24
-----	-------------------------	-------	------------------------	------------	-----

総合計画	10の事項	1	活力にあふれ成長力に富んだ経済と魅力ある雇用の創出	中項目	7	アジアとともに繁栄し、九州・山口の一体的発展を支えるための社会資本を整備する
	小項目	1	アジアの活力取り込みと人・モノの流動拡大	施策	1	福岡空港、北九州空港の役割分担と相互補完の推進

1 事業のねらい・目的

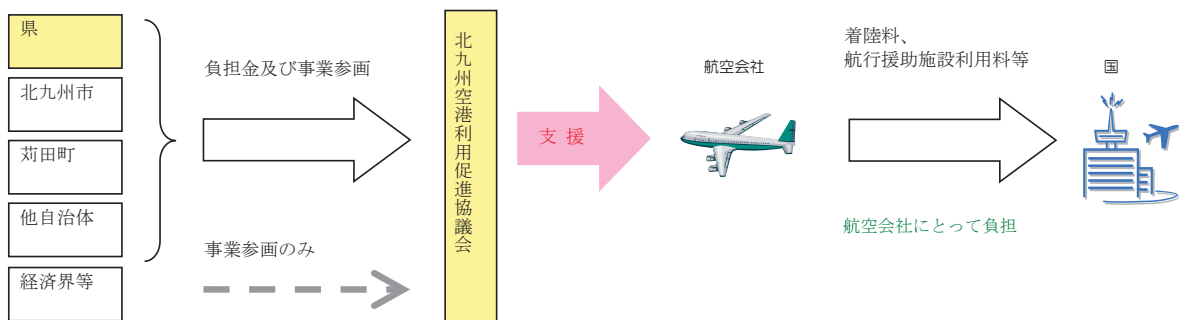
○国内外の航空会社が運航する旅客便を北九州空港に誘致することによって、北九州空港発着路線の拡大を実現し、人・物の交流拠点となる空港の活性化を促すとともに、利便性の高い航空ネットワークの県民への提供を図る。

2 事業概要

○運航経費助成：新規就航路線の運航経費（着陸料、航行援助施設利用料（以下航援料）等）の一部について、航空会社に対して助成を行う。

	事業費
国際線	222百万円
国内線	10百万円
合計	232百万円

【事業スキーム図】



3 事業目標等

成果指標		H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度
国内・国際航空路線数	目標	国内1~2 国際1~2	国内1~2 国際1~2	国内1~2 国際1~2	国内1~2 国際1~2	国内2~3 国際2~3	国内2~3 国際2~3	国内3~ 国際4~
	実績	国内1 国際0	国内2 国際0	国内2 国際3	国内3 国際3	国内3 国際6	国内3 国際4	

【指標の考え方】

- ・国内・国際路線を維持・拡充することが目的であるため、路線数を指標とする。
- ・R1年度については、推進強化期間中に誘致した路線の維持が重要であるため、目標値はH30年度と同様としている。
- ・各年度の実績数値は3月下旬時点（当該年度冬ダイヤ時点）での路線数。
- ・令和元年度路線数は12月末時点。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- ・令和元年度は日韓関係の悪化を受け、一部の路線が運休・減便することとなったものの、推進強化期間中の誘致活動の結果、路線数としては成果目標を達成している。今後は、航空会社とも連携し、既存路線の維持に努めるほか、新たな路線の獲得のため、引き続き路線誘致活動を実施していく。

4 有効性・効率性	【事業の有効性】 ・航空会社へのエアポートセールスにおいて他の空港と競合しうる魅力的なインセンティブを提示することができる。
	【事業の効率性】 ・旅客動態に関する基礎的な調査を実施し、路線の必要性や就航可能性を検証して誘致対象路線を選定し、効率的な誘致活動を実施している。

5 事業費（千円）	H30決算	R1当初	R2当初	人件費	H30	R1	R2
歳出	216,312	231,983	185,193	時間	3,840	3,840	3,840
（うち一般財源）	216,312	231,983	185,193	人件費（千円）	15,775	15,775	15,775

6 見直しの内容	
<input checked="" type="checkbox"/> 継続	（ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） <input type="checkbox"/> 一部改善 縮小 ）
終了	（ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ）
【上記の理由】 ・就航路線の定着を図るとともに、航空会社への新規路線就航のインセンティブとして必要な事業であり、効率的な事業実施を図りながらも令和元年度における国際線の新規就航にも対応し、引き続き事業を継続していく必要がある。	
【見直し内容】 ・福岡空港に就航していない路線については、「役割分担加算」として助成を上乗せし、重点的に誘致を図る。	

事業名	北九州空港広域アクセス向上事業		部課(室)	企画・地域振興部空港対策局 空港事業課	事業 開始年度	H27
総合計画	10の事項	1 活力にあふれ成長力に富んだ経済と魅力ある雇用の創出	中項目	7 アジアとともに繁栄し、九州・山口の一体的発展を支えるための社会資本を整備する		
	小項目	1 アジアの活力取り込みと人・モノの流動拡大	施策	1 福岡空港、北九州空港の役割分担と相互補完の推進		

1 事業のねらい・目的

- 福岡都市圏⇄北九州空港間のリムジンバスを運行し北九州空港の広域アクセスを向上させることで北九州空港利用者の増加を図る。
- 早朝深夜便接続の路線バスを運行し、空港アクセスの向上を新規就航のインセンティブとしてバス運行を提示し就航を図る。
- 北九州空港に福岡空港の補完機能を持たせることで LCC 等福岡空港就航路線を北九州空港へ誘導し両空港の相互発展を図る。
- 北九州空港の路線展開やアクセスを幅広く周知し、知名度を向上させることで利用者の増加、路線の維持拡大を図る。

2 事業概要

I 広域アクセス向上のためのバス運行支援

○福北リムジンバス運行支援

実施主体: 北九州空港利用促進協議会
 実施方法: バス運行会社に対し助成
 助成金額: 運行経費から運賃収入を差し引いた収支差額を補助
 (10人未満の乗車の場合は10人分の運賃収入があったものとみなす)



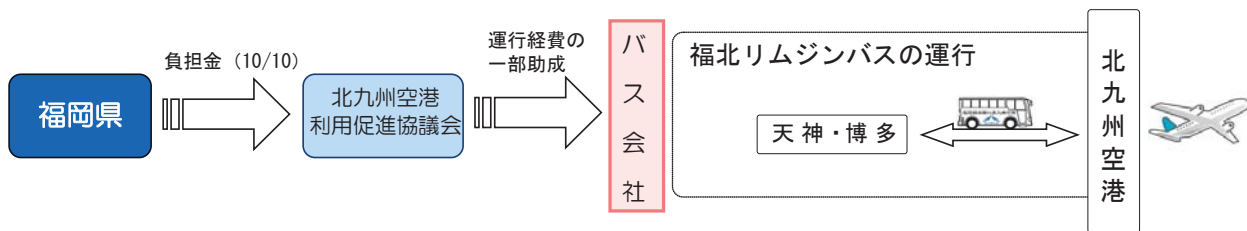
【福北リムジンバス】

運行区間: 福岡都市圏(天神・博多等)―北九州空港
 運行本数: 早朝・深夜時間帯や新規路線の航空ダイヤに合わせ運行(4便)
 所要時間: 約80分
 運賃: 既存のバス運賃を参考に採算性、利用者の利便性を考慮した運賃を設定
 (参考: 天神―小倉 1,130円、東京駅―成田空港[約60分] 900円～、大阪駅―関西空港[約75分] 1,550円)
 車両: 正座席40席程度

II 北九州空港の就航路線やリムジンバスの運行開始等を周知する広報活動

	事業費
運行支援	47百万円
広報費	2百万円
合計	49百万円

【事業スキーム図】



3 事業目標等							
成果指標		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度
国内・国際航空路線数	目標	国内1~2 国際1~2	国内1~2 国際1~2	国内1~2 国際1~2	国内2~3 国際2~3	国内2~3 国際2~3	国内3~ 国際4~
	実績	国内2 国際0	国内2 国際3	国内3 国際3	国内3 国際6	国内3 国際4	
【指標の考え方】							
<ul style="list-style-type: none"> 国内・国際路線を維持・拡充することが目的であるため、路線数を指標とする。 R1年度については、推進強化期間中に誘致した路線の維持が重要であるため、目標値はH30年度と同様としている。 各年度の実績数値は3月下旬時点（当該年度冬ダイヤ時点）での路線数。 令和元年度路線数は12月末時点。 							
【目標達成状況、未達成のときはその理由】							
<ul style="list-style-type: none"> 令和元年度は日韓関係の悪化を受け、一部の路線が運休・減便することとなったものの、推進強化期間中の誘致活動の結果、路線数としては成果目標を達成している。今後は、航空会社とも連携し、既存路線の維持に努めるほか、新たな路線の獲得のため、引き続き路線誘致活動を実施していく。 							

4 有効性・ 効率性	【事業の有効性】
	<ul style="list-style-type: none"> 福岡空港が利用できない早朝深夜時間帯にも福岡都市圏へアクセスでき、利用者の利便性が向上する。 エアポートセールスにおいて航空会社が早朝深夜に新規就航を検討する際のインセンティブとすることができる。
	【事業の効率性】
	<ul style="list-style-type: none"> 事業者にも一定の収益目標を課す形をとることで必要最小限の助成で事業が実施できるようにしている。

5 事業費（千円）	H30決算	R1当初	R2当初	人件費	H30	R1	R2
歳出	49,961	49,323	45,322	時間	3,840	3,840	3,840
（うち一般財源）	49,961	49,323	45,322	人件費（千円）	15,775	15,775	15,775

6 見直しの内容	
<input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） <input type="checkbox"/> 一部改善 <input type="checkbox"/> 縮小	<input type="checkbox"/> 終了 <input type="checkbox"/> 完了 <input type="checkbox"/> 再構築（他の事業に組み替え） <input type="checkbox"/> 廃止
【上記の理由】	
<ul style="list-style-type: none"> 早朝深夜における北九州空港へのアクセス利便性確保により、「福岡県の空港の将来構想」に記載された福岡空港と北九州空港の役割分担と相互補完を実現するための事業であり、北九州空港の特性を生かすために継続して実施していく必要がある。 福岡空港と北九州空港との連携を進める中、福北リムジンバスは福岡都市圏の方々が北九州空港を利用するうえで、欠くことのできない大切な移動手段となっており、効率的な事業実施を図りながら引き続き事業を継続していく必要がある。 	
【見直し内容】	
（運行経費の削減） ・福北リムジンバスの運行事業者である西鉄と締結している協定書で定める運航経費について、見直しを行い運行経費の削減について検討を行う。	
（その他） ・北九州市、苅田町等地元自治体および企業、運行業者や航空会社と連携してリムジンバスの効果的な広報PRを行う。 ・早朝深夜時間帯のリムジンバス接続による北九州空港の利便性を航空会社にアピールし、更なる新規路線の誘致を進める。	

(様式1号)

R1年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	国際交流推進事業 (海外県人会人材育成・活用推進事業)	部課(室)	企画・地域振興部国際局 国際政策課	事業 開始年度	H26
-----	--------------------------------	-------	----------------------	------------	-----

総合計画	10の事項	8	豊かな文化・スポーツを楽しみ、幅広い分野の国際交流を実感できること	中項目	3	アジアに開かれた交流拠点をつくる
	小項目	1	海外との地域間交流・連携の推進	施策	1	友好提携を核とした地域間交流・連携の推進

1 事業のねらい・目的

○県人会の次世代を担う子弟を福岡に招き、福岡や日本語・日本文化に対する興味を高めてもらうことにより、将来、県人会の中核を担う人材として育成する。
 ○若い世代の県人会事業への積極的な参加により、県人会活動の活発化、会員数の維持・増加に繋げる。
 ○本県青年を県人会に派遣することにより、県人会の若者の福岡への関心を高めるとともに、事業終了後も県内青年との交流（SNS等による）を継続することで、日本・福岡への関心を維持し、県人会活動への参加を促進する。
 ○県内青年にとっては、先達の開拓者精神を学び、海外に目を向ける機会となるとともに、県人会への理解を深めた県内青年が、県人会との交流事業に対する協力者となることが期待される。

2 事業概要

○ 県人会担い手育成事業（招へい）

9カ国20県人会にある移住県人会の子弟、青年リーダーを福岡に招へいする。

- ・対象：海外福岡県人会の子弟、青年リーダー
- ・期間：9泊10日
- ・人数：30名
子弟20名（原則11歳、各県人会から1名）、青年リーダー10名（原則各国1名、但し米国（ハワイ含む）2名）
- ・プログラム：小学校訪問、小学生との合同キャンプ、ホームステイ、工場視察、日本文化体験

○ 県人会担い手育成事業（派遣）

本県青年を移住県人会に派遣する。

- ・対象：県内青年
- ・期間：13日間
- ・派遣先：北米もしくは中南米
- ・人数：県内青年10名（18歳～30歳）引率2名
- ・プログラム：県人会との交流、移住関連施設訪問、ホームステイ、特定テーマでの研修

【事業スキーム図】

【県人会担い手育成：招へい（移住県人会）】 (H30.4)

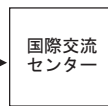
国名	福岡県人会名	会員数	子弟	青年
ブラジル	ブラジル	978	1	1
	ベレン	60	1	
	トマスー	15	1	
	マナウス	76	1	
パラグアイ	パラグアイ	148	1	1
アルゼンチン	アルゼンチン	210	1	1
ボリビア	在ボリビア	126	1	1
コロンビア	コロンビア	129	1	1
ペルー	ペルー福岡クラブ	600	1	1
メキシコ	メキシコ	171	1	1
アメリカ	南加	435	1	1
	サンフランシスコ	85	1	
	シアトル・知マ	55	1	
(ハワイ)	ハワイ	160	1	1
	ハワイ島	213	1	
	コナ	124	1	
	カウアイ	45	1	
カナダ	バンクーバー	108	1	1
	レスブリッジ	47	1	
	トロント	125	1	
9カ国	20県人会	3,910	20	10

【海外駐在員等で組織される県人会】 (H30.4)

国名	福岡県人会名	会員数
アジア	ソウル博多会	160
	大連	106
	在上海	597
	香港	116
	北京	150
	台湾	62
	ハノイばってん会	111
	ホーチミン	150
	タイ	698
	在マレーシア	40
	ジャカルタ	200
	シンガポール	300
	デリー	50
	英国	118
オランダ	75	
フランス	30	



委託費



○事業内容

- ・県人会との調整(通知・連絡等)
- ・参加子弟、派遣青年の決定
- ・ホストファミリーの募集
- ・派遣先の選定、プログラムの企画等
- ・関係機関との調整・協議、経費の支払い等

3 事業目標等								
成果指標		基準 (H25)	H27	H28	H29	H30	R1	R2
県人会の会員数の維持・増加	目標		4,200	4,200	4,200	4,200	4,200	4,200
	実績	4200	4,197	4,227	4,064	3,910	4,127	
【指標の考え方】 県人会活動の活発化を図り、県人会会員 H25 実績（4,200 人）を維持する。								
【目標達成状況、未達成のときはその理由】 H28は目標達成しているが、H29～は未達成である。 集計に協力してくれる県人会が毎年異なっているため。（催促するが提出なしなど）								

4 有効性・ 効率性	【事業の有効性】 高齢化が進む中、本事業を実施することで、若者が福岡県に興味を持ち県人会の会員数の増加・維持に繋がると共に、今後福岡県と各国をつなぐ懸け橋になる人材育成にも繋がる。毎年原則30名（子弟、青年リーダー）受け入れをし、累計349名が来県しており、その後県人会の活動を促進している。青年派遣についてもこれまで45名を派遣しており、今後の国際活動に関わる人材育成を促進している。
	【事業の効率性】 招へい事業については、出来だけ多くの国々から招へいしている。青年派遣事業については原則北米南米の順で一年ごとに地域を変えて派遣しており、プログラムの見直しを行っている。また、本事業を国際交流に精通した団体に委託しており、内容の充実を図っている。

5 事業費（千円）	H30決算	R1当初	R2当初	人件費	H30	R1	R2
歳出	12,963	12,914	13,564	時間	3,348	3,348	3,348
（うち一般財源）	12,963	12,914	13,564	人件費（千円）	13,754	13,754	13,754

6 見直しの内容	
<input checked="" type="radio"/> 継続 <input type="radio"/> 拡充 <input type="radio"/> 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） <input checked="" type="radio"/> 一部改善 <input type="radio"/> 縮小	<input type="radio"/> 終了 <input type="radio"/> 完了 <input type="radio"/> 再構築（他の事業に組み替え） <input type="radio"/> 廃止
【上記の理由】 好奇心旺盛な11歳の子どもたちを本県へ招へいし、自分のルーツを知ってもらうことで、福岡県をより強く印象付けることが期待できる。さらに、福岡県と各国との繋がりをより一層強くすることが出来、将来の福岡県の国際活動を促進していくような人材の育成にも繋がっている。青年派遣でも福岡県と各国との繋がりを強くすることが期待できる。	
【見直し内容】 青年派遣事業後の派遣者同士の繋がりを継続するようなネットワーク作りを強化し、国際活動へ前向きになるきっかけ作りをするため、SNSの活用や、派遣後報告会などの実施を検討。	

(様式1号)

R1年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	福岡の魅力発信強化事業		部課(室)	企画・地域振興部国際局 国際政策課	事業 開始年度	H26
総合計画	10の事項	8	豊かな文化・スポーツを楽しみ、幅広い分野の国際交流を実感できること	中項目	3	アジアに開かれた交流拠点をつくる
	小項目	1	海外との地域間交流・連携の推進	施策	1	友好提携を核とした地域間交流・連携の推進

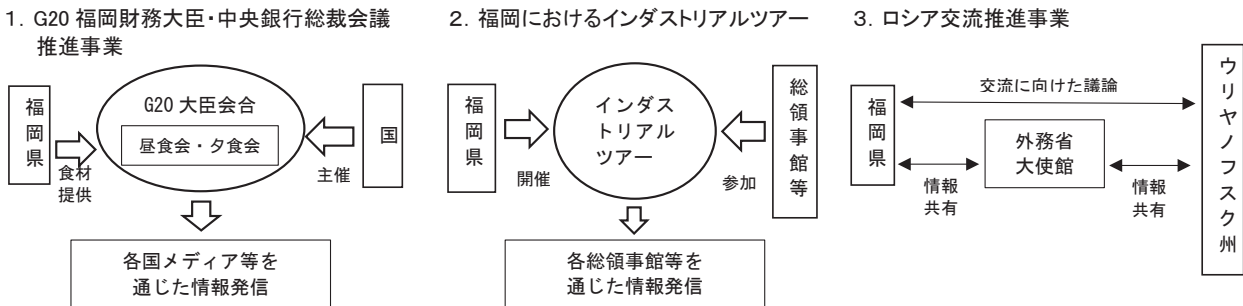
1 事業のねらい・目的

本県への理解を深めてもらうため、「G20福岡財務大臣・中央銀行総裁会議」や「インダストリアルツアー」等の機会を活用して、世界に向けて福岡の魅力を発信する。

2 事業概要

- G20 福岡財務大臣・中央銀行総裁会議推進事業
大臣会合に合わせて催される昼食会・夕食会等において、各国の財務大臣・中央銀行総裁等のVIP、及びその随行者・関係者に対し食材等の提供、パネル展示等を行うことにより、大臣会合の成功に協力するとともに、福岡県魅力を発信する。
- 福岡におけるインダストリアルツアー
県内の総領事等を対象に、観光・産業の見所を紹介するツアーを開催し、総領事の情報発信力を活用した本県魅力発信を行う。
- ロシア交流推進事業
政治・経済において世界で存在感を高めるロシア連邦の自治体と交流することにより、本県のプレゼンスの向上、本県国際交流の多角化、県民のロシアとの交流促進を図る。

【事業スキーム図】



3 事業目標等

- G20福岡財務大臣・中央銀行総裁会議推進事業

【事業目標】

「G20福岡財務大臣・中央銀行総裁会議」における県産食材等の提供による魅力発信。

- 福岡におけるインダストリアルツアー

【事業目標】

本県への入国外国人数及び農産物輸出額の増加を目指す。

【成果指標】

成果指標		基準(H26)	H28	H29	H30	目標(R3)
県内への入国外国人数	目標					430万人
	実績	121万人	257万人	318万人	328万人	
県内延べ宿泊者数	目標					588万人泊
	実績	127万人泊	267万人泊	301万人泊	318万人	
農林水産物輸出額	目標					35億円
	実績	19.4億円	30.5億円	32.6億円	33.6億円	

【指標の考え方】

地方創生総合計画、福岡県総合計画に掲げている目標値を指標とした。

3. ロシア交流推進事業

【事業目標】

両地域がウィンウィンとなる交流分野を選定し、両地域の相互理解を促進する。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- ・G20福岡財務大臣・中央銀行総裁会議については、県産食材等の提供により、本県の魅力を各国のメディア等を通じて世界に発信することができた。
- ・インダストリアルツアーについては、各指標とも実績値は毎年着実に増加している。
- ・ロシア交流推進事業については、両地域にとってウィンウィンとなる交流について、協議を継続中。

4 【事業の有効性】

1. G20福岡財務大臣・中央銀行総裁会議推進事業

国際金融システム上重要な国々の財務大臣、中央銀行総裁が集い、主要な国際経済問題について議論し、世界経済の安定的かつ持続可能な成長に向けて協力する機会であり、世界規模で報道が行われることから、効果的に本県の魅力を発信することができる。

2. 福岡におけるインダストリアルツアー

世界遺産登録、災害復興など、訴求力のあるテーマを設定し、正確な情報を伝え、本県の魅力についてきちんと理解してもらうことで、各々の本国及び本県在住の外国人に対して、各総領事等の情報発信力を活用した本県の魅力発信を行っている。

3. ロシア交流推進事業

現在、国レベルでロシアとの関係強化が図られており、今後は地方レベルでも一層の交流拡大が求められる中で、本県にとっても、これまでのアジアを中心とした交流に、民族・文化・経済の異なるロシアとの交流を加えることは、県民の国際交流の多様化につながるため、有益と考えられる。

【事業の効率性】

各事業とも、事業実施にあたっては、本県の魅力を部局横断的に一体となってPRするため、観光や農林水産物の担当部局とも連携しながら、効率的、効果的に実施している。

5 事業費（千円）	H30決算	R1当初	R2当初	人件費	H30	R1	R2
歳出	12,606	14,726	664	時間	1,315	986	822
（うち一般財源）	7,147	11,622	332	人件費（千円）	5,402	4,051	3,377

6 見直しの内容

継続（ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） 一部改善 縮小 ）
 終了（ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ）

【上記の理由】

- ・G20福岡財務大臣・中央銀行総裁会議推進事業については、すでに会議が終了したため、事業を廃止。（▲8,517千円）
- ・福岡におけるインダストリアルツアーについては、総領事等の情報発信力を活用した本県の魅力発信は有効であるため、継続して実施。
- ・ロシア交流推進事業については、ウリヤノフスク州との協議の進展をみながら、必要に応じて予算措置を行うため、新年度予算には計上しない。（▲5,545千円）

【見直し内容】

- ・福岡におけるインダストリアルツアーについては、視察のテーマを明確にすることで、本県が抱える課題等の解決に寄与できるよう実施する。
- ・ロシア交流推進事業については、具体的な交流事業が実施できるよう、まずは両地域がウィンウィンとなる交流分野について協議を進める。

(様式1号)

R1年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	外国青年招致事業 (タイ語国際交流員の配置)		部課(室)	企画・地域振興部国際局 国際政策課	事業 開始年度	H30
総合 計画	10の事項	8	豊かな文化・スポーツを楽しみ、幅広い分野の国際交流を実感できること	中項目	3	アジアに開かれた交流拠点をつくる
	小項目	1	海外との地域間交流・連携の推進	施策	1	友好提携を核とした地域間交流・連携の推進

1 事業のねらい・目的

○本県は、「アジアに開かれた交流拠点をつくる」を基本目標とし、地域間交流・連携を推進している。
○本県とタイ・バンコク都は友好提携を締結し、経済・環境・青少年・教育・文化・学術など幅広い分野で交流している。一度閉鎖されていたタイ政府観光庁も2018年に再度開設、また2019年10月にはタイ国総領事館が開設するなど、交流の基盤がますます確固たるものになる中、タイ語国際交流員を活用し、あらゆる分野でタイとの交流拡大を進めている。

2 事業概要

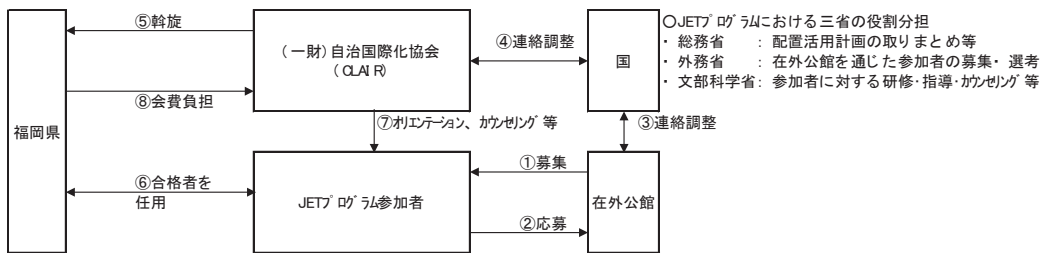
○国内外にネットワークを持つJETプログラムを活用することにより、地域の国際化と国際化社会の担い手となる人材育成を図る。

○配置された国際交流員(CIR)は県職員と協働し、以下のことを行う。

- ・ 外国政府、友好提携先自治体等との連絡・調整
- ・ 資料やレター等の作成・翻訳
- ・ 要人や訪問団受入れ時の通訳・アテンド
- ・ 国際交流事業の企画・立案
- ・ 現地国情報に関する職員への助言・指導

・ その他所属長の指示による業務

【事業スキーム図】



○外国青年招致事業(JETプログラム)

- 1 主体: 地方公共団体(総務省、外務省、文部科学省及び(一財)自治体国際化協会(CIAIR)の協力により実施)
- 2 目的: 地方公共団体等が外国青年を招致し、外国語教育の充実、地域レベルでの国際交流を推進
- 3 内容: JETプログラム参加者による、学校等での語学指導、地域における国際活動及びスポーツ国際交流等(任用期間1年間)
・ 外国語指導助手(ALT): 所属長等の指示を受け、外国担当指導主事・教員等の補助を行う(学校、教育委員会等に配置)
・ 国際交流員(CIR): 所属長の指示を受け、主に国際交流活動に従事する(地方公共団体の国際交流担当部署等に配置)
・ SEA: 国際交流員(SEA): 所属長の指示を受け、スポーツを通じた国際交流活動に従事する(地方公共団体の関係部署等に配置)
- 4 備考: 45都道府県及び18政令指定都市を含む約1,000の地方公共団体等がJET参加者を受け入れている(2018年7月1日現在)

※事業経費については、地方公共団体の国際化・国際交流経費の一環として地方交付税の基準財政需要額において算入措置

3 事業目標等

成果指標		H30 (基準)	R1	R2	R3
国際交流関係事業数 (予算措置事業計画)	目標		532	569	608
	実績	498			

【指標の考え方】

CIRの助言等により、県および市町村における国際交流関係事業数(予算措置事業計画)の各年5%増を目指す

※事業全体にかかる指標

※H29年度までは「福岡県の国際化の現状」から予算要求時の前年度の事業実績数を参照していたが、2018年版より、同冊子の掲載項目が前年度の事業実績数から予算要求時年度の予算措置事業数(予算措置事業計画)に変更となったため、成果指標もそれに合わせて変更。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

H30年8月からタイ人国際交流員を招致したため、基準年をH30年度とした。

4 有効性・効率性	【事業の有効性】 ・タイ・バンコク都との交流事業の企画・実施にあたり、翻訳・通訳・連絡調整等を日本語ータイ語でやりとりができ、スムーズな事業実施に貢献している。
	【事業の効率性】 ・JETプログラムを活用することで、有用な人材を雇用できている。

5 事業費（千円）	H30決算	R1当初	R2当初	人件費	H30	R1	R2
歳出	18,521	17,322	16,471	時間	1,337	1,218	1,092
（うち一般財源）	18,521	17,322	16,471	人件費（千円）	5,493	5,004	4,486

6 見直しの内容	
<input checked="" type="checkbox"/> 継続（ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） <input type="checkbox"/> 一部改善 縮小 ） <input type="checkbox"/> 終了（ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ）	
【上記の理由】 ・タイ国・バンコク都の本県に対する期待も大きく、本県としてもこれまで行ってきたタイ国・バンコク都との交流の幅を広げ、友好関係をさらに促進する必要がある。	
【見直し内容】 ・タイ国出身の国際交流員を国際交流センターに出張派遣し、県民を対象とした業務やイベント等に参加させることで、県民のタイへの理解、交流を加速させる。	

事業名	アジアンビート推進事業		部課(室)	企画・地域振興部国際局 国際政策課	事業 開始年度	H24
総合計画	10の事項	8	豊かな文化・スポーツを楽しみ、幅広い分野の国際交流を実感できること	中項目	3	アジアに開かれた交流拠点をつくる
	小項目	1	海外との地域間交流・連携の推進	施策	3	アジア若者文化交流の推進

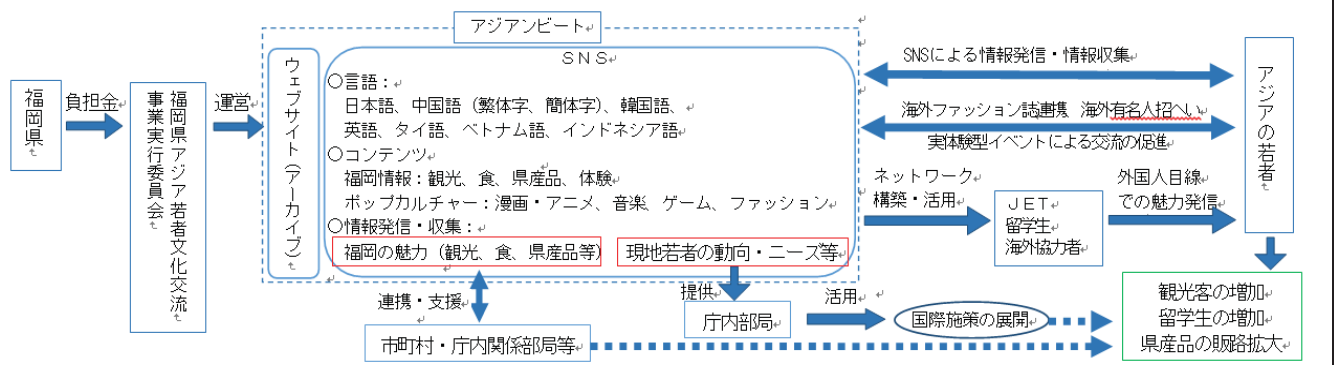
1 事業のねらい・目的

- アジアの若者に直接働きかけることができるインターネットを通じて、福岡の若者文化や魅力を発信し、本県の知名度や好感度の向上を図るとともに、人、モノの交流を促進する。
- 本県がアジアの活力を取り込んで発展していくためには、引き続き、本県の魅力を積極的に発信し、大規模国際大会の開催も迫る中、観光客や留学生の増加、県産品の海外販路拡大などの動きをさらに加速させていく必要がある。
- 今後は、発信力の拡大に加え、情報収集力の強化も図り、アジアンビートが収集した現地若者の動向やニーズなどの情報を庁内各々が活用し、各部の進める国際施策の展開につなげていく。

2 事業概要

- 「アジアンビート」による多言語情報発信
 - ・言語 日本語、中国語繁体字、中国語簡体字、韓国語、英語、タイ語、ベトナム語、インドネシア語 計8言語
 - ・コンテンツ ①海外から招へいたインフルエンサーや地元留学生をレポーターとして、福岡で定番・人気のスポットやショッピング、食べ物などを海外へ紹介
②県内各地のJET (ALT等) による地域の魅力発信
③海外での県産品取扱店舗など、現地における福岡に関する情報発信
④庁内各及び市町村等と連携した若者目線での観光、グルメ、県産品、祭りに関する情報発信
- 「asianbeat・FACo Kawaii大使」の任命とクロスメディアによる福岡の魅力PR
 - ・開始 平成21年度 (現在、11年目)
 - ・内容 ①福岡アジアコレクション (FACo) と連携し、アジアンビートのWeb投票等を通じて選出した一般人モデルをKawaii大使として、福岡に招へい
②現地有カファッション誌等とタイアップし、Kawaii大使の活動や福岡滞在中の実体験をクロスメディア (雑誌等) で紹介し、福岡の魅力をPR

【事業スキーム図】



3 事業目標等

成果指標		H27 (基準)	H28	H29	H30	R1
他部局等との連携事業数	目標		26事業	28事業	30事業	32事業
	実績	25事業	26事業	28事業	30事業	

- 【指標の考え方】
- 他部局、市町村等との連携による県産品や観光等のPRへの寄与を評価するため、他部局、市町村等との連携事業数を指標とする。
 - 毎年2件ずつ増加させることを目標とする。

成果指標		H28 (基準)	H29	H30	R1	R2
SNSフォロワー数	目標		133,666	182,000	230,000	278,000
	実績	133,666	183,979	184,527		

- 【指標の考え方】
- アジアンビートの情報発信力の拡大に加え、情報収集力を強化するため、より多くのデータを取得できるよう、SNSフォロワー数を指標とする。
 - 平成26年度から28年度の3年間のSNSフォロワー増加数 (96,526人) の約1.5倍 (144,000人) 増をめざし、1年度あたりのフォロワー数の増加数を48,000人と設定し、令和2年度はH28年度フォロワー数の2倍とする。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- 他部局、市町村等との連携事業数
平成28年度から新たに目標として設定し、平成30年度は目標を達成している。
- SNSフォロワー数
平成29年度から新たに目標として設定し、平成30年度は目標を達成している。

4 有効性・効率性

【事業の有効性】

- 「アジアンビート」による多言語情報発信を通じて、海外の福岡へ行ってみたい読者の割合が向上。
(アンケート結果) H24 86% ⇒ H26 90%
- 行政機関や民間団体と連携して企画を立ち上げ、自走化とともに、地域の国際化に貢献。
(事例) ①4コマ漫画コンテストを北九州市と連携して実施 (H24-27) ⇒ (H28-) 北九州市が継承し国際漫画大賞に発展
②海外で活躍する福岡の若手ミュージシャンを発掘するWebコンテストを地元音楽関係者等と連携して実施 (H24-27) ⇒ (H28-) 地元音楽関係者等が継承し、発掘コンテストに加えて、海外の音楽祭出演やアジアの若手ミュージシャンとの交流を可能とするイベントに発展
- アジア諸国・地域の若者への情報発信や交流を積み重ねてきた結果、県主催の海外事業において大勢の若者を集客。更には、海外の要人等にも本県独自の魅力として、若者文化の交流拠点・福岡をアピール。
(主な県主催の海外イベント)

	時期	事業名
中国	H24	江蘇省友好提携20周年記念事業(5,000人)、FACo in 大連 (1,000人)
台湾	H25	台湾プロモーション(250人)
タイ	H26	クールジャパン・Fukuoka FA Co in バンコク(1,500人)
ベトナム	H25	ハノイ友好提携5周年記念事業(15,000人)
	H30	福岡県・ハノイ市友好提携10周年記念事業「アジアンビートFUKUOKA祭り2019」(8,000人)
インドネシア	H28	福岡フェア(5,000人)

- 観光地、グルメ、県産品等の魅力を海外の若者に発信する効果的なツールとして、庁内、市町村の活用が増加。
(事例) 「とんこつラーメンキャンペーン」を6言語で紹介(観光振興課)
英語冊子「fukusake guide」を制作する際にアジアンビートコンテンツの英語原稿データを提供(輸出促進課)
タイのSNSインフルエンサーを招へいし、朝倉市の観光地・グルメなどを発信(朝倉市)
- アジアンビートの取材や連携を希望する県内企業等の存在。
(事例) 「アジアンビートの記事をきっかけに海外メディアからの問い合わせが増えた」
- 「Asianbeat・FA Co Kawaii大使」では、海外の人気ファッション誌等と連携し、効果的な発信を実施。
(30年度実績) 台湾 「mina」(発行部数12万部) 11ページ掲載 ※広告費換算445万円

【事業の効率性】

- 平成25年度の36,737千円に比べ、令和元年度は26,500千円に縮減(▲10,237千円)。
- これまで、スマートフォンに対応したページ構成にするとともに、SNSによる発信強化やアジア地域のメディアとのクロスメディア展開を行ったことにより、30年度の事業目標を達成し、費用対効果の向上は図られていると考える。

5 事業費(千円)	H30決算	R1当初	R2当初	人件費	H30	R1	R2
歳出	29,748	26,500	26,632	時間	4,860	4,860	4,860
(うち一般財源)	29,748	26,500	26,632	人件費(千円)	19,965	19,965	19,965

6 見直しの内容

継続 拡充 改善(実施方法の大きな変更等を伴うもの) 一部改善 縮小
 終了 完了 再構築(他の事業に組み替え) 廃止

【上記の理由】

- インターネットを通じて海外の若者に直接働きかけることができる「アジアンビート」は、本県唯一の8言語対応情報発信基盤であり、本県がアジアの活力を取り込んで発展していくためには、引き続き、本県の魅力を積極的に発信し、大規模国際大会の開催も迫る中、観光客や留学生の増加、県産品の海外販路拡大などの動きをさらに加速させていく必要がある。
- 平成30年度より、SNSによる発信や外国人目線による発信の強化を通じて「アジアンビート」の発信力を一層拡大するとともに、庁内各部の進める国際施策の展開に繋がる情報収集にも取り組んでおり、これらの事業を引き続き進める必要がある。

【見直し内容】

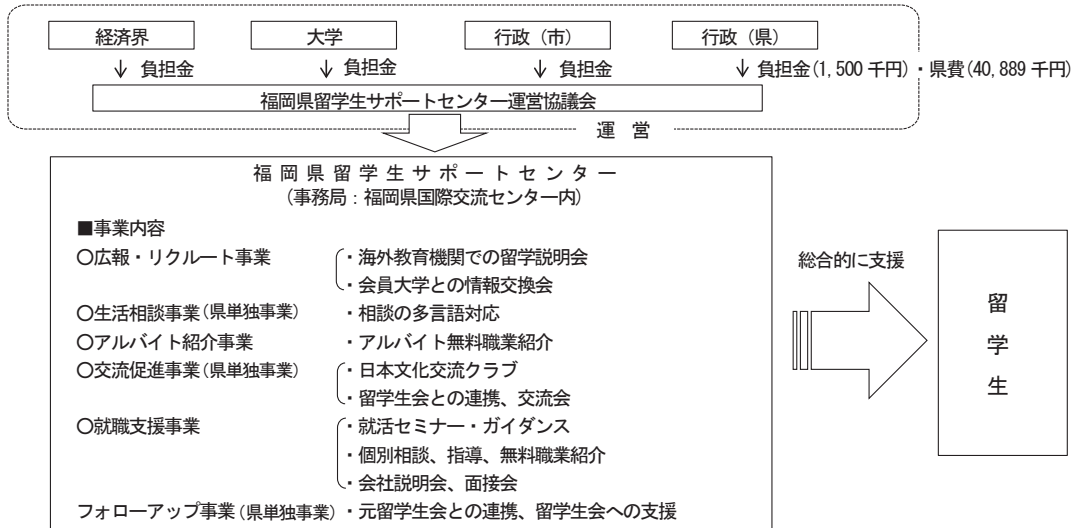
海外有名人、留学生、JETといった情報発信の主体ごとにアクセス数、リーチ数、リアクション数等を分析し、情報発信の頻度にメリハリをつけるとともに、歴代のKawaii大使の活用など、アジアンビートの活動で培ったネットワークを積極的に活用することで、情報発信の費用対効果を高める。

事業名	留学生支援連携事業	部課(室)	企画・地域振興部国際局 国際政策課	事業 開始年度	H20
-----	-----------	-------	----------------------	------------	-----

総合 計画	10の事項	8	豊かな文化・スポーツを楽しみ、幅広い分野の国際交流を実感できること	中項目	3	アジアに開かれた交流拠点をつくる
	小項目	2	外国人が暮らしやすい地域づくり	施策	1	留学生・在住外国人支援の充実

1 事業のねらい・目的	
<p>地元経済界、大学、行政の連携のもと設立した「福岡県留学生サポートセンター」により、留学前から留学終了後まで、本県で学ぶ留学生を総合的にサポートすることで、本県を多様で優秀な人材の交流拠点とし、地域活性化を促進する。</p>	
2 事業概要	
<p>(1) 広報・リクルート事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 海外の教育機関において県内の留学環境や会員大学を広報するための留学説明会を実施する。 国内の日本語学校の学生等を対象とした県内会員大学との情報交換会、オープンキャンパス視察、進学説明会等を行う。 <p>(2) 生活相談事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 会員大学の新生ガイダンスに合わせ、福岡県留学生サポートセンターの各種支援を説明し、利用を促進する。 留学生からの各種相談に、多言語(日・英・中)で対応する。 <p>(3) アルバイト紹介事業</p> <ul style="list-style-type: none"> センター内に無料職業紹介所を設置し、語学を活かした仕事等、留学生向けのアルバイト紹介を行う。 <p>(4) 交流促進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 日本の若者と日本文化等を学ぶとともに交流を深める機会として、日本文化交流クラブを実施する。 福岡県留学生会等と連携し、新入生歓迎会、留学生文化ショー等のイベントを通し、留学生間及び日本人学生との交流を促進する。 留学生同士が有益な情報を交換する場として、福岡県留学生会、各大学留学生会、各国留学生会が一堂に集う交流会を実施する。 <p>(5) 就職支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 就職活動に係る各種セミナー・ガイダンスを実施する。 就活専門員による個別相談対応、就職指導、大学での個別相談会及び、無料職業紹介を行う。 留学生の企業訪問、会社説明会・面接会等、企業と留学生の出会いを支援する。 福岡外国人元留学生会と連携し、元留学生や内定を得た留学生と就活を始める現役留学生の交流会を実施する。 九州グローバル人材活用促進事業「Work in Kyushu」の運営を行い、留学生の九州地元企業への就職を促進する。 <p>(6) フォローアップ事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 福岡県及び各国・地域の元留学生会と連携し、留学生の母国・地域との交流を一層促進する。 福岡県留学生会等、現役留学生の活動を支援する。 	

【事業スキーム図】



3 事業目標等													
(細)事項名	成果指標		H19(基準)	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	目標(R1)	R2(見込)	R3(見込)
本県への留学生の集積	県内に学ぶ留学生数	目標	5,129	8,918	15,000	16,500	18,448	21,600	23,700	25,800	27,900	30,000	32,100
		実績		12,155	13,707	14,252	15,103	15,755	17,519	19,296	集計中		
(細)事項名	成果指標		H19(基準)	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	目標(R1)	R2(見込)	R3(見込)
		県内企業への留学生就職者数(福岡県総合計画)	就職者数							600	700	1,070	1,260
		実績		404	402	475	525	703	892	781	集計中		

※留学生数: 出典は(独)日本学生支援機構(JASSO)「外国人留学生在籍状況調査」。H29以降は毎年2,100名ずつの増加目標

※就職者数: 出典は出入国在留管理庁「留学生の日本企業等への就職状況について」。目標値(R1)については、H27~29実績の年平均増加数(183.5人)をH29実績に加算したものの(一の)位切り捨て。

【指標の考え方】

- ・留学生の集積→就職者増→留学生の集積の好循環を生み出す観点から、2つの指標を設定
- ・県内に学ぶ留学生数と県内企業への就職者数を設定

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- ・県内留学生数については、当初設定した目標には達していないものの、平成30年5月時点の留学生数は東京、大阪に次ぎ全国第3位を維持している。
- ・県内企業への留学生就職者数（H30年）は、781人となり、前年度（H29年度）の892名よりも減少。理由については現在調査中。

4
有
効
性
・
効
率
性

【事業の有効性】

- ・行政だけではなく、産学官一体となって留学生を総合的に支援する体制を整え、留学生誘致や生活支援、就職支援などをワンストップで提供することが可能となったことから、円滑な留学生支援に寄与している。
- ・大学等が応分の事業経費を負担することで、産学官が当事者意識を持ち、地域一体となった取組みができている。
- ・大学単独での開催が難しい海外でのリクルート（留学生誘致）について、県の友好提携都市等で定期開催が可能となっている。
- ・無料職業紹介事業許可を取得したことで、留学生に対し、アルバイト及び就職を直接斡旋することが可能となっている。

【事業の効率性】

- ・留学生支援に関する総合窓口として、留学生が、自分が求める支援にスムーズに辿り着くことに貢献。
→留学生サポートセンターで対応できないものがあったとしても、当該支援を実施している関係機関へ繋ぐことで留学生支援に貢献。

5 事業費（千円）	H30決算	R1当初	R2当初	人件費	H30	R1	R2
歳出	28,946	42,389	42,537	時間	7,435	7,435	7,435
（うち一般財源）	28,946	42,389	42,537	人件費（千円）	30,543	30,543	30,543

6 見直しの内容

継続 （ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） 一部改善 縮小 ）
 終了 （ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ）

【上記の理由】

- ・グローバル化が進む中、本県が将来に向けて発展していくためには、海外からの多様な高度人材を本県に誘引し、その力を活用することで福岡のポテンシャルを引き出すことが必要である。
- ・一方、その高度人材を巡って、今日世界中で人材の獲得競争が繰り広げられており、国においては、外国人留学生が日本で就職しやすいよう、令和元年5月から在留資格が見直された。
- ・在留資格の見直しは、本県においても留学生就職者数をより増加させる好機となり、産学官が一体となった本事業の強みを生かして、高度人材の最たる存在である留学生の誘致・集積・定着・フォローアップの一層の強化を図ることが必要であり、本事業は継続する必要がある。

【見直し内容】

- ・広報事業について、近年留学生の増加率が高いインドネシア、ミャンマー、スリランカ等、東南・南西アジアを中心に実施する予定。

(様式1号)

R1年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	九州グローバル人材活用促進事業	部課(室)	企画・地域振興部国際局 国際政策課	事業 開始年度	H27
-----	-----------------	-------	----------------------	------------	-----

総合計画	10の事項	8	豊かな文化・スポーツを楽しみ、幅広い分野の国際交流を実感できること	中項目	3	アジアに開かれた交流拠点をつくる
	小項目	2	外国人が暮らしやすい地域づくり	施策	1	留学生・在住外国人支援の充実

1 事業のねらい・目的

- ・九州7県等で構築・運営する留学生と企業をつなぐ人材マッチングシステム「Work in Kyushu」の利用促進を図り、留学生の地元企業への就職促進を図る。
- ・外国人留学生が地元企業に就職し地域に定着することにより、地元産業のグローバル化・活性化を図る。

2 事業概要

(1)九州グローバル人材活用促進協議会の運営

- ・構成メンバー：福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、九州経済産業局、九州経済連合会
- ・事務局：福岡県国際局国際政策課

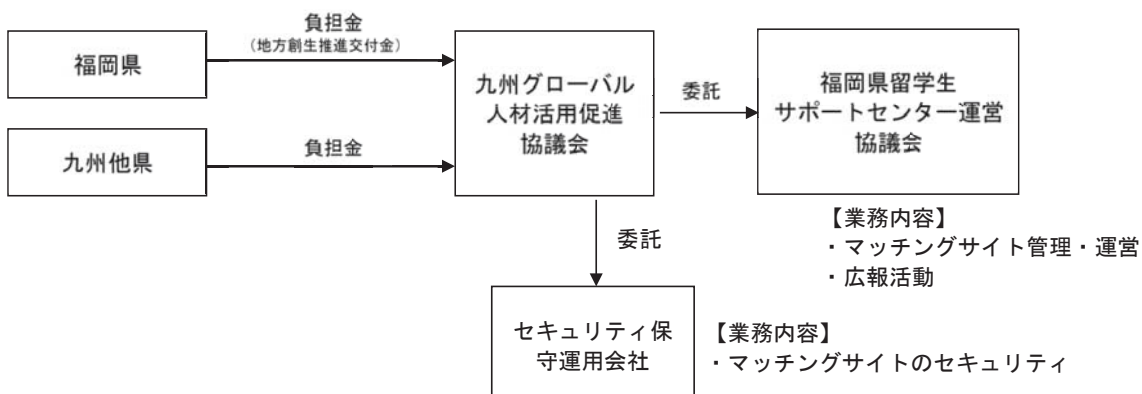
(2)人材マッチングサイトの管理・運営

- ・問い合わせ対応、コンテンツ制作
- ・保守管理

(3)広報活動

- ・チラシ、新聞、Facebook等による広告
- ・各県でのセミナー・シンポジウムの開催、周知広報活動

【事業スキーム図】



3 事業目標等

成果指標	区分	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
県内企業への留学生就職者数 (福岡県総合計画)	目標				600	700	1070	1260
	実績	475	525	703	892	781	集計中	

<指標の考え方>

外国人留学生の地域への定着を図るため、県内企業への就職者数を成果指標とする(総合戦略に掲載)。
(実績出典:総務省入国管理局HP)

※目標値(R1)については、H27~29実績の年平均増加数(183.5人)をH29実績に加算したもの(一の位切り捨て。R1年8月に目標値見直し)。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

H30年度の実績(781人)がH29年度実績(892人)を下回った。
理由については、留学生の大都市志向、九州企業の情報又はPRの不足等が考えられるが、現在調査中。

4 有効性 ・ 効率性	【事業の有効性】 ・人口減少に伴う労働力不足が懸念される中、企業の成長発展に欠かせないグローバル人材とのマッチングの場を提供。 ・九州7県が一体となって取り組むことにより、事業対象が九州広域となり利用者の多様なニーズに対応することが可能。 ・九州経済産業局、九州経済連合会と連携することにより企業側への情報提供がより有効に行うことができる。 ・インターネットを活用することにより、時間・場所に制限されることがなく利用者にとって利便性が高い。
	【事業の効率性】 ・留学生への総合的な支援にノウハウ・経験のある福岡県留学生サポートセンターに業務委託することにより、事業の実効性、効率性の向上を図る

5 事業費（千円）	H30決算	R1当初	R2当初	人件費	H30	R1	R2
歳出	9,000	9,000	8,760	時間	900	900	900
（うち一般財源）	4,500	4,500	4,380	人件費（千円）	3,698	3,698	3,698

6 見直しの内容	<input checked="" type="radio"/> 継続 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） <input checked="" type="radio"/> 一部改善 縮小 <input type="radio"/> 終了（完了） <input type="radio"/> 再構築（他の事業に組み替え） <input type="radio"/> 廃止
【上記の理由】 グローバル化が進む世界において、福岡県が将来に向けて発展していくためには、海外の多様な高度人材を本県に誘引し、その力を活用することで福岡のポテンシャルを引き出すことが必要である。 平成28年度から福岡県を中心に九州7県などで留学生と企業をつなぐマッチングサイト「Work in Kyushu」を構築し、運用を開始。留学生サポートセンターが実施する就職支援に係るセミナー等との連携により、留学生就職支援の総合的な体制を強化し、地元企業への就職促進を図っている。 また、マッチングサイトに「ログインしなければメッセージが分からない」「利用者へのサポート・相談体制が十分でない」「利用者、特に企業側からの情報発信が少ない（情報を発信できる仕様になっていない）」等の課題があったため、R1年度にマッチングサイトをビジネス版SNS「LINE WORKS」に移行し、上記課題を解決した。 引き続き高度人材の最たる存在である留学生の地元企業への就職を促進し、九州企業のグローバル化を図るため、本事業は継続する必要がある。	
【見直し内容】 国で検討されている留学生の日本国内への就職促進策への対応を検討する。	

事業名	アジア地域連携促進事業	部課(室)	企画・地域振興部国際局 地域課	事業 開始年度	H18
-----	-------------	-------	--------------------	------------	-----

総合 計画	10の事項	8	豊かな文化・スポーツを楽しみ、幅広い分野の国際 交流を実感できること	中項目	3	アジアに開かれた交流拠点をつくる
	小項目	1	海外との地域間交流・連携の推進	施策	1	友好提携を核とした地域間交流・連携の推進

1 事業のねらい・目的

アジアの成長著しい地域と相互交流に関する協定を締結し、経済、環境、文化等、互いのメリットとなる分野における交流を一層促進することにより、本県が目指すアジアとの交流拠点の実現と国際的な地域づくりに寄与する。

2 事業概要

本事業は、本県の友好提携締結地域の国際関係部局との交流（派遣・受入）を通して両地域の基礎的な友好関係を構築し、環境・経済・青少年など、様々な分野の交流を促進するもの。

対象地域：バンコク都（タイ）、デリー準州（インド）、ハノイ市（ベトナム）

1 派遣事業

(1) バンコク都
バンコク都における友好都市紹介イベント等への参加に合わせ、関係部局との協議を行う。

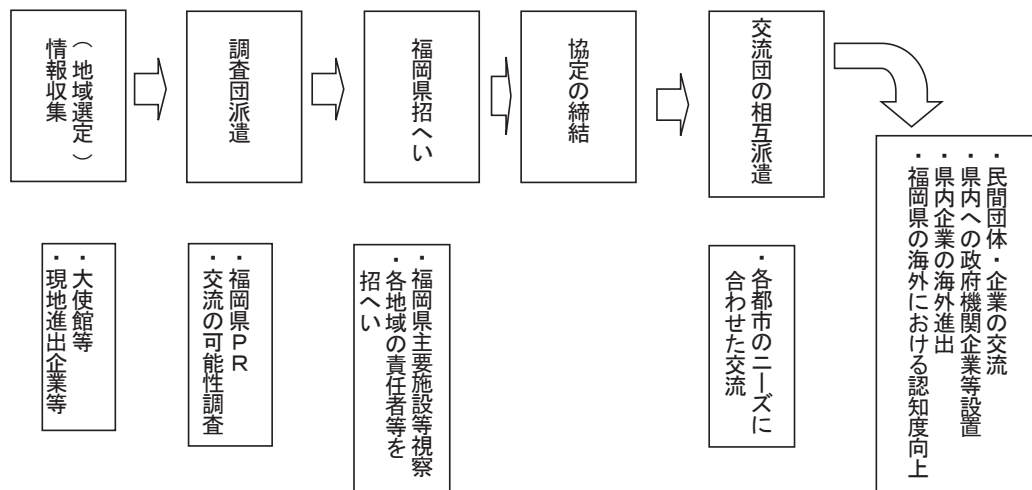
(2) デリー準州
交流の幅を広げるため、都市開発局等のデリー準州関係部局とのワーキンググループ会議を開催する。

(3) ハノイ市
交流の幅を広げるため、外務局等のハノイ市関係部局とのワーキンググループ会議を開催する。

2 受入事業

3地域それぞれから幹部を招へいし、本県の主要施策の説明、施設視察、人材交流等を行う。

【事業スキーム図】



3 事業目標等		成果指標	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
タイ人の県への入国者数	目標		9,955	18,772	26,643	31,652	37,603	62,185	47,039	44,996	52,960
	実績		16,197	22,427	42,057	60,317	49,432	37,813	38,229	-	-
インド人の県への入国者数	目標		1,409	1,445	1,544	1,612	1,683	3,710	3,002	3,260	3,837
	実績		1,389	1,479	1,551	2,080	2,949	2,413	2,770	-	-
ベトナム人の県への入国者数	目標		3,163	4,317	7,671	9,596	12,005	20,131	26,404	29,813	35,090
	実績		3,702	6,132	8,174	12,273	16,002	21,225	25,330	-	-

【指標の考え方】

- アジア諸地域との活発な交流関係を構築し、福岡県の認知度向上を目標とするが、その測定が困難なことから、交流先国からの来県者数を指標とする。
- 過去の実績と平均伸び率から目標値を設定。
- 実績数は法務省「出入国管理統計」による。

【目標達成状況、未達成の時はその理由】

- H28年までタイ、インド、ベトナムとも実績が目標を大きく上回っている。なお、タイは、H29年、H30年に目標を下回ったが、この主な理由は、平成24年6月に就航したLCC（ジェットスター・アジア航空）が平成28年10月に撤退したためである。
- インドは、H27、28年度に入国者数が大きく増加し、H29年度に一度減少に転じたものの、その後は堅調に増加している。
- ベトナムは、H25年からH29年にかけて予想を上回る伸び率で入国者数が増加した。H30年は前年と比較して伸び率が若干鈍化したため、目標には達していないが、順調に増加している。

4 有効性・効率性	【事業の有効性】 〔アジア地域連携促進事業〕 本事業はタイ・バンコク都、インド・デリー準州、ベトナム・ハノイ市の国際関係部局との交流・協議を通して両地域の基礎的な友好関係を構築・促進するものであり、本事業を受け、各所管部局における交流が以下のように幅広く展開されている。 〔これまでの主な交流状況〕
	<ul style="list-style-type: none"> タイ・バンコク都とは、平成18年2月に友好提携を締結。これを機に、高校生の相互交流事業や大学間の友好提携が実施され、タイからの留学生も増加している。経済分野では中小企業などの交流を行い、環境分野では環境人材育成のための研修生受入等を実施。また、福岡県及びバンコク都双方においてそれぞれの地域をPRするイベントを実施した。平成30年10月にはあらたに総領事館が設置され、今後交流を拡大していく基盤が整った。 インド・デリー準州とは、平成19年3月に友好提携を締結し、その後、留学誘致フェア、福岡フェアをデリー準州で開催し、インド人の福岡留学につなげている。環境分野では、福岡の経験・ノウハウを現地に紹介する「環境ワークショップ」の開催、環境人材育成のための研修生受入等を実施。平成30年1月の友好提携10周年に際し覚書を更新し、平成30年から文化遺産分野での交流を開始した。 ベトナム・ハノイ市とは、平成20年2月に友好提携を締結。これを機に、青少年交流では、大学間の友好提携の締結が進むとともにベトナムからの留学生数も増加し、また平成25年度から県内の高校がベトナムへ修学旅行を実施。経済分野では中小企業などの交流も活発化し、環境分野では環境人材育成のための研修生受入等を実施するとともに「福岡方式」の廃棄物処分場がハノイ市に竣工し、技術指導等を継続している。また、福岡県及びハノイ市双方においてそれぞれの地域をPRするイベントを実施した。平成30年6月の友好提携10周年に際し新たに農業分野での交流を拡大する旨の協定を締結し、農業研修の受入を開始した。
	【事業の効率性】
	・事業実施にあたっては、福岡県を紹介するフェアと併せて留学生フェアや観光プロモーションを実施するなど、庁内各部の事業を一堂に集め効率的、効果的に実施している。

5 事業費(千円)	H30決算	R1当初	R2当初	人件費	H30	R1	R2
歳出	4,946	4,342	4,362	時間	2,046	2,046	2,046
(うち一般財源)	4,946	4,342	4,362	人件費(千円)	8,405	8,405	8,405

6 見直しの内容	<input checked="" type="radio"/> 継続 (拡充 改善(実施方法の大きな変更等を伴うもの) 一部改善 縮小) <input type="radio"/> 終了 (完了 再構築(他の事業に組み替え) 廃止)
【上記の理由】	・アジアの交流拠点の実現に向けて各部局の交流事業を促進するためには、友好提携地域との信頼関係の構築・維持が重要であり、それぞれの地域との関係強化に資する本事業は継続する必要がある。
【見直し内容】	<ul style="list-style-type: none"> タイは、H30年に設置された総領事館と連携し、バンコク都を中心に交流の拡大を図る。 インド・デリー準州は、H30年度に開始した文化遺産分野の交流を着実に進める。 ベトナムは、R1年に設立10周年を迎えた総領事館と連携し、これまでの交流事業を継続して実施するとともに、H30年6月に新たに開始した農業分野の交流を着実に進める。

(様式1号)

R1年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	アジア地域連携促進事業 (デリー準州との文化遺産分野での交流)	部課(室)	企画・地域振興部国際局 地域課	事業 開始年度	H30
-----	------------------------------------	-------	--------------------	------------	-----

総合 計画	10の事項	8	豊かな文化・スポーツを楽しみ、幅広い分野の国際 交流を実感できること	中項目	3	アジアに開かれた交流拠点をつくる
	小項目	1	海外との地域間交流・連携の推進	施策	1	友好提携を核とした地域間交流・連携の推進

1 事業のねらい・目的

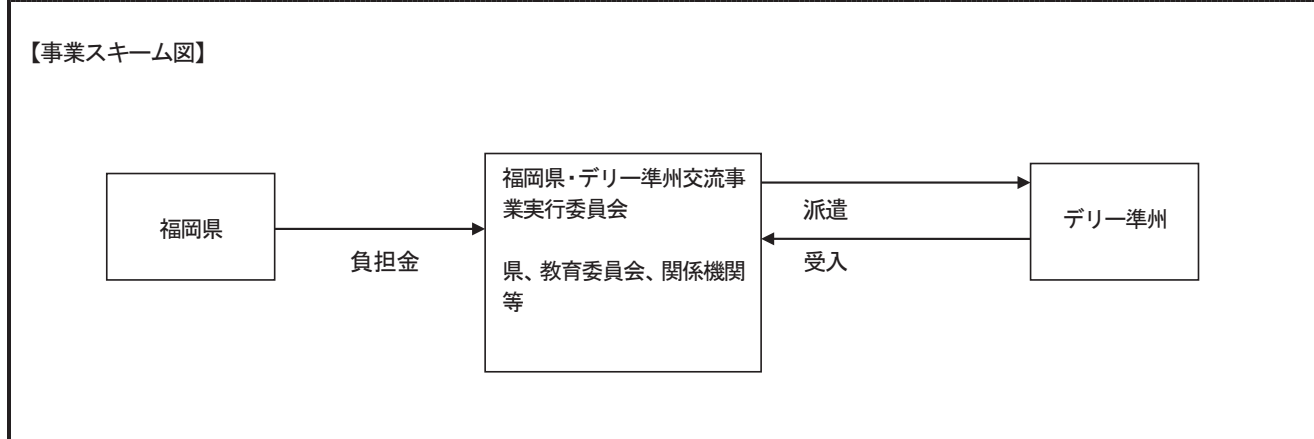
○友好提携10周年にあたり、両地域のトップが締結した覚書に、これまで取組みのなかった「文化、観光及び遺産」を新たな交流分野として位置付けた。これを受けて、本県が有する九州歴史資料館や九州国立博物館などの専門知識を活用することで、準州との繋がりをより幅広いものとし、さらなる交流促進を図る。

○2018年度以降の専門家の相互派遣を通して、多くの文化遺産を有する準州とのネットワークを構築・拡大し、長期的な博物館交流・文化交流等に繋げていく。

2 事業概要

県、教育委員会及び関係機関からなる「福岡県・デリー準州交流事業実行委員会」を組織し、両地域の文化遺産の保存に携わる専門家を相互に派遣し、交流を行う。

○福岡県文化遺産訪問団派遣
 (1) 派遣時期：令和元年11月
 (2) 派遣期間・人数：3泊5日・5名
 (3) 内容：デリー準州内の文化遺産保存の視察やインド国立博物館の視察及び意見交換



3 事業目標等

成果指標		H30	R1	R2
相互交流で派遣された人数 (累計)	目標	5	10	15
	実績	5	10	

【指標の考え方】
 ・文化遺産保存の分野に携わる専門家等を相互に派遣し、両地域の専門知識を深めるとともに、同分野の人材の育成及び交流を強化する。

【目標達成状況、未達成の時はその理由】
 平成30年度は目標を達成した。

4 有効性・効率性	<p>【事業の有効性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本事業は、文化遺産の分野における交流を通して、これまで行ってきたインド・デリー準州との交流の幅を広げ、友好関係をさらに促進するものである。 <p>〔これまでの主な交流状況〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インド・デリー準州とは、平成19年3月に友好提携を締結して以降、環境、青少年などの分野で交流を行い、環境分野では環境人材育成のための研修生受入、青少年分野では高校生受入等を実施。また、デリーに於いて福岡県をPRするイベントを実施している。
	<p>【事業の効率性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専門性の高い内容の事業であるため、実施にあたっては、庁内関係部局と連携して実行委員会を組織し、事業の効率性を図っている。

5 事業費 (千円)	H30決算	R1当初	R2当初	人件費	H30	R1	R2
歳出	1,305	4,449	1,408	時間	604	604	604
(うち一般財源)	653	2,250	704	人件費 (千円)	2,481	2,481	2,481

6 見直しの内容	<p> <input checked="" type="radio"/> 継続 (拡充 改善 (実施方法の大きな変更等を伴うもの) <input checked="" type="radio"/> 一部改善 縮小) <input type="radio"/> 終了 (完了 再構築 (他の事業に組み替え) 廃止) </p>
【上記の理由】	<p>・デリー準州の当該事業に対する期待も大きく、本県としてもこれまで行ってきたインド・デリー準州との交流の幅を広げ、友好関係をさらに促進する必要がある。</p>
【見直し内容】	<p>平成30年度はデリー準州からの訪問団を受け入れたが、令和元年度はデリー準州へ訪問団を派遣。令和2年度は、訪問団を派遣し、文化遺産の視察、意見交換を行う。</p>

(様式1号)

R1年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	福岡県NPO・ボランティアセンター事業		部課(室)	人づくり・県民生活部 社会活動推進課	事業 開始年度	H18
総合 計画	10の事項	7	心のぬくもりと絆を実感できる社会であること	中項目	1	NPO・ボランティアの活躍や地域コミュニティの活性化を通じて、ともに支え合う社会をつくる
	小項目	1	NPO・ボランティアとの協働の推進	施策	1	行政、企業等との協働の推進

1 事業のねらい・目的

NPO・ボランティア、企業、行政など多様な主体による協働を促進するため、福岡県NPO・ボランティアセンターにおいて、情報の発信、ネットワークづくり、交流機会の創出、協働のコーディネートを行う。

2 事業概要

福岡県 NPO・ボランティアセンター事業

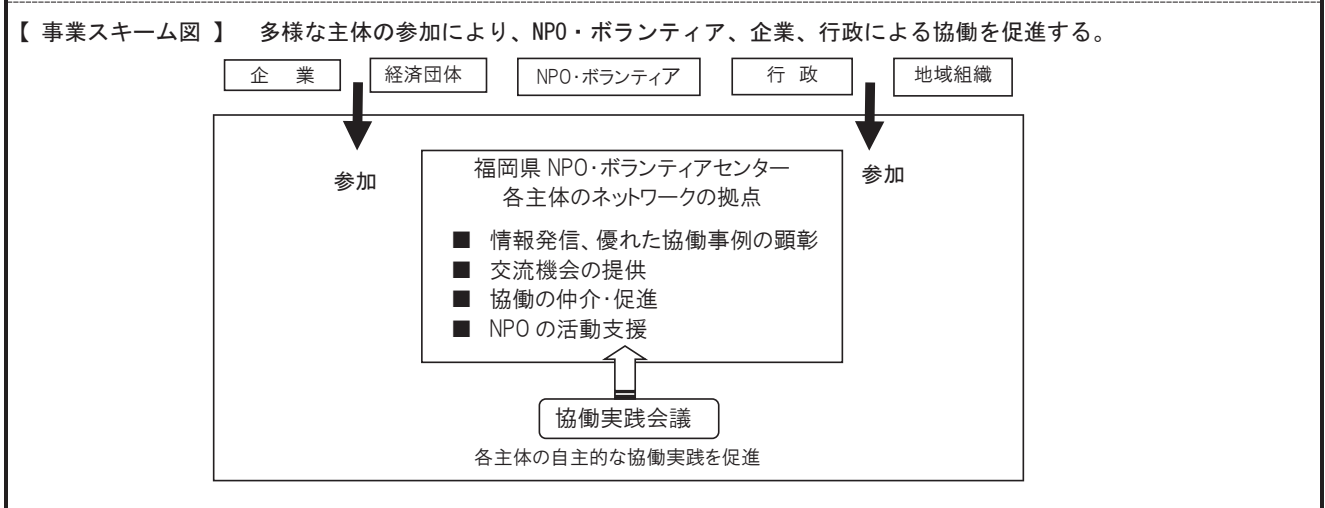
(1) 情報発信、優良事例の紹介
センターのホームページ、情報紙「Con te」(年4回発行)、優れた協働事例を表彰する「ふくおか共助社会づくり表彰」を行う。
ホームページの情報充実のため、関係機関への働きかけ、連携を強化、集中的な情報収集を実施する。

(2) ネットワークづくり、交流機会の創出
ホームページにおいて、登録団体がイベントや協働相手募集などの情報の発信や交換を行える場を提供。

(3) 協働のコーディネート
NPO、企業、行政等の多様な主体による協働を仲介・促進する。

(4) NPO・ボランティアと企業、行政との協働実践会議
有識者・企業・経済団体・NPO等で構成し、協働を進めるに当たっての具体的な課題や目標について意見交換を行い、各主体において協働に向けた自主的な行動を実践する。(平成22年7月20日設置)

(5) その他 (NPO 団体への活動支援)
設立・認証相談から運営相談まで一貫して対応する相談窓口や活動スペース・機器提供による活動支援を行う。
会計・税務相談会等を開催し、NPOの活動基盤強化を図る。



3 事業目標等

成果指標		H27	H28	H29	H30	R1	R2	目標(R3)
① NPO・ボランティアと県との協働事業件数（総合計画）	目標	166件	176件	187件	197件	207件	217件	227件
	実績	167件	179件	187件	202件	調査中		
② NPO・ボランティアと市町村との協働事業件数	目標	1,550件	1,600件	1,650件	1,700件	1,750件	1,800件	
	実績	1,551件	1,637件	1,715件	1,753件	調査中		

【指標の考え方】

- ・ ①②：センターによる協働コーディネート機能を評価する指標として、NPOと県・市町村との協働事業件数を設定。
- ・ ①：総合計画の数値を目標として設定していたが既に達成しており、H26実績値に基づき、さらに高い目標値を設定。
- ・ ②：H22実績値に基づき、H26までは100件増、H27以降は50件増の目標値を設定。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- ・ 目標達成

4 【事業の有効性】

- ・ NPO・ボランティアセンターは、協働のコーディネートを担う拠点として、また、設立・認証相談から運営・認定相談まで一貫して対応する相談窓口や活動スペースの提供等、NPOの活動支援の拠点として有効に機能していることから、NPOと県・市町村との協働事業件数は着実に増加している。
- ・ 優れた協働事例等をこれまでに144件（H20～H30）表彰することで、NPO等の公益的活動の促進と社会的な信頼性の向上につながっている。
- ・ 平成22年にNPO・ボランティアと企業、行政との協働実践会議を設置し、各主体が協働に向けて自ら取り組む具体策を「実践指針」としてとりまとめた（平成23年3月）。その後、協働実践会議に参加した地元経済団体内に社会貢献のための専門部会が立ち上げられ、会員企業向けの社会貢献・協働セミナーを県と連携して開催するなどの動きにつながっている。

【事業の効率性】

- ・ 窓口相談業務を受託したNPOが、その専門性を生かし、市町村のボランティア支援センターのスタッフを対象とした支援や、団体運営や事業等について相談できるNPO事業運営相談などを実施することにより、効果的・効率的な相談業務が実施されている。
- ・ 平成26年度にセンターのホームページと生涯学習のホームページを統合し、効果的・効率的な情報提供に努めるとともに、経費の削減につなげた。

5 事業費（千円）	H30決算	R1当初	R2当初	人件費	H30	R1	R2
歳出	19,685	18,564	18,612	時間	9,913	10,892	8,799
（うち一般財源）	19,685	18,564	18,612	人件費（千円）	40,723	44,745	36,147

6 見直しの内容

継続（ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） 一部改善 縮小 ）
 終了（ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ）

【上記の理由】

- ・ 限られた財源の中で必要な支援が行えるよう経費の削減に努めつつ、多様な主体が互いに協力し支え合う共助社会をつくるため、引き続き協働を促進していく必要があるため。

【見直し内容】

- ・ 来館者用利用機器の更新にあたり、再リースを行うことで経費の節減を図る。（▲252千円）
- ・ 活動基盤強化事業においてNPOへの周知効果を高めるため、案内方法の見直しを行う。（+186千円）

(様式1号)

R1年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	障がい者芸術文化活動推進事業	部課(室)	人づくり・県民生活部 文化振興課	事業 開始年度	H29
-----	----------------	-------	---------------------	------------	-----

総合計画	10の事項	5	高齢者や障がいのある人が安心してはつらつと生活できること	中項目	3	障がいのある人が自立して生活できる社会をつくる
	小項目	2	障がいのある人の地域生活支援	施策	1	障がいのある人の社会参加の促進

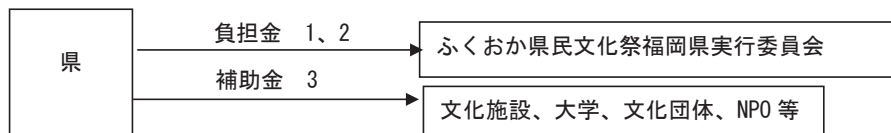
1 事業のねらい・目的

- ・障がいのある方の文化・芸術に関する活動を広く県民に紹介・発表する。
- ・県民への障がいのある方及び障がい福祉に対する理解と認識を深める。
- ・県民に対し、障がいのある方が持っている多様な能力、才能に触れる機会を提供する。
- ・作品を制作している障がいのある方に対し、さらなる制作意欲の向上と社会参加を推進する。
- ・障がいのある方に対する理解を促進し、障がいのある人もない人も共に支えあって生きていく共生社会の実現を図る。

2 事業概要

- 1 「多様な人々によるアート普及イベント～なんだかよくわからないけど気になるアート～」の開催
著名障がい者アーティストによる講演と作品展示、障がい児者美術展受賞者によるトークセッションにより、同美術展をアピールする。
- 2 「ツナガルアートフェスティバル FUKUOKA」の開催
障がい者による音楽、舞踊、ファッション等の複数の文化活動を県民に広く発信し、障がいのある人とない人が交流。
- 3 文化団体、NPOなどが実施する障がい者文化活動振興のための助成
以下の要件のうち、複数の要件を満たす事業に対し、助成を行う。
①これまで未参加だった障がい者に対して文化芸術活動へ参加する機会を提供するなど、文化芸術活動へ参画する障がい者の増加を図る事業
②創作した作品について障がいのある作者自らが解説する展示会、様々な文化芸術分野の作品や活動が一度に鑑賞できる文化祭の開催等、活動の成果を多くの人に発表し、障がいに対する理解を促進する機会を提供する事業
③障がいのある人とない人がともに取り組む文化芸術活動の実施、活動を支えるボランティアの養成など、事業を継続して実施するための環境を整備する事業

【事業スキーム図】



3 事業目標等

成果指標		H29	H30	R1	R2		
障がい児者美術展 観覧者数 及び 作品展示数	目標	— —	7,000人 535点	7,000人 535点	7,000人 535点		
	実績	6,361人 486点	7,466人 423点	7,844人 410点			

【指標の考え方】
H29年度に実施した際の数値を基準に、観覧者数及び作品展示数の10%増を目標とする。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】
観覧者数は、会場を3会場から5会場に増やしたこともあり目標を達成している。
作品展示数が目標を達成していない一因として募集期間が短いことが考えられるため、令和元年度は募集期間を十分に取るなどの工夫を行っている。
引き続き、募集の周知と展覧会の広報に努める。

4 有効性・効率性	<p>【事業の有効性】</p> <p>障がいのある方の文化・芸術に関する活動を広く県民に紹介・発表する機会を提供できた。 障がいのある方が持っている多様な能力、才能に触れる機会を提供することができた。 作品を制作している障がいのある方に対し、さらなる制作意欲の向上と社会参加を推進することができた。 県民に対し、障がいのある方に対する理解を促進することができた。</p>
	<p>【事業の効率性】</p> <p>関係課や関係団体と連携することで、効率よく事業の周知や出品作品の募集をすることができた。 多様な人々によるアート普及イベントに障がい児者美術展受賞者が出演することで、イベントと障がい児者美術展が連携し、双方のアピールにつながった。 文化団体やNPOが実施する障がい者文化活動振興活動を支援することにより、障がい者の参加機会の拡大や障がい者に対する理解促進をさらに進めることができた。</p>

5 事業費（千円）	H30決算	R1当初	R2当初	人件費	H30	R1	R2
歳出	7,374	8,272	11,545	時間	732	732	732
（うち一般財源）	3,819	4,136	6,163	人件費（千円）	3,008	3,008	3,008

6 見直しの内容	<p> <input checked="" type="radio"/> 継続 <input checked="" type="radio"/> 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） 一部改善 縮小 </p> <p> 終了（完了） 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 </p>		
【上記の理由】	<ul style="list-style-type: none"> 障がいのある方が積極的に社会参加できる機会は健常者に比べて非常に少なく、一般県民における障がい者福祉についての関心や理解は十分であるとはいえない状況にある。 障がいのある方による芸術活動・交流活動に対する県民の理解を深めるとともに、障がいのある方もない方も共に支えあって生きていく共生社会の実現を図る。 		
【見直し内容】	<ul style="list-style-type: none"> ツナガルアートフェスティバル FUKUOKA（仮称）について、令和2年度は、著名人による講演、パラリンピックに因んだ映画の上映、多言語パンフレットの作成など、東京オリンピック・パラリンピック競技大会に合わせて規模を拡大して開催し、世界へ本県の文化・芸術の魅力を発信するとともに、国際交流を推進する。（+3,274千円） 今後も、関係課や関係団体と連携することで、効率よく事業の周知等を行い、出品数の増加や、障がいのある人の文化芸術活動の参加機会の拡大、障がいのある人への理解の促進に努める。 		

(様式1号)

R1年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	住民参加による文化芸術発信事業	部課(室)	人づくり・県民生活部 文化振興課	事業 開始年度	H30
-----	-----------------	-------	---------------------	------------	-----

総合計画	10の事項	8	豊かな文化・スポーツを楽しみ、幅広い分野の国際交流を実感できること	中項目	1	県民の文化活動を盛んにする
	小項目	1	文化の振興	施策	1	県民文化芸術活動の振興

1 事業のねらい・目的

○県民、市町村、文化施設、学校など多様な主体が参加する文化芸術活動を展開し、国内外に発信することで、県民の誰もが文化芸術を楽しむ心豊かな社会を目指す。
 ○地域の文化資源を生かした新たな作品の創作や多様な主体による連携の促進により、文化を活用した地域活性化を図る。
 ○「九州芸文館」のより一層の利用促進を図る。

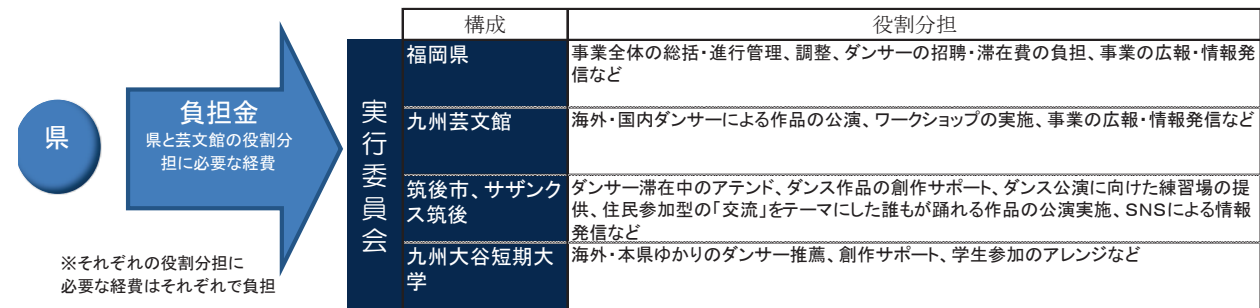
2 事業概要

1. 筑後ダンスプログラム展開事業費
 ◆筑後市でダンス事業を実施する理由 (各主体の文化資源)
 九州芸文館 : これまで培ってきた海外芸術家と住民の交流、地域の文化資源を活かした行事についてのノウハウ
 サザンクス筑後: 舞台芸術のノウハウ、小中学校へのアウトリーチ活動 (ダンス体験、演劇体験など) の実績
 九州大谷短大 : 舞台芸術の専門家、舞台芸術を学ぶ学生、海外とのネットワーク

◆事業内容
 海外のダンサー (韓国) と本県ゆかりのダンサー (国内) を招へいし、筑後地域の市民、学生とともにコンテンポラリーダンスのワークショップや稽古を行いながらダンス作品を創作。九州芸文館とサザンクス筑後で、創作したダンス作品を公演する。

場所	サザンクス筑後 (小ホール)	九州芸文館 (大交流室)
公演日	令和元年9月23日 (祝・月)	令和元年9月28日 (土)
参加者	海外・国内ダンサー 6人 筑後地域の市民、学生等 11人	海外・国内ダンサー 6人 筑後地域の市民、学生等 10人
内容	住民参加型の「交流」をテーマにした誰もが踊れる作品の公演	海外・国内ダンサーによる作品の公演 県民向けダンスワークショップ

【事業スキーム図】



3 事業目標等

成果指標		H30	R1	R2
		ダンスプログラムへの県民の参加者数	目標 50	100
	実績	50	131	

【指標の考え方】
 ・参加者数はワークショップ参加者及び作品への出演者数。
 ・毎年、参加者数50人増を目指す

【目標達成状況、未達成のときはその理由】
 H30年度、R1年度ともに達成できた。

4 有効性・効率性	【事業の有効性】 これまでコンテンポラリーダンスに触れたことのない県民に新たな芸術文化に触れる機会を提供するとともに、地域の多様な主体が連携して事業を開発・実施することで地域の活性化に繋げることができた。
	【事業の効率性】 市町村、文化施設、短期大学と連携し、それぞれが強味を発揮することで、新たな芸術文化活動を低コストで実施することができた。

5 事業費（千円）	H30決算	R1当初	R2当初	人件費	H30	R1	R2
歳出	8,755	6,000	6,000	時間	975	975	975
（うち一般財源）	4,410	3,000	3,000	人件費（千円）	4,006	4,006	4,006

6 見直しの内容	
<input checked="" type="radio"/> 継続（ <input type="radio"/> 拡充 <input type="radio"/> 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） <input checked="" type="radio"/> 一部改善 <input type="radio"/> 縮小） <input type="radio"/> 終了（ <input type="radio"/> 完了 <input type="radio"/> 再構築（他の事業に組み替え） <input type="radio"/> 廃止）	
【上記の理由】 ・県民意識調査によると、約4割の県民が「文化芸術を鑑賞したり、体験したりする機会の充実」を求めており、ここ数年傾向に変化がない。 ・県民、市町村、文化施設、学校など多様な主体が参加する文化芸術活動を展開し、本県文化の魅力を国内外に発信することに取り組んでいるが、まだまだ十分ではない。 ・こうした課題に取り組むため、県民の文化芸術活動への参加の機会の拡充と多様な団体と連携した文化芸術活動の推進が必要。	
【見直し内容】 ・舞台の装飾等をシンプルなものとするなどで経費を削減するとともに、より県民が参加しやすいワークショップ等、参加機会の拡充を図る。	

(様式1号)

R1年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	九州国立博物館運営事業 (ナイトミュージアム開催事業、 クロスロード太宰府推進事業)	部課(室)	人づくり・県民生活部 文化振興課九州国立博物館室	事業 開始年度	H29
-----	--------------------------------------------------	-------	-----------------------------	------------	-----

総合計画	10の事項	8	豊かな文化・スポーツを楽しみ、幅広い分野の国際交流を実感できること	中項目	1	県民の文化活動を盛んにする
	小項目	1	文化の振興	施策	1	県民文化芸術活動の振興

1 事業のねらい・目的

- ① ナイトミュージアム開催事業
「明日の日本を支える観光ビジョン」に沿って、文化財の保存、展示を行う博物館を観光資源として活用することで、文化や経済を含む地域社会全体の活性化を図る。
- ② クロスロード太宰府推進事業
太宰府とその周辺における国内外にアピールできる文化資源をフル活用して、九州国立博物館を核とした多様な主体が連携し、子ども・高齢者・障がい者・外国人など多様な方々に地域を訪れていただけるよう、魅力発信や回遊性向上に取り組む。

2 事業概要

- ① ナイトミュージアム開催事業
毎週、金曜日・土曜日に午後8時まで閉館時間を延長し、4階の文化交流展示室、1階の体験型展示室「あじっば」、ミュージアムホール、エントランスホールの開場運営を行う（特別展は、主催企業と個別協議）。

※関係機関との連携

- ・交通アクセス向上のため交通機関へ働きかけ、利便性の向上を図るほか、経済界の協力を得て、福岡都市圏の企業等へのPRを展開し、集客を図る。
- ・夜の文化体験の提供による新たなツアーの提案など海外を含む旅行代理店へのPR活動を強化し、国内外からの観光客の集客を図る。

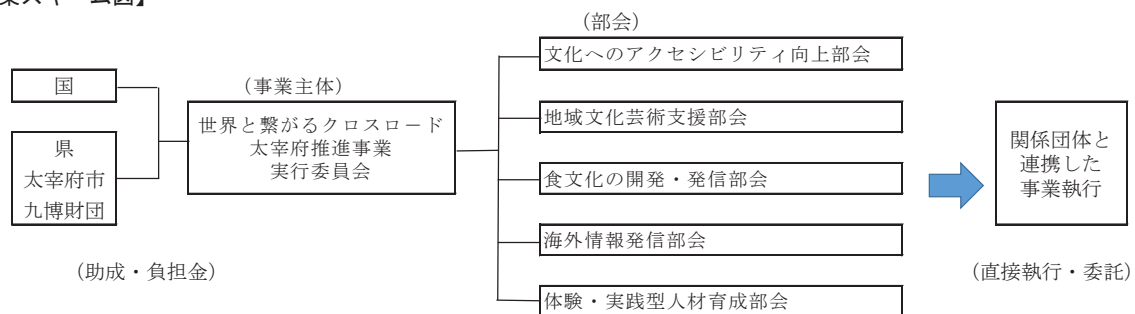
【事業スキーム図】



②クロスロード太宰府推進事業

文化庁「地域の美術館・歴史博物館クラスター形成支援事業」を活用し、文化施設を核とした地域の活性化を促進する先進的モデル地域を形成する。

【事業スキーム図】



3 事業目標等						
成果指標		H28	H29	H30	R1	R2
文化交流展示入場者数	目標	—	432,949	432,949	432,949	432,949
	実績	393,590	350,848	349,114	(※) 228,441	

(※)R1年10月末時点

【指標の考え方】

- ・先行して夜間開館を実施した他の国立博物館（東京、京都、奈良）の夜間開館による入場者増は概ね10%であったことから、九州国立博物館においても、夜間開館実施前の平成28年度を基準として文化交流展示入場者数の10%増を目標とする。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

○H30年度目標達成状況

未達成（目標達成率 約81%）

○未達成の理由

- ・館全体の入館者数に大きな影響を与える特別展の開催回数が、H30年度（3回）は前年度（4回）より1回少なく、このため、特別展非開催の月数が前年度より1ヵ月増加した。特別展非開催月の1ヵ月あたりの文化交流展示入場者数は前年度より約25%増加したものの、特別展開催期間が1ヵ月減少した影響を受け、文化交流展示入場者数が目標に及ばなかった。

* 特別展非開催月で比較した文化交流展示入場者数の前年比

H30年度（3ヵ月）：72,289人（1ヵ月あたり24,096人）

H29年度（2ヵ月）：38,694人（1ヵ月あたり19,347人）…1ヵ月あたりの前年比：約124.55%

4 有効性・効率性	【事業の有効性】
	<p>①ナイトミュージアム開催事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H30年度の夜間開館日の文化交流展示入場者数は、通常開館日に比べ約16%増加していることから、九州国立博物館の夜間開館は一定の成果を上げている。 * 文化交流展示入場者数（平日の平均） ①夜間開館日：1,241人 ②通常開館日：1,073人 …夜間開館日の入場者数：116%（①/②） ・夜間開館入館者に対するアンケートでは、夜間開館を利用した感想として「ゆっくり観覧することができた」「来やすい時間帯である」、「夜の雰囲気が良かった」との回答が全体の約85%を占めており、約97%の人が「また夜間開館を利用したい」と回答していることから、利用者の高い評価を得ている。 ② クロスロード太宰府推進事業 ・R1年度事業開始のため、H30年度実績なし
	【事業の効率性】
	<p>①ナイトミュージアム開催事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県、九州国立博物館の広報媒体の活用や関係機関等への広報活動により夜間開館を周知するとともに、様々な夜間イベントの実施により誘客を図った。 ② クロスロード太宰府推進事業 ・R1年度事業開始のため、H30年度実績なし

5 事業費（千円）	H30決算	R1当初	R2当初	人件費	H30	R1	R2
歳出	15,666	18,688	35,515	時間	309	1,611	2,728
（うち一般財源）	15,666	18,688	27,297	人件費（千円）	1,270	6,618	11,207

6 見直しの内容	<p>（継続） 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） （一部改善） 縮小（ ）</p> <p>終了（完了） 再構築（他の事業に組み替え） 廃止（ ）</p>
----------	-------------------------------------------------------------------------------------

【上記の理由】

①ナイトミュージアム開催事業

- ・政府が策定した「明日の日本を支える観光ビジョン」を受け、全国の4国立博物館で夜間開館を実施することとなり、九州国立博物館では、H29年4月より夜間開館を開始。
- ・九州国立博物館の夜間開館にあわせ、県・九州国立博物館と地元関係者で「太宰府ナイトエリア創出委員会」を設置し、地域一体となって観光客等の誘客や地域の魅力拡大に務めており、引き続き事業を実施することで、九州国立博物館の魅力向上、地域の賑わい創出に取り組んでいく。

②クロスロード太宰府推進事業

- ・文化庁「地域の美術館・歴史博物館クラスター形成支援事業」を活用し、H31年4月よりクロスロード太宰府推進事業実行委員会（事務局：アジア文化交流センター）を組織し、地域の魅力発信、地域振興など博物館等を中核とした関係機関との連携による文化クラスター創出に向けた地域文化資源の面的・一体的整備に関する取組みを開始。
- ・引き続き事業を実施することで、九州国立博物館をはじめとした地域一体の魅力発信、回遊性向上に取り組んでいく。

【見直し内容】

①ナイトミュージアム開催事業

- ・今後も、文化交流展示や夜間イベントの更なる充実を図るとともに、交通機関や旅行代理店への働きかけにより国内外からの集客を図り来館者の増加に努める。

② クロスロード太宰府推進事業（△619千円）

- ・R2年度以降は、古来より地域の繋がりの深い筑紫地域の市町村、文化施設等とも連携し、広域的な地域の活性化に努める。

③ 展示解説の充実等事業（+17,446千円）

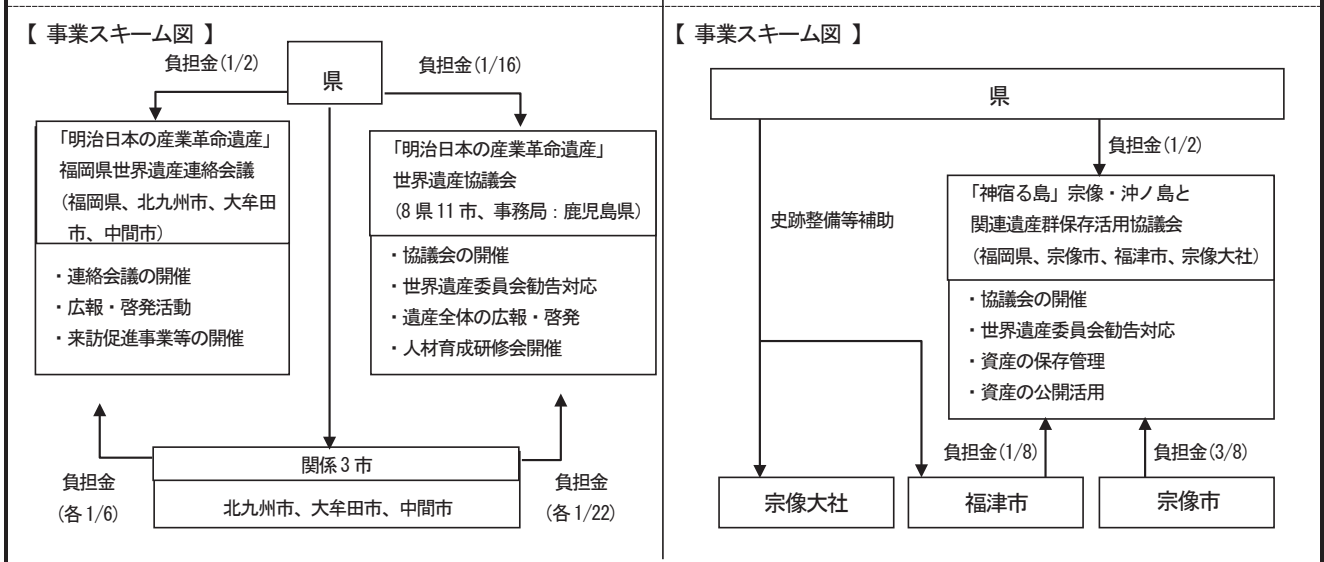
- ・解説パネルの増設や多言語ガイドアプリの導入等により外国人観光客を取り込むとともに、来館者数の増加に努める。また、外構の再整備を行い、来館者の安全確保に努める。

事業名	世界文化遺産保存・活用事業		部課(室)	人づくり・県民生活部 文化振興課世界遺産室	事業 開始年度	H21
総合 計画	10の事項	8	豊かな文化・スポーツを楽しみ、幅広い分野の国際交流を実感できること	中項目	1	県民の文化活動を盛んにする
	小項目	1	文化の振興	施策	2	世界遺産等の文化資源の保存・活用及び継承

1 事業のねらい・目的
 「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」及び「『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群」を人類共通の宝として適切に保存し未来へ継承していく。

2 事業概要

<p>【明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「明治日本の産業革命遺産」世界遺産協議会 (8県11市/事務局：鹿児島県) <ul style="list-style-type: none"> ・協議会の開催 ・世界遺産委員会からの勧告への対応 ・普及啓発グッズの作成、国内外へ向けた情報発信等 ・資産の価値を伝える人材育成及び保全管理に係る人材育成 ・内閣官房、文化庁、専門家等との協議・調整 ○「明治日本の産業革命遺産」福岡県世界遺産連絡会議 (福岡県、北九州市、大牟田市、中間市/事務局：県) <ul style="list-style-type: none"> ・県内構成資産の保全・活用に係る全体方針、政策決定、総合調整等の連絡会議の開催 ・県内資産のパンフレット作成等の広報・啓発 ・八幡・三池関連資料巡回展の開催 ・資産価値の理解増進・来訪促進のためのバスツアー等の開催 ○県直接執行 <ul style="list-style-type: none"> ・「明治日本」スタンプラリーの開催 ・三池港閘門操作室歴史調査・発信事業 ・三池港における臨時駐車場等の整備 ・三池港情報発信 ・史跡整備等の補助 	<p>【「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群保存活用協議会 (福岡県、宗像市、福津市、宗像大社) <ul style="list-style-type: none"> ・保存活用協議会の開催 <ul style="list-style-type: none"> 資産の保存活用に係る全体方針、政策決定、総合調整 ・専門家会議の開催 <ul style="list-style-type: none"> 資産の保存活用に係る専門的知見からの検討 包括的保存管理計画改定 ・海の日を契機とした遺産群周遊イベントの開催 <ul style="list-style-type: none"> 沖ノ島遠望船や大島周遊船の運航、ガイドツアーの実施 ・遺産群や周辺施設に関する多言語解説の充実 ・海外テレビ番組の制作及び放映 ・パネル展の開催 ・ボランティア活動の機運醸成 ・海岸清掃支援のためのアイデア募集 ・近隣港への啓発リーフレット配布 ・調査研究 <ul style="list-style-type: none"> 沖ノ島奉獻品等の整理、交流・航海・祭祀に関する調査研究 ・広報・啓発の実施 ○県直接執行 <ul style="list-style-type: none"> ・史跡整備等の補助
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------



3 事業目標等

成果指標		H28	H29	H30	R1	R2
海の道むなかた館への来訪者数 「『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群」	目標	-	-	187,000	187,000	-
	実績	143,941	181,692	155,135	集計中	-
海の道むなかた館来訪者の「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群への理解度	目標	-	-	-	-	80%
	実績	-	-	77%	調査中	
シンポジウム等参加者 「明治日本の産業革命遺産 製鉄・鉄鋼、造船、石炭産業」	目標	700	700	800	800	800
	実績	905	1,035	1,322	集計中	

(単位：人)

【指標の考え方】

- ・ (明治日本) 世界遺産登録後の遺産の保存・活用にあたっては、遺産及び周辺地域の保存管理や環境整備、地域振興等関係機関や地元住民の協力が必要不可欠である。そこで、遺産の保存・景観維持についての意識醸成を図るため、広報・啓発イベント等の参加者数を指標とする。
- ・ (沖ノ島) 福岡県人口ビジョン・地方創生総合戦略におけるKPI (目標値：R1年度187,000人) として設定している本遺産群のガイダンス施設である海の道むなかた館の入館者数を成果指標とする。なお、世界遺産とは、将来にわたって適切に保存管理するとともに、正しく価値を理解することが重要であるため、令和2年度以降は「海の道むなかた館への来訪者数」ではなく、「海の道むなかた館来訪者の「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群への理解度」という定性的な成果を指標とする (来訪者アンケートで「わかった」「ややわかった」と答えた人の割合が8割となることを目標とする)。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- ・ (明治日本) 目標達成。
- ・ (沖ノ島) 目標未達。平成30年度「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群における構成資産全体の来訪者数は、世界遺産の登録を幾に急増した平成29年度を下回っており、その影響を受け、海の道むなかた館への来訪者数も目標未達となった。その一方、来館者の理解度及び再訪意欲を調査したアンケート結果によると、8割弱が肯定的な意見を持っている。

4
有効性・
効率性

【事業の有効性】

- ・ 世界遺産に登録された「明治日本の産業革命遺産」(平成27年7月登録)及び『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群(平成29年7月)の保存活用に向けて、世界遺産としての価値、構成資産について、参加者や来訪者の理解を深めることができた。

【事業の効率性】

- ・ 福岡県だけの取組みではなく、関係自治体・団体との調整、学術面での整理検討、文化庁、内閣官房との連絡調整や広報活動等、保存活用に向けた協議会を設置し、総合的・効率的に事業を実施している。

5 事業費(千円)	H30決算	R1当初	R2当初	人件費	H30	R1	R2
歳出	62,796	69,290	64,412	時間	17,360	17,360	17,360
(うち一般財源)	52,488	60,399	37,963	人件費(千円)	71,315	71,315	71,315

6 見直しの内容

継続 (拡充 改善 (実施方法の大きな変更等を伴うもの) 一部改善 縮小)
 終了 (完了 再構築 (他の事業に組み替え) 廃止)

【上記の理由】

- ・ 今後も世界遺産として次世代へ継承していくために、資産を適切に保存管理するとともに、保存活用に向けた県民の理解促進、国内外に向けた遺産群の情報発信のための広報啓発活動等を引き続き実施していく必要がある。

【見直し内容】

- ・ (明治) 令和2年度は世界遺産登録5周年記念を契機とした事業として、普段立入りが制限されている稼働資産の特別公開や他県と連携した普及啓発等に取り組む (+11,524千円)。
- ・ (沖ノ島) 新原・奴山古墳群に係る史跡整備・公有化事業の計画変更に伴う補助金の減 (▲22,455千円) や多言語解説整備事業及び海外テレビ番組の制作等の事業完了 (▲5,520千円) により、事業を縮小する。
令和2年度は、ガイダンス施設を起点とした本遺産群の価値発信や旅客船運航体制の整備等を行う (+11,458千円)。
- ・ (共通) イベントの開催及び県広報媒体 (テレビ、ラジオ、新聞、広報誌等) の積極的な活用により、効果的な理解促進に取り組む。
今後も、国や構成自治体、関係企業、地域住民とより一層連携を図りながら、資産の保全、広報・啓発、来訪者対応について取組みを進める。

(様式1号)

R1年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	スポーツの総合祭典 市町村対抗「福岡駅伝」事業	部課(室)	人づくり・県民生活部 スポーツ振興課	事業 開始年度	H26
-----	----------------------------	-------	-----------------------	------------	-----

総合計画	10の事項	8	豊かな文化・スポーツを楽しみ、幅広い分野の国際交流を実感できること	中項目	2	県民のスポーツ活動を盛んにする
	小項目	1	誰もが気軽にスポーツに親しむ環境の整備	施策	1	ライフステージに応じたスポーツ活動の推進

1 事業のねらい・目的

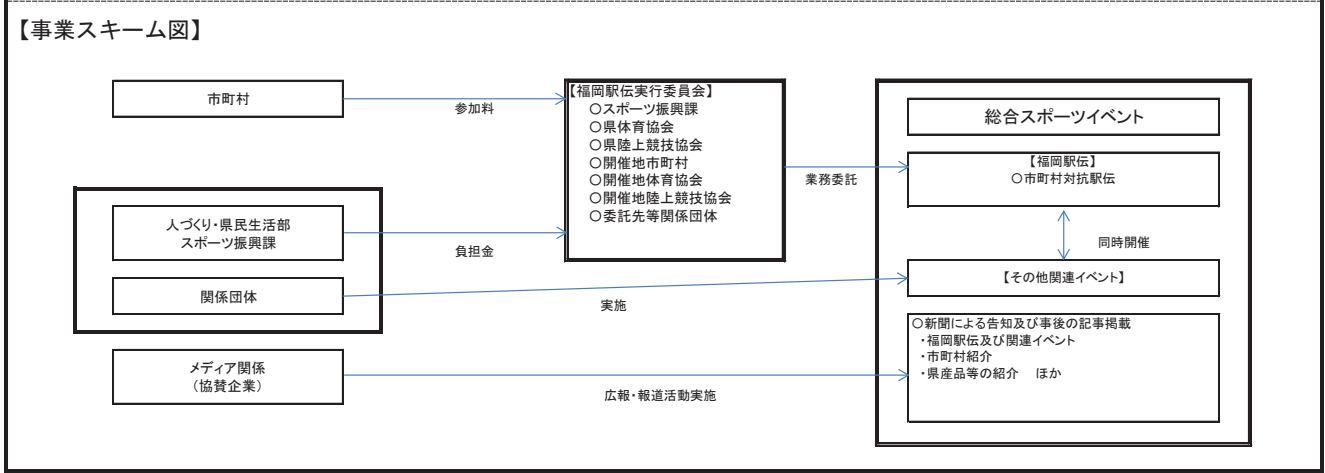
- 全県のスポーツの総合祭典として実施することにより、「福岡県スポーツ推進計画」の基本理念である「スポーツ立県福岡～福岡県のスポーツをより元気に、スポーツの力で福岡県をより元気に～」の実現を図る。また、市町村対抗・世代間交流駅伝とすることで、地域への帰属意識の高揚と世代間の交流促進を図る。
- オリンピック・パラリンピックの東京開催を来年に控えスポーツへの機運が高まるなか、福岡県内全60市町村のランナーが一堂に会して、郷土の誇りを胸に襷をつなぐことにより、県民のスポーツへの参加意欲を高める。
- 障がい者スポーツ体験教室により、障がいの有無にかかわらず、誰もがスポーツに親しむ意識の醸成を図る。
- スポーツと健康について考える場をつくることにより、スポーツ活動を通して健康で活力に満ちた長寿社会の形成を図る。
- 市町村フェアを開催することにより、人と人との交流及び地域と地域との交流の促進を図る。

2 事業概要

■スポーツの総合祭典 市町村対抗「福岡駅伝」

○事業概要

- 1 実施期日 11月第3週日曜日 (令和元年11月17日)
- 2 会場 筑後広域公園周回コース
- 3 事業内容
 - (1) 福岡駅伝
 - ア 60市町村対抗 イ 中学男女、ジュニア男女、一般男女、シニアでチーム編成
 - (2) こどもあそびフェスタ・・・障がいの有無に関わらず、県民と一緒にスポーツを楽しむ
 - (3) ふるさとフェア・・・各市町村のスポーツへの関わりや文化、生活、特産品の紹介



3 事業目標等

※実績については、会場の特性により概算。

成果指標		H27	H28	H29	H30	R1	R2
市町村対抗「福岡駅伝」参加者数	目標	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000
	実績	50,000	50,000	45,000	50,000	40,000	

【指標の考え方】
参加者数5,500人を基準とし毎年100人の増を目標とすると設定していたが、同時開催イベントにより来場者数が非常に多かったため、スポーツの「みる」「する」「支える」といった多様な価値を多くの人々が享受することを目指して、毎年5万人を目標とする。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】
平成30年度は目標を達成することができた。
令和元年度は、天候にも恵まれ、多数の参加があった。福岡駅伝の沿道の応援者は例年よりも多かった。しかし、同時開催行事の出店数が少なくなったことなどが影響しているのか、全体の来場数は少なくなった。

4 有効性・ 効率性	【事業の有効性】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 駅伝のチームを多世代とすることにより、世代間の交流が促進された。また、市町村対抗形式であることから、地域への帰属意識の高揚を図ることができた。 ・ 同時開催イベントにより来場者が多く、「みる」スポーツなど、スポーツの多様な価値を享受することができた。
	【事業の効率性】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 同時開催イベントを受け持つ関係機関と連携することにより、効率的な事業実施が図られている。 ・ マスコミを活用することにより、事業の内容を効率よく周知することができた。

5 事業費（千円）	H30決算	R1当初	R2当初	人件費	H30	R1	R2
歳出	4,560	4,552	4,558	時間	90	90	90
（うち一般財源）	4,560	4,552	4,558	人件費（千円）	370	370	370

6 見直しの内容
<input checked="" type="radio"/> 継続（ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） <input checked="" type="radio"/> 一部改善 縮小 ） <input type="radio"/> 終了（ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ）
【上記の理由】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 県と同時開催イベントの関係機関が連携協力体制を確立したことで、それぞれの予算によって効率的に実施できている。 ・ 大会を重ねるごとに充実した大会を開催できており、各市町村からも「福岡駅伝」が定着してきたこと、さらには、「福岡駅伝」を通じて地域の活性化につながっているという意見が出されている。
【見直し内容】 <ul style="list-style-type: none"> ・ より多くの来場者獲得に向けて、観戦時の情報をより迅速に提供するため、会場内の実況映像放映や大会速報の本大会専用ホームページ掲出等、広報活動の充実を図る。 ・ 事前の広報活動をさらに充実させるとともに、福岡全域からの来場者を獲得できるような仕組みを検討する。

事業名	障がい者スポーツ推進事業		部課(室)	人づくり・県民生活部 スポーツ振興課	事業 開始年度	H28
総合計画	10の事項	8	豊かな文化・スポーツを楽しみ、幅広い分野の国際交流を実感できること	中項目	2	県民のスポーツ活動を盛んにする
	小項目	1	誰もが気軽にスポーツに親しむ環境の整備	施策	2	県民が主体的に参画する地域スポーツ環境の整備・充実

1 事業のねらい・目的

- 県民に夢や感動を与え世界で活躍するアスリートを輩出するため、関係機関・団体間の連携を強化し、障がい者アスリートの支援やトップコーチの養成を行う。
- 障がい者アスリートの発掘事業や大会の開催により、障がいのある人がアスリートを目指す機会や県民が障がい者スポーツに触れる機会を確保する。
- 県内各地で障がい者スポーツの体験を行うことができる機会を提供するため、県が配備した障がい者スポーツ用具を活用した体験会を開催し、障がい者スポーツの魅力を発信するとともに、障がいのある人に対する県民の理解を深め、障がい者スポーツの普及振興を図る。

2 事業概要

1 障がい者アスリート発掘・育成事業

(1) 強化測定会の開催

- ・ 個人のデータを収集・管理し、アスリートへの指導やアスリート指導者のコーチング材料とする。対象は、県内在住の日本パラリンピック委員会加盟競技団体強化指定選手(令和元年度:40名)とし、年間2回(6・2月)実施する。

(2) トップコーチ養成研修会の開催

- ・ 障がい者スポーツ指導員の中から上級資格取得者を対象として、障がい者アスリート育成に係るコーチングの研修を行い、障がい者アスリートの育成に向けた指導者の養成を図る。

(3) トップアスリート研修会の開催

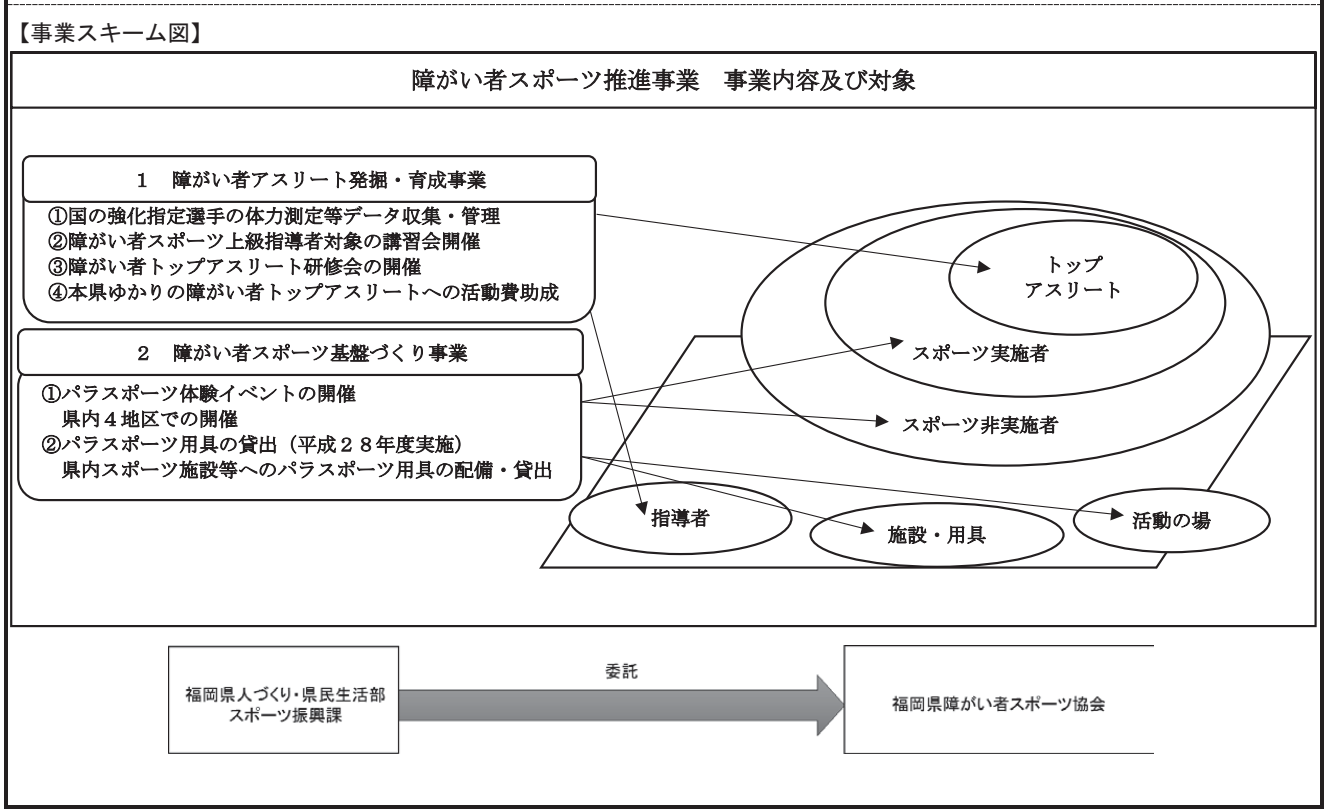
- ・ 障がい者トップアスリートを招聘し、パラリンピック出場を目指すための課題解決や心構え、モチベーション維持等の研修会を開催する。

(4) トップアスリート助成事業

- ・ 日本パラリンピック委員会加盟競技団体強化指定選手または強化指定候補選手を対象に国内外大会参加に係る費用や強化合宿等の助成を行う。助成対象者については、選手選考のための選考委員会を設置し、決定を行う。

2 障がい者スポーツ基盤づくり事業

平成28年度にパラスポーツ用具を配備し、29年度から県民にも貸出しを行っている。パラスポーツ用具を県内4地区に運搬し、障がい者スポーツの体験会を行い、障がいのある人がスポーツに親しむ機会を提供するとともに、県民が障がい者スポーツに触れる機会を提供し、障がい者スポーツの魅力を発信する。



3 事業目標等						
成果指標		H28	H29	H30	R1	R2
パラリンピックを目指すアスリートに対する支援 (人数)	目標	—	21	21	20	20
	実績	8	20	17	調査中	
<p>【指標の考え方】 日本パラリンピック委員会加盟競技団体強化指定選手または強化指定候補選手に対し、活動費助成を行うことから、本県ゆかりの強化指定選手数（人数）を目標とする。（助成対象選手：21名（H29,30）、20名（R1～））</p>						
<p>【目標達成状況、未達成のときはその理由】 対象である選手強化指定選手及び強化指定候補選手のうち、けがで活動ができなかった選手等がいたため、H30年度は目標未達成。</p>						

4 有効性 ・ 効率性	<p>【事業の有効性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある方々が、スポーツを通じて、明るく元気に社会生活を行うための環境を整備することができる。 ・トップアスリートの発掘・育成のため、選手測定会や指導者養成、アスリート研修会を実施することで、選手強化につなげることができている。
	<p>【事業の効率性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教室や体験会の開催は、障がいのある県民が、スポーツに親しむ機会となり、継続してスポーツを行い将来的に県民体育大会や障がい者スポーツ大会への参加につなげることができる。 ・本県ゆかりの障がい者アスリートが世界で活躍することで、障がい者スポーツの普及振興につながる。

5 事業費（千円）	H30決算	R1当初	R2当初	人件費	H30	R1	R2
歳出	12,759	34,650	39,032	時間	1,380	1,380	1,450
（うち一般財源）	8,740	17,325	19,517	人件費（千円）	5,670	5,670	5,957

6 見直しの内容	
<p>継続 (拡充) 改善 (実施方法の大きな変更等を伴うもの) 一部改善 縮小) 終了 (完了 再構築 (他の事業に組み替え) 廃止)</p>	
<p>【上記の理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2020年を目前に控え、障がい者トップアスリートへの支援強化や障がい者スポーツの一層の普及を図る必要がある。 	
<p>【見直し内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トップコーチ養成研修会の開催及びトップアスリート研修会の削減による減 △5,408千円 ・身体障がい者体育大会開催事業及び知的障がい者スポーツ大会開催事業の削減による減 △5,299千円 ・福岡県障がい者スポーツ大会開催による増 4,815千円 ・アスリート発掘・育成並びに指導者養成及び強化練習会の開催による増 4,899千円 	

(様式1号)

R1年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	障がい者スポーツ推進事業 (特別支援学校等を活用した障がい児・者のスポーツ活動実践事業、県民体育大会)		部課(室)	人づくり・県民生活部 スポーツ振興課	事業 開始年度	H28
-----	--------------------------------------------------------	--	-------	-----------------------	------------	-----

総合計画	10の事項	8	豊かな文化・スポーツを楽しみ、幅広い分野の国際交流を実感できること	中項目	2	県民のスポーツ活動を盛んにする
	小項目	1	誰もが気軽にスポーツに親しむ環境の整備	施策	2	県民が主体的に参画する地域スポーツ環境の整備・充実

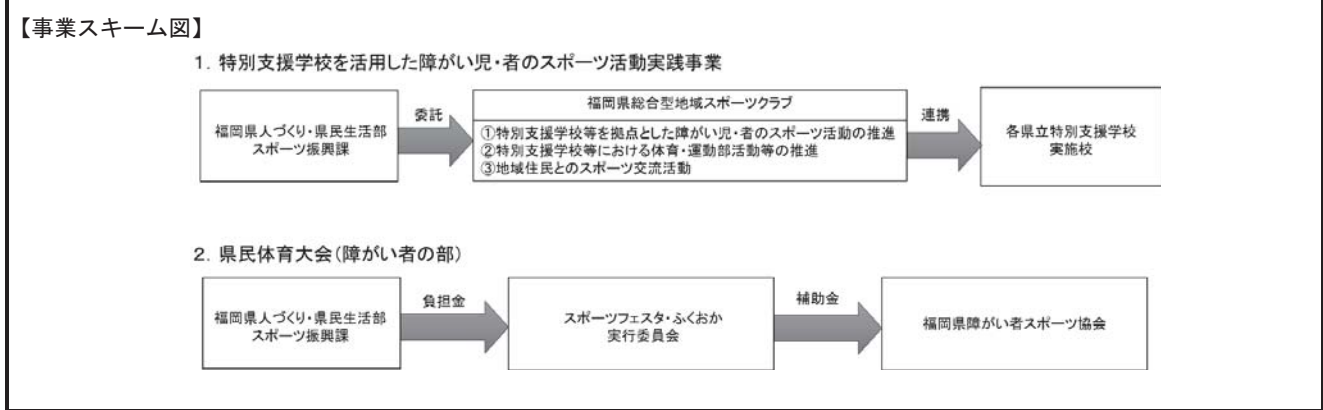
1 事業のねらい・目的

- 2020年東京パラリンピック大会開催を契機に、特別支援学校を拠点として、総合型地域スポーツクラブ指導者が障がいの有無に関わらず在校生・卒業生と地域住民がスポーツを通じた交流を行うことにより、障がい者スポーツを共に楽しむことを通して、障がい者スポーツの裾野を広げると共に障がい者スポーツへの理解促進と障がい者スポーツを支える人材の育成等、共生社会の実現を図る。
- スポーツ庁委託事業「Specialプロジェクト2020」と併せて、県立特別支援学校20校すべてを障がい者スポーツの活動拠点として整備する。
- 2020年東京パラリンピック大会までに障がい者スポーツの推進のための地域住民の意識を醸成し、指導者やサポーターを育成することにより、大会後も自立的に障がい者スポーツの活性化に取り組むことができる地域体制を確立する。
- 障がい者スポーツに対する理解や、共生社会を実現するためには、障がいの有無に関わらず、推進していく必要があるため、健常者とともに活動できる機会をつくり、県民への理解促進を図る。

2 事業概要

1. 特別支援学校等を活用した障がい児・者のスポーツ活動実践事業
 内容：特別支援学校で総合型地域スポーツクラブの指導者による障がい者スポーツ等の実施
 対象者：特別支援学校の在校生（平日）、在校生・卒業生（放課後）、在校生・卒業生・地域住民（休日）

2. 県民体育大会（障がい者の部）
 内容：毎年、開催する県民体育大会にて、障がい者の部として、健常者のスポーツの大会と同時に開催することにより、障がい者スポーツの理解を深め、普及・振興を目的として実施する。
 継続実施競技：車いすバスケットボール、車いすテニス、ブラインドサッカー、バドミントン
 卓球、ウィルチェアーラグビー、パレーボール、ソフトボール
 新規実施競技：知的バスケットボール、ボッチャ、射撃、ゴールボール、
 参加者：障がいのある方、健常者、障がい者スポーツ団体、総合型地域スポーツクラブ 等



3 事業目標等

成果指標		H28	H29	H30	R1	R2	R3
特別支援学校等を活用した障がい児・者のスポーツ活動実践事業の実施校数	目標	1	4	10	15	20	
	実績	1	4	9	調査中		
県民体育大会障がい者の部の競技数	目標	—	4	8	12	17	
	実績	—	4	8	12		

【指標の考え方】
 スポーツ活動実践事業の実施校数：県内の福岡県立特別支援学校数（全20校）を目標とする。
 県民体育大会障がい者の部の競技数：パラリンピック種目のうち、県内に競技者はいるが県として大会を行っていない17種目を目標とする。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】
 県民体育大会（障がい者の部）については、目標を達成。平成30年度は、特別支援学校等を活用した障がい児・者のスポーツ活動実践事業は、10校のうち、1校について調整に時間がかかり、今年度実施することとなったため、未達成。

4 有効性・効率性	【事業の有効性】 ・県内の総合型地域スポーツクラブにおいて、障がい者スポーツプログラムの実施や指導者の養成を図ることができ、自主的に障がい者スポーツプログラムを実施する体制ができた。 ・トップアスリートの発掘・育成のため、選手測定会や指導者養成、アスリート研修会を実施することで、選手強化につなげることができている。
	【事業の効率性】 ・本事業実施クラブが、事業終了後、近隣の特別支援学校と連携して、実施主体として継続して活動するなど、地域の障がい者スポーツプログラムの実施主体として活動することに繋がっている。

5 事業費（千円）	H30決算	R1当初	R2当初	人件費	H30	R1	R2
歳出	15,383	18,722	22,457	時間	1,380	1,380	1,380
（うち一般財源）	6,516	9,361	11,229	人件費（千円）	5,670	5,670	5,670

6 見直しの内容
<input checked="" type="radio"/> 継続 <input checked="" type="radio"/> 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） 一部改善 縮小（ 終了（完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止）
【上記の理由】 ・令和2年度までに全20校の県立特別支援学校を障がい者スポーツ活動の拠点場所とする。スポーツ庁の委託事業と併せて、平成30年度時点で9校実施している。スポーツ庁の委託が平成30年度で終了したため、県独自の事業として残り11校を実施する。 ・パラリンピック競技において、県内に競技者がいるが、県として大会を行っていない競技（17種目）を県民体育大会において実施する。
【見直し内容】 ・障がい者スポーツの裾野を広げると共に障がい者スポーツへの理解促進と障がい者スポーツを支える人材の育成等、共生社会の実現を図るため、総合型地域スポーツクラブの指導者を派遣し、障がい者スポーツの活動拠点となる特別支援学校数を拡充する。 ・県民体育大会（障がい者の部）競技種目拡充の増 3,741千円

(様式1号)

R1年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	スポーツ・運動機会創出事業	部課(室)	人づくり・県民生活部 スポーツ振興課	事業 開始年度	H30
-----	---------------	-------	-----------------------	------------	-----

総合計画	10の事項	8	豊かな文化・スポーツを楽しむ、幅広い分野の国際交流を実感できること	中項目	2	県民のスポーツ活動を盛んにする
	小項目	1	誰もが気軽にスポーツに親しむ環境の整備	施策	2	県民が主体的に参画する地域スポーツ環境の整備・充実

1 事業のねらい・目的

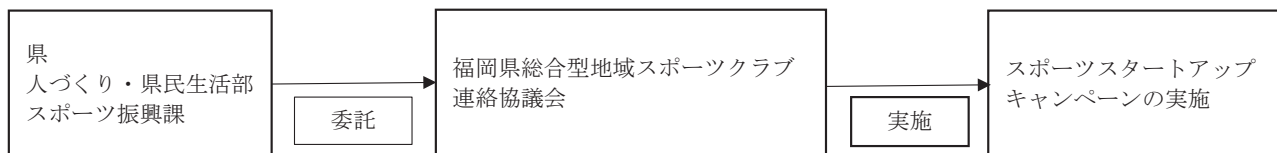
2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を目前にして、スポーツへの関心が高まってきている。本県は週1回以上継続的に運動やスポーツに取り組んでいる成人の割合が36.3%と低い(全国平均42.5%)。特に働き盛り・子育て世代である20代~40代のスポーツ実施率は27.2%と低く、運動やスポーツを行わなかった理由として59%が「仕事や家事・育児等で忙しく時間がない」と回答している。しかし、20代~40代全体の84.6%がスポーツ実施(継続)意向を持っている。スポーツ実施率の低い20~40歳代の、スポーツを実施したいが実施できていない県民をターゲットに、スポーツを実施するきっかけを提供する。

2 事業概要

○「スポーツスタートアップキャンペーン」の実施

- ・県内のショッピングセンターや道の駅や商店街などの、スポーツに関心のない人も集まる場所で実施する。
- ・「誰でも」「簡単に」「気軽に」できる簡単なスポーツプログラムの紹介や体験ブースを実施する。
- ・スポーツプログラム(例)
 - レク式スポーツテスト 長座体前屈(柔軟性)/タオル絞り(握力)/棒反射(敏捷性)/ストロー(肺活量)/閉眼5m歩行(平行性)/ボトル巻上げ(総合力)
 - ポッチャ、オーバルボールなどの軽スポーツ
 - チェアーヨガなどのコンディショニングプログラム

【事業スキーム図】



3 事業目標等

成果指標		(H23)	H30	R1	R2	R3	R5
県民のスポーツ実施率	目標		50%	→	→	→	65%
	実績	36%	40.6%	—	—	—	調査実施
スタートアップキャンペーンの実施数	目標	—	—	20	20	20	20
	実績	—	20	調査中			

【指標の考え方】

- ・福岡県スポーツ推進計画において目指す姿として設定している「県民のスポーツ実施率」を指標とする。
(H30: 県民(成人)の2人に1人(50%程度)が週1回以上実施、R5: 県民(成人)の3人に2人(65%程度)が週1回以上実施)
- ・年次で成果をはかるために「スタートアップキャンペーン実施数」も成果指標とする(毎年、県内4エリアで各5回程度、計20回を目標とする)

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

県民のスポーツ実施率について、H30年度は未達成。本事業の参加者は20~40歳代が6割を占めたが、週1回以上スポーツを継続して実施させることまで至らなかったため。

4 有効性・効率性	<p>【事業の有効性】 各地域の総合型地域スポーツクラブが実施主体となることで、「スポーツが仕事や子育ての合間の短時間でもできることを感じさせること」「短時間でできるスポーツメニューを紹介すること」ができ、また、地域の受け口となるため、県民が身近にスポーツを実施できる。</p>
	<p>【事業の効率性】 各地域でイベントを実施する際に、地域のスポーツ関係者との連携が深まり、今後のスポーツ活動へのきっかけとなる。</p>

5 事業費（千円）	H30決算	R1当初	R2当初	人件費	H30	R1	R2
歳出	5,125	4,175	4,201	時間	690	690	690
（うち一般財源）	5,125	2,088	2,101	人件費（千円）	2,835	2,835	2,835

6 見直しの内容	<p> <input checked="" type="checkbox"/> 継続 （ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） <input type="checkbox"/> 一部改善 縮小 ） <input type="checkbox"/> 終了 （ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ） </p>		
【上記の理由】	<ul style="list-style-type: none"> ・来年度に東京オリンピック・パラリンピック競技大会を控え、気運が醸成されることを考慮し、事業を実施していく。 		
【見直し内容】	<ul style="list-style-type: none"> ・各市町村や団体との連携を強化し、事業を行っていく。 ・事業のみで終わらないようスポーツ実施の継続に繋がる事業を展開する。 ・20～40歳代をターゲットにした事業展開を維持する。 		

(様式1号)

R1年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	福岡アーチェリーアカデミー事業	部課(室)	人づくり・県民生活部 スポーツ振興課	事業 開始年度	H29
-----	-----------------	-------	-----------------------	------------	-----

総合 計画	10の事項	8	豊かな文化・スポーツを楽しむ、幅広い分野の国際交流を実感できること	中項目	2	県民のスポーツ活動を盛んにする
	小項目	2	大規模国際スポーツ大会等を契機としたスポーツの振興による地域活性化	施策	1	県民に希望や元気を与える競技スポーツの推進

1 事業のねらい・目的

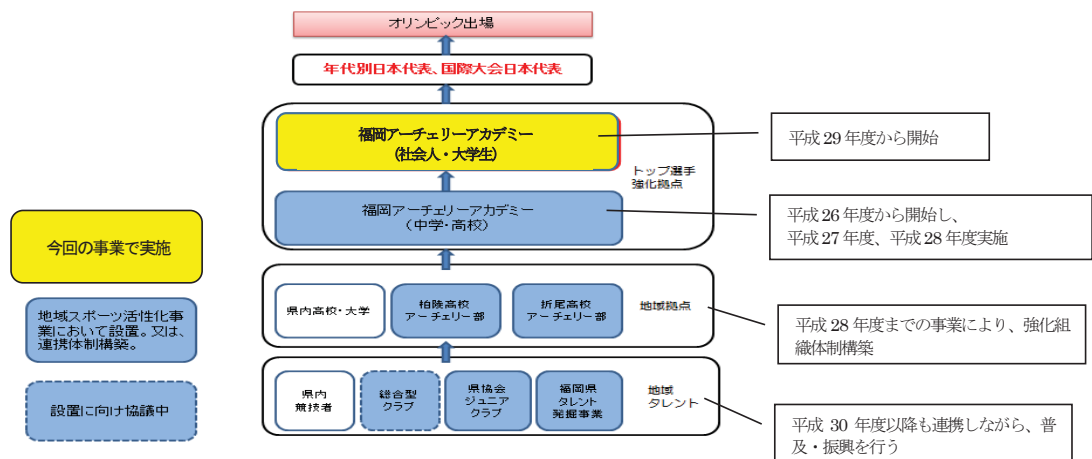
県民に夢や感動を与え世界で活躍するアスリートを輩出するため、引き続きアカデミー事業を継続しながら、県内大学・社会人を対象としたアカデミーを開講し、県内外に国際大会出場選手育成のシステムを構築することをとおして、2020東京オリンピックへの選手輩出を目指すもの。

2 事業概要

県ゆかりの大学・社会人の優秀選手を対象としたアーチェリーアカデミーを開講し、年度前半を中心にアカデミー生の県外・海外遠征を実施し、公認記録会へ派遣することにより、2020東京オリンピック選手輩出を目指すもの。
また、競技力を支える医・科学分野の専門家を招聘することにより、総合的な競技力向上を図る。

対象者：福岡アーチェリーアカデミー生及び県ゆかりの大学、社会人の優秀選手

【事業スキーム図】



3 事業目標等

成果指標		H29	H30	R1	R2
アカデミー入校者数	目標	10	10	10	10
	実績	24	17	18	
世界選手権最終選考会出場者数	目標	1	1	2	2
	実績	2	2	0	
年代別日本代表選出	目標	1	1	1	1
	実績	2	1	0	

【指標の考え方】

コーチが効果的な指導が可能な10名程度の選手数で実施。オリンピックを目指す中で、出場に必要な世界選手権最終選考会の出場者数の半数である2名の輩出及び年代別日本代表U17、U20いずれか1名の輩出を目指す。

【目標達成状況、未達成の時はその理由】

H30年度は目標達成。

4 有効性・効率性	【事業の有効性】 ・本事業により、国外・県外遠征を実施し、アカデミー生にあわせて効果的・効率的な指導を行う。そのことによって、国内外の大会や2020年東京大会に本県ゆかりのアスリートを輩出することができる。
	【事業の効率性】 ・福岡県地域スポーツ活性化事業で実施したアカデミーの開講、練習プログラムの開発等ノウハウを活用することができる。 ・国外・県外遠征にて社会人や大学生など身近な選手からの指導を中高生の選手が受けることができる。

5 事業費 (千円)	H30 決算	R1 当初	R2 当初	人件費	H30	R1	R2
歳 出	4,164	8,165	8,184	時 間	674	674	674
(うち一般財源)	2,082	4,083	4,092	人件費 (千円)	2,769	2,769	2,769

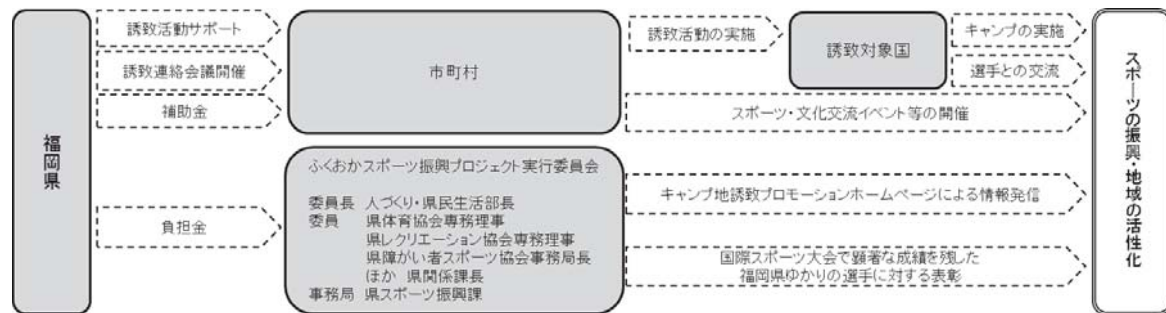
6 見直しの内容	
<input checked="" type="radio"/> 継続 (拡充 改善 (実施方法の大きな変更等を伴うもの) <input checked="" type="radio"/> 一部改善 縮小) <input type="radio"/> 終了 (完了 再構築 (他の事業に組み替え) 廃止)	
【上記の理由】 これまで育成してきたアカデミー生が、2020年東京オリンピック競技大会の出場に向け、さらに競技力を高めていくことができるよう継続して事業を実施する。	
【見直し内容】 アカデミー生に対して実施する練習会にて、国内有名選手を招聘する。	

事業名	ふくおかスポーツ振興プロジェクト事業	部課(室)	人づくり・県民生活部 スポーツ振興課	事業 開始年度	H26
-----	--------------------	-------	-----------------------	------------	-----

総合 計画	10の事項	8	豊かな文化・スポーツを楽しみ、幅広い分野の国際交流を実感できること	中項目	2	県民のスポーツ活動を盛んにする
	小項目	2	大規模国際スポーツ大会等を契機としたスポーツの振興による地域活性化	施策	2	スポーツの活力を活かした地域の魅力の創造と国際交流の推進

1 事業のねらい・目的	
○ 適切かつ計画的・効果的なキャンプ地の誘致活動や開催気運の醸成活動を通して、県内自治体の希望に応じたキャンプ地誘致を実現するとともに、これらを契機として、子どもや高齢者の運動・スポーツへの動機付けや運動の習慣化を強化し、スポーツの振興と地域の活性化を図る。	
2 事業概要	
1. 大規模国際大会キャンプ地誘致事業	3. 国際交流員の配置
○ 効果的なキャンプ地誘致事業 ・ 委託企業の専門的知識及びネットワークを活用し、キャンプ地誘致の成功とキャンプ受入を契機としたスポーツレガシー構築を効果的・効率的に実施する。	○ JETプログラムを利用し、スポーツに理解のある国際交流員を当課に配置 ・ 事業全般に係る翻訳、海外訪問時の通訳及び調整窓口、ボランティアや大学生に対する語学指導 ・ 設備の多言語化に向けた助言、福岡県のスポーツに関する動向の海外への発信
○ 福岡県キャンプ地誘致プロモーション活動 ・ 基本合意に向けた調整及び交渉 ・ 県内市町村のターゲット国に対する誘致活動 ・ 福岡県キャンプ地誘致プロモーションホームページの管理・運営	4. 顕著な成果を残した福岡県ゆかりの選手に対する表彰 ○ 顕著な成果を残した福岡県ゆかりの選手に対する表彰 ・ 国際スポーツ大会等への出場など、スポーツにおいて顕著な成果を残した福岡県ゆかりの選手に、その功績をたたえ、知事から県民スポーツ栄誉賞を贈呈する。
○ 福岡県対策本部会議・誘致連絡会議の運営 ・ 対策本部会議、幹事会、部会の開催 ・ 誘致連絡会議の開催	5. 聖火リレー実行委員会事業【重点】 ○ 県内に聖火リレー実施に係る実行委員会を設置 ・ 2020東京オリンピック・パラリンピック競技大会において、全国を縦断する聖火リレーが実施されるため、県内聖火リレーの準備を行うもの。
○ 福岡県キャンプ地誘致推進事業費補助金 ・ キャンプ地視察受入支援 ・ プロモーションツール制作支援 ・ キャンプ受入によるスポーツ交流支援	6. 大会・合宿誘致事業【重点】 ○ 大会・合宿誘致事業 ・ 中央競技団体や国際競技連盟のマーケティング調査 ・ 戦略的誘致活動の展開
2. 2020オリパラレガシー事業【重点】	
○ ホストタウン交流特派員ネットワーク事業 ・ 特派員を募集・登録し、国・地域ごとに特派員ネットワークを構築。 ・ 特派員によるホストタウン事業やキャンプ実施等の情報を発信。	
○ スポーツツーリズム事業 ・ 柔道ツーリズム推進協議会の設立、モデル事業実施	

【事業スキーム図】



3 事業目標等								
成果指標		H26	H27	H28	H29	H30	R1	総合計画目標(R2)
スポーツの活力をいかした国際交流に取り組む市町村数（総合計画）	目標	—	3	7	11	15	19	21
	実績(累計)	1	3	5	14	15	調査中	

【指標の考え方】

○ キャンプ地誘致等に取り組む意向のある21市町村全てにおいて、スポーツの活力をいかした国際交流が行われることを目標とする。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

○ 平成30年度は市町村で東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の事前キャンプ実施が決定したため、目標を達成。

4 有効性・効率性	<p>【事業の有効性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・キャンプ地誘致の効果を一過性のものとするのではなく、地域の振興に繋げていくことが重要であることから、誘致活動は市町村が主体的に行い、県は戦略的な誘致活動への助言、対象国とのネットワークの構築や協議、交渉、視察受入時の財政支援等、側面的サポートを実施。 ・キャンプ地誘致の意向を持つ市町村と連絡会議を組織し、それぞれの市町村が選定した対象国等に対し、直接プロモーションを行うなど、一体となって誘致活動を進めてきた結果、これまでに、スウェーデン、ノルウェー、タイ、ケニア、ドイツ、南アフリカ、オセアニア諸国、カザフスタン、ロシア、ブルガリア、ルーマニア、英国、コロンビア、ベラルーシの28カ国と事前キャンプ実施の基本合意を締結。
	<p>【事業の効率性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年度より地方創生推進交付金を活用。誘致活動の進展に応じた事業内容の見直しを随時実施している。 ・平成28年度前半は、本県の魅力を広く知ってもらうためのプロモーションを実施しながら、市町村の意向を踏まえて、国や競技などの絞りこみを実施。後半からは、対象国に対する個別具体的な誘致戦略に基づく活動を実施。その結果、H30年度から誘致対象国による視察が相次いでおり、事前キャンプ実施の基本合意の締結に向けた交渉が加速している。

5 事業費(千円)	H30決算	R1当初	R2当初	人件費	H30決算	R1当初	R2当初
歳出	50,198	143,070	514,178	時間	11,718	19,530	19,530
(うち一般財源)	39,867	129,729	342,465	人件費(千円)	48,138	80,230	80,230

6 見直しの内容
<p> <input type="radio"/> 継続 <input checked="" type="radio"/> 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） 一部改善 縮小（ ） 終了（完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止） </p>
<p>【上記の理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京オリンピック・パラリンピックの当年度である令和2年度は、事業実施に備え大幅に予算を拡充することから、聖火リレー実行委員会事業を本事業から切り離す予定。また、事前キャンプ誘致等の予算減を行う。
<p>【見直し内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・聖火リレー実行委員会事業の予算を拡充し、本事業から切り離す予定（令和2年度事業費 514,178千円中、422,172千円該当） ・キャンプ地誘致海外プロモーション活動縮小による旅費、委託費等の減 ▲13,294千円 ・福岡県キャンプ地誘致等推進事業費補助金申請見込額の増 +25,501千円 ・オリンピック・パラリンピック事前キャンプ受入事業に係る経費（旅費、通訳等）の増 +1,383千円 ・国際交流員任用終了に伴う報酬等の減 ▲2,012千円 ・オリパラレガシー事業の終了による減 ▲7,976千円 ・県ゆかりの選手に対する表彰の終了による減 ▲383千円 ・大会・合宿誘致事業のスポーツコミッション事業への移行による減 ▲5,319千円 ・オリパラ気運醸成事業の増 +15,005千円 ・聖火リレー実行委員会事業の増 +358,200千円

(様式1号)

R1年度 事務事業評価書(既存事業分)

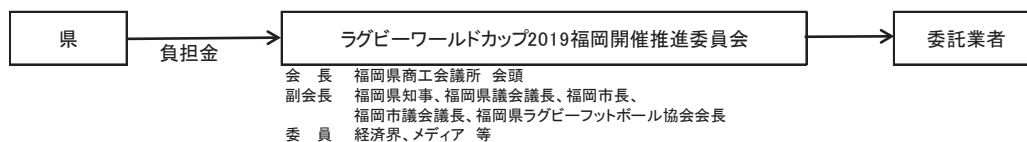
事業名	ラグビーワールドカップ2019福岡開催事業	部課(室)	人づくり・県民生活部 スポーツ振興課	事業 開始年度	H29
-----	-----------------------	-------	-----------------------	------------	-----

総合計画	10の事項	8	豊かな文化・スポーツを楽しみ、幅広い分野の国際交流を実感できること	中項目	2	県民のスポーツ活動を盛んにする
	小項目	2	大規模国際スポーツ大会等を契機としたスポーツの振興による地域活性化	施策	2	スポーツの活力を活かした地域の魅力の創造と国際交流の推進

1 事業のねらい・目的	<p>○ 2019日本大会を成功させる 【大会成功の姿】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①前回同様、素晴らしい試合が行われること ②会場を満員の観客で埋めること ③県内全体がラグビーで盛り上がること ④県内にラグビーの裾野が広がり、競技力が向上すること ⑤九州、さらにはアジア地域へラグビーを普及させること ⑥インバウンドの増加など、地域の活性化につなげること <p>○ 大会に向けて、開催基本契約に基づく取組みを着実に進めるとともに、円滑に大会を運営する</p> <p>○ 開催基本契約において開催自治体の義務とされている、大会のレガシープログラムへの支援として、日本ラグビーフットボール協会やRWC2019組織委員会から求められているアジアへのラグビーの普及の実現</p>
-------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

2 事業概要	<p>1. 事務局の設置及び運営</p> <p>2. 開催基本契約に基づく業務を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 大会開催運営(交通輸送・警備、ファンゾーン、シティドレッシング、大会ボランティアの運用 等) (2) プロモーションツールの制作 (3) RWC2019組織委員会関連イベント(カウントダウンイベント、気運醸成等)の実施 (4) 観戦招待事業の実施 (5) アジアラグビー交流フェスタの開催 (6) 試合会場への仮設設備の設置・撤去 <p>3. 開催推進委員会総会の開催及び各種会議等の出席</p>
--------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

【事業スキーム図】



3 事業目標等	<table border="1"> <thead> <tr> <th>成果指標</th> <th></th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">RWC2019福岡会場満員</td> <td>目標</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>満員</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>満員</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">アジアラグビー交流フェスタ 海外参加チーム</td> <td>目標</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>→</td> <td>→</td> <td>→</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td>—</td> <td>9</td> <td>8</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>【指標の考え方】 ・2019年に開催されるRWC2019日本大会の福岡会場において、上記大会成功の姿の一つである、1試合あたり満員を目指す。大会が終了し、目標を達成したため、R2からは「アジアラグビー交流フェスタ海外参加チーム」を指標とする(R5にアジアラグビー連盟に加盟する31カ国・地域(日本を含む)の半分である15チームの参加を目指す)。</p> <p>【目標達成状況、未達成のときはその理由】 ・「RWC2019福岡会場満員成果」という指標は、目標達成。</p>	成果指標		H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	RWC2019福岡会場満員	目標	—	—	満員					実績	—	—	満員					アジアラグビー交流フェスタ 海外参加チーム	目標	—	—	—	→	→	→	15	実績	—	9	8				
成果指標		H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5																																				
RWC2019福岡会場満員	目標	—	—	満員																																								
	実績	—	—	満員																																								
アジアラグビー交流フェスタ 海外参加チーム	目標	—	—	—	→	→	→	15																																				
	実績	—	9	8																																								

4 有効性・効率性	【事業の有効性】 ラグビーワールドカップの成功は、県内のスポーツ振興や産業・観光の振興、経済の活性化を図る大きな機会となった。
	【事業の効率性】 地元経済界、報道機関、スポーツ団体、議会、行政等により組織しているラグビーワールドカップ2019福岡開催推進委員会を中心に官民一体となった取組みを推進することで、目標達成に向け、より効率の良い事業展開とした。

5 事業費（千円）	H30決算	R1当初	R2当初	人件費	H30	R1	R2
歳出	101,289	551,896	19,273	時間	18,910	18,910	1,891
（うち一般財源）	58,349	542,415	10,060	人件費（千円）	77,683	77,683	7,769

6 見直しの内容
<p> <input type="checkbox"/> 継続（ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） 一部改善 <input type="checkbox"/> 縮小 ） <input type="checkbox"/> 終了（ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ） </p>
<p>【上記の理由】</p> <p>○ ラグビーワールドカップ2019日本大会については、大会成功の姿の実現に向けたこれまでの取組みの結果、下記成功の姿の①、②、③、⑥は実現。</p> <p>○ ④、⑤の実現のためには、今大会によるラグビーの盛り上がりを一過性のものに終わらせることなく、今後の継続的な取組みを行うことが必要。</p> <p>【大会成功の姿】</p> <p>①前回同様、すばらしい試合が行われること・・・ 実現</p> <p>②会場を満員の観客で埋めること・・・ 実現</p> <p>③県内全体がラグビーで盛り上がること・・・ 実現</p> <p>④県内にラグビーの裾野が広がり、競技力が向上すること・・・ 実現に向けた継続的な取組みが必要</p> <p>⑤九州、さらにはアジア地域へラグビーを普及させること・・・ 実現に向けた継続的な取組みが必要</p> <p>⑥インバウンドの増加など、地域の活性化につなげること・・・ 実現</p>
<p>【見直し内容】</p> <p>ラグビーワールドカップの開催に係る各種事業は廃止し、大会レガシーである上記大会成功の姿④、⑤の実現に向けたラグビー普及の取組みのみ継続的に実施。（▲532,623千円）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アジアラグビー交流フェスタの開催 アジア地域へのラグビー普及実現を目指して、アジアの玄関口である本県にアジア地域の子ども達を招聘し、ラグビー交流事業を実施。 ・ラグビー体験授業の実施 県内のラグビー普及のため、県内小学校にラグビー選手を講師として派遣し、体験授業を実施。

(様式1号)

R元年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	地域における女性の活躍推進事業	部課(室)	人づくり・県民生活部 男女共同参画推進課	事業 開始年度	H28
-----	-----------------	-------	-------------------------	------------	-----

総合計画	10の事項	4	女性がいいききと働き活躍できること	中項目	1	女性が活躍する社会をつくる
	小項目	2	地域・社会活動における女性の活躍推進	施策	2	女性の活躍による地域の活性化

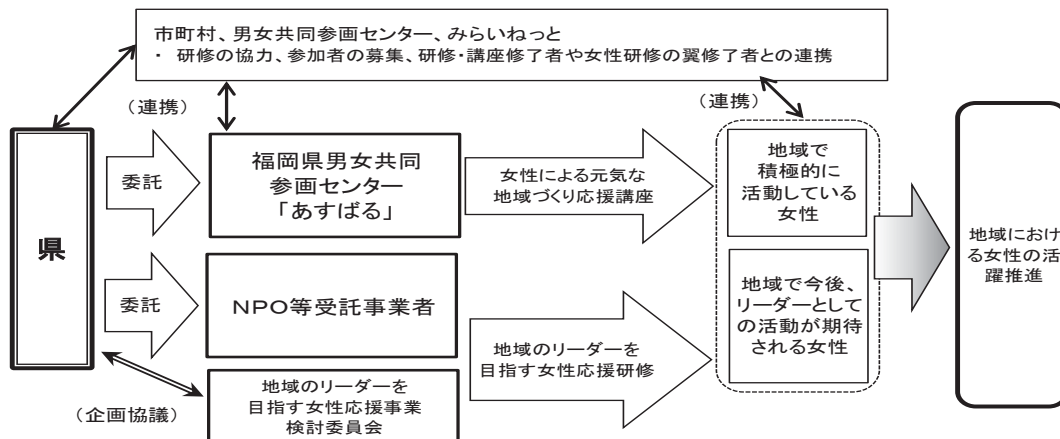
1 事業のねらい・目的

地域で活発に活動する女性人材、地域の政策・意思決定の場に参画できる女性人材の育成を図る。

2 事業概要

- 「女性による元気な地域づくり応援講座」の開催
地域活動に積極的に関わっている女性等（これから活動を行う女性も含む）を対象に、市町村・男女共同参画センター・地域団体等が連携して、地域の課題を解決するために必要な知識やスキルを習得するための研修を実施する。
○ 対象者：自治会活動など地域活動に積極的に関わっている女性等
○ 開催地域：県内8か所（福岡、北九州、筑後、筑豊 各2か所）
○ 内容：講義、グループワーク等
- 「地域のリーダーを目指す女性応援研修」の開催
地域の政策・意思決定の場に参画することができ、男女共同参画の推進のために活動する女性人材を育成する。
○ 対象者：地域の女性団体や自治会などで積極的に活動し、今後、リーダーとしての活動が期待される女性等
○ 定員：20名程度
○ 内容
・ 講座・ワーク 講義（男女共同参画の基礎知識、交渉力、地域コミュニティ団体の運営等）
・ 県外研修 <鹿児島県>薩摩川内市女性チャレンジ委員会等との交流、県外の講師による講義
<熊本県>にしはらたんぼぼハウス訪問、熊本市男女共同参画センターはあもにい訪問、女性議員との意見交換
・ 自主研究（グループワーク）、成果報告会

【事業スキーム図】



3 事業目標等

成果指標		H27	H28	H29	H30	R1	R2
自治会長における女性の割合	目標	—	9.4%	10.05%	10.7%	11.35%	12.0%以上
	実績	8.2%	8.8%	8.8%	8.8%	8.9%	
市町村審議会等の女性委員割合（総合計画）	目標	—	31.84%	33.88%	35.92%	37.96%	40.0%
	実績	29.8%	30.5%	31.4%	32.1%	32.8%	

【指標の考え方】

第4次福岡県男女共同参画計画の目標2「地域・社会活動における女性の活躍促進」において掲げる成果指標を本事業の指標とする（「市町村審議会等の女性委員割合」は県総合計画においても設定）。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

地域における意識改革がなかなか浸透しないため、目標は達成できなかったが、数値は上昇傾向。
なお、H30年度の市町村審議会等の女性委員割合は全国1位（全国平均26.6%）、自治会長における女性の割合は全国7位（全国平均5.7%）であり、両指標とも全国水準よりは高い。

4 有効性・効率性	<p>【事業の有効性】 研修の参加者が新たに地域の団体に所属したり、参加者同士でネットワークを構築したりするなど、参加者が地域で活躍していくための礎がつくられているので、研修事業の実施は有効。</p>
	<p>【事業の効率性】 市町村や関係団体と連携することで、効率よく事業の周知や参加者の募集などを実施。 また、あすばるホームページで元気塾修了団体及び地域のリーダーを目指す女性応援研修修了生を紹介することで、各市町村における女性人材の活用を促進。</p> <p>元気塾については、リーダーの資質となる発信力を高めるために報告書を作成させ、当該報告書の内容や各地での講座開催をホームページに掲載することにより、他の地域団体・女性団体等に情報発信を行い、効果的な実施につなげている。 また、地域団体・女性団体と行政が協働することで、継続的な活動の実施に繋がっている。 地域のリーダーを目指す女性応援研修については、会場費用を抑え、自主研究において班ごとにアドバイザーを配置することでより効率的・実践的な研修としている。</p>

5 事業費（千円）	H30決算	R1当初	R2当初	人件費	H30	R1	R2
歳出	5,969	6,250	6,094	時間	878	878	878
（うち一般財源）	4,288	4,505	4,652	人件費（千円）	3,607	3,607	3,607

6 見直しの内容
<p> <input checked="" type="radio"/> 継続（ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） <input checked="" type="radio"/> 一部改善 縮小 ） <input type="radio"/> 終了（ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ） </p>
<p>【上記の理由】 ニーズがあり、市町村からの実施の要望もあるので、引き続き実施。</p>
<p>【見直し内容】 （女性による元気な地域づくり応援講座） 参加者・市町村の意見を参考に、地域活動に積極的に関わる女性人材を育成し、政策・意思決定過程への女性の参画を促進する。なお、より充実した講座運営・支援を行うために開催地域数を見直す。（8か所→6か所）（▲630千円）</p> <p>（地域のリーダーを目指す女性応援研修） 地域のリーダーを目指す女性応援事業検討委員会の意見を踏まえ、地域で活動する女性が政策・方針決定過程に参画していく上で、必要な実践力を身に付けるよう研修内容の充実を図る。（アドバイザー配置時間を拡大（4H→7H）。481千円）</p>

事業名	配偶者からの暴力防止対策強化事業	部課(室)	人づくり・県民生活部 男女共同参画推進課	事業 開始年度	H15
-----	------------------	-------	-------------------------	------------	-----

総合計画	10の事項	4	女性がいいきと働き活躍できること	中項目	2	社会的・経済的に厳しい状況を強いられている女性を支える
	小項目	2	配偶者や交際相手からの暴力等の根絶	施策	1	配偶者や交際相手からの暴力防止対策の推進

1 事業のねらい・目的

(1) 配偶者暴力相談支援センターを中心にDV被害者に対する相談体制を充実させる。
 (2) 広報啓発活動や各種研修や会議を通してDVの正しい知識、相談窓口等の情報について、広く県民の周知を図る。
 (3) 男性やLGBTなど多様なDV被害者に対応できる相談体制を整備し、DV被害の早期発見と重大な被害を未然に防止する。

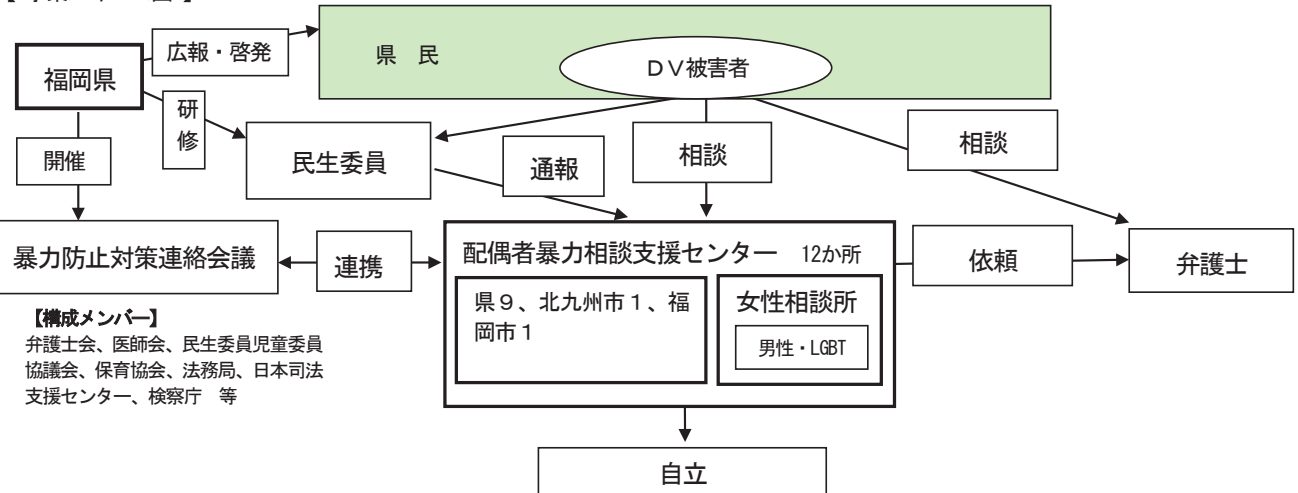
2 事業概要

(1) 広報啓発
 ア 県民に対する広報啓発の実施
 街頭啓発の実施や啓発リーフレットの配布により、広く県民にDVについての理解を進める。

(2) 相談
 ア DV相談電話の設置
 配偶者暴力相談支援センター(10か所)に相談電話を設置。
 イ 相談員やDV被害者支援に関わる職員に対する研修の実施
 ①相談員向け
 新任者研修、婦人保護事業研修、スーパービジョン研修、組織強化研修、相談員等訪問支援
 ②市町村や民間団体などDV被害者支援に関わる職員向け研修
 ウ 女性相談所電話相談員の配置
 平日夜間及び土日祝日(年末年始を除く)の電話相談に対応するため、非常勤の電話相談員を配置する。
 エ 男性・LGBT専用相談窓口の設置
 男性やLGBTの被害者専用の相談窓口を設置し、ホテルを活用した緊急時の一時保護やその後の自立支援を行う。

(3) 連携、自立
 ア DV被害者に対する弁護士による法律相談の実施
 保護命令、離婚、子どもの親権等の法的な問題について弁護士相談を実施する。
 イ 配偶者からの暴力防止対策(地域)連絡会議の開催
 目的: DV被害者の支援体制強化のため、関係機関同士の連携を図る。
 内容: 情報交換、連携のあり方、今後の施策に関する協議等
 構成メンバー: 弁護士会、医師会、民生委員児童委員協議会、保育協会、法務局、日本司法支援センター、検察庁 等

【事業スキーム図】



3 事業目標等

成果指標		H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
相談窓口周知度	目標	60%	→	→	→	→	80%		
	実績	66.7%	→	→	→	→	調査中		
相談窓口周知度(男性)	目標		→	→	→	→	80%		
	実績	63.4%	→	→	→	→	調査中		
DV相談窓口設置市町村数 (総合計画)	目標		→	→	→	→	→	→	60団体
	実績	47団体	47団体	49団体	59団体	59団体	調査中		

【指標の考え方】

- ・ DV防止のためには、被害の早期発見や被害者を早い段階で相談につなぐことが重要であるため、「相談窓口周知度」を事業の成果指標とし、多様な被害者への対応のため男性への周知度も成果指標とする。
- ・ また、相談しやすい体制を強化するためには、住民に身近な相談窓口を整備することが必要であることから、DV相談窓口設置市町村数についても併せて成果指標とする。
- ・ 目標値は平成26年度に県が実施した「男女共同参画社会に向けての意識調査」で、平成20年度29%（内閣府調査）の倍の60%を目指した結果、実績は66.7%と目標を達成したところ。
- ・ 平成27年度以降はさらなる周知を目指し、令和元年度に実施する同調査で、男性への周知度も含め、80%とする。
- ・ DV相談窓口設置市町村数については令和3年度までに全市町村の設置を目標とする。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

DV相談窓口設置市町村数については、順調に推移している。

○「男女共同参画社会に向けての意識調査」（H27.3）

DV（配偶者からの暴力）について相談できる窓口があることを知っているか

- 「知っている」・・・ 66.7%（全体）、63.4%（男性）
- 「知らない」・・・ 27.9%（全体）、31.4%（男性）
- 「無回答」・・・ 5.4%（全体）、5.2%（男性）

4
有効性・効率性

【事業の有効性】

- ・ 啓発リーフレット、新聞、ポスター掲示、ステッカーなど様々な媒体を活用し、広く県民へDV防止啓発を行うとともに、相談窓口の周知を図ることにより、DV被害の早期発見につなげている。
- ・ 24時まで相談を受け付けることにより、昼間電話をかけられない状況にいる被害者などより多くの県民の相談に対応できている。
- ・ 住民に身近な民生委員へDVの知識を普及させることにより、DV被害の早期発見につなげている。
- ・ 研修による相談員の資質向上により、被害者が安心して相談できる環境が整備された。
- ・ 弁護士による法律相談の実施により、離婚や親権などの問題を抱えた被害者を法的に支援することで、被害者の問題解決と自立につながっている。
- ・ 男性、LGBT専用相談窓口の開設（平成28年度）によって、多様な被害者が相談しやすい環境が整った。男性からの相談が平成30年度は前年度比9.5%増となり、DV被害の早期発見につながっている。

【事業の効率性】

- ・ 相談手法など専門的ノウハウのある人材を電話相談員（非常勤嘱託職員）として24時まで配置することにより、専門性の確保や県民サービスの向上、人件費削減に効果があった。
- ・ DV防止啓発に関して、県広報紙、無料のラジオ広報番組等、無料の広報媒体を活用することにより、効率的な広報を実施できた。
- ・ 被害者を様々な側面から支援する関係機関との連携を推進することにより、速やかな支援策の決定、関係支援機関への引き継ぎが実施できた。
- ・ 男性やLGBTの被害者が相談しやすいよう男性の臨床心理士（非常勤嘱託職員）を相談員として配置することにより、専門性の確保や県民サービスの向上に効果があった。

5 事業費（千円）	H30決算	R1当初	R2当初	人件費	H30	R1	R2
歳出	14,778	14,958	15,353	時間	4,553	4,553	4,553
（うち一般財源）	12,789	13,092	13,479	人件費（千円）	18,704	18,704	18,704

6 見直しの内容

継続 （ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） 一部改善 縮小 ）
 終了 （ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ）

【上記の理由】

- ・ DVの未然防止や被害の早期発見、自立支援のためには、広報啓発や配偶者暴力相談支援センターの充実、男性・LGBT専用の相談窓口、法律相談などの事業を継続実施する必要がある。
- ・ 性的少数者（LGBT）や男性のDV被害など相談内容が複雑化する中、相談対応スキルの向上を図るため、相談員向け研修の充実が必要。
- ・ 福祉施策やDV被害者支援制度の多様化に伴い、関係機関が拡大しており、円滑な連携を進めるため、ネットワークの強化が必要。

【見直し内容】

- ・ DV対策をめぐる社会情勢の変化に迅速に対応すべく相談員向け研修の内容を随時見直し、相談員のさらなる資質向上に取り組む。
- ・ 相談窓口の周知やDVの理解を進めるため、広報啓発の実施内容について、より効果的かつ効率的なものとなるよう工夫を行う。
- ・ 配偶者からの暴力防止対策連絡会議構成メンバーによる連携の効果発揮のため、日頃の協力関係の維持に努める。

(様式1号)

R1年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	若年層における交際相手からの暴力防止対策事業 (中学生・高校生に向けたDV防止啓発事業)	部課(室)	人づくり・県民生活部 男女共同参画推進課	事業 開始年度	H30
-----	-------------------------------------------------	-------	-------------------------	------------	-----

総合計画	10の事項	4	女性がいきいきと働き活躍できること	中項目	2	社会的・経済的に厳しい状況を強いられている女性を支える
	小項目	2	配偶者や交際相手からの暴力等の根絶	施策	1	配偶者や交際相手からの暴力防止対策の推進

1 事業のねらい・目的

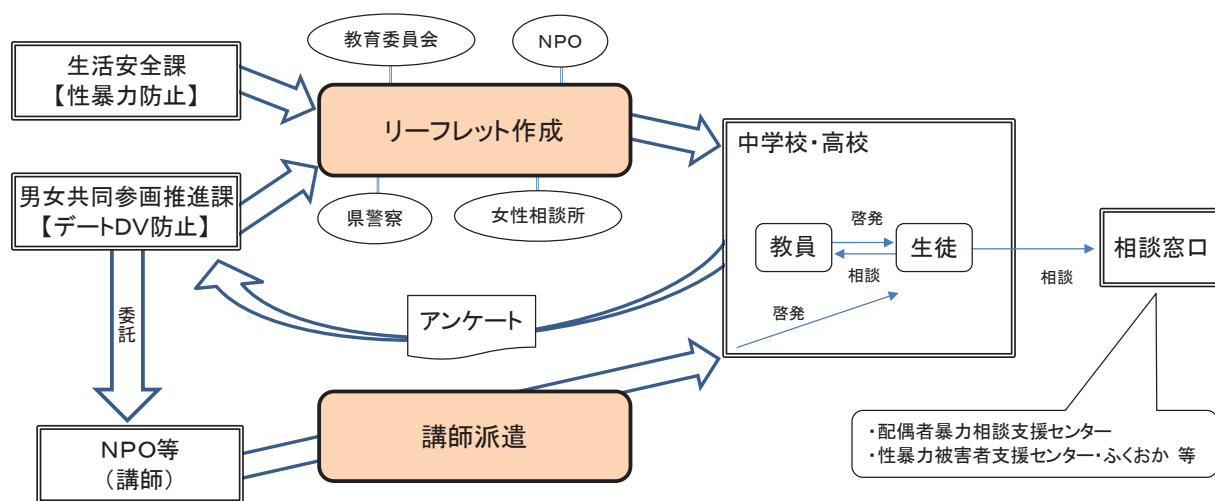
○中学生・高校生に対し、交際相手からの暴力に関する正しい理解をすすめ、重大な被害に発展する前に予防する。
 ○学校現場における生徒の被害・加害を早期に発見して、日常的な相談対応を図り、学校現場だけでは解決が困難なケースを、配偶者暴力相談支援センターなどの専門機関につなぐ。

2 事業概要

(1) リーフレット作成
 中学生・高校生に対し、交際相手からの暴力及び性暴力に関する啓発用リーフレットを作成・配付
 ○記載内容：交際相手からの暴力や性暴力に関する現状、対策、事例、相談窓口等
 ○配付対象：中学1年生、高校1年生
 ○作成部数：中学生向け55,000部、高校生向け50,000部
 ○活用方法：生徒自身が読んで理解できる内容とする。学校の授業や講演会等でも教材として活用

(2) 講師派遣
 デートDVや性暴力について詳しく講義できる専門知識を持つNPO等の講師を、希望がある学校へ派遣
 ○派遣学校数：60校
 ○実施方法：NPO等に委託

【事業スキーム図】



3 事業目標等						
成果指標		H28	H29	H30	R1	R2
交際相手からの暴力に関する相談件数	目標			→	→	278件
	実績	126件	120件	121件	調査中	
講師派遣学校数	目標	—	—	60校	70校	80校
	実績	—	—	27校	調査中	
派遣講師による講話に対する理解度	目標	—	—	90%	90%	90%
	実績	—	—	97.2%	調査中	

【指標の考え方】

- ・ 交際相手からの暴力に関する相談件数を成果指標とし、近年の実績（120件前後）の概ね倍の相談件数を目標とする。
- ・ 講師派遣によって啓発を行った学校数を成果指標とし、H28年2月実施のデートDVに関する調査において講師派遣を望む回答があった高校数（58校）を目安に目標を設定し、以降10校ずつ拡大する。
- ・ 派遣講師による講話に対する生徒や教師の理解度を成果指標とし、受講者の理解度90%以上を目標に、効果的かつ効率的な講義を実施する。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- ・ リーフレットの配布及び講師派遣により、デートDVについての理解や相談窓口の周知は進んでいると思われるが、相談件数は120件程度で推移している。若年女性は自ら悩みを抱え込み公的な支援を求めない傾向が強いことが、相談窓口につながらない要因の一つとして考えられる。
- ・ 平成30年度は事業開始初年度であり、事業の開始及び学校への周知を始めた時期が年度開始以降であったことから、年間カリキュラムがすでに決まっている学校では授業時間の確保が難しく、講師派遣の希望があった学校数が27件に止まった。
- ・ 講話の理解度は、目標を達成した。

4 有効性・ 効率性	【事業の有効性】
	<ul style="list-style-type: none"> ○啓発用リーフレット及び講師派遣による講義を通じて、中学生・高校生に対し、交際相手からの暴力等に関する正しい理解を進めることができた。 ○配偶者暴力相談支援センターなどの相談機関を周知することができた。
	【事業の効率性】
	<ul style="list-style-type: none"> ○中学生・高校生に対し、正しい理解をすすめることで、将来の被害・加害を未然に防止することができ、被害の根絶につながっている。 ○NPOの専門性を活かし、生徒及び教師に効果的かつ効率的にデートDVの啓発を実施することができた。

5 事業費（千円）	H30決算	R1当初	R2当初	人件費	H30	R1	R2
歳出	5,214	5,189	4,795	時間	2,742	2,742	2,742
（うち一般財源）	5,214	5,189	4,795	人件費（千円）	11,265	11,265	11,265

6 見直しの内容	
<input checked="" type="radio"/> 継続 <input type="radio"/> 拡充 <input type="radio"/> 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） <input checked="" type="radio"/> 一部改善 <input type="radio"/> 縮小	
<input type="radio"/> 終了（完了） <input type="radio"/> 再構築（他の事業に組み替え） <input type="radio"/> 廃止	
【上記の理由】	
<ul style="list-style-type: none"> ・ DV被害の根絶、将来の被害・加害を未然に防止するためには、若年層のうちから交際相手からの暴力に関する正しい理解をすすめることが重要であり、毎年、継続的に中学生・高校生に対する事業を実施する必要がある。 	
【見直し内容】	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校への派遣後、講師や学校側に効果等のヒアリングを行い、理解度向上に資する有効的な内容に改善していく。 	

事業名	企業における女性の活躍推進事業		部課(室)	人づくり・県民生活部 男女共同参画推進課女性活躍推進室	事業 開始年度	H28
-----	-----------------	--	-------	--------------------------------	------------	-----

総合計画	10の事項	4	女性がいきいきと働き活躍できること	中項目	1	女性が活躍する社会をつくる
	小項目	1	働く場における女性の活躍促進	施策	5	企業等における女性の登用推進

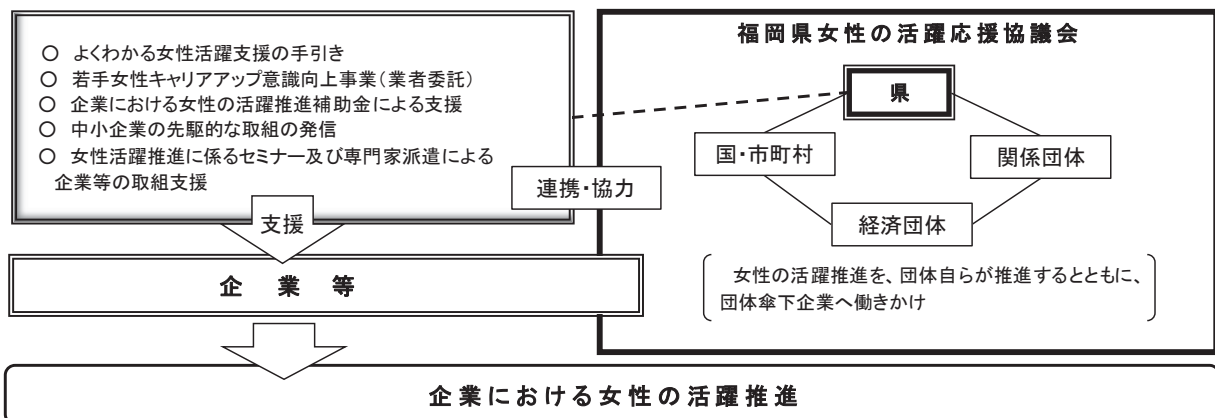
1 事業のねらい・目的

- ・平成28年4月、女性活躍推進法が全面施行され、女性の活躍を強化・加速化する必要がある。
- ・福岡県女性の活躍応援協議会における実効性ある取組みの推進及び女性の活躍に向けた県内の気運の醸成を行う。
- ・経済団体や業界団体と連携して、個々の企業等における取組みが着実に実施されるよう支援を行う。

2 事業概要

- 福岡県女性の活躍応援協議会の運営 (平成28年度～)
 - ・H28年6月、県、行政、経済団体、業界団体など多様な主体が一体となり、本県の働く場における女性の活躍を促進するため、女性活躍推進法23条に基づく「協議会」を設置。H29年2月、「福岡の女性の活躍行動宣言」を採択し、構成団体ごとに具体的な取組目標を設定、女性の活躍を支援する取組みを進める。
 - 構成：福岡県、福岡労働局、福岡県市長会、福岡県町村会、福岡県経営者協会、福岡県商工会議所連合会、福岡県商工会連合会、福岡県中小企業団体中央会、福岡県中小企業家同友会、福岡県中小企業経営者協会連合会、福岡県農業協同組合中央会、日本労働組合総連合会福岡県連合会、女性の大活躍推進福岡県会議
 - 所掌事項：女性の活躍に関する情報共有に関する事、女性の活躍に関する取組みの協議及び推進に関する事、その他協議会の目的達成に必要な事項に関する事
- よくわかる女性の活躍支援の手引作成・配布 (平成28年度～)
 - ・H28年度、女性を生かす取組みを推進する上で企業に必要な情報を一括集約した手引書を作成。中小企業を中心に配布
- 若手女性キャリアアップ意識向上事業 (平成29年度～)
 - ・主任やチームリーダーへの登用を企業が期待する中で、キャリアアップを躊躇する女性従業員の意識を高める講座を開催
- 企業における女性の活躍推進補助金による支援 (平成29年度～)
 - ・経済団体又は業界団体が、業界や分野固有のテーマごとに行う女性活躍推進の取組みを支援
- 中小企業の女性の活躍に関する取組みの発信 (平成29年度～)
 - ・女性活躍推進に取り組む企業の参考とするため、先駆的な取組みを行う県内企業の取組内容等をホームページで積極的に紹介する「女性の活躍推進ポータルサイト」を運営
- 女性活躍推進に係るセミナー及び専門家派遣による企業等の取組支援 (平成30年度～)
 - ・企業に対し、女性活躍の意義や進め方についてのセミナーを開催し、加えて、企業の規模・課題に応じた診断・助言を行う社会保険労務士等の専門家を派遣することで、個別企業等の課題を分析し、目標設定や取組実施の方法等を支援

【事業スキーム図】



3 事業目標等

成果指標		H29	H30	R1	R2	R3	R4
事業所管理職（課長相当職以上）に占める女性の割合	目標		→	→	→	→	23%
	実績	17.3%	—	—	—	—	調査実施
女性の活躍推進ポータルサイトにおける企業の取組事例掲載件数	目標	—	54件	74件	94件		
	実績	34件	46件	52件※			
専門家派遣が「役立つものであった」とする企業の割合	目標	—	80%	80%	80%		
	実績	—	88%	調査中			

※令和元年11月20日時点

【指標の考え方】

- (1) 県内企業における女性活躍推進が事業目的であることから、県内事業所に占める管理職登用率を数値目標とし、R4の目標値については、H24からH29の倍程度の上昇を目指し23%としている。
 ※福岡県雇用均等・仕事と家庭の両立実態調査が廃止になったことに伴い、総務省「就業構造基本調査」を用いる。（5年に1回の調査）
- (2) 企業における女性の活躍推進の取組みへの状況と支援の効果を年次で測るため、女性の活躍推進ポータルサイトにおける企業の取組事例掲載件数及び専門家派遣による支援（指導・助言）が「役立つものであった」とする企業の割合を、H30年度から指標として加える。成果指標「女性の活躍推進ポータルサイトにおける企業の取組事例掲載」については、年間20社掲載を目標とし、「専門家派遣が「役立つものであった」とする企業の割合」については、継続して80%以上が「役立つものである」ことを目標としている。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- 女性の活躍推進ポータルサイトにおける企業の取組事例掲載件数については、H30年度は目標にやや届かなかった。引き続き、企業の取組みを促進していくとともに、取組みを進めた企業に対して事例掲載に向けたアプローチを行っていく。
- 専門家派遣が「役立つものであった」とする企業の割合については、H30年度は目標を達成した。

4 有効性・効率性

【事業の有効性】
 福岡県女性の活躍応援協議会において「福岡の女性活躍行動宣言」に基づき、各構成団体自らが取組目標を設定したこと、また、手引書の配布、女性人材の育成、経済団体や業界団体、企業への取組支援、そして、これらの取組みや各企業での取組事例を発信することで、女性の活躍に向けた県内の気運の醸成や加速化、企業の個々の着実な取組みに繋がっている。

【事業の効率性】
 ・福岡県女性の活躍応援協議会を通じて、各構成団体から傘下企業へ事業を周知することが可能となっている。
 ・ポータルサイトを構築したことで、女性活躍推進に取り組む企業の情報を集約・発信することができた。

5 事業費（千円）	H30決算	R1当初	R2当初	人件費	H30	R1	R2
歳出	9,504	11,268	12,339	時間	6,267	6,267	6,267
（うち一般財源）	5,866	6,863	7,926	人件費（千円）	25,745	25,745	25,745

6 見直しの内容

継続（ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） 一部改善 縮小 ）
 終了（ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ）

【上記の理由】

- 女性がいきいきと働き活躍する社会を実現するため、経済団体や業界団体等と連携し、女性の活躍の強化・加速化への気運の向上や企業の取組支援を継続して取り組むことは必要。

【見直し内容】

- 事業の充実に向けて、女性の活躍応援協議会の構成団体やアドバイザーの意見を踏まえ、改善していく。

(様式1号)

R1年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	福岡国際女性シンポジウム事業	部課(室)	人づくり・県民生活部 男女共同参画推進課女性活躍推進室	事業 開始年度	H26
-----	----------------	-------	--------------------------------	------------	-----

総合計画	10の事項	4	女性がいきいきと働き活躍できること	中項目	1	女性が活躍する社会をつくる
	小項目	3	男女共同参画社会の実現に向けた意識改革・教育の推進	施策	1	意識改革のための啓発推進

1 事業のねらい・目的

グローバルな視点から、女性の活躍は社会の発展や成長に不可欠であるとの認識を広く社会に浸透させ、様々な分野での女性の活躍をさらに加速させるとともに、本県のポテンシャルを活かして「女性が元気に活躍する福岡県」を国内外にアピールし発信する。

2 事業概要

1 開催日時 令和元年9月7日(土)

2 開催場所 ソラリア西鉄ホテル福岡

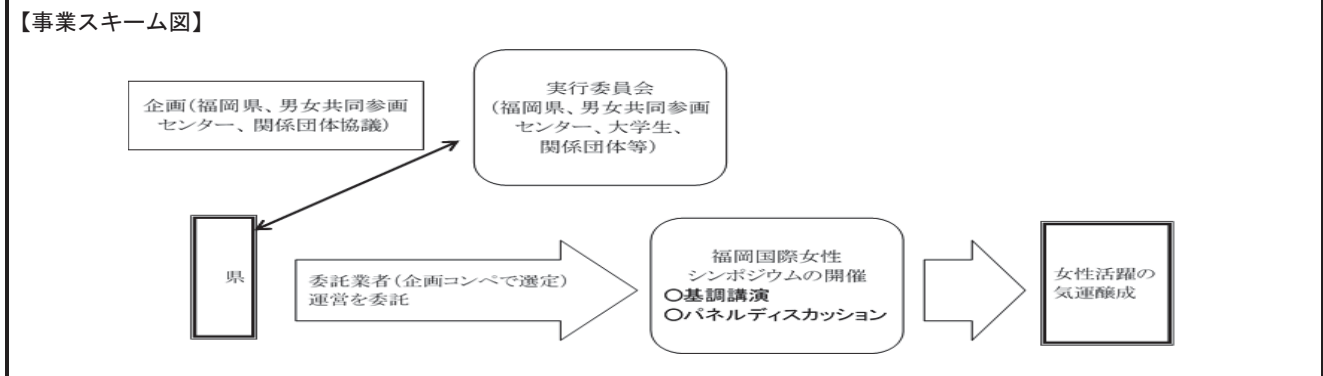
3 シンポジウムの内容

(1) 基調講演

- ・タイトル 持続可能な開発目標(SDGs)目標5とメディアの関係
- ・講師 石川雅恵氏(UN Women日本事務所長)

(2) パネルディスカッション

- ・テーマ: メディアの役割から男女が共に活躍できる社会の実現を探る
- ・登壇者: 石川雅恵氏(UN Women日本事務所長)
治部れんげ氏(ジャーナリスト)
本田哲也氏(株式会社本田事務所代表取締役/PRストラテジスト)
諸橋泰樹氏(フェリス女学院大学 教員)



3 事業目標等

成果指標		H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
固定的性別役割分担に賛成しない人の割合	目標		→	→	→	→	50.0%以上	→		
	実績	51.5%	—	—	—	—	調査中			
自治会長における女性の割合	目標	—	8.75%	9.4%	10.05%	10.7%	11.35%	12.0%以上		
	実績	8.1%	8.2%	8.8%	8.8%	8.8%	8.9%			
事業所管理職(課長相当職以上)に占める女性の割合	目標				17.3%	→	→	→	→	23%
	実績				17.3%	—	—	—	—	調査実施

【指標の考え方】 ※第4次福岡県男女共同参画計画に掲げる成果指標を本事業の指標とする。

男女共同参画社会の実現に向けた意識改革には、性別による固定的役割分担意識の解消が重要であることから、固定的性別役割分担に賛成しない人の割合を数値目標とする。※県の「男女共同参画社会に向けての意識調査」(5年おき)の数値

また、企業や地域において、女性がリーダーとなる機運の醸成も当該事業の目的であることから、自治会長における女性の割合及び事業所管理職(課長相当職以上)登用率もあわせて数値目標とする。※福岡県雇用均等・仕事と家庭の両立実態調査が廃止になったことに伴い、総務省「就業構造基本調査」を用いる。(5年に1回の調査)

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

自治会長における女性の割合は(R1)意識改革がなかなか浸透しないため、目標は達成していないが、数値は長期的に上昇傾向にある。就業構造基本調査で算出されている管理的職業従事者の女性比率は、平成29年時点で全国5位(17.3%)である。福岡県における女性の活躍は着実に前進しているものと考えられる。

4 有効性・効率性	【事業の有効性】 R1年度の参加者は、定員200人に対し187人（94%）、参加者に対するアンケート結果では、9割の参加者がシンポジウムの内容に満足し理解できたとしていることから、一定の成果を上げている。
	【事業の効率性】 ・パネルディスカッションのテーマを1つに集約することで、参加者の理解度を高めるとともに、経費の削減を図った。

5 事業費（千円）	H30決算	R1当初	R2当初	人件費	H30	R1	R2
歳出	5,418	5,426	—	時間	1,590	1,590	—
（うち一般財源）	5,418	5,426	—	人件費（千円）	6,532	6,532	—

6 見直しの内容	<p style="text-align: center;"> 継続（ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） 一部改善 縮小 ） <input checked="" type="radio"/> 終了 完了 <input checked="" type="radio"/> 再構築（他の事業に組み替え） 廃止) </p>		
【上記の理由】	平成26年度から、本県の女性活躍に向けた気運醸成を目的に開催しており、延べ約2,000名が参加し、一定の成果が得られている。さらに、本県の更なる女性活躍に向けては、「男は仕事、女は家庭」といった性別による固定的な役割分担意識の解消が必要である。こうしたことから、広く県民の意識変革につなげる事業に再構築する。		
【見直し内容】	性別による固定的役割分担の認知・理解につながる映像や啓発素材を作成し、普及を進めていくことで、広く県民の意識改革を図る事業に再構築する。		

(様式1号)

R1年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	性犯罪防止対策事業	部課(室)	人づくり・県民生活部 生活安全課	事業 開始年度	H28
-----	-----------	-------	---------------------	------------	-----

総合 計画	10の事項	4 9	女性がいきいきと働き活躍できること 災害や犯罪、事故がなく、安全で安心して暮らせること	中項目	2 2	社会的・経済的に厳しい状況を強いられている女性を支える 犯罪や事故のない社会をつくる
	小項目	2 1	配偶者や交際相手からの暴力等の根絶 安全・安心を実感できる治安の確保	施策	2 2	性犯罪抑止対策の推進 性犯罪抑止対策の推進 (再掲)

1 事業のねらい・目的

○性犯罪被害を防止し、女性と子どもが安心して生活できる福岡県を目指す。
○全国ワースト上位と高水準で推移する性犯罪被害の減少につなげる重点的な防止対策を推進する。

2 事業概要

○性犯罪防止対策カメラ設置補助事業

市町村を対象とした、防犯カメラ設置補助制度を創設することにより、通学路、学校・駅周辺等に防犯カメラの設置を促し、性犯罪を防止する。

- ・補助対象：市町村
- ・対象経費：防犯カメラの新規設置に必要な経費



3 事業目標等

成果指標		H28	H29	H30	R1	R2	総合計画目標(R3)
性犯罪認知件数(年) (総合計画) (暦年値)	目標	—	前年比マイナス	前年比マイナス	前年比マイナス	前年比マイナス	380以下
	実績	435	411	381	321		

【指標の考え方】

- ・本事業の目的は、性犯罪抑止対策であることから、性犯罪認知件数の減少を目指す。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- ・補助制度により防犯カメラの設置が促進され、性犯罪が起きにくい環境整備が進んだことで目標達成。

4 有効性 ・ 効率性	【事業の有効性】 ・性犯罪防止のための防犯カメラの設置補助を行うことで、市町村が新たに防犯カメラの設置に取り組み始め、性犯罪防止に向けた環境の整備が促進された。
	【事業の効率性】 ・市町村が設置する防犯カメラに対し費用を2分の1補助することで、県が直接設置する場合の台数の2倍の台数を設置できた。

5 事業費(千円)	H30決算	R1当初	R2当初	人件費	H30	R1	R2
歳出	7,713	5,650	40,646	時間	1,817	1,817	1,817
(うち一般財源)	7,713	5,650	40,632	人件費(千円)	7,465	7,465	7,465

6 見直しの内容				
	<input type="checkbox"/> 継続 (拡充 終了 (完了	<input type="checkbox"/> 改善 (実施方法の大きな変更等を伴うもの) 再構築 (他の事業に組み替え)	<input type="checkbox"/> 一部改善 廃止)	<input type="checkbox"/> 縮小)
【上記の理由】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 昨年2月に成立した「福岡県性暴力根絶条例」の全面施行に伴い、性暴力根絶のための教育・啓発や加害者を生まない諸対策により、性犯罪をはじめとした性暴力根絶に取り組むため。 ・ 防犯カメラ設置については、性犯罪の抑止はもとより、見守り空白地帯の解消や街頭犯罪の抑止を図るため、今後は、防犯対策カメラ設置支援事業として再構築する。 			
【見直し内容】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校や事業所等への性暴力対策アドバイザー派遣 (+16,545千円) ・ 加害者相談窓口の設置 (+22,577千円) ・ 「協議・検討の場」の設置 (+1,524千円) ・ 防犯カメラ設置は、対象地域を「登下校防犯プラン」に基づく安全点検を踏まえた防犯カメラ設置要望のうち、性犯罪多発地区及び県警察の「街頭防犯カメラ設置促進計画」の最重点地区39地区に絞り込み補助する事業に見直し、地域防犯活動活性化支援事業に移行する。(▲5,650千円) 			

(様式1号)

R1年度 事務事業評価書(既存事業分)

事業名	地域防犯活動活性化支援事業	部課(室)	人づくり・県民生活部 生活安全課	事業 開始年度	H17
-----	---------------	-------	---------------------	------------	-----

総合計画	10の事項	9	災害や犯罪、事故がなく、安全で安心して暮らせること	中項目	2	犯罪や事故のない社会をつくる
	小項目	1	安全・安心を実感できる治安の確保	施策	3	県民の身近で発生する犯罪の抑止対策の推進

1 事業のねらい・目的

地域における防犯、安全・安心まちづくりに係る各種活動の定着、活性化及び拡大を図ることにより、県民が安心して暮らすことができる安全な地域社会づくりを推進する。

2 事業概要

事業名	事業主体	事業の説明
① 安全・安心まちづくり県民の集い(H19～)	県	○ 県内全域の地域防犯活動団体が一堂に集う意見交換会として「安全・安心まちづくり県民の集いふくおか」を開催する。また、これに併せて「ながら防犯」の広報・啓発を行う。
② 防犯リーダー養成講座(H17～)	県	○ 地域で防犯活動を牽引するリーダーを育成するため、活動のノウハウ等を提供する講座(2日間)を2回開催する。 【対象者】地域防犯活動団体のリーダー、地域防犯活動を始めようとする方 【講師】地域防犯活動団体のリーダー、学識経験者など
③ 防犯活動団体の活動開始支援(H18～)	地域防犯活動団体	○ 新たな防犯活動の開始に必要な資機材等に係る経費を助成する。 【助成額等】10万円を上限に助成(R1年度:41団体)
④ 安全・安心まちづくりアドバイザー登録・派遣事業(H20～)	県	○ 先駆的な取り組みをしている地域防犯活動団体のリーダーや防犯の専門家等をアドバイザーに委嘱し、地域からの要請に基づき派遣する。 【派遣先】推進協議会、防犯団体、自治会等 【内容】新たな活動手法や団体立上げ等のノウハウを提供するなど協議会及び団体の育成や活動の活性化を図る。 【アドバイザー】防犯リーダー、防犯設備士、まちづくり活動の専門家のうち、先駆的活動や指導的立場で他の団体の指導や講演を行っている人に委嘱。(R1年度:20名)
⑤ 地域防犯活動団体のネット上の交流広場づくり(H20～)	県	○ 地域防犯活動団体間のネットワークを構築し、その活動を活性化するため、インターネット上に交流広場「あんあんネットふくおか」を開設する。 【コンテンツ】団体の紹介、団体相互の情報交換のための掲示板、情報発信・情報提供のためのメール配信システム等

【事業スキーム図】



3 事業目標等

成果指標		H28	H29	H30	R1	R2	総合計画目標(R3)
地域防犯活動団体の構成員数(総合計画)	目標	—	183,128	184,295	185,462	186,629	188,000
	実績	180,984	183,091	183,799	集計中		

【指標の考え方】

地域防犯活動団体の構成員数とする。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

平成30年度における地域防犯団体の構成員数は、目標未達。

(理由)

地域防犯団体は、構成員の高齢化や固定化、担い手不足といった課題を抱えており、全国で団体の構成員数が減少している。本県では、地域防犯活動を支援する各取り組みにより構成員数が増加したものの、わずかに目標に届かなかった。

4 有効性・効率性	<p>【事業の有効性】</p> <ul style="list-style-type: none"> 本事業の実施により地域住民の安全・安心まちづくりに対する意識、気運が高まっている。 〔防犯リーダー養成講座の参加者数 H17:102人(年1回) → H30:166人(年2回) H17~H30:延べ2,888人(計33回)〕 地域防犯活動団体の活動開始支援については、新たに防犯活動を開始する団体に対し県が資機材等の経費を補助することにより、その活性化に寄与している。 〔補助団体数 H18:21団体 → R1年度:41団体 H18~R1:延べ688団体〕 県内で発生した刑法犯認知件数は、毎年減少しており、地域、行政、警察及び学校が連携した地域防犯活動が安全で安心して暮らせる地域社会づくりに寄与している。 〔刑法犯認知件数 H17:約10万7千件 → H30:約3万7千件〕
	<p>【事業の効率性】</p> <ul style="list-style-type: none"> インターネット及び市町村の窓口を通じた広報のほか、県主催行事の参加者や「女性と子どもの安全みまもり企業」の被登録企業へのパンフレットの配付等により、効率的な事業の周知とともに防犯に関する意識の向上、啓発等を図った。

5	事業費(千円)	H30決算	R1当初	R2当初	人件費	H30	R1	R2
	歳出	10,058	11,702	21,819	時間	6,100	6,100	6,100
	(うち一般財源)	10,058	11,702	21,819	人件費(千円)	25,059	25,059	25,059

6	見直しの内容
	<p> <input type="checkbox"/> 継続 (拡充 <input type="checkbox"/> 改善 (実施方法の大きな変更等を伴うもの) 一部改善 縮小) <input type="checkbox"/> 終了 (完了 再構築 (他の事業に組み替え) 廃止) </p>
	<p>【上記の理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域防犯活動団体の活動の定着により、本県における刑法犯認知件数はピーク期(平成14年、約16万8千件)の4分の1以下(平成30年、約3万7千件)まで減少しているが、都道府県での順位は依然として全国第8位(平成30年)の高い水準にあること。 地域によって地域防犯活動の状況に濃淡があること、活動の連携が十分でないこと、リーダー人材やノウハウ等が不足している団体が多いこと等の課題があるため、本事業を継続して実施する必要があること。 地域防犯活動は経済学的な意味での公共財であり、ボランティアのいわば手弁当による活動のみに依存した場合には社会的な過小供給が生じ得るので、公共団体が継続的に支援することが望ましいこと。
	<p>【見直し内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 安全・安心まちづくりアドバイザー派遣事業については、防犯カメラに精通した人材、防犯活動の担い手を育成できる人材を新たに委嘱する。 防犯活動の新たなツールとして「デジタル防犯マップ作成支援システム」を構築し、防犯団体の情報共有や効率的な防犯活動を推進する。また、県民の集いで本システムを紹介し、普及を図っていく(+1,096千円)。 地域の見守りの担い手を増やすため、防犯リーダー養成講座の開催回数を年2回から年4回に改める(+822千円)。 県民の集いやWeb(あんあんネットふくおか)の活用により、若者の参加を希望する地域防犯活動団体を募集し、学生防犯ボランティアとのマッチングを行うことで、学生など若い世代の参加を促し、固定化しがちな地域防犯活動の活性化を促進する。 犯罪多発地区を補助対象に、防犯カメラ設置支援を行う(+3,400千円)。

事業名	犯罪被害者支援事業	部課(室)	人づくり・県民生活部 生活安全課	事業 開始年度	H20
-----	-----------	-------	---------------------	------------	-----

総合 計画	10の事項	9	災害や犯罪、事故がなく、安全で安心して暮らせること	中項目	2	犯罪や事故のない社会をつくる
	小項目	1	安全・安心を実感できる治安の確保	施策	8	治安を確保するための基盤の充実・強化

1 事業のねらい・目的

- 犯罪等の被害を受けた本人とその家族及び遺族(犯罪被害者等)が抱える福祉、雇用、住宅など様々な問題に対する総合相談窓口を開設することにより、犯罪被害者等への支援を行う。
- 性暴力被害者に重点化した支援体制を構築し、被害者の早期回復に向けた支援を推進する。

2 事業概要

1 犯罪被害者支援

(1) 犯罪被害者等に対する支援を総合的に行う窓口(福岡犯罪被害者総合サポートセンター)の運営

- ・犯罪被害者等からの相談に応じる。
- ・行政の支援窓口(生活保護や公営住宅など)や専門的な支援機関(DV被害に対する支援など)を紹介。
- ・面接相談により、特に精神・心理面の問題の解消を図る。
- ・裁判所や警察署、病院などへの付添い支援などにより、不安感などの解消を図る。

(2) 関係機関・団体との連携の強化

福岡県犯罪被害者支援協議会(外部の支援機関を含む)及び福岡県犯罪被害者等対策会議(庁内会議)を開催。行政、警察、検察庁、法テラス、弁護士会、民間支援団体等の関係機関が連携し、被害者に対する支援を実施。

(3) 行政をはじめとする支援に携わる職員に対する研修の実施

犯罪被害者等への適切な対応能力の向上、被害者の心情理解、二次被害の防止などを図る。

(4) 県民に対する啓発の実施

ホームページなどを通じ、犯罪被害者等に対する支援の必要性などの啓発を図る。

2 性犯罪被害者支援

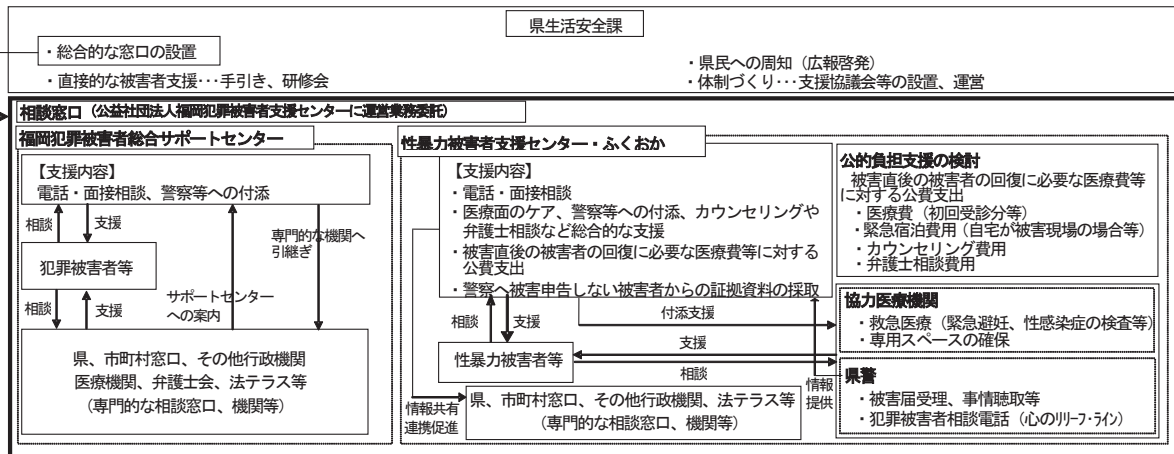
(1) 性暴力被害者に対する「性暴力被害者支援センター・ふくおか」の運営

- ・電話相談(女性相談員が対応)。必要に応じて本人との面接を実施。
- ・医療面のケア、警察等への付添、カウンセリングや弁護士相談など総合的な支援を実施。
- ・被害直後の被害者の回復に必要な医療費等に対する公費支出。
- ・警察へ被害申告しない被害者からの証拠資料の採取。

(2) センター相談員に対する研修の実施

男性や児童への相談対応等を円滑に実施できるよう相談知識やスキルの向上を図る。

【事業スキーム図】



3 事業目標等 被害者等に対する支援の推進

成果指標		H28	H29	H30	R1	R2
犯罪被害者相談件数 ※R1.12月末現在	目標	500	500	500	500	500
	実績	417	498	817	593※	
性暴力被害者相談件数 ※R1.12月末現在	目標	550	1,240	1,240	1,240	1,240
	実績	1,403	2,705	2,557	2,165※	

【指標の考え方】

- 犯罪被害者相談件数
 - ・ 福岡犯罪被害者総合サポートセンター（以下、「総合サポートセンター」という。）への相談件数を指標として設定する。
 - ・ 相談件数実績を基に目標相談件数を700件とする。
 - ・ H27以降は、性犯罪相談の減少率を0.3とし、500件とする。（H24性犯罪相談件数割合（127件/460件=27.6%））
- 性暴力被害者相談件数
 - ・ 性暴力被害者支援センター・ふくおか（以下、「性暴力被害者支援センター」という。）への相談件数を指標として設定する。
 - ・ 総合サポートセンターにおけるH23性犯罪の相談件数実績を基に、目標相談件数を300件とする。（H25は、7月末開設のため200件とする。）
 - ・ H27は、総合サポートセンターの性犯罪相談件数減少数を加え、500件とする。
 - ・ H28は、性暴力被害者支援センターの24時間化に伴い、目標相談件数を550件とする。
 - ・ H29以降は、24時間化後の相談増加件数690件を加え、1,240件とする。
 (98件(H28年4~7月の1月平均の相談件数) - 41件(H26年度の1月平均の相談件数)) × 12か月 = 684件
 550件(H28目標) + 690件 = 1,240件

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- 犯罪被害者相談件数
 - ・ 平成30年度は目標を達成。
- 性暴力被害者相談件数
 - ・ 性暴力被害者支援センター開設以降、継続して広報活動等を行っていること、また、相談時間を24時間化したことにより、相談件数が伸びたことから、平成30年度は目標を達成。

4 有効性・効率性	<p>【事業の有効性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 総合サポートセンター及び性暴力被害者支援センターにおいて、相談から付添い支援等までをワンストップで対応することで、様々な問題を抱える犯罪被害者等に対し、効果的な支援を実施している。 ・ 総合サポートセンター及び性暴力被害者支援センターの運営を、専門的なノウハウを持つ（公社）福岡犯罪被害者支援センターに委託することで、犯罪被害者等にとって効果の高い支援となっている。 ・ （公社）福岡犯罪被害者支援センターは、福岡県公安委員会指定の犯罪被害者等早期援助団体であり、警察からの情報提供による早い段階での支援ができることで、支援を必要とする犯罪被害者等に対し、有効な支援を実施している。 ・ 行政をはじめとする支援に携わる職員を対象とした研修会や支援協議会等の開催により、犯罪被害者等に対する理解増進や関係機関の連携強化が図られている。
	<p>【事業の効率性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 総合サポートセンター及び性暴力被害者支援センターの運営を（公社）福岡犯罪被害者支援センターに委託することにより、公益社団法人に在籍する各分野の専門家（臨床心理士、医師、社会福祉士、弁護士、大学教授等）が携わることになり、相談・支援業務の適正化・効率化や人件費の削減に繋がっている。また、相談員の確保や養成に係る事務が削減されている。

5 事業費(千円)	H30決算	R1当初	R2当初	人件費	H30	R1	R2
歳出	51,466	76,961	69,575	時間	3,600	3,600	3,600
(うち一般財源)	36,494	53,561	62,075	人件費(千円)	14,789	14,789	14,789

6 見直しの内容
<p> <input checked="" type="checkbox"/> 継続 (<input checked="" type="checkbox"/> 拡充 改善 (実施方法の大きな変更等を伴うもの) 一部改善 縮小) <input type="checkbox"/> 終了 (<input type="checkbox"/> 完了 再構築 (他の事業に組み替え) 廃止) </p>
<p>【上記の理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 昨年2月に成立した「福岡県性暴力根絶条例」の全面施行に伴い、性暴力被害者支援を充実・強化するため。
<p>【見直し内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもの被害相談に対応するため、プレイセラピールームの設置及び心理専門職の配置を行う (+5,750千円) ※プレイセラピー：遊びを通して感情や葛藤を表現し、情緒的な安定を図る心理療法 ・ 福岡犯罪被害者サポートセンターの移転完了に伴う減 (▲16,705千円)

(様式1号)

R1年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	飲酒運転撲滅運動推進事業		部課(室)	人づくり・県民生活部 生活安全課	事業 開始年度	H24
総合計画	10の事項	9	災害や犯罪、事故がなく、安全で安心して暮らせること	中項目	2	犯罪や事故のない社会をつくる
	小項目	2	道路交通の安全確保	施策	1	飲酒運転撲滅対策の推進

1 事業のねらい・目的

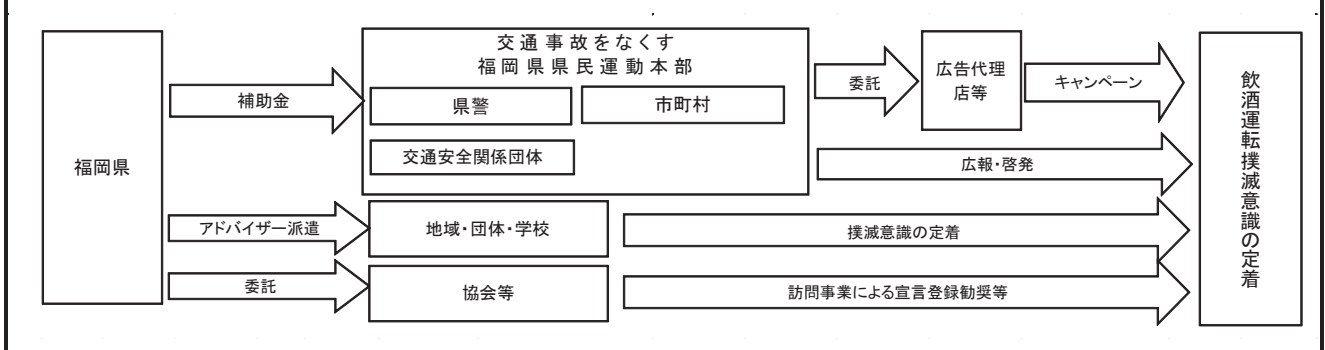
平成30年の飲酒運転事故件数は144件と、統計が残る昭和40年以降最少となった平成29年から18件の増加となった。また、全国順位はワースト6位と依然として高い水準であり、飲酒運転の撲滅は未だ道半ばである。飲酒運転撲滅のためには、「飲酒運転は絶対しない、させない、許さない。そして、見逃さない」という県民意識を定着させていくことが重要である。

このため、県民の責務、飲食店や事業所の責務の周知、「飲酒運転撲滅宣言企業・宣言の店」の普及拡大など改正飲酒運転撲滅条例の内容を着実に執行していく必要がある。

2 事業概要

- 飲酒運転撲滅大会・キャンペーンの実施
 - ・ 海の中道事故から10年以上が経過し、痛ましい事故の記憶の風化が懸念される。「飲酒運転は絶対しない、させない、許さない。そして、見逃さない」という県民意識を確実に定着させるため、キャンペーンを実施する。
- 事業所、飲食店及び酒類販売業者等に対する直接訪問活動
 - ・ 交通安全業務従事経験者(県警OB等)の持つノウハウを活用し、関係機関・団体の協力を得ながら、安全運転講習会等の機会の活用や直接訪問により、飲酒運転撲滅の啓発活動や「飲酒運転撲滅宣言企業・宣言の店」の制度周知と登録拡大を図る。
- 飲酒運転撲滅活動アドバイザーの派遣
 - ・ 飲酒運転撲滅に取り組む市町村、地域団体、学校等に飲酒運転事故の現状やアルコール問題に関する専門家をアドバイザーとして派遣し、講演による啓発を実施
- 常習飲酒運転者に対する相談窓口の運営
 - ・ 常習飲酒運転者の周囲の者や本人からの相談に応じるための相談窓口を設置し、専門家による電話、面接による相談対応、医療機関や団体等の紹介を行い、飲酒運転の防止を図る。

【事業スキーム図】



3 事業目標等

成果指標		H26	H27	H28	H29	H30	R1(12月末)	R2	R3
飲酒運転事故件数(暦年値) (総合計画)	目標	180	→	→	120	→	→	→	110以下
	実績	153	156	158	126	144	133		
飲酒運転撲滅宣言企業の登録件数	目標	20,000	→	→	50,000	→	→	→	70,000
	実績	23,078	26,085	32,138	48,118	57,509	61,727		
飲酒運転撲滅宣言の店の登録件数	目標	4,000	→	→	10,000	→	→	→	12,000
	実績	4,284	6,876	9,586	10,150	10,645	11,104		

【指標の考え方】

改正飲酒運転撲滅条例(27年4月一部施行、同年9月全面施行)に基づく施策を推進し、飲酒運転事故件数のさらなる減少を図るため、昨年度策定した第3次福岡県飲酒運転撲滅推進総合計画に定めた指標と同一とする。(飲酒運転事故件数は総合計画目標と同一の数値としている)

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- 改正条例及び第3次飲酒運転撲滅推進総合計画に基づき各種施策を着実に執行し、目標達成に向け全力で取り組む。
- 平成30年の飲酒運転事故件数については、9月以降に事故件数が増加したこと等により144件となり、前年と比較して18件の増加となった。一方で、令和元年は133件と対前年比でマイナス11件となった。
- 平成30年度の飲酒運転撲滅宣言企業の登録数は、57,509事業所で、飲酒運転撲滅宣言の店の登録数は10,645店となり、目標達成に向けて堅調に推移している。

4 【事業の有効性】

・全国初の罰則付き飲酒運転撲滅条例の制定と、これに基づく様々な取組みにより、飲酒運転撲滅の意識が県全体に広がり、平成29年は事故件数の大幅な減少となったが、平成30年は増加となった。目標達成に向けた取組みの改善が必要と考え、令和元年5月に飲酒運転撲滅を目指す緊急対策を実施し、対前年比でマイナスとなった。(①通報制度の周知徹底②若者向け広報啓発の強化③飲酒運転取締りの強化)

【事業の効率性】

・県、県警察、市町村、関係機関で構成する「交通事故をなくす福岡県県民運動本部」の構成員の各団体と密接に連携を取りながら、全県に及ぶ交通安全施策を効果的に推進している。

5 事業費(千円)	H30決算	R1当初	R2当初	人件費	H30	R1	R2
歳出	35,108	37,778	35,696	時間	1,875	1,875	1,875
(うち一般財源)	35,108	37,778	35,696	人件費(千円)	7,703	7,703	7,703

6 見直しの内容

継続 (拡充 改善(実施方法の大きな変更等を伴うもの) 一部改善 縮小)
 終了 (完了 再構築(他の事業に組み替え) 廃止)

【上記の理由】

・飲酒運転撲滅条例に基づき、「飲酒運転撲滅宣言企業・宣言の店」の登録拡大や「飲酒運転撲滅キャンペーン」をはじめとした啓発活動に全力を挙げて取り組み、令和元年の飲酒運転事故件数は133件と、前年と比較して11件の減少となった。しかしながら、死亡事故は前年と比較して4件増加して8件となり、全国順位も高水準にあるなど飲酒運転の撲滅は道半ばである。引き続き、県警察、関係団体、市町村、県民が一体となって、撲滅意識の定着を図っていく必要がある。

【見直し内容】

- 飲酒運転事故の発生は40代に次いで20代に多いことから、若者への周知・啓発を強化する必要がある。そのため、自動車学校の授業におけるVRゴーグルの活用(+1,197千円)や、高校・大学等への飲酒運転撲滅教育支援員の派遣(+2,247千円)などを通じて若者に対する啓発を推進していく。
- 飲酒運転撲滅活動推進員による飲食店への啓発活動を、飲食店の稼働率が高い夜間に重点的に実施することで、より効果の高い啓発活動を行う。

(様式1号)

R1年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	高齢者運転免許証自主返納促進事業	部課(室)	人づくり・県民生活部 生活安全課	事業 開始年度	H28
-----	------------------	-------	---------------------	------------	-----

総合計画	10の事項	9	災害や犯罪、事故がなく、安全で安心して暮らせること	中項目	2	犯罪や事故のない社会をつくる
	小項目	2	道路交通の安全確保	施策	2	交通安全対策の推進

1 事業のねらい・目的

高齢者の運転免許証自主返納を促進し、高齢者が加害者となる交通事故の抑止を図る。

2 事業概要

○ 高齢者運転免許証自主返納促進補助事業の実施

- ・市町村が行う高齢者の運転免許証自主返納支援事業に対する助成
補助率：2分の1
補助限度額：返納者1人につき2,500円
補助対象経費：70歳以上の自主返納者に対するコミュニティバス回数券の交付等の支援にかかる経費
- ・上記市町村や民間事業者の自主返納支援サービスの一覧表の配布

【事業スキーム図】

```

graph LR
    A(県) -- 補助金 --> B(市町村)
    B -- "無料・割引交通券交付" --> C(自主返納の促進)
  
```

3 事業目標等

成果指標		H27	H28	H29	H30	R1	R2
県内交通事故発生件数 (総合計画) (暦年値)	目標	40,000件以下	→	→	→	→	36,000件以下
	実績	39,734	37,308	34,862	31,279	26,936	—
県内交通事故死者数 (総合計画) (暦年値)	目標	120人以下	→	→	→	→	100人以下
	実績	152	143	139	136	98	—

【指標の考え方】
交通安全対策基本法 (第25条第1項) に基づき県が策定する第10次福岡県交通安全計画 (28年6月) の指標を採用する。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- ・堅調に推移している。

4 有効性 ・ 効率性	<p>【事業の有効性】</p> <ul style="list-style-type: none"> 本補助事業を活用する市町村数は、増加（H29 23市町村 → R1 31市町村）しており、支援の取組みを拡大する観点において有効と考える。
	<p>【事業の効率性】</p> <ul style="list-style-type: none"> 自主返納支援事業を実施する市町村に対して、上限を設けて助成する枠組みであることから、効率性における問題はないと考える。

5 事業費（千円）	H30決算	R1当初	R2当初	人件費	H30	R1	R2
歳出	8,872	15,833	22,727	時間	730	730	730
（うち一般財源）	8,872	15,833	22,727	人件費（千円）	2,999	2,999	2,999

6 見直しの内容	
<input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） <input type="checkbox"/> 一部改善 <input type="checkbox"/> 縮小	
<input type="checkbox"/> 終了 <input type="checkbox"/> 完了 <input type="checkbox"/> 再構築（他の事業に組み替え） <input type="checkbox"/> 廃止	
<p>【上記の理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> 本補助事業の活用市町村は増加する見込みがあるため（R1 31市町村→ R2 39市町村（見込））。 道路交通法の改正により、運転経歴証明書の交付対象者が拡大されることから、本事業の利用者も増加が見込まれる。 	
<p>【見直し内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 補助金交付団体数の増加（R1 31市町村→ R2 39市町村（見込）） 道路交通法の改正に伴う運転経歴証明書の交付対象者拡大を踏まえて、実施主体である市町村が補助金の交付対象者範囲を柔軟に設定できるよう、県として対応していく。（+6,894千円） 制度の周知先として、警察署や運転免許試験場等に加えて、県の高齢者福祉担当部署とも連携を強化し、より幅広い周知方法を実施していく。 	

(様式1号)

R1年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	自転車安全利用条例推進事業		部課(室)	人づくり・県民生活部 生活安全課	事業 開始年度	H29
総合計画	10の事項	9	災害や犯罪、事故がなく、安全で安心して暮らせること	中項目	2	犯罪や事故のない社会をつくる
	小項目	2	道路交通の安全確保	施策	2	交通安全対策の推進

1 事業のねらい・目的

○ 道路交通法、自転車安全利用条例に基づき、自転車利用に係る交通ルールの周知を徹底し、ルール順守、マナーアップを図り、交通事故抑止につなげる。

2 事業概要

○ 自転車安全利用講習会の実施及び自転車安全利用推進隊員による安全利用の普及促進

- ・高齢者を含む三世代を対象とした自転車安全利用に関する講習を実施。
- ・講習を受講した高齢者と子どもにヘルメットを支給し自転車安全利用推進隊員に任命。自転車安全利用の啓発等に参加を呼びかける。

○ インターネットを活用した若年層への啓発

- ・検索サイトのトップページへの掲載

【事業スキーム図】

```

    graph LR
      A[県] -- 補助金 --> B[県民運動本部]
      B -- 講習 --> C[高齢者小学生]
      C -- 意識醸成 --> D["・自転車安全利用条例の周知  
・自転車事故防止に向けた県民意識の定着"]
  
```

3 事業目標等

成果指標		H28	H29	H30	R1	R2
自転車安全利用講習会受講者数	目標	—	200	200	200	—
	実績		92	110	125	—
自転車関連交通事故発生件数 (対歩行者) (暦年値)	目標	—	—	—	—	117
	実績	—	—	—	117	

【指標の考え方】

- ・地域において自転車利用に係る交通ルールやマナーの周知を図るため、自転車安全利用講習会の受講者数とする。(50人×県内4地区=200人)
- ・自転車安全利用講習会の実施方法がR2から変更となるため、R2からの成果指標を「自転車関連交通事故発生件数」のうち、対歩行者事故の件数に変更する (R1実績値以下をR2以降の目標数値とする)。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- ・周知期間が不足したこと及び欠席による未受講者が生じたため、平成30年度及び令和元年度は目標に達しなかった。

4 有効性 ・ 効率性	【事業の有効性】
	【事業の効率性】

- ・平成29年に施行した福岡県自転車安全利用条例に基づく様々な取組みにより、自転車の安全利用に対する意識が県全体に広がっているところである。
- ・県、県警察、市町村、関係機関で構成する「交通事故をなくす福岡県県民運動本部」の構成員の各団体と密接に連携を取りながら、全県に及ぶ交通安全施策を効果的に推進している。

5 事業費（千円）	H30決算	R1当初	R2当初	人件費	H30	R1	R2
歳出	1,471	3,269	6,330	時間	250	250	250
（うち一般財源）	1,471	3,269	6,330	人件費（千円）	1,027	1,027	1,027

6 見直しの内容
<p> <input type="checkbox"/>継続（ 拡充 <input type="checkbox"/>改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） 一部改善 縮小 ） <input type="checkbox"/>終了（ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ） </p>
<p>【上記の理由】</p> <p>自転車安全利用条例が施行してから3年が経過することから、条例の附則に基づき改正を行う予定であり、更なる安全利用の促進を図るために事業の見直しを図る必要がある。</p>
<p>【見直し内容】</p> <p>平成29年度から実施してきた自転車安全利用講習会については、自転車安全利用条例の周知効果及び費用対効果の面等を勘案して、実施方法を変更する。今後は、県との包括連携協定締結企業等との協働による講習会を県内各地区で実施していく（▲1,494千円。ヘルメットの支給及び自転車安全利用推進隊員の任命については終了する）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インターネットを活用した若年層への啓発強化による増（+1,807千円） ・自転車保険加入のポスター、チラシ、リーフレットの作成・配布 拡充による増（+477千円） ・事業所向け啓発の実施による増（+252千円） ・自転車貸付事業者向け啓発の実施による増（+330千円） ・外国語学校生徒等の外国人向け交通安全教育等の実施による増（+495千円）

(様式1号)

R1年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	悪質商法被害防止強化事業		部課(室)	人づくり・県民生活部 生活安全課	事業 開始年度	H18
-----	--------------	--	-------	---------------------	------------	-----

総合計画	10の事項	9	災害や犯罪、事故がなく、安全で安心して暮らせること	中項目	3	暮らしの安全・食品の安全を守る
	小項目	1	暮らしの安全の確保	施策	1	消費生活の安全・安心の確保

1 事業のねらい・目的

高齢者等をターゲットとした詐欺や悪質商法の被害が多発し、その手口が悪質化、巧妙化している。相談体制の充実及び悪質事業者への処分・指導を強化して、悪質商法による消費者被害の回復及び拡大防止を図る。

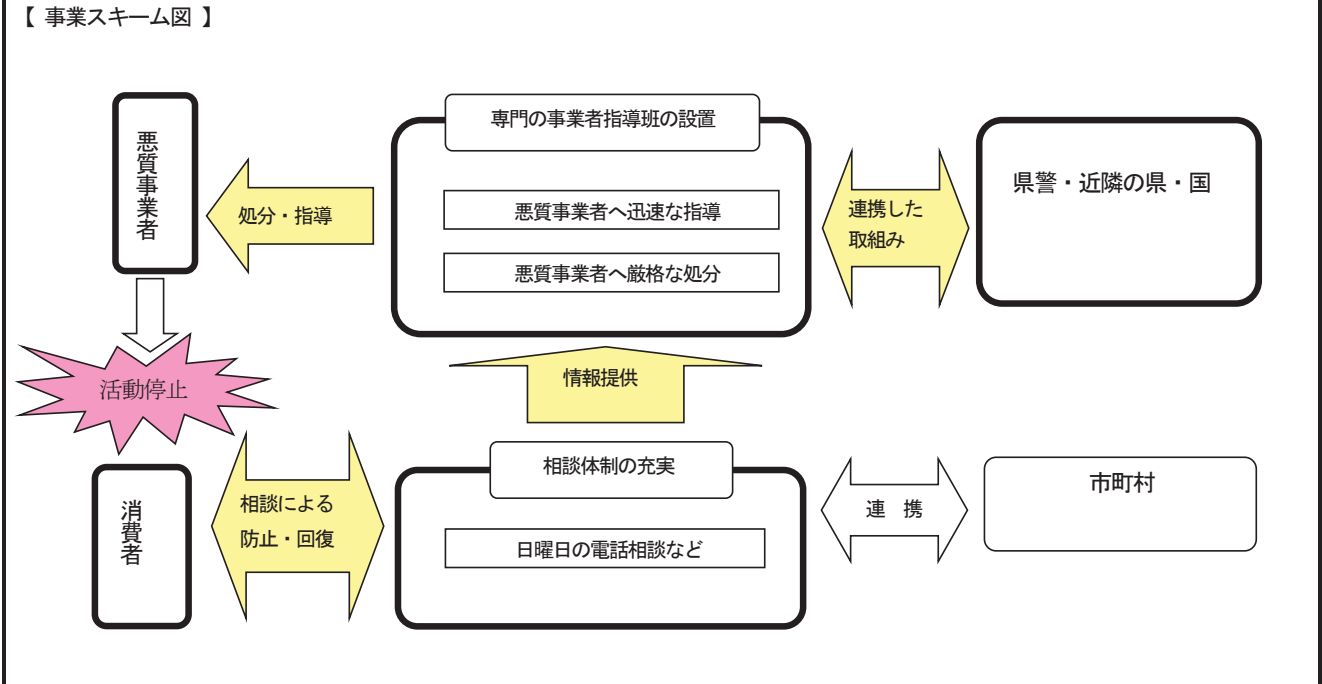
2 事業概要

○相談体制の構築

- 消費生活センターにおける日曜電話相談の実施による、緊急な消費者トラブルの救済（平成18年度）（クーリングオフの手続などの対応策を迅速に講じることで消費者の被害防止・回復を図る。）
- 高齢者の家族など、周辺の方々が相談するための専用回線の設置（平成20年度～）

○悪質事業者に対する指導

- 専門の事業者指導班（現在、事業者指導課）を消費生活センター内に設置。（平成21年）相談を通じた情報も活用しながら、県警等関係機関と連携し、悪質事業者に対する処分・指導を強化することで、被害の拡大を未然に防ぐ。



3 事業目標等

成果指標		H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
行政処分・指導件数	目標	30件	30件	30件	30件	30件	30件	30件	30件	30件	30件	30件
	実績	11件	13件	11件	19件	20件	27件	28件	21件	26件	10件※	

※ 令和元年9月末現在

【指標の考え方】

- 平成21年度から専門の事業者指導班（現在の事業者指導課）を設置し、悪質事業者の行政処分や行政指導の強化を図ることとなったため、事業者に対する行政処分・指導件数を指標とする。（過年度の行政処分・指導件数の推移を踏まえ、30件の目標値を維持）

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

目標未達成

- 近年、法規制の隙間を狙った巧妙な手口を駆使する悪質事業者が増加しており、事業者の処分に当たっても、行政訴訟リスクの増大傾向を踏まえて詳細な調査が必要なおうえ、事実認定にも時間を要していること。
- 訪問販売に係る相談件数は全国でも減少傾向であるとともに、各企業とも消費生活センターを訪問し、自社のP I O ネット相談内容を検証するなどしており、事業者による特商法遵守の傾向も窺われ、行政処分・指導の対象となるべき悪質事業者の数が着実に減少していること。

4 有効性・効率性	<p>【事業の有効性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日曜日の電話相談については、仕事をもつ消費者に迅速に対応することで、被害の防止・回復に寄与している。 ・専門の事業者指導課設置により、悪質な事業者に対して処分・公表を行うことで、当該事業者の活動停止はもとより他県からの流入防止による悪質事業者による消費者被害の防止に寄与している。
	<p>【事業の効率性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日曜日の電話相談及び専門の事業者指導課に係る当該事業費は、体制を維持するための最小限の人員費、事務費を計上している。

5	事業費(千円)	H30決算	R1当初	R2当初	人件費	H30	R1	R2
	歳出	5,064	4,723	5,339	時間	1,875	1,875	1,875
	(うち一般財源)	4,653	2,798	3,288	人件費(千円)	7,703	7,703	7,703

6	見直しの内容
	<p> <input checked="" type="radio"/> 継続 (拡充 改善(実施方法の大きな変更等を伴うもの) <input checked="" type="radio"/> 一部改善 縮小) <input type="radio"/> 終了 (完了 再構築(他の事業に組み替え) 廃止) </p>
	<p>【上記の理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・悪質商法に係る取引行為は、多様化、巧妙化し、活動範囲も広域化の傾向にあることは変わりなく、これらに対応するためには、供述の証拠能力を高めるためにより多くの消費者供述を確保するとともに、高度な検査技術等を持った専門機関との連携を図るなど一層の事務が求められるところであり、また、国や他県と連携した広域的な調査も不可欠なものとなっている。 さらに、処分未実施県への悪質事業者の流入が起きていることから、本県消費者の安心・安全を確保するためには、不断の対応が必要であるとともに、調査能力の維持向上が欠かせないことから、現行体制の確保及び事業の継続は不可欠である。
	<p>【見直し内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国や他県と情報交換を行い、悪質業者の動向、最新の法解釈・擬律判断、調査手法の知識を共有しつつ、広域事業者については連携して対応することで調査・指導・処分の効率化を図る。 ・早期に指導を実施することで、行政の監視体制と脱法の困難性を事業者に認知させ、悪質事業者の広域化を未然に防ぐ。 ・処分に対する行政訴訟リスクに備え、専門機関による鑑定などを実施するなどして、証拠資料の確保に努める。

(様式1号)

R1年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	学習ボランティア派遣事業	部課(室)	人づくり・県民生活部 私学振興・青少年育成局政策課	事業 開始年度	H28
-----	--------------	-------	------------------------------	------------	-----

総合計画	10の事項	3	子ども・若者が夢を抱き、将来に向かってはばたけること	中項目	1	「学力、体力、豊かな心」を育成する
	小項目	5	教育環境づくり	施策	1	多様な教育ニーズへの対応

1 事業のねらい・目的

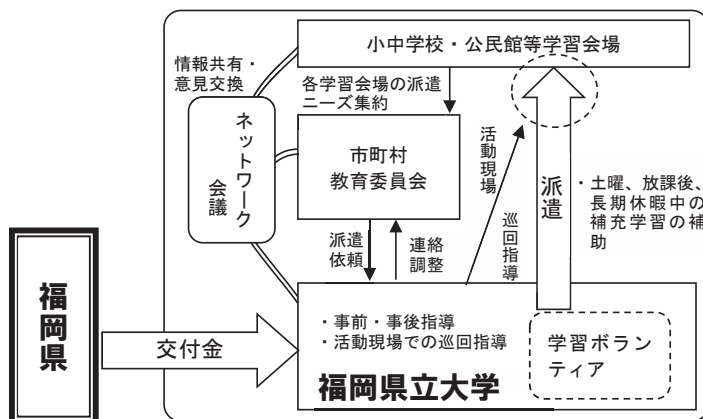
福岡県立大学は、筑豊地域に所在する公立の福祉系大学であり、保健・医療・福祉の分野において活躍する人材を輩出するとともに、地域に開かれた大学として地域と連携した取組みを積極的に展開している。
 福岡県立大学が市町村等の学力向上事業を支援することにより、筑豊地域の小学生・中学生の学力向上を図るとともに、より職業生活に近い継続的なボランティア活動を通して、対人支援職（看護師や保育士等）に就く福岡県立大学生の職業人としての資質向上を図る。

2 事業概要

(1) 学習ボランティア（福岡県立大学生）の市町村への派遣
 市町村教育委員会と連携し、各市町村等が主催する小中学校等での補充学習の場に学習ボランティアを派遣
 ・主な派遣機会：土曜日、放課後、長期休暇中の補充学習の補助

(2) 質の高い学習ボランティアの育成（事前・現地・事後指導）
 教員免許所持者、スクールソーシャルワーカー相当者が指導員となり、学習ボランティアとして派遣される学生を各段階で指導
 ・主な指導内容：学習ボランティアへの教育方法や内容についての随時の指導
 学生の活動記録に基づく事後の指導
 学習ボランティアの活動現場に向いての巡回指導（19か所×年6回＝114件）
 福岡県立大学、学習ボランティア（福岡県立大学生）、筑豊地域の市町村職員等を対象に、情報共有、意見交換のためのネットワーク会議を開催

【事業スキーム図】



3 事業目標等

成果指標		H28	H29	H30	R1	R2
派遣圏域数	目標	2圏域	3圏域	3圏域	3圏域	3圏域
	実績	2圏域	3圏域	3圏域	3圏域※	
学習ボランティア派遣延べ人数	目標	—	—	—	1,750	1,750
	実績	1,430	1,729	1,799	調査中	

※派遣圏域数のR1実績は令和元年12月末時点の数値。
 ※派遣圏域数についてH28は飯塚・嘉穂圏域と田川圏域の2圏域、H29以降は直方・鞍手圏域を加えた3圏域での実施。

【指標の考え方】

- ・筑豊地域の市町村等に学習ボランティアを派遣する指標として、派遣圏域数を設定する。
- ・学生の学習ボランティア派遣に関する指標として、学習ボランティア派遣延べ人数を成果指標に加える。
 ※70人（H29実績：68人）の学習ボランティアが、年間に25回（H29平均：25回）派遣されると想定

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- ・平成30年度派遣圏域数3圏域（平成30年度目標値3圏域を達成している。）
 ※派遣市町村数は、平成28年度4市町から平成30年度8市町となっており、着実に増加している。（ボランティアへの謝金や会場の借上げに係る経費等は市町村負担）

4 有効性・効率性	<p>【事業の有効性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土曜日や放課後等に行われる補充学習に、平成30年度は826人の児童生徒が登録している。継続的な学習支援を実施することで、児童生徒の学習習慣の定着が図られている。 ・福岡県立大学生については、平成28年度に延べ1,430回、平成29年度に延べ1,729回、平成30年度に延べ1,799回と、積極的にボランティア活動に参加している。継続的なボランティア活動及び事前・現地・事後指導により、参加した学生の対人支援職に就く職業人としての意識醸成・資質向上に寄与している。
	<p>【事業の効率性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福岡県立大学が事業を主体的に実施することで、大学が有する人的・物的資源を活用して派遣学生に専門的な指導を行うことができるとともに、補充学習の場と同じ学生を派遣することによって、継続した学習指導の実施、質問しやすい環境の構築が可能となるなど、効率的な事業の実施につながっている。

5 事業費（千円）	H30決算	R1当初	R2当初	人件費	H30	R1	R2
歳出	8,612	11,003	11,692	時間	265	265	265
（うち一般財源）	8,612	11,003	11,692	人件費（千円）	1,089	1,089	1,089

6 見直しの内容	<p> <input checked="" type="checkbox"/> 継続 （ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） <input type="checkbox"/> 一部改善 縮小 ） <input type="checkbox"/> 終了 （ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ） </p>		
【上記の理由】	<p>・少子高齢化の進展等に伴い、家族や地域の支援力が低下している状況の中、公立の福祉系大学として、保健・医療・福祉の現場で活躍できる資質を持った優秀な職業人の育成や、地域に開かれた大学として地域と連携した取組みがますます重要となっており、学習ボランティアの育成や派遣を継続して実施することが必要である。</p>		
【見直し内容】	<p>・ネットワーク会議において収集される市町村や参加児童生徒、参加学生の意見を、学習ボランティアとして派遣する学生に対する指導に生かすことで、より効果的な学習支援や職業人としての資質向上につなげ、事業の充実を図る。</p>		

(様式1号)

R1年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	県立三大学修学支援事業	部課(室)	人づくり・県民生活部 私学振興・青少年育成局政策課	事業 開始年度	H29
-----	-------------	-------	------------------------------	------------	-----

総合計画	10の事項	3	子ども・若者が夢を抱き、将来にむかってはばたけること	中項目	1	「学力、体力、豊かな心」を育成する
	小項目	5	教育環境づくり	施策	6	教育機会の確保

1 事業のねらい・目的

経済的事情のある学生に対する修学支援として、県立三大学の生活保護世帯等の学生に対する入学料及び授業料免除の減免割合を拡充する。

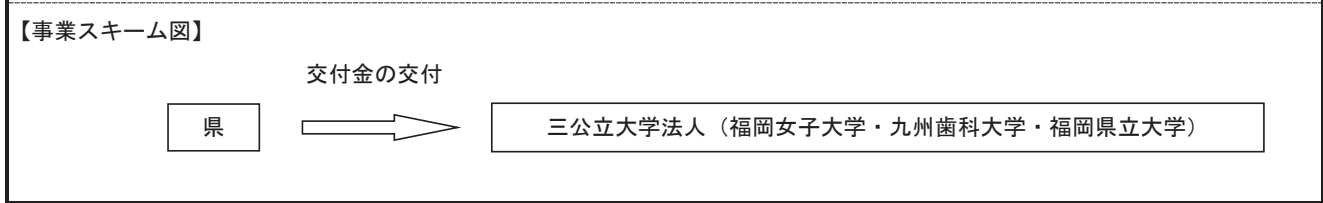
2 事業概要

生活保護世帯等の学生を対象とする入学料及び授業料免除の減免割合の拡充に必要な費用を三公立大学法人に対して助成する。

○ 生活保護世帯等の学生に対する支援の拡充

- ・ 入学料：免除なし → 全額免除
- ・ 授業料：1/2免除 → 全額免除

		各公立大学法人 減免規則第2条第1項における減免対象の区分		修学支援制度拡充前(～H28年度)		修学支援制度拡充後(H29年度～)	
		1号	2号	入学料	授業料	入学料	授業料
経済的事情のある学生	生活保護世帯等	1号	学生と生計を一にする者が、減免を受けようとする授業料の納期限前1年以内において、地震、風水害、火災その他の災害による著しい被害を受けた場合	免除	1/2	全額	1/2
		2号	減免を受けようとする授業料の納期限前1年以内において、学生の学費を主に負担している者に死亡、生別、長期にわたる傷病、失業等の事情が生じた場合		免除	免除	免除
		3号	学生と生計を一にする者が生活保護法(昭和25年法律第144号)による扶助を受けている場合				
	上記以外	4号	前各号に掲げる場合のほか、理事長が特に減免の必要があると認める場合 ※市町村民税非課税世帯				1/2 免除



3 事業目標等

活動指標		H29	H30	R1	R2
三大学の生活保護世帯等の学生への授業料免除件数	目標	—	—	—	—
	実績	25	22	25	

【指標の考え方】
 ※本事業は、県立三大学の生活保護世帯等の学生を対象とする入学料及び授業料免除の減免割合を拡充するものであり、目標(値)を定め、成果を求めることはなじまないため、活動指標として「授業料免除件数」を設定する。(件数は前・後期計。R1実績はR2年1月末時点。)

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

—

4 有効性・効率性	<p>【事業の有効性】 入学料及び授業料を減免することで、意欲と能力のある学生が経済的理由により修学を断念することなく安心して学ぶことが可能になっている。</p> <p>(実績)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>生活保護世帯等の学生への授業料免除件数(前・後期計)</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>九州歯科大学</td> <td>4</td> <td>3</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>福岡女子大学</td> <td>11</td> <td>3</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>福岡県立大学</td> <td>10</td> <td>16</td> <td>18</td> </tr> <tr> <td>三大学 計</td> <td>25</td> <td>22</td> <td>25</td> </tr> </tbody> </table> <p>(R1実績はR2年1月末時点)</p>	生活保護世帯等の学生への授業料免除件数(前・後期計)	H29	H30	R1	九州歯科大学	4	3	1	福岡女子大学	11	3	6	福岡県立大学	10	16	18	三大学 計	25	22	25
	生活保護世帯等の学生への授業料免除件数(前・後期計)	H29	H30	R1																	
九州歯科大学	4	3	1																		
福岡女子大学	11	3	6																		
福岡県立大学	10	16	18																		
三大学 計	25	22	25																		
<p>【事業の効率性】 対象者の経済的困窮の度合い等に応じて減免区分を分けることで、効率的な予算執行を図っている。</p>																					

5 事業費(千円)	H30決算	R1当初	R2当初	人件費	H30	R1	R2
歳出	2,947	9,678	—	時間	72	72	—
(うち一般財源)	2,947	9,678	—	人件費(千円)	296	296	—

6 見直しの内容
<p>継続 (拡充 改善 (実施方法の大きな変更等を伴うもの) 一部改善 縮小)</p> <p>終了 (完了 再構築 (他の事業に組み替え) 廃止)</p>
<p>【上記の理由】</p> <p>令和元年5月に成立した「大学等における修学の支援に関する法律」に基づき、令和2年4月から実施される国公立大学等の入学料及び授業料の減免制度に対応するため、事業の再構築(組み換え)を行う。</p>
<p>【見直し内容】</p> <p>市町村民税非課税世帯(生活保護世帯等を除く)の入学料及び授業料免除の減免の割合を拡充するとともに、新たに市町村民税非課税世帯に準ずる世帯に対する支援を実施する。</p> <p>【市町村民税非課税世帯(生活保護世帯等を除く)】 【市町村民税非課税世帯に準ずる世帯】(世帯収入に応じて支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 入学料: 免除なし → 全額免除 ・ 授業料: 1/2免除 → 全額免除 ・ 入学料: 免除なし → 2/3免除、1/3免除 ・ 授業料: 免除なし → 2/3免除、1/3免除

(様式1号)

R1年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	アジア青少年交流事業		部課(室)	人づくり・県民生活部 私学振興・青少年育成局政策課	事業 開始年度	H23
-----	------------	--	-------	------------------------------	------------	-----

総合計画	10の事項	3	子ども・若者が夢を抱き、将来に向かってはばたけること	中項目	3	「郷土と日本、そして世界を知る力」を育成する
	小項目	1	郷土の魅力を学び、世界の多様性を理解	施策	2	国際的視野を持つ人材の育成

1 事業のねらい・目的

「アジアをリードし、新社会を築く若者の育成」
 ・県内青年を積極的に海外に派遣することで、若者の内向き志向を打破し、国際的な視野を持ったリーダーを目指す若者を育成する。

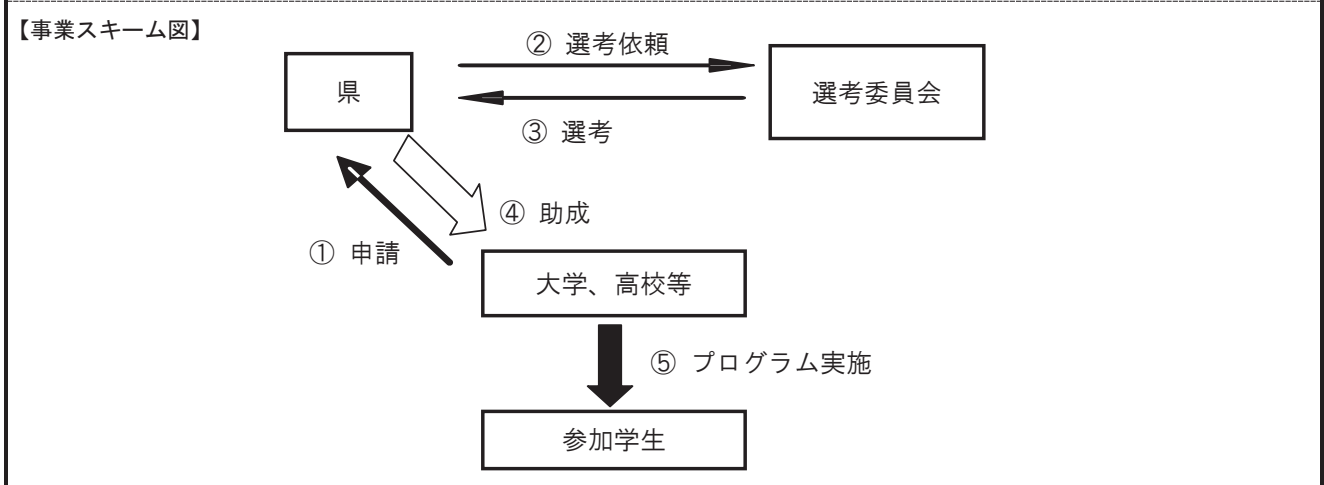
2 事業概要

「世界に打って出る若者育成事業」
 県内の高校・大学等が実施する海外体験プログラムを支援することで、若者の海外への興味・関心を高め、将来、長期の海外留学や調査研究、海外勤務等の活動に取り組むような世界に打って出る若者の育成を目指す。

① 補助対象
 県内の大学、短期大学、高等専門学校、専門学校(2年制以上)、高等学校、特別支援学校高等部、高等専修学校(3年制)

② 補助対象プログラム
 県内の高校・大学等が主催し、将来、長期の海外留学や調査研究又は海外勤務等の多様な活動を起こすきっかけとなる活動内容や取組みを実施する海外体験プログラム(渡航期間1ヵ月以内)

③ 補助金額
 プログラム参加費用の定額補助(1プログラムあたり、アジア：70万円、アジア以外：150万円を上限)



3 事業目標等

成果指標		H27	H28	H29	H30	R1	R2
海外研修により意識向上が図られた生徒・学生の率	目標	100%	100%	100%	100%	100%	100%
	実績	100% (191人)	100% (165人)	100% (204人)	100% (190人)	100% (262人)	

※実績の(人)は参加者数。R1は見込み数。

【指標の考え方】
 参加者のうち、海外への興味・関心に対する意識向上が図られた生徒・学生の占める率を指標とし、事業実施後の参加生徒・学生のレポート等により確認する。全参加者の意識向上を目標とする。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

・目標を達成

4 有 効 性 ・ 効 率 性	<p>【事業の有効性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業に参加することで海外への関心度が高まったなどの刺激を受けている。 <p>(プログラム参加レポート・報告書から抜粋)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ネイティブの生の英語に触れたことによって、将来、英語で人とかかわる仕事をしたいと思った。(アメリカ) ・ 日本との国民性の違いを感じた一方で、日本との共通点も多く見られ、イギリスに対して馴染みのある感覚を持てた。(イギリス) ・ 人間らしく生きる権利はみんなが持つべきなのに、そうでない人がたくさんいることを実感した。自分にできることは何か見つけたい。(カンボジア) ・ 海外渡航経験がなかった生徒は全員、今プログラムの参加により、さらに上位の交流プログラムへの応募や上級学校での留学を希望するようになった。(アメリカ)
	<p>【事業の効率性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各高校、大学等が実施する海外研修プログラムを補助することで、各学校の教育理念、特色を生かしつつ、県が直接実行するよりも効率的に海外への視野を広める研修を実施することができた。

5 事業費(千円)	H30決算	R1当初	R2当初	人件費	H30	R1	R2
歳出	13,477	14,351	14,352	時間	900	900	900
(うち一般財源)	13,477	14,351	14,352	人件費(千円)	3,698	3,698	3,698

6 見直しの内容
<p> <input checked="" type="radio"/> 継続 (拡充 改善 (実施方法の大きな変更等を伴うもの) <input checked="" type="radio"/> 一部改善 縮小) <input type="radio"/> 終了 (完了 再構築 (他の事業に組み替え) 廃止) </p>
<p>【上記の理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ グローバル化の進展に伴い、グローバル人材の必要性、特に若い内からの海外体験の重要性が指摘されている一方、日本人の海外留学生数は、H16年度の82,945人に対し、H28年度は55,969人と低い水準が続いており、依然として若者の内向き志向が全国的に懸念されている。 ・ このため、県内の高校・大学等が主催する海外研修プログラムに参加する生徒への継続的な支援を通して、国際的な視野を備え、地域はもとより世界を舞台に活躍する青年の育成を図る。
<p>【見直し内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 効率的・効果的な広報を展開し、事業内容の改善点を検証しながら、引き続き事業の充実を図る。

(様式1号)

R1年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	高齢者歯科口腔機能向上事業	部課(室)	人づくり・県民生活部 私学振興・青少年育成局政策課	事業 開始年度	H28
-----	---------------	-------	------------------------------	------------	-----

総合計画	10の事項	6	誰もが元気で健康に暮らせること	中項目	1	生涯を通して健康で過ごせる社会をつくる
	小項目	1	県民の健康の保持増進	施策	3	歯科口腔保健の推進

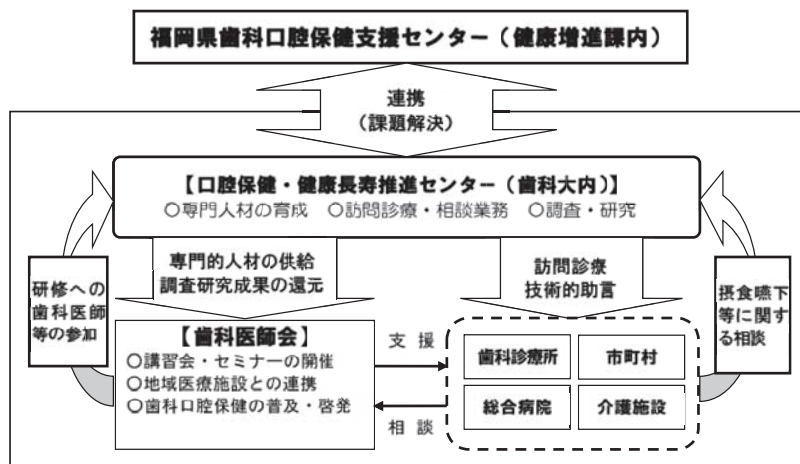
1 事業のねらい・目的

- ・今後更なる増加が予想されている福岡県における高齢者の摂食嚥下治療等を推進する。
- ・九州歯科大学の地域貢献活動を拡大する。

2 事業概要

○ 摂食嚥下等専門人材育成事業
九州歯科大学において、歯科医師等を対象に摂食嚥下障がいや全身疾患がある患者に対する治療やケアを実施するための専門的知識・技術を得得させる実践的研修を実施
研修概要：講義、実習 16コマ×3コース×年3回
対象人数：歯科医師等 各コース8名

【事業スキーム図】



3 事業目標等

成果指標		H28	H29	H30	R1
摂食嚥下等専門人材育成数（延べ）	目標	16名	88名	120名	192名
	実績	16名	48名	89名	126名※

※R1はR2年2月1日時点の数値。

【指標の考え方】

・本県における摂食嚥下等の治療を推進する指標として、実践的研修の受講者数（摂食嚥下等専門人材育成数）を設定する。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

・平成30年度当初から歯科衛生士を対象とした研修の実施を予定していたが、カリキュラム（講義・実習内容）作成に時間を要したため、年度後半からの実施となったこと等により、平成30年度の摂食嚥下等専門人材育成数（延べ）は89名と、目標である120名を下回った。

4 有効性・効率性	<p>【事業の有効性】</p> <ul style="list-style-type: none"> 研修前と研修後に、摂食嚥下障がいや全身疾患がある患者に対する治療やケアに関するテストを行った結果、高い学習効果が得られた。 <table border="0"> <tr> <td colspan="4">歯科医師コース</td> </tr> <tr> <td>摂食嚥下に関する研修 (10点満点)</td> <td>研修前</td> <td>平均7.5点</td> <td>研修後 平均7.9点</td> </tr> <tr> <td>全身疾患に関する研修 (10点満点)</td> <td>研修前</td> <td>平均3.5点</td> <td>研修後 平均7.8点</td> </tr> <tr> <td colspan="4">歯科衛生士コース</td> </tr> <tr> <td>摂食嚥下に関する研修 (10点満点)</td> <td>研修前</td> <td>平均5.0点</td> <td>研修後 平均7.1点</td> </tr> </table>	歯科医師コース				摂食嚥下に関する研修 (10点満点)	研修前	平均7.5点	研修後 平均7.9点	全身疾患に関する研修 (10点満点)	研修前	平均3.5点	研修後 平均7.8点	歯科衛生士コース				摂食嚥下に関する研修 (10点満点)	研修前	平均5.0点	研修後 平均7.1点
	歯科医師コース																				
摂食嚥下に関する研修 (10点満点)	研修前	平均7.5点	研修後 平均7.9点																		
全身疾患に関する研修 (10点満点)	研修前	平均3.5点	研修後 平均7.8点																		
歯科衛生士コース																					
摂食嚥下に関する研修 (10点満点)	研修前	平均5.0点	研修後 平均7.1点																		
<p>【事業の効率性】</p> <ul style="list-style-type: none"> 北九州市区の歯科医師会（北九州、門司、小倉、戸畑、若松、八幡）、遠賀中間歯科医師会及び京都歯科医師会との事業推進に関する協定に基づき、歯科医師会を通じて受講者の募集を行っている。 																					

5 事業費 (千円)	H30決算	R1当初	R2当初	人件費	H30	R1	R2
歳出	13,141	12,419	—	時間	211	211	—
(うち一般財源)	13,141	12,419	—	人件費 (千円)	867	867	—

6 見直しの内容	<p>継続 (拡充 改善 (実施方法の大きな変更等を伴うもの) 一部改善 縮小)</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 終了 (完了 再構築 (他の事業に組み替え) <input checked="" type="checkbox"/> 廃止)</p>
【上記の理由】	<p>○ 摂食嚥下等専門人材育成事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 九州歯科大学においては、平成28年度から、地域の歯科医師等を対象とした実践的研修を実施しているほか、県内外の歯科医師会等が実施するセミナーで講演を行うなど、高齢化によりニーズが増している摂食嚥下障がい等に関する専門人材育成や専門的知識の普及・啓発活動を推進し、地域包括ケアシステムの構築に向けて一翼を担っている。 こうした取組みの状況の中、受講ニーズは高まってきており、受講者負担（受講料）も求めながら、大学独自で実施していく体制が一定程度整ったため、県からの補助を終了する。
【見直し内容】	特になし。

R1年度 事務事業評価書（既存事業分）

事業名	不登校・中途退学対策事業 (フリースクール支援事業)	部課(室)	人づくり・県民生活部 私学振興・青少年育成局私学振興課	事業 開始年度	H19
-----	-------------------------------	-------	--------------------------------	------------	-----

総合 計画	10の事項	3	子ども・若者が夢を抱き、将来に向かってはばたけること	中項目	1	「学力、体力、豊かな心」を育成する
	小項目	3	豊かな心の醸成	施策	3	いじめや不登校等への対応

1 事業のねらい・目的

小・中学校の不登校児童生徒が利用するフリースクールの指導体制、体験活動等の教育環境の整備・改善を支援することで、不登校の児童生徒が早期に社会的自立や学校復帰ができるようにする。

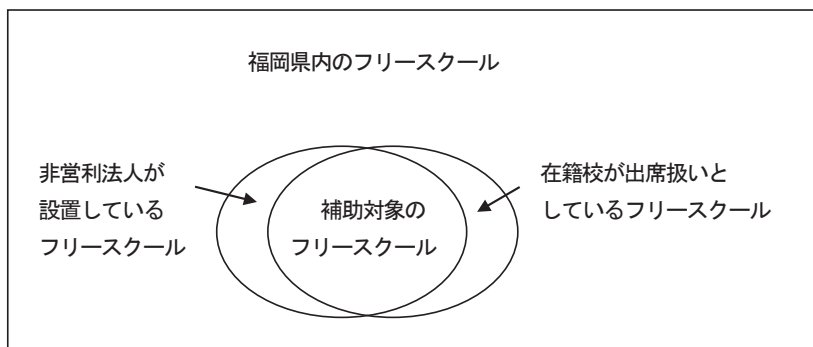
2 事業概要

※フリースクールとは
 設置者は非営利法人、株式会社、個人等であり、教育内容も様々である。また、フリースクールという名称は、一般的な呼称であり、定義はない。
 不登校児童生徒にとって、フリースクールは同世代と一緒に過ごしたり、学習や社会体験、集団生活を行い、将来の社会的自立に向けた集団生活への適応やコミュニケーション能力、基礎的学力を修得する、家庭と学校や社会をつなぐ中間的な居場所である。

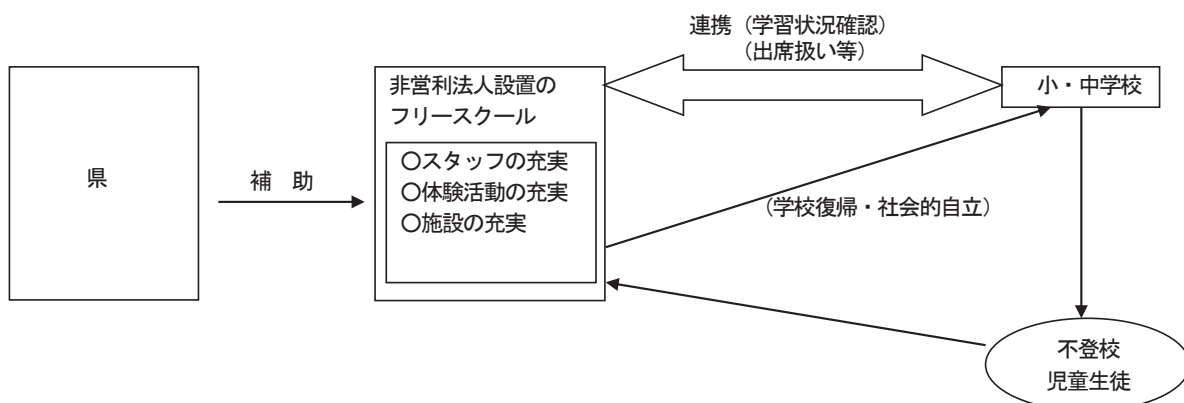
【県事業の内容】
 非営利法人（NPO 法人、社会福祉法人等）が設置し、在籍校が出席扱いとしている、施設の利用料が低額等の要件を満たすフリースクールに対し、不登校児童生徒の社会的自立、学校復帰に必要な教育環境を整えるため、当該施設が必要とする指導体制の整備や学習、社会体験活動等に補助を行う。

(補助の内容)
 ・常勤職員の追加配置（複数体制とするための経費）
 ・カウンセラーの配置（臨床心理士、精神科医等の配置に係る経費）
 ・体験学習、実習及び教材、参考図書、外部講師に要する謝金及び旅費、広報活動等に係る経費

本事業が支援対象とするフリースクールのイメージ図



【事業スキーム図】



3 事業目標等							
成果指標		H27	H28	H29	H30	R1	R2
児童生徒1,000人当たりの不登校児童生徒数 (総合計画)	目標	11.7人	13.5人	14.7人	16.9人	全国平均 以下	全国平均 以下
	実績	12.8人	12.6人	13.6人	17.8人	調査中	
【指標の考え方】							
<ul style="list-style-type: none"> ・目標は、1,000人当たりの不登校児童生徒数を全国平均以下とする。 (県教委の「令和元年度福岡県教育施策実施計画」を参考とした。) ・平成30年度の1,000人当たりの不登校児童生徒数(国公立小・中) 福岡県 17.8人 全国平均 16.9人 (※) 文部科学省調査「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」 							
【目標達成状況、未達成のときはその理由】							
<p>平成30年度における1,000人当たりの不登校児童生徒数は17.8人で、目標値16.9人に対し0.9ポイント上回り、目標を達成できていない。</p> <p>不登校となったきっかけと考えられる状況は、不安など情緒的混乱、学業の不振、親子関係をめぐる問題など様々であり、本事業の成果のみでは目標の達成には至っていない。</p> <p>また、在籍校での対応、市町村設置の適応指導教室、フリースクール等で相談、受入れ後、在籍校へ復帰した率は全国平均を上回っている。</p> <p>H29年度 公立小・中学校：福岡県 29.3% 全国 25.3% 私立小・中学校：福岡県 39.4% 全国 24.7%</p> <p>※ 平成30年度の実績については、統計法第33条に基づき、文部科学省に申請中</p>							

4 有効性・ 効率性	【事業の有効性】
	<ul style="list-style-type: none"> ・フリースクールにおける常勤職員の追加配置、カウンセラーの配置が可能となり、学習、対人関係等さまざまな問題を抱える不登校児童生徒の学習指導、精神的ケア体制の充実が図れた。 ・教材、教具の購入、社会体験活動のさらなる実施が可能となり、学習環境の充実が図れた。 ・平成30年度は、フリースクール利用者113名のうち、45名が学校復帰(うち22名が高等学校へ進学)した。
	【事業の効率性】
	<ul style="list-style-type: none"> ・運営の継続性を確保するため、補助対象のフリースクールの設置者を非営利法人(NPO法人、社会福祉法人等)としている。 ・運営の健全性を確保するため、利用児童生徒の在籍校がフリースクールの教育環境を評価し、出席扱いとしているフリースクールとしている。 ・補助対象経費は、NPO法人の管理経費(光熱水費、消耗品費等)は対象とせず、児童生徒の対応に要する経費としている。

5 事業費(千円)	H30決算	R1当初	R2当初	人件費	H30	R1	R2
歳出	15,869	16,000	18,000	時間	144	144	144
(うち一般財源)	15,869	16,000	18,000	人件費(千円)	592	592	592

6 見直しの内容	
<input type="radio"/> 継続 <input checked="" type="radio"/> 拡充 <input type="radio"/> 改善(実施方法の大きな変更等を伴うもの) <input type="radio"/> 一部改善 <input type="radio"/> 縮小	
<input type="radio"/> 終了 <input type="radio"/> 完了 <input type="radio"/> 再構築(他の事業に組み替え) <input type="radio"/> 廃止	
【上記の理由】	
<ul style="list-style-type: none"> ・不登校児童生徒数は増加傾向にあり、フリースクールの果たす社会的自立、学校復帰に向けた活動は重要である。また、教育機会確保法が施行されたため、本補助事業を効果的に行う必要がある。 	
【見直し内容】	
<ul style="list-style-type: none"> ・申請施設は増加傾向にあり、令和2年度は令和元年度を上回る申請が見込まれることから予算の増額を行う(2,000千円)。今後も施設の意見を聴きながら、学習支援センター等公的支援の状況も踏まえ、効果的な支援を行っていく。 	

R1年度 事務事業評価書（既存事業分）

事業名	不登校・中途退学対策事業 (学習支援センター支援事業)	部課(室)	人づくり・県民生活部 私学振興・青少年育成局私学振興課	事業 開始年度	H19
-----	--------------------------------	-------	--------------------------------	------------	-----

総合計画	10の事項	3	子ども・若者が夢を抱き、将来に向かってはばたけること	中項目	1	「学力、体力、豊かな心」を育成する
	小項目	3	豊かな心の醸成	施策	3	いじめや不登校等への対応

1 事業のねらい・目的

学業不振や学校不適応に悩む私立高校の生徒、中途退学したが再度高校卒業にチャレンジする者に学習の場を提供し、学業の継続を支援することで不登校や中途退学を防止する。

2 事業概要

私学団体が設置する「学習支援センター」が行う不登校高校生に対する進路相談、カウンセリング、学習支援等の学校復帰のための事業に補助を行う。

1 学習支援センターの概要

- ・設置者：一般社団法人福岡県私学教育振興会、福岡県私学協会
- ・開設：平成19年4月1日（支所：平成21年9月）
- ・所在地

	名称	所在地
支所	学習支援センター本部	福岡市博多区三筑2丁目7番8号
	福岡学習支援センター	本部内に併設
	北九州学習支援センター	北九州市小倉北区皿山町10番18号
	飯塚学習支援センター	飯塚市吉原町6番1号
	久留米学習支援センター	久留米市天神町8番地

・利用状況

	H28	H29	H30
問い合わせ	192件	225件	239件
面接・相談	172件	196件	213件
入所者	146人	161人	177人

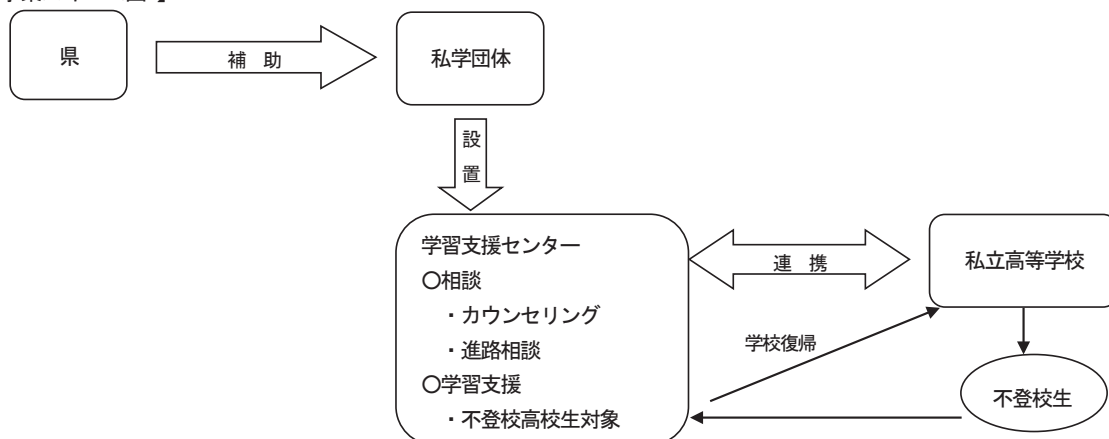
2 学習支援センターの機能

- (1) カウンセリング・進路相談
- (2) 学習支援
 - ・基礎学力の回復プログラムと標準学力基準に基づくプログラムの2つを基本に講座制あるいは個別指導により学習支援を行う。
- (3) その他
 - ・在籍校は、学習支援センターで学習する日は出席扱いとし、学習センターにおける出席状況、学習状況等の報告を基に、単位認定、進級、卒業等の判定を行う。（学習支援センターでの学習期間は原則として1年度以内）

* 補助対象経費

カウンセラー人件費：生徒に対するカウンセリング、教職員や保護者への指導・助言
 教育相談員人件費：生徒に対する進路相談や在籍校・進学先等との連絡・調整
 施設賃借料：本部の施設賃借料
 管理運営費：本部の運営に係る旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費等

【事業スキーム図】



3 事業目標等								
成果指標		H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
私立高校の中退率	目標	1.98%	1.93%	1.88%	1.83%	1.78%	1.73%	1.68%
	実績	1.82%	1.54%	1.78%	1.76%	調査中	調査中	
【指標の考え方】		平成21年度末時点で当時の目標（中退率2.76%）を達成したため、平成22年度からは、毎年度の中退率を前年度の目標より0.05ポイント減とする目標値に再設定した。						
【目標達成状況、未達成のときはその理由】		平成29年度は、中退率1.76%で、目標値1.83%に対し0.07ポイント下回り、目標は達成した。 しかしながら、一過性の成果でなく継続性のある状況となるよう、引き続き注視し、中途退学者を防止し学業継続に繋がる取組みを実施していく必要がある。 ※ 平成30年度の実績については、統計法第33条に基づき、文部科学省に申請中						
4 有効性・ 効率性	【事業の有効性】	<ul style="list-style-type: none"> 県内4か所に学習支援センターを設置することにより、県全体で在籍校での学業継続が困難な者や中途退学者に対して、学習の場を提供し、学業の継続や在籍校への復帰を支援することが可能となった（毎年150名程度受け入れ）。 県内私立高等学校の中退者数は、学習支援センター開設前の平成18年度の1,872人（中退率：3.47%）から、平成29年度では972人（中退率：1.76%）に減少している。 						
	【事業の効率性】	<ul style="list-style-type: none"> 不登校や中退者対策に取り組んでいる私学団体の専任スタッフが、個々の私立学校では対応が難しい学校不適応生に対応することにより、的確で効率的な対応が行われている。 						
5	事業費（千円）	H30決算	R1当初	R2当初	人件費	H30	R1	R2
	歳出	8,310	10,000	10,000	時間	36	36	36
	（うち一般財源）	8,310	10,000	10,000	人件費（千円）	148	148	148
6 見直しの内容								
		<input checked="" type="radio"/> 継続 （ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） <input checked="" type="radio"/> 一部改善 縮小 ） <input type="radio"/> 終了 （ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ）						
【上記の理由】		平成29年度時点では、私立高校の中退率は全国平均の1.5%を上回っているため、引き続き不登校・中途退学防止対策に取り組む必要がある。						
【見直し内容】		<ul style="list-style-type: none"> 学校の教務部門との更なる連携強化を図るとともに、私学団体内に設置した運営委員会の研究の深化により専門性を高め、学習支援センターの一層の機能強化を図る。 						

(様式1号)

R1年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	高等学校英語力向上支援事業	部課(室)	人づくり・県民生活部 私学振興・青少年育成局 私学振興課	事業 開始年度	H27
-----	---------------	-------	------------------------------------	------------	-----

総合計画	10の事項	3	子ども・若者が夢を抱き、将来に向かってはばたけること	中項目	3	「郷土と日本、そして世界を知る力」を育成する
	小項目	2	外国語能力の育成	施策	1	グローバル化に対応した外国語能力の育成

1 事業のねらい・目的

○ 本県の各高等学校の英語教育の充実のため、イングリッシュキャンプを通じて生徒の英語の学習意欲向上と実践的英語コミュニケーション能力の向上を図る。

2 事業概要

○ 高校生イングリッシュキャンプの開催

(1) 対象 : 県内公私立高校生70名 (英語検定準2級、2級程度の英語力を有する生徒)

(2) 期間 : 4泊5日

(3) 内容 : ・ 海外渡航体験 (疑似入国審査)

・ 外国人講師との異文化交流

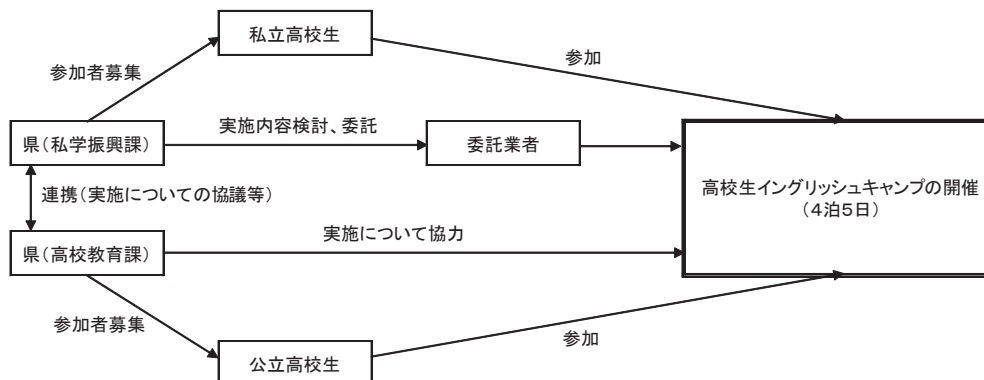
・ グループワーク (プレゼンテーション、ディベート)

・ 英語民間資格・検定試験対策講座 (英語の4技能(読む・聞く・話す・書く)強化対策)

・ 英語日記

・ 日本人スタッフによる講話

【事業スキーム図】



3 事業目標等

成果指標		H27	H28	H29	H30	R1	R2
高校生イングリッシュキャンプの参加生徒数 (H27~28)	目標	100名	100名	—	—	—	—
	実績	70名	70名	—	—	—	—
イングリッシュキャンプ参加後の英検等外部検定・資格の取得割合 (H29~)	目標	—	—	20%	40%	40%	40%
	実績	—	14.3%	35.7%	31.9%	調査中	

【指標の考え方】

- 事業目的 (生徒の英語の学習意欲向上、実践的英語コミュニケーション能力向上) に係る達成度として「参加者のキャンプ後の英検等外部検定・資格の取得割合」を指標とする。
※平成28年度までは「高校生イングリッシュキャンプの参加生徒数」を成果指標としていたが、事業効果の判断が難しいことから、指標を変更した。
- 指標については、イングリッシュキャンプ参加後、6か月以内に英検等の外部検定・資格試験を受験した生徒のうち、合格した生徒の割合とする。
- 目標値については、H29イングリッシュキャンプ参加者アンケート結果から、イングリッシュキャンプ参加後の外部検定・資格試験の合格率 (35.7%) を上回る40%に設定。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

目標達成状況

- ・ 前年度に実績が目標値を上回ったため、今年度は目標値としているイングリッシュキャンプ参加後の英検等外部検定・資格の取得割合を20%から40%に引き上げた。
- ・ 今年度は、難易度の高い準一級の受験者が25名と、昨年度 (14名) に比較して大幅に増加したため全体の合格率が低下し、目標達成には至らなかった。

4 有効性・効率性	<p>【事業の有効性】</p> <ul style="list-style-type: none"> 実施期間を比較的長い4泊5日とし、実践的な英語力の向上を目指した内容を実施したことで、生徒の英語力向上への意識、英語のコミュニケーション能力の更なる向上を図ることができた。 イングリッシュキャンプ参加後に実施したアンケートにおいては、約9割の生徒が「英語等の学習意欲が高まった」、約6割の生徒が「英語力が向上した」と回答している。また、約7割の生徒が参加後に英検等外部検定・資格試験を受験しており、本事業の実施により一定程度成果があったと考えられる。 <p>○平成30年度参加者アンケート（回答者66名）</p> <ul style="list-style-type: none"> イングリッシュキャンプ後の参加者自身の変化 <ul style="list-style-type: none"> ア 英語等の学習意欲が高まった 57名/66名 89.1% イ 英語力が向上した 39名/66名 60.9% ウ 海外留学（ホームステイを含む）について興味が高まった 30名/66名 46.9% イングリッシュキャンプ後の英検等外部検定・資格試験の受験者数 47名/66名 73.4%
	<p>【事業の効率性】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成27年度は英語検定3級～2級程度の英語力を有する生徒を対象としていたが、平成28年度から準2級及び2級程度の英語力を有する生徒に絞り込み、レベルの高いイングリッシュキャンプを実施することで、生徒の英語力向上への意識、英語のコミュニケーション能力の更なる向上を図った。 平成27年度は民間施設で実施していたが、平成28年度から実施施設を県有施設に変更し、施設利用に係る経費を抑えることで、外国人講師を多数配置し、少人数指導を実施することとした。

5 事業費（千円）	H30決算	R1当初	R2当初	人件費	H30	R1	R2
歳出	5,169	5,265	5,265	時間	392	392	392
（うち一般財源）	5,169	5,265	5,265	人件費（千円）	1,611	1,611	1,611

6 見直しの内容
<p> <input checked="" type="radio"/> 継続（ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） <input checked="" type="radio"/> 一部改善 縮小 ） <input type="radio"/> 終了（ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ） </p>
<p>【上記の理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> 異文化を理解し、異なる習慣や文化を持った人々と協調していくためには、外国語能力、とりわけ実践的な英語力を身に付ける必要がある。 イングリッシュキャンプ参加者アンケートの結果、学習意欲や英語力が向上したという効果がみられたことから、今後もキャンプを実施していく必要がある。
<p>【見直し内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業効果の検証及び参加者の一層の英語力向上を図るため、参加者に対し英検等の外部検定・資格試験の受験を促していく。 イングリッシュキャンプ実施後の参加者アンケートの結果を踏まえ、改善を重ねていくことにより、事業効果を高めていく。

(様式1号)

R1年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	英語教育強化事業	部課(室)	人づくり・県民生活部 私学振興・青少年育成局 私学振興課	事業 開始年度	H30
-----	----------	-------	------------------------------------	------------	-----

総合計画	10の事項	3	子ども・若者が夢を抱き、将来に向かってはばたけること	中項目	3	「郷土と日本、そして世界を知る力」を育成する
	小項目	2	外国語能力の育成	施策	1	グローバル化に対応した外国語能力の育成

1 事業のねらい・目的

- ・ 高校生の英語力向上
- ・ 大学入学共通テストでの民間試験の活用 (令和6年度～) に伴う経済的理由による受験機会の格差是正

2 事業概要

1 事業内容
 大学進学希望者など英検等受験希望者に対して、英検準2級等取得の受験料を1年生から3年生まで各学年1回受験する費用について、新しい大学入試の導入期 (R5年度) まで補助する。

2 補助対象者
 私立高校生及び大学入試資格が付与されている私立専修学校高等専門課程 (3校) (第1学年～第3学年) の生徒で、高校生等奨学給付金受給対象者

3 補助額
 受験料の1/2 (上限2,750円)

4 補助対象検定
 英検準2級、GTEC CBT、GTEC for STUDENT、TOEFL、TOEIC等 CEFR (※) A2レベル以上
 ※CEFR: 外国語の学習・教授・評価のための欧州協議会が発表したヨーロッパ共通参照区分

【事業スキーム図】

```

graph LR
  A[福岡県  
(私学振興課)] -- ①募集通知 --> B[高等学校等]
  B -- ②申請書を配布 --> C[生徒  
(保護者県内在住)]
  C -- ③申請書提出 --> B
  B -- ④申請書提出 --> A
  A -- ⑤補助金の交付 --> B
  B -- ⑥補助金の交付 --> C
  
```

3 事業目標等

成果指標		基準 (H29)	H30	R1	R2
私立高校生の英検準2級取得程度の割合	目標		30%	40%	50%
	実績	20.1%	30.4%	34.3%	

【指標の考え方】
 ・ 私立高校生の英語力がどの程度向上しているか判断するため、CEFR A2以上 (英検準2級以上) の英語力を有する私立高校生の割合を成果指標とする (H29年を基準とし、毎年10%上昇を目標とする)。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- ・ 平成30年度は目標達成。

4 有効性 ・ 効率性	【事業の有効性】 ・ 今後、英語資格検定試験の成績が各大学に提供される予定であり、「聞く」「読む」「話す」「書く」の4技能を育成する授業が各私立学校等において実施されることが予想されるため、申請者の増加が見込まれる。
	【事業の効率性】 ・ 各私立学校等に事業の周知・申請者の募集について協力を依頼している。県のホームページに事業概要・申請情報を掲載し、申請者への事業周知を行っている。

5 事業費（千円）	H30決算	R1当初	R2当初	人件費	H30	R1	R2
歳出	648	11,600	8,530	時間	837	837	837
（うち一般財源）	648	11,600	8,530	人件費（千円）	3,439	3,439	3,439

6 見直しの内容	
<input checked="" type="checkbox"/> 継続 （ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） <input checked="" type="checkbox"/> 一部改善 縮小 ） <input type="checkbox"/> 終了 （ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ）	
【上記の理由】 ・ 今後、英語資格・検定試験が大学入試で採用される予定であり、各私立高校等が学校単位で受験を申し込むことが予想され、申請者が増加すると思われるため、事業を継続する。	
【見直し内容】 ・ 高校教育課と連携し、補助対象となる英語資格・検定試験の受験料から、補助の上限額について見直しを行う（▲3,070千円）。 ・ 申請者が増加するなど、一定の成果が得られているものの、更なる私立高校生の英語力向上及び経済的理由による受験機会の格差是正のため、今後は受験見込調査を行い、事業のニーズや効果の検証を実施し、より効果的な事業となるよう努める。	

(様式1号)

R1年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	放課後児童健全育成事業 (放課後児童支援員認定研修)	部課(室)	人づくり・県民生活部 私学振興・青少年育成局 青少年育成課	事業 開始年度	H27
-----	-------------------------------	-------	-------------------------------------	------------	-----

総合 計画	10の事項	2 4	安心して子育てができること 女性がいきいきと働き活躍できること	中項目	1 1	安心して子どもを生き育てることができる社会をつくる 女性が活躍する社会をつくる
	小項目	3 1	子育てを応援する社会づくりの推進 働く場における女性の活躍促進	施策	2 3	多様な保育ニーズへの対応 多様な保育ニーズへの対応 (再掲)

1 事業のねらい・目的

子ども・子育て支援新制度の実施に伴い、放課後児童クラブを運営する放課後児童健全育成事業者は、事業所ごとに放課後児童支援員を配置する必要があり、国が定めた基準に沿った支援員の資格認定のための研修を実施する。

2 事業概要

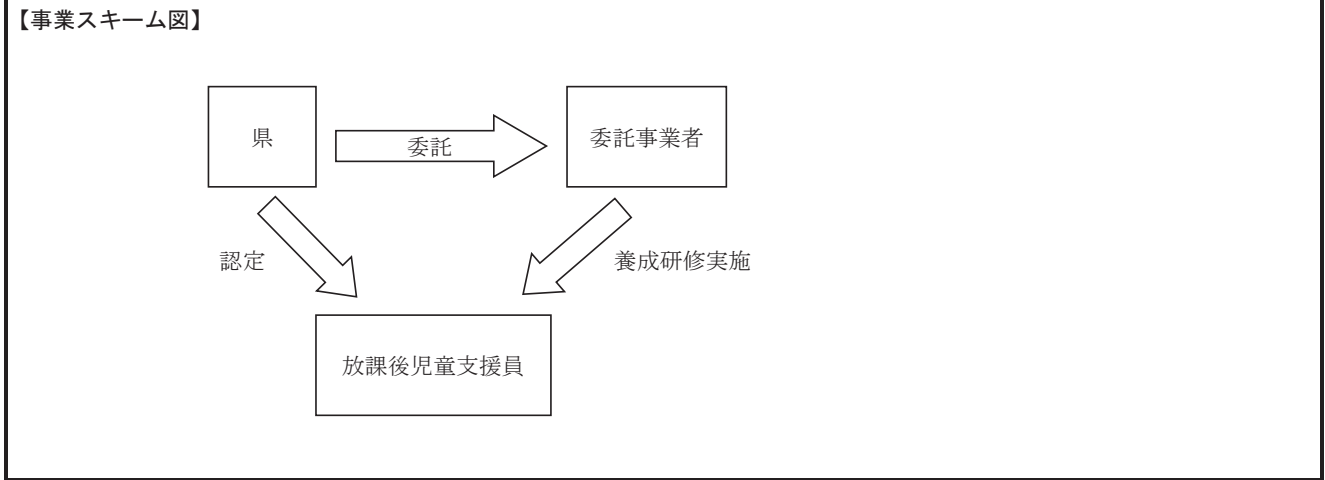
○放課後児童支援員認定研修の実施

(1) 研修概要

①実施主体 都道府県 (一部委託も可)
 ②定員 100名程度
 ③時間数 24時間 (16科目)
 ④研修回数 年12回

(2) 認定研修の科目及び時間数 (24時間16科目)

①放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ) の理解 4. 5時間 (90分×3科目)
 ②子どもの発達等についての基礎知識 6. 0時間 (90分×4科目)
 ③放課後児童クラブにおける子ども・保護者支援のあり方 7. 5時間 (90分×5科目)
 ④放課後児童クラブにおける安全・安心への対応 3. 0時間 (90分×2科目)
 ⑤放課後児童支援員として求められる役割機能 3. 0時間 (90分×2科目)



3 事業目標等

成果指標		H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
放課後児童支援員認定件数	目標	-	800	900	1,100	1,100	1,200	1,200
	実績	0	780	820	1,017	1,068	集計中	

【指標の考え方】

平成26年度当時、放課後児童クラブには指導員が約4,000人従事しており、全員が5年間のうちに研修を修了する必要があるため、1年あたり800件認定することを目標値としていた。平成28年度以降は、放課後児童クラブの増加に対応し、市町村が必要とする支援員数 (約5,000人) を確保するため、認定件数の目標を年間800件から、平成28年度は900件、平成29、30年度は1,100件、令和元年度は1,200件に拡大した。令和2年度は、引き続き放課後児童クラブの増加に伴い支援員も増加していることや支援員の入れ替わりが多く、未受講者も発生しているため、認定件数の目標を1,200件とした。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

平成30年度は講義の欠席等により、研修を修了できなかった受講者が発生したため、目標が達成できていない。

4 有効性・効率性	【事業の有効性】 事業の実施により、放課後児童支援員を認定し、国の基準に基づいた支援員の配置に寄与できた。
	【事業の効率性】 放課後児童健全育成事業に関する、支援技術の向上のための各種研修を実施している団体に委託し実施することにより、効率性を図った。

5 事業費（千円）	H30決算	R1当初	R2当初	人件費	H30	R1	R2
歳出	7,750	8,469	8,472	時間	892	892	892
（うち一般財源）	3,875	4,235	4,236	人件費（千円）	3,665	3,665	3,665

6 見直しの内容
<input checked="" type="checkbox"/> 継続（ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） <input type="checkbox"/> 一部改善 縮小 ） <input type="checkbox"/> 終了（ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ）
【上記の理由】 ・放課後児童支援員が研修を受講しやすいように、研修の開催日程及び場所について見直しが必要。
【見直し内容】 ・市町村の要望に応じて、研修の開催日程及び場所の見直しを行う。

(様式1号)

R1年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	放課後児童クラブ利用料減免事業		部課(室)	人づくり・県民生活部 私学振興・青少年育成局 青少年育成課	事業 開始年度	H29
総合計画	10の事項	2 安心して子育てができること 2 安心して子育てができること 4 女性がいきいきと働き活躍できること	中項目	1 安心して子どもを産み育てることができる社会をつくる 2 きめ細やかな対応が必要な子どもを支える 1 女性が活躍する社会をつくる		
	小項目	3 子育てを応援する社会づくりの推進 2 貧困の状況にある子どもへの支援 1 働く場における女性の活躍促進	施策	2 多様な保育ニーズへの対応 2 生活の支援 3 多様な保育ニーズへの対応 (再掲)		

1 事業のねらい・目的

市町村の生活保護世帯等に対する放課後児童クラブ利用料減免制度を支援し、生活保護世帯等の児童が放課後児童クラブを利用しやすい環境づくりを促進することを目的とする。

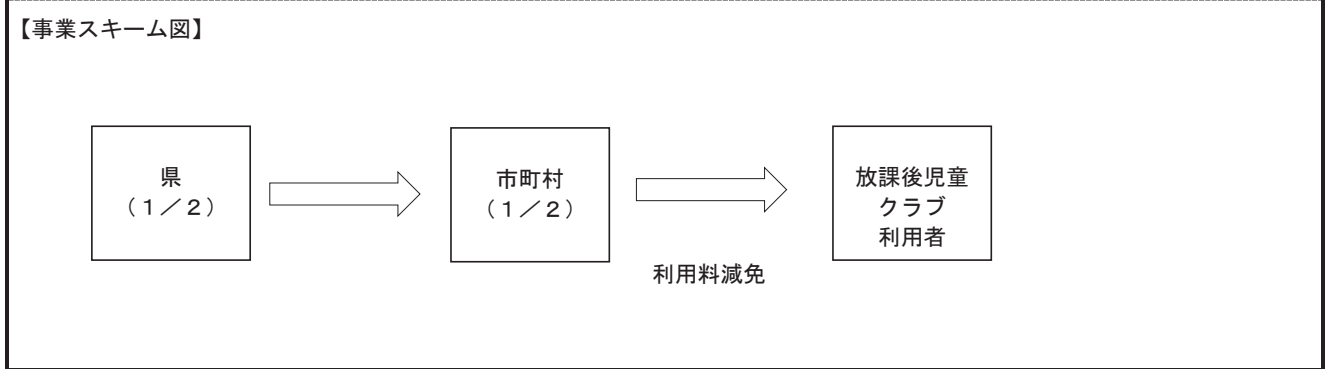
2 事業概要

(1) 内容
市町村が実施する放課後児童クラブの利用料減免のうち、生活保護世帯及び市町村民税非課税世帯に対する利用料の減免に要する経費を助成。

(2) 補助対象世帯及び補助基準限度額
ア 生活保護世帯 月5,000円/人
イ 市町村民税非課税世帯 月2,500円/人

(3) 対象経費
放課後児童クラブ利用料の減免に必要な経費。
※利用料のうち、生活保護の収入認定で控除される額については対象としない。

(4) 補助率
1/2



3 事業目標等

成果指標		H28	H29	H30	R1	R2
実施市町村数	目標	-	40	46	52	59
	実績	34	45	52	56(※)	

(※R1. 5月現在)

【指標の考え方】
令和2年度までに放課後児童クラブを実施している全ての市町村での、放課後児童クラブ利用料減免制度の創設を目指す。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】
平成30年度は目標達成。

4 有効性・効率性	【事業の有効性】 事業開始前の平成28年度までは、放課後児童クラブ利用料減免制度を実施している市町村数が34市町村であったが、事業開始後平成30年度には52市町村が実施することになり、放課後児童クラブ利用料減免制度創設が進んでいる。
	【事業の効率性】 放課後児童クラブ利用料減免を実施している市町村に補助することにより、未実施市町村の減免制度創設を誘導できた。

5 事業費（千円）	H30決算	R1当初	R2当初	人件費	H30	R1	R2
歳出	59,091	71,775	72,799	時間	600	600	600
（うち一般財源）	59,091	71,775	72,799	人件費（千円）	2,465	2,465	2,465

6 見直しの内容	
<input checked="" type="checkbox"/> 継続 （ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） <input type="checkbox"/> 一部改善 縮小 ） <input type="checkbox"/> 終了 （ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ）	
【上記の理由】	生活保護世帯等の児童が放課後児童クラブを利用しやすい環境づくりを促進するため、放課後児童クラブを実施しているすべての市町村において、放課後児童クラブ利用料減免に取り組んでもらう必要があるため。
【見直し内容】	市町村担当者会議等を活用するとともに、利用料減免制度を実施していない市町村に対し、個別に実施に向けての働きかけを行っていく。

事業名	非行少年等の自立促進事業		部課(室)	人づくり・県民生活部 私学振興・青少年育成局 青少年育成課	事業 開始年度	H24
-----	--------------	--	-------	-------------------------------------	------------	-----

総合計画	10の事項	3	子ども・若者が夢を抱き、将来に向かってはばたけること	中項目	1	「学力、体力、豊かな心」を育成する
	小項目	3	豊かな心の醸成	施策	4	少年の非行防止と健全育成

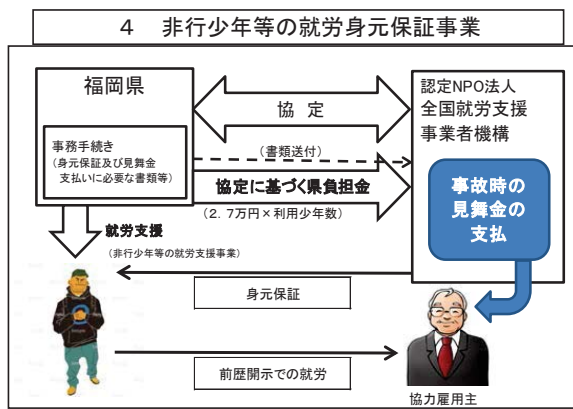
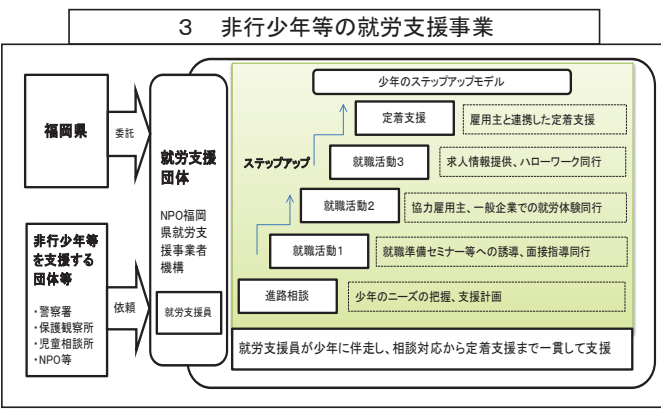
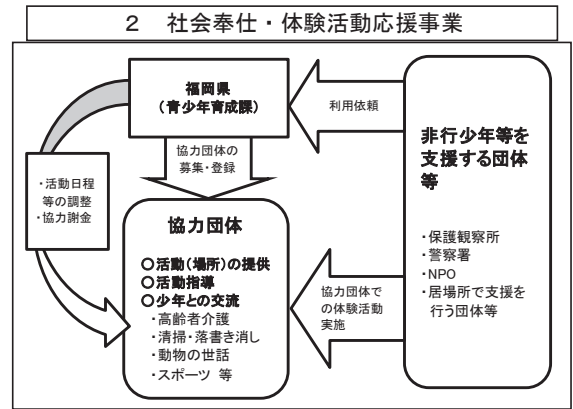
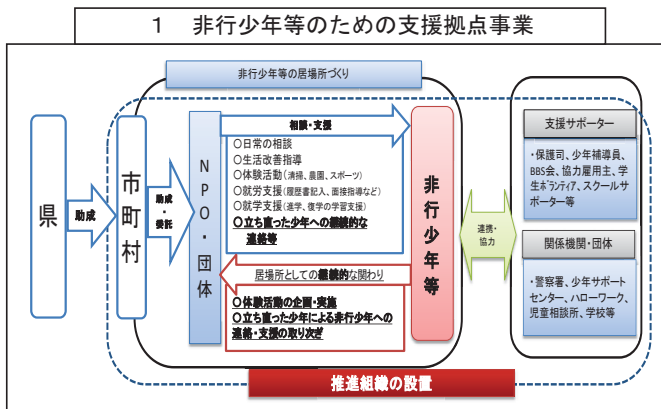
1 事業のねらい・目的

- ・少年非行の防止や、非行少年の立ち直りを支援する社会機運を醸成し、刑法犯少年検挙補導人員の減少を目指す。
- ・非行等の問題を抱える少年（非行少年等）に対し、非行が深化する前に社会的自立を支援する体制や受け皿をつくり、再度の非行を防止することで、健全な育成を目指す。

2 事業概要

- (1) 非行少年等のための支援拠点事業（非行少年等を受け入れ、自立をサポートする市町村事業への補助）
 - ・補助対象：市町村（3カ所。補助率1/2）
 - ・対象事業：非行少年等の自立を支援する拠点に専任スタッフが常駐し、日常の相談や生活改善、就労・就学支援を実施
- (2) 社会奉仕・体験活動応援事業（非行少年等の立ち直りに向けた体験活動の充実）
 - ・事業概要：体験活動を提供する団体の確保と、非行少年等を支援する団体等とのマッチングを県が実施
- (3) 非行少年等に対する就労支援事業（就労による非行少年等の立ち直り支援）
 - ・事業概要：進路相談から就職活動、就労後の定着支援まで一貫した伴走型の就労支援を実施
 - ・委託先：NPO法人福岡県就労支援事業者機構
 - ・対象者：無職少年等
- (4) 非行少年等の就労身元保証事業（NPOが行う身元保証への負担金）
 - ・非行少年等を雇用する事業所のリスク軽減のため、少年が事業所に業務上の損害を与えた場合にNPOが見舞金を支払う
 - ・身元保証期間：就労開始後1年間
 - ・1件当たりの見舞金上限額100万円（累計200万円まで）

【事業スキーム図】



3 事業目標等

成果指標		H28	H29	H30	R1	R2	R3
非行者率（総合計画）	目標	9.8人以下	—	—	—	→	4.5人以下
	実績	5.2人	4.1人	3.4人	調査中		
再犯者数（総合計画）	目標	—	—	—	—	→	720人以下
	実績	870人	606人	492人	調査中		

【指標の考え方】

- 非行少年の立ち直りが目的であるため、事業効果を測る指標として「非行者率」、「再犯者数」を設定する。
- 非行者率（10～19歳までの人口1,000人あたりに刑法犯少年の占める割合）
H28年の約15%減を目指す。
 - 再犯者数（14歳以上の刑法犯少年のうち2回以上検挙された少年の数）
H28年の約20%減を目指す。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- ・H30年については、非行者率、再犯者数ともに、目標に到達している。
- ・R1年も目標達成に向けて事業実施中。

4
有効性・
効率性

【事業の有効性】

- ・非行少年等のための支援拠点事業では、北九州市・久留米市・福岡市へ助成。スタッフが街頭で声をかけ悩みを聞いて、ボランティア活動や、就労に向けた面接指導や復学・就学に向けた学習支援を行い、少年の立ち直りにつながっている。
- ・就労支援事業では、非行や犯罪歴のある人の就労支援を行っているNPOに委託し、就労支援員（保護司）が進路相談から就職活動への同行指導、就労後の定着支援まで一貫した伴走型の就労支援を行った。平成30年度は受け入れた62名の少年のうち20名が就労体験を行い、20名がその後の就職につながるなど、成果が見られる。
- ・これらの事業は、再犯防止施策を検討する国の会議で紹介されたり、他自治体から文書や電話による照会を受けたりするなど、非行少年等の立ち直り支援に関する先進的な事例として参考にされている。

【事業の効率性】

- ・保護観察所、県警、支援拠点設置市、協力雇用主、NPOなど、少年の立ち直り支援に取り組む各機関や団体から構成する「立ち直り支援研究会」を開催し、事業の効率的な実施に向けた意見交換を行い施策に反映している。
- ・非行少年等のための支援拠点事業に取り組む市は、巡回活動や地元のネットワークを生かした情報収集を行うことにより、支援する必要のある少年を効率的に把握している。
- ・非行少年等の就労支援事業では、NPOとの協働（委託）実施により、少年の推薦機関との迅速で密な連携や受入れ先の雇用主とのスムーズな調整や支援を行うことができている。

5 事業費（千円）	H30決算	R1当初	R2当初	人件費	H30	R1	R2
歳出	13,151	12,953	12,933	時間	1,572	1,229	1,229
（うち一般財源）	13,151	12,953	12,933	人件費（千円）	6,458	5,049	5,049

6 見直しの内容

継続（ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） 一部改善 縮小 ）
 終了（ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ）

【上記の理由】

- ・少年の立ち直り支援に関して具体的な効果が表れており、今後も現状に則した見直しを図りながら、継続していく意義は大きいと考えられる。
- ・支援に際しては、少年の状況や立ち直りの段階に応じたきめ細かな支援を実施。

【見直し内容】

- ・就労支援事業については、より多くの非行少年等に対する支援が行えるよう、各種会議の場における事業PRや、支援機関・団体に対する個別の事業説明等をきめ細かにを行い、利用の促進を図る。
- ・NPOやボランティア団体、保護観察所等と連携して課題や対応策を意見交換し、少年の再犯防止に向けた必要な取組み、また、効果的な取組みについて検討する。

(様式1号)

R1年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	若者自立相談事業		部課(室)	人づくり・県民生活部 私学振興・青少年育成局青少年育成課	事業 開始年度	H30
総合計画	10の事項	3	子ども・若者が夢を抱き、将来に向かってはばたけること	中項目	1	「学力、体力、豊かな心」を育成する
	小項目	3	豊かな心の醸成	施策	4	少年の非行防止と健全育成

1 事業のねらい・目的

- 相談のたらい回しの防止や、一つの専門機関では対応できない子ども・若者の多種多様な相談への対応の充実が必要
- 外出することが難しいため、専門機関に繋がっていないひきこもりや若年無業に対応するため、各家庭に赴いて訪問相談を充実させる必要がある。
- 高校中退から無業、不登校からひきこもりなど、年齢や状況の変化に応じ、対応する専門機関が変わる際に個人情報を引き継ぐ仕組みがなく支援が途切れている。
- 全国20都県において、子ども・若者からの多種多様な悩みに一元的に対応する子ども・若者支援拠点を設置。
- 社会資源や財政力の乏しい市町村での子ども・若者支援拠点設置は全国的に進んでおらず、県の取組みが重要。【政令市8/20市、中核市5/54市、その他55/1,724市町村】
- 相談先が判らない子ども・若者やその保護者からの相談にワンストップで対応するとともに、相談機関に出向くことが困難なひきこもりや若年無業者等に訪問相談を行い、状況を把握した上で専門機関に繋ぎ、適切な支援を提供する。

2 事業概要

若者自立相談窓口の運営

実施主体：県（社会福祉法人等に業務委託）

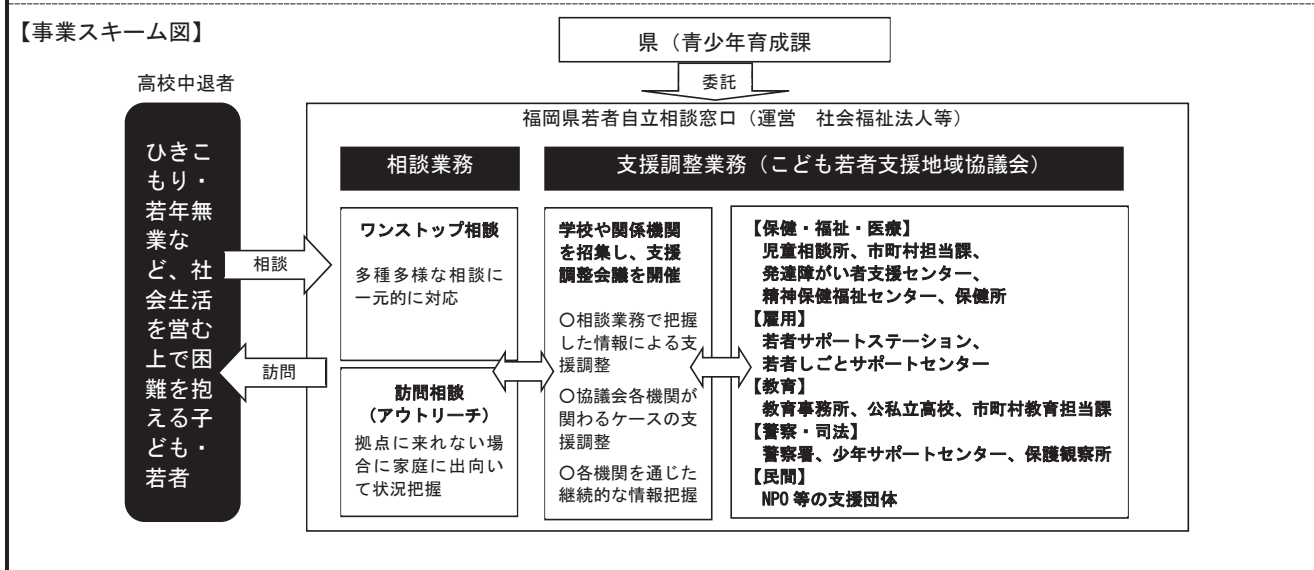
- ・開所日 月曜日から土曜日（日曜休）
- ・開所時間 10：00～19：00
- ・相談対応 来所面談、訪問面談、電話、メール

①相談業務（相談員）

- ワンストップ相談
複数の専門機関で対応することが必要な多種多様な相談に、ワンストップで対応。
- 訪問相談（アウトリーチ）
支援拠点まで出向くことが難しい場合に、家庭に赴いて状況を把握するとともに、信頼関係を構築。専門機関への同行など適切な支援に繋げる。

②支援調整業務（コーディネーター）

- 相談業務からの支援調整
ワンストップ相談窓口で受けた相談内容に基づき、学校や専門機関で構成する地域協議会において、個人情報の共有及び支援に携わる機関や連携体制を確認。
- 既に各機関が対応している場合の支援調整
高校中退により学校との関わりがなくなる場合や、複合的な問題を有する場合など、既に対応している機関から提供された個人情報に基づき、関係機関を招集して支援調整を行う。
- 継続的状況把握
支援調整を行った子ども・若者の個人カルテを作成し、定期的に各機関を通じて状況を把握しながら、適宜支援調整を実施。社会的自立を果たすまで、継続的に支援。



3 事業目標等							
成果指標		H30	R1	R2	R3	R4	
相談件数（人）	目標	360	420	480	480	480	
	実績	171	※378				
子ども・若者支援地域協議会 代表者会議・ケース会議の開催回数 ※ケース会議は（）内	目標	3 (20)	3 (20)	1 (20)	1 (30)	1 (30)	
	実績	3 (0)	※1 ※(10)				

※RT.9末現在

【指標の考え方】

- ・困難を有する子ども・若者を適切な支援へ繋いでいくため、若者自立相談窓口における相談件数を成果指標とする。
 ※1 北九州市の実績を参考に目標を設定： 新規10件+継続10件 =20件×12カ月+120件（情報提供等）=360件<H30>
 [他機関からの依頼増] 25件×12カ月+120件 =420件<R1>
 [継続案件の増] 30件×12カ月+120件 =480件<R2～>
- ・困難を有する子ども・若者の状況に応じた切れ目のない支援を行うためには、関係機関の情報共有及び連携が重要であることから、協議会開催件数を成果指標とする。
 ※2 代表者会議 年1回開催、ケース会議 通常月は月1回、長期休暇期間（3,7,8,12月）は月3回開催を目標に設定

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

○相談件数：
 平成30年度は9月開設（活動は7か月間）のため、171件で未達成。今年度は9月末現在、目標以上の相談件数で推移している。

○子ども・若者支援地域協議会：
 平成30年度は、ケース会議を必要とする案件がなかったことから、ケース会議開催は0件で未達成。代表者会議は目標の年3回開催を達成し、その中で、窓口開設後のより実効的な連携支援を目指すため、協議会の構成及び構成機関を見直した。令和2年度以降、代表者会議は年1回程度の開催とし、具体的な支援を実施するケース会議をより充実させることとしている。

4 有効性・効率性	【事業の有効性】 高校中退等で進路が定まらず社会とのつながりが切れてしまう若者を、適切な支援機関につないで切れ目のない支援を実施することで、対象となる若者の社会的・職業的な自立を実現している。
	【事業の効率性】 ○フンストップで相談を受け、適切に状況を把握し専門支援機関に引き継ぐことで、相談先がわからない若者や複合的な問題を有する若者に対する効率的な支援ができる。 ○ケース会議を実施することで、各支援機関と顔の見える関係性を構築し、より効果的な連携支援ができる。 ○高等学校と連携をとり、高校を中退する時点で窓口とつながることで、社会とのつながりが切れることを防ぎ、切れ目のない支援につなげている。 ○最終的には就労による自立を図ることで、社会コストの軽減及び税収増につなげることができる。

5 事業費（千円）	H30決算	R1当初	R2当初	人件費	H30	R1	R2
歳出	12,601	13,721	13,059	時間	2,015	1,612	1,612
（うち一般財源）	5,865	6,861	6,530	人件費（千円）	8,278	6,623	6,623

6 見直しの内容	
<input type="checkbox"/> 継続（ 拡充 <input type="checkbox"/> 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） 一部改善 <input type="checkbox"/> 縮小 ） <input type="checkbox"/> 終了（ 完了 <input type="checkbox"/> 再構築（他の事業に組み替え） <input type="checkbox"/> 廃止 ）	
【上記の理由】	相談件数は増加傾向にあり、今後も各支援機関との連携をより一層強化し、一人でも多くの若者の社会的・職業的な自立を実現させるために、本事業を継続して実施する必要がある。
【見直し内容】	○県子ども・若者支援地域協議会： 代表者会議と実務者会議（ケース会議）の2層構造を活かし、より効果的な取組みの実施につなげていく。 ○窓口設置場所の移転： 現在は民間ビルに入居しているが、令和元年12月末に筑紫総合庁舎に移転予定。これにより相談者の利便性や安全性が向上するとともに、事務所賃借料の削減が見込まれる（▲840千円）。

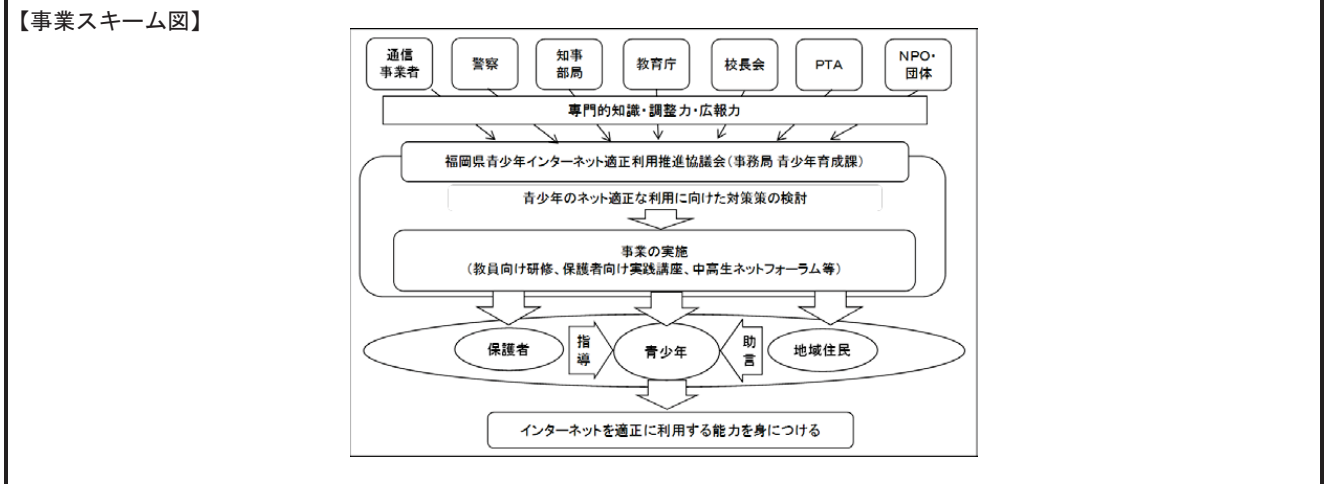
(様式1号)

R1年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	青少年ネット適正利用促進事業	部課(室)	人づくり・県民生活部 私学振興・青少年育成局 青少年育成課	事業 開始年度	H26
-----	----------------	-------	-------------------------------------	------------	-----

総合計画	10の事項	3	子ども・若者が夢を抱き、将来に向かってはばたけること	中項目	1	「学力、体力、豊かな心」を育成する
	小項目	3	豊かな心の醸成	施策	5	インターネット適正利用の推進

1 事業のねらい・目的	インターネットによる犯罪被害やいじめ、ネット依存から青少年を守るとともに、青少年のインターネットの適正な利用を促進する。
2 事業概要	<p>1 福岡県青少年インターネット適正利用推進協議会の運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ○内容 専門性のある通信事業者・NPOなど、官民一体となった協議の場を設け、青少年のインターネットの適正な利用に向けた対策を検討し、行政などの調整力や広報力を発揮することで、事業や企画を総合的に推進する ○構成 知事部局、教育庁、警察、校長会、PTA団体、通信事業者、NPOなど ○開催 協議会1回、部会2回 <p>2 青少年自らが考え、自主的な行動に結びつける参加型啓発の普及・実施</p> <p>(1) 保護者に対するネットトラブル防止啓発の実施</p> <p>平成27年度に実施した小学生向けプログラムの成果の普及とともに、保護者に対する取組みの充実を図る。</p> <p>【保護者向け実践講座】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○内容 家庭や地域でのネット適正利用に向けた取組みを促進するため、実機を使いフィルタリング等を学ぶ講座を開催 ○対象 小学校PTA役員等 ○開催 県内4か所 <p>(2) 中学校教員向け研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ○内容 県内の各中学校で行われている校内研修等に専門講師を派遣し、情報モラルに関する生徒指導のポイントなどを学ぶ研修会を開催 ○対象 中学校の教員 ○開催 70校程度/年(5年間で県内の全中学校で実施) <p>(3) 生徒自らがネットのルールやマナーを考える「中学生ICTサミット」の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ○内容 中学生と高校生がネット利用の問題や適正な利用の仕方について議論し考えたルールやマナーを発表 ○参加 県内の中学生及び高校生 10校40名程度 ○開催 県内1か所 <p>3 保護者や教員等が青少年のネットトラブルを予防し対応するための環境整備の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○内容 ネットパトロール員が活動を円滑に行えるよう、悪質な書き込みの対処方法やパトロールのコツなどを相談できる窓口を設置 ○対象 平成26、27年度ネットパトロール員養成講座受講者



3 事業目標等

成果指標		H28	H29	H30	R1	R2
教員向け研修参加者数	目標	(小学校) 250人 (中学校) 100人	(小学校) 250人 (中学校) 100人	(小学校) 250人 (中学校) —	—	—
	実績	(小学校) 64人 (中学校) 56人	(小学校) 89人 (中学校) 56人	(小学校) 45人 (中学校) —	—	—
保護者向け実践講座参加者数	目標	250人	250人	250人	250人	250人
	実績	162人	132人	93人	3月実施	
中学校教員向け派遣研修実施中学校数	目標	—	—	73校	73校	73校
	実績	—	—	61校	実施中	
中高生熟議への参加者数	目標	40人	40人	40人	40人	40人
	実績	67人	35人	42人	実施中	

【指標の考え方】

- ・H27 年度からは各学校において参加型啓発を実施できるよう、教員向け研修を実施。なお、教員向け研修のうち、中学校教員向け研修は H29 年度に終了し、H30 年度は小学校教員向け研修のみ実施。生徒参加型啓発の手法を普及させる指標として、教員対象の研修参加者を指標とする。会場定員（福岡会場 70 名、北九州・筑豊・筑後会場各 60 名）を目標値とする。
- ・家庭でのネット適正利用の取組みを促進させる指標として、保護者対象の実践講座参加者数を指標とする。会場定員（福岡会場 70 名、北九州・筑豊・筑後会場各 60 名）を目標値とする。
- ・平成 30 年度から県内の中学校に専門講師を派遣し、教員向け派遣研修を実施。生徒参加型啓発の手法を普及させる指標として、研修実施校を指標とする。5 年で県内全中学校（365 校）の研修を行うものとし、年に 73 校を目標値とする。
- ・中高生 ICT サミットについては、参加生徒数を成果指標とする。10 校 40 名の参加を目標値とする。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- ・小学校教員向け研修では学校長などを集めた会議での周知など広報に努めたが、多忙等の理由により一部の教員の参加に留まり、目標未達成。
- ・保護者向け実践講座では 2 月と 3 月に開催しているが、3 月開催の参加者が少ない等の理由により目標未達成。
- ・中学校教員向け研修では学校の年間行事計画との調整が難しい等の理由により目標未達成。
- ・中高生熟議は目標達成

4 有効性・効率性

【事業の有効性】

- ・協議会において、官民が連携して青少年のネット利用に関する課題の抽出や施策を検討し、施策を実施することにより、青少年のネット適正利用に向けた取組みの促進が図られている。

【事業の効率性】

- ・事業実施にあたっては、教育委員会や P T A 団体を通じた周知や、研修会等の運営に協議会委員の協力を得て、効率的に行うことができている。

5 事業費（千円）	H30決算	H31当初	R2当初	人件費	H30	R31	R2
歳出	7,077	6,303	5,693	時間	2,418	2,418	2,418
(うち一般財源)	7,077	6,303	5,693	人件費（千円）	9,934	9,934	9,934

6 見直しの内容

継続（拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） 一部改善 縮小）
 終了（完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止）

【上記の理由】

- ・インターネットトラブルは依然増加傾向にあるため、中高生を対象とした取組みが引き続き必要である。

【見直し内容】

- ・保護者向け実践講座に関しては、保護者の参加人数が多い 2 月開催とする。
- ・ネットパトロール員専門相談窓口に関しては、ネットパトロール員の専門相談窓口を設置し、その活動を支援することにより、ネットパトロールの手法の普及が図られたため、令和元年度で事業を終了する。（▲612 千円）
- ・刻々と変化しているインターネット環境や利用の低年齢化などの現状を的確に捉えながら、引き続き、官民一体となった推進協議会の中で課題や対応策を十分協議し、効果的な取組みを実施していく。

(様式1号)

R1年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	放課後子供教室事業	部課(室)	人づくり・県民生活部 私学振興・青少年育成局 青少年育成課	事業 開始年度	H28
-----	-----------	-------	-------------------------------------	------------	-----

総合 計画	10の事項	3	子ども・若者が夢を抱き、将来に向かってはばたけること	中項目	2	「社会にはばたく力」を育成する
	小項目	1	知識や経験等を生かした課題解決能力の育成	施策	1	遊び体験、自発的、能動的な体験活動の充実

1 事業のねらい・目的

地域の実情に応じて、全ての児童を対象とした安全・安心な活動場所を確保し、様々な体験・交流活動の機会を定期的・継続的に提供する。

2 事業概要

○事業内容

市町村が実施する放課後子供教室に要する経費に対して助成する。
(国1/3、県1/3、市町村1/3)

○補助対象経費

放課後に行う多様な活動に要する経費を補助する。
(地域コーディネーターや教育活動推進員等、有償スタッフの人件費・体験活動講師謝金・旅費 等)

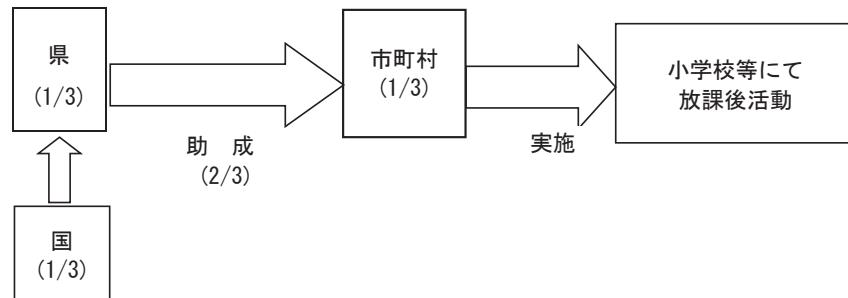
【内容の変更(平成29年度~)】

市町村が活用しやすい補助制度に改正

- ・体験活動を実施する場合 → 青少年育成課へ申請
- ・体験活動に併せて学習支援を実施する場合 → 社会教育課へ申請

活動内容	所管課	
	改正前	改正後
体験活動	青少年育成課	青少年育成課
学習支援と体験活動をセット	社会教育課	社会教育課
学習支援		

【事業スキーム図】



3 事業目標等

成果指標		H28	H29	H30	R1	R2
		放課後活動実施市町村数(総合計画)	目標	-	44	48
	実績	40	45	47	調査中	

【指標の考え方】

- ・放課後活動を実施する市町村数を成果指標とする。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- ・平成30年度については、支援員の確保や予算確保等課題があり、目標に対して未達。

4 有効性 ・ 効率性	【事業の有効性】 ・教育委員会と連携して事業を推進することで、各市町村が体験活動や学習支援等の地域の実情に応じた放課後活動に取り組みやすくなったため、児童の安全・安心な居場所の確保が進んでいる。
	【事業の効率性】 ・市町村が実施主体であるため、地域の実情に応じた様々な体験活動が提供できた。

5 事業費（千円）	H30決算	R1当初	R2当初	人件費	H30	R1	R2
歳出	16,575	17,753	—	時間	480	480	—
（うち一般財源）	9,092	9,028	—	人件費（千円）	1,972	1,972	—

6 見直しの内容	
継続（ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） 一部改善 縮小 ） <input checked="" type="radio"/> 終了 完了 <input checked="" type="radio"/> 再構築（他の事業に組み替え） 廃止)	
【上記の理由】 「放課後子供教室事業」を社会教育課「地域学校協働活動事業」に統合し、「地域学校協働活動事業」を全市町村において実施することで、「放課後子供教室事業」の児童に対して学習支援、体験活動の提供を行うため。	
【見直し内容】 社会教育課所管の「地域学校協働活動事業」へ統合	

(様式1号)

R1年度 事務事業評価書 (既存事業分)

事業名	ふくおかグローバル青年育成事業	部課(室)	人づくり・県民生活部 私学振興・青少年育成局 青少年育成課	事業 開始年度	H28
-----	-----------------	-------	-------------------------------------	------------	-----

総合 計画	10の事項	3	子ども・若者が夢を抱き、将来に向かってはばたけること	中項目	3	「郷土と日本、そして世界を知る力」を育成する
	小項目	1	郷土の魅力を学び、世界の多様性を理解	施策	2	国際的視野を持つ人材の育成

1 事業のねらい・目的

【学 生】県内の企業や自治体が世界（アジア）を舞台に活躍している現状を体感、認識させ、国際的な視野を広げるとともに、県内企業等の魅力を伝えることで、将来の選択肢を増やす。

【社会人】グローバルな視点を持ち、職場や団体等で中核的存在となるような人材の育成を目指す。

2 事業概要

(1) 事前研修 3回 (1泊2日研修2回)

【目 的】訪問国に関する事前研修などに加え、下記のプログラムを導入し、海外の青年と交流する際に、郷土の歴史や文化、産業等について語るができるようにする。

- ・郷土の歴史（特にアジアとの交流や近現代史等）や文化、偉人、産業等について学ぶ
- ・県の課題（グローバル化、少子・高齢化等）や政策（水素戦略や70歳現役社会づくり等の新しい社会づくり）などについて学ぶ

(2) 海外研修 (7泊8日)

【目 的】海外体験研修を通じて、県内企業や自治体がアジアを舞台に活躍している現状を体感、認識させる。
(視察中心ではなく、交流・体験活動を重視した内容)

【訪問先】発展著しい中・先進国と、これからの発展が期待されるアジア諸国から2か国を選定。

(3) 事後研修 2回 (1泊2日研修1回)

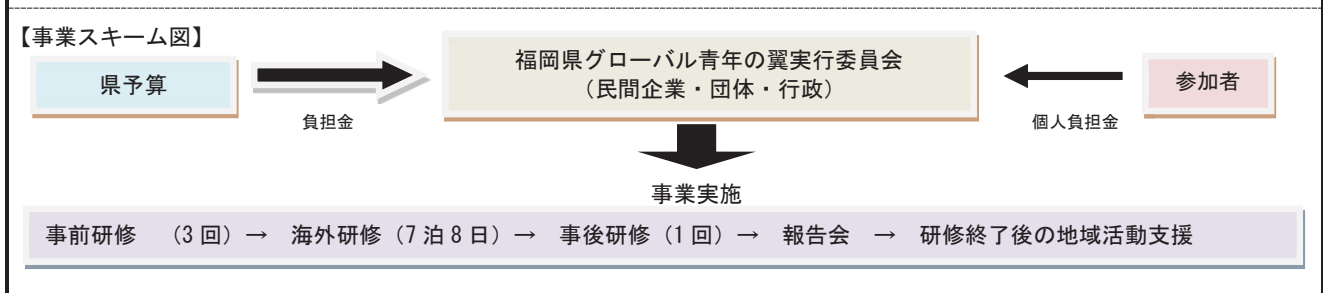
【目 的】海外体験研修について学んだことのレビュー、成果発表、報告書作成、報告会準備など。

(4) 研修終了後の地域活動支援

【目 的】研修終了後もそれぞれの地域や組織で活躍できるよう、継続した支援を実施する。

【内 容】

- ① 交流会 (年1回)
- ② 勉強会 (若手起業家など各界で活躍する方との車座談義、県内留学生との交流)
- ③ 県事業や社会貢献活動とのマッチング



3 事業目標等

成果指標		H28	H29	H30	R1	R2
国際的な視野を持ち、地域活動への関心度が増した若者の率	目標	100%	100%	100%	100%	100%
	実績	23 (人) 100%	23 (人) 100%	24 (人) 100%	調査中	

【指標の考え方】
参加者のうち、国際的な視野を持ち、地域活動への関心度が増した若者の占める率を指標とし、事業実施後の参加者のレポート等により確認する。全参加者の関心度が増すことを目標とする。
※ 実績の(人)は参加者数。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】
平成30年度は目標を達成した。

4 有効性 ・ 効率性	<p>【事業の有効性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H30年度事業の参加者全てのレポートから、グローバルな知見を以て地域で活躍する事の重要性に対する気付きがあった。 ・プログラム終了後もグローバルな知見を深めるために海外に留学をするなどし、継続的な学習に努める動きが見られる。 ・プログラム参加者OBの任意団体による社会貢献活動など、地域における活動にも取り組んでいる
	<p>【事業の効率性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間企業・団体・行政などからなる「福岡県グローバル青年の翼実行委員会」において、国内での研修内容や、海外研修における訪問先や交流内容について検討し、効率的なプログラム構築に努めている。 ・研修報告会は、研修に関係する人、団体だけでなく広く一般に向けて発信することで、効率的に事業の広報を行い、継続的な参加者募集につなげている。

5 事業費 (千円)	H30決算	R1当初	R2当初	人件費	H30	R1	R2
歳出	7,038	7,326	7,296	時間	1,410	806	806
(うち一般財源)	3,519	3,663	3,648	人件費 (千円)	5,793	3,312	3,312

6 見直しの内容	<input checked="" type="checkbox"/> 継続 (拡充 改善 (実施方法の大きな変更等を伴うもの) <input type="checkbox"/> 一部改善 縮小) <input type="checkbox"/> 終了 (完了 再構築 (他の事業に組み替え) 廃止)		
【上記の理由】	<ul style="list-style-type: none"> ・地方創生が求められる中、グローバルな視点を持ち、地域で活躍する人材の育成はますます重要な課題。 ・アジアに近い特性を生かし、地域・郷土の歴史をグローバルな視点で学び、発展著しいアジアの現状を体感させることで、引き続きグローバル人材の育成に努める。 		
【見直し内容】	<ul style="list-style-type: none"> ・官民一体となった実行委員会において、研修内容、視察先など、アジア情勢を的確に把握し効果的な取り組みを実施していく。 		

事業名	福岡県青少年国際スポーツ交流事業	部課(室)	人づくり・県民生活部 私学振興・青少年育成局 青少年育成課	事業 開始年度	H29
-----	------------------	-------	-------------------------------------	------------	-----

総合計画	10の事項	3	子ども・若者が夢を抱き、将来に向かってはばたけること	中項目	3	「郷土と日本、そして世界を知る力」を育成する
	小項目	1	郷土の魅力を学び、世界の多様性を理解	施策	2	国際的視野を持つ人材の育成

1 事業のねらい・目的

- ・ 友好提携都市である中国・江蘇省との交流をこれまで実施してきた文化分野に限らず、新たにスポーツ分野を加え、青少年交流を拡大・強化するとともに、中国のみならず、他の多くの国の青少年との交流を図ることで、多様な価値観、考え方の違いを理解し、福岡県の将来を担うグローバルな視点を持った人材の育成を目指す。
- ・ 江蘇省からも青少年を受け入れることにより、お互いの青少年が両国を訪問するという相互交流を実施し、江蘇省との交流拡大を図る。

2 事業概要

(1) 国際青少年サッカー大会への派遣

友好提携都市の中国・江蘇省で開催されるヨーロッパ、アジア、東南アジアから8か国(日本・福岡を含む)の青少年が参加する「国際青少年サッカー大会」へ選手団を派遣し、大会参加の他、期間中現地で開催される様々な交流イベントを通じて、より多様性のある環境での青少年交流を図る。

- 日程 7泊8日
- 訪問先 中国・江蘇省
- 対象 15歳未満の青少年(22名 指導者4名含む)
12歳未満の青少年(22名 指導者4名含む)
※それぞれ別時期に開催される2つの大会に参加

【行程表】

1日目	2日目	3日目～4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
●出発 福岡 →上海 →江蘇省内の都市	●市内サッカーチームとの合同交流練習 ●江蘇省選抜チームとの交流練習試合 ●大会参加国合同レセプション	●大会参加	●大会参加 ●閉会式	●大会参加国の選手との混成チームによる多国籍交流試合	●帰国 江蘇省内の都市 →上海 ●中国プロサッカーチームユースとの合同交流試合	●帰国 →上海 →福岡

(2) 江蘇省青少年サッカー訪日団の招致

福岡県で開催される小学生のサッカー大会に江蘇省の小学生のサッカーチームを招致し、サッカーを通じた青少年交流を実施する。大会による交流に加え、地元小学校を訪問しての交流や県内観光地への訪問を通じて、福岡県と江蘇省との交流の拡大を図るとともに、多様な価値観を理解することができるグローバルな視点を持った青少年の育成を図る。

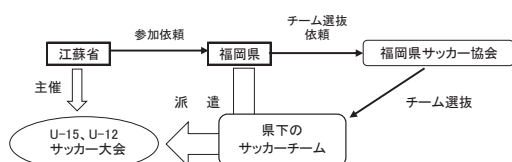
- 招致期間 5日間
- 大会期間 2日間
- 招致人数 江蘇省の小学生 32人(1チーム:小学生16人×2チーム)
監督、コーチ等の指導者 8人(1チーム:指導者4人×2チーム)

【行程表】

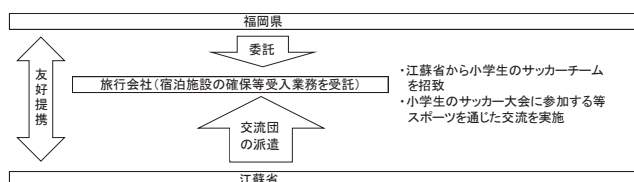
1日目	2日目	3日目	4日目	5日目
●来日 ・知事表敬 ・地元チームとの交流 ・歓迎レセプション	●大会	●大会	●地元小学校の訪問 ●県内視察 TOTO、トヨタ自動車等	●帰国 ・太宰府天満宮視察

【事業スキーム図】

(1) 国際青少年サッカー大会への派遣



(2) 江蘇省青少年サッカー訪日団の招致



3 事業目標等

成果指標			H29	H30	R1	R2	R3
参加予定者数に対する実参加者の率	派遣	目標	100%	100%	100%	100%	
		実績	50%	50%	50%		
	招致	目標	—	—	100%	100%	
		実績	—	—	調整中		

【指標の考え方】

- ・派遣については、U-15、U-12それぞれの大会における選手の参加者数の規定は18人とされており、年間合計36名の交流派遣を指標とする。
- ・招致については、小学生32名を福岡県に招聘することとしており、この人数を指標とする。

【目標達成状況、未達成のときはその理由】

- ・派遣については、U-15大会が、中国国内の全国体育大会の日程と重複したため、開催が中止となったことにより、平成30年度は未達成。

4 有効性・効率性

【事業の有効性】

- ・派遣した選手からは、「貴重な経験ができた」などの感想があり、相互の文化や言語の違いを体感させ、グローバルな人材育成を図ることができている。

【事業の効率性】

- ・事業実施にあたっては、福岡県サッカー協会や、派遣するサッカーチームの指導者や保護者の協力を得て、効率的に行うことができている。

5 事業費（千円）	H30決算	R1当初	R2当初	人件費	H30	R1	R2
歳出	3,611	5,175	3,584	時間	605	1,209	1,209
（うち一般財源）	2,854	2,600	1,804	人件費（千円）	2,486	4,967	4,967

6 見直しの内容

継続（ 拡充 改善（実施方法の大きな変更等を伴うもの） 一部改善 縮小 ）
 終了（ 完了 再構築（他の事業に組み替え） 廃止 ）

【上記の理由】

- ・U-15大会の開催の見通しが立たないため、当該大会への選手の派遣を中止する。ただし、スポーツによる青少年の国際交流はグローバル人材の育成に効果的であることから、派遣及び招致の相互交流については、引き続き実施。

【見直し内容】

- ・U-15大会への派遣を中止する。（▲1,638千円）